

令和5年第1回北中城村議会定例会会期日程表

開 会 3月 3日（金曜日）

会期 22 日間

閉 会 3月 24日（金曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
3. 3	金	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議員全員協議会 施政方針 議案説明
3. 4	土	休 会		各自研究
3. 5	日	休 会		各自研究
3. 6	月	本会議	午前10時	質疑、委員会付託省略、討論、決定（条例、補正予算、報告等） 質疑、委員会付託（条例、当初予算等） ※一般質問通告締切（午後5時）
3. 7	火	委員会	午前10時	委員会審査 予算質疑事項の検討、抜き出し、 質疑事項各課へ通知
3. 8	水	委員会	午前10時	委員会審査 付託案件・陳情案件等審議
3. 9	木	委員会	午前10時	委員会審査 各課聞き取り
3. 10	金	委員会	午前10時	委員会審査 各課聞き取り
3. 11	土	休 会		各自研究 （中学校卒業式）
3. 12	日	休 会		各自研究
3. 13	月	委員会	午前10時	委員会審査 各課聞き取り
3. 14	火	委員会	午前10時	委員会審査 各課聞き取り
3. 15	水	本会議	午前10時	一般質問 （幼稚園卒園式）
3. 16	木	本会議	午前10時	一般質問
3. 17	金	本会議	午前11時	一般質問 （北中城小学校、島袋小学校卒業式）
3. 18	土	休 会		各自研究
3. 19	日	休 会		各自研究
3. 20	月	委員会	午前10時	委員会審査 委員長報告確認
3. 21	火	休 会		各自研究 （春分の日）
3. 22	水	委員会	午前10時	委員会審査 委員長報告確認
3. 23	木	委員会	午前10時	議員全員協議会（合同審査）
3. 24	金	本会議	午前10時	委員長報告、質疑、討論、決定（議案、陳情案件等） 議員研修会等派遣決議・調査の申出及び閉会中の継続審査 閉 会

令和5年第1回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 3 月 3 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和5年3月3日 午前10時07分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和5年3月3日 午後2時21分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	7 番 議 員		伊 集 守 吉			
	8 番 議 員		大 城 律 也			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長		学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和5年3月3日（金曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		行政報告	
4		令和5年度施政方針	
5	議案第1号	北中城村個人情報保護法施行条例の制定について	説 明
6	議案第2号	北中城村情報公開条例の一部を改正する条例について	〃
7	議案第3号	北中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について	〃
8	議案第4号	北中城村功労者表彰条例の一部を改正する条例について	〃
9	議案第5号	北中城村アワセゴルフ場地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部の改正について	〃
10	議案第6号	北中城村ライカム地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部の改正について	〃
11	議案第7号	北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	〃
12	議案第8号	都市公園区域の変更について	〃
13	議案第9号	中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について	〃
14	議案第10号	令和4年度北中城村一般会計補正予算（第6号）について	〃
15	議案第11号	令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について	〃
16	議案第12号	令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	〃
17	議案第13号	令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第6号）について	〃
18	議案第14号	令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）について	〃

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
19	議案第15号	令和5年度北中城村一般会計予算について	説 明
20	議案第16号	令和5年度北中城村国民健康保険特別会計予算について	〃
21	議案第17号	令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について	〃
22	議案第18号	令和5年度北中城村水道事業会計予算について	〃
23	議案第19号	令和5年度北中城村下水道事業会計予算について	〃
24	報告第1号	令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告につい て	報 告

○議長（比嘉義彦）

皆様、おはようございます。ただいまから令和5年第1回北中城村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時07分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時07分）

日程に入るに先立ち、会務の報告をします。

会務の報告。

令和4年12月から令和5年2月までの会務報告となります。

12月5日、県町村議会議長会定例役員会・年末懇親会が開催され出席しました。

6日、12月定例議会に向けての議会運営委員会を開催しました。

9日から20日まで12月定例議会を開催しました。

12日、令和4年度民生委員・児童委員感謝状等贈呈式が開催され出席しました。

17日、ふれあい福祉交流会第19回ポッチャ大会が開催され、議会チームとして4名の議員が参加しました。

令和5年1月6日、中城北中城消防本部での消防出初式に出席し、祝辞を述べました。

8日、令和5年北中城村はたちを祝う記念式典が開催され出席し、祝辞を述べました。

12日、村功労者表彰式が開催され出席し、祝辞を述べました。

17日、中部広域市町村圏事務組合理事・議員及び中部市町村会合同研修会が開催され出席しました。

20日、中部地区町村議会議長会1月定例会及び年始会が北谷町で開催され副議長と共に出席しました。

21日、沖縄花のカーニバル2023オープニングイベントが開催され出席しました。

26日、福岡県築上町議会行政視察研修受入を行い、挨拶を述べました。

27日、中城城跡管理協議会業務委託に関する

説明会が開催され出席しました。

28日、第25回日米ジョイントコンサートが宜野湾市で開催され出席しました。

30日、中部地区町村議会議長会の西原町長表敬訪問が行われ出席しました。

2月1日、村育英会臨時理事会が開催され出席しました。

3日、令和4年度北中城村教育の日記念式典が開催され、多くの議員と共に出席しました。

6日、大分県佐伯市議会行政視察研修受入を行い、挨拶を述べました。

7日 宜野湾市議会議長、副議長の表敬訪問受け入れを行いました。

12日、第8回ちゅーぶ広域産業まつりオープニングセレモニーが嘉手納町で開催され出席しました。

13日、村都市計画審議会事前説明会が開催され出席しました。

同日、県町村議会議長会定例理事会及び定期総会が那覇市で開催され出席しました。

15日、県町村議会議員・事務局職員研修会が那覇市で開催され多くの議員と共に出席しました。

19日、生涯学習フェスティバルオープニングセレモニーが開催され出席し、テープカットを行いました。

20日、村都市計画審議会が開催され出席しました。

21日から22日に久米島町行政視察研修を行い「海洋深層水事業の取組、ふるさと納税事業の取組、民泊事業の取組」について6名の議員が研修参加しました。

28日、3月定例議会に向けての議会運営委員会を開催しました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に、諸般の報告事項として、令和4年12月定例会以降に受理しました請願・陳情は、配布しました請願・陳情一覧表のとおりとなっております。

りますので御承知おきください。

村監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年12月から令和5年2月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お配りしてありますので御参照ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（比嘉義彦）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、伊集守吉議員及び大城律也議員を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長（比嘉義彦）

日程第2. 会期決定の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。会期は、本日から3月24日までの22日間に決定しました。

日程第3. 行政報告

○議長（比嘉義彦）

日程第3. 行政報告を行います。
村長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。
村長。

○村長（比嘉孝則）

12月から2月までの行政報告を行います。
12月1日、瑞慶覧朝勇氏、大日本農会「緑白綬有功章」受章の表敬を受けました。

3日、北中城高等学校創立40周年記念式典に参加し、祝辞を述べました。

4日、和仁屋地区防災訓練に参加をいたしまして、挨拶を申し上げました。

7日、民生委員・児童委員委嘱状交付式が行われ出席をいたしました。

8日、中部徳洲会地域医療支援病院運営委員会に参加をいたしました。

12日、民生委員・児童委員感謝状伝達表彰式を行いました。

15日、那覇広域都市計画用途地域及び地区計画の変更に係る住民説明会を中央公民館2階研修室で行いました。今回は多目的アリーナ周辺に係る事業計画の見直し等でございます。

17日、第19回ふれあい福祉交流会ポッチャ大会が県総合運動公園で行われ挨拶を述べました。

同じく17日、北中城村キャリア教育フォーラムをイオンモール沖縄ライカムで行い、挨拶を述べました。

18日、第11回ツワブキまつり、中城城跡で開催し挨拶を述べました。

21日、年末年始総合警戒出発式が沖縄警察署のほうで行われ挨拶を述べました。

1月4日、年始式で訓示を述べました。

6日、中城北中城消防本部出初式、開会の挨拶をしました。

8日、令和5年はたちを祝う記念式典が行われ祝辞を述べました。

12日、村功労者表彰式、中央公民館で行いました。今回は自治会長お二人と民生・児童委員の4名でございました。

14日、北中城村農水産物フェアをイオンモール沖縄ライカムのほうで行い挨拶を述べました。農業委員会、JA、商工会、村内の事業者が出展をいたしまして盛況でございました。

16日、イオンモール沖縄ライカム内郵便局オープンセレモニーが行われまして挨拶を述べました。

19日、新垣善彦氏、総務大臣伝達表彰式を村長室で行いました。20年間の自治会長の表彰でございます。

20日、北中城村商工会女性部の新年のつどいに参加いたしました。

21日、沖縄花のカーニバル2023、中城城跡で行い閉会の挨拶を行いました。

23日、沖縄県町村長視察研修、熊本県、熊本市、益城町を視察いたしました。

26日、中部徳洲会地域医療支援病院運営委員会に参加をいたしました。

27日、島袋小学校児童、フラッシュ暗算日本一、表敬訪問を受けました。島袋小学校6年生の安座間大和君の表敬を受けました。

29日、消防団認知度向上イベントをイオンモール沖縄ライカムのほうで開催いたしまして、中部市町村会を代表いたしまして御挨拶を申し上げます。

同じく29日、仲順自治会区民新年会・合同祝いに御案内を受けまして参加いたしました。

同じく29日、屋宜原自治会新年会に出席をいたしまして御挨拶を述べました。

同じく29日、健康マエストロ養成講座をあやかりの杜で行い挨拶を述べました。

30日、沖縄振興会議及び沖縄振興市町村協議会が豊見城市の沖縄空手会館で行われ出席をいたしました。

31日、文化財防火訓練、中村家住宅・中城城跡で実施をいたしました。

同じく31日、琉球大学連携講座ということで最終発表会を役場のほうで行っております。学生、高校生、そして大学生、一般の方も含めた報告会となりました。

2月2日、北中城中学校2年生ボクシング九州制覇、表敬訪問を受けました。北中城中学校2年の古堅雄大君の表敬を受けました。

3日、北中城村教育の日式典が中央公民館で行われまして、学習優秀賞、そして教育実践賞、

学校教育支援賞と個人の表彰、団体の表彰がございました。

7日、中部地区老人クラブ連合会民謡まつり・中頭民謡友好祭が沖縄市体育館で開催されまして、中部市町村会を代表いたしまして挨拶を述べました。

11日、東海岸地域サンライズ推進協議会サイクルイベントということで、北中城村のライカムのほうから与那原町までの自転車でのデモンストレーションを行いまして、私はしおさい公苑までのデモを行いました。

12日、第38回ふれあいクリーンアップ大作戦ということで、しおさい公苑で行われまして挨拶を述べました。

同じく12日、沖縄県教育長、村内視察対応ということで県教育庁半嶺教育長の村内視察の対応をいたしました。

同じく12日、現代版組踊「鬼鷲～琉球王尚巴志伝」観劇をいたしました。小学生、中学生、高校生の皆さんの熱演でございました。非常に感動的な史劇でございました。

14日、中部市町村会定例会が行われ出席をいたしました。

17日、福島県大熊町ひまわりプロジェクト表敬訪問を受けました。

同じく17日、沖縄県立芸術大学卒業作品展表彰式が沖縄県立博物館・美術館で行われ、村長賞の授与、それと挨拶を述べました。

19日、生涯学習フェスティバルが中央公民館で行われ大盛会であったと思います。

同じく19日、北中城村長杯学童野球大会が若松公園で行われ挨拶を述べました。

同じく19日、国民健康保険税滞納者休日訪問ということで、村内滞納者の訪問をいたしました。

20日、北中城村都市計画審議会が北中城村役場で行われ、アリーナ周辺に係る変更協議ということで御挨拶を述べました。

21日、グッジョ地域連携協議会が役場で行われ参加をいたしました。

26日、石平自治会敬老会が石平公民館のほうで行われ挨拶を述べました。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第4．令和5年度施政方針

○議長（比嘉義彦）

日程第4．令和5年度施政方針を行います。

村長から施政方針の申出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、令和5年度施政方針を述べたいと思います。

令和5年度 施政方針。

令和5年第1回北中城村議会定例会の開会にあたり、提案いたしました議案等の説明に先立ちまして、村政運営の基本方針と施策の概要を申し述べ、村民の皆さまをはじめ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年も新型コロナウイルス感染症は、村民の皆様をはじめ、村内事業者の皆様の生活に多大な影響を及ぼし多くの予算と時間を感染対策に費やす一年となりました。

村民の皆様におきましては、生活に対する制限やワクチン接種など感染拡大防止に多大なご協力をいただき心より感謝申し上げます。

また、最前線で献身的に医療に従事している医療関係者の皆様、福祉や介護関係者をはじめ、生活を支えるエッセンシャルワーカーの皆様におきましても、感染リスクを負いながらも日頃の業務に携わっている姿勢に深く感謝申し上げます。

さて、長期に亘り生活に影響を及ぼしていた

新型コロナウイルス感染症について、政府方針により5類感染症への引き下げが表明されました。政府方針に基づき、村でも万全の対応を講じてまいります。

日本経済は、社会経済活動の大幅な緩和に踏み出すことで、景気が緩やかに回復すると予想される一方、物価高騰の継続など懸念材料が依然として残っている状況にあります。

沖縄県内においても、生活資材等の物価高騰や電気料金の大幅な値上げによる家計の負担増、県内事業者への影響が懸念されています。また、令和5年度においても沖縄振興予算が3000億円を下回り、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）についても減額となるなど、国や県の今後の情勢の見通しが不透明な状況にあります。

このような状況の中ではございますが、これまで重点施策として推進しております「福祉力の向上」、「地域で支えあう教育力の向上」、「産業の振興」、「魅力あるまちづくり」、「村民の財産・安心安全を守る防災力の向上」、「平和・文化行政の推進」、「行財政改革への取組」について、より一層尽力していく所存でございます。

今年度もこれまで以上に村民の皆さまの声に耳を傾け、共生のまちづくりの理念のもと、私の思い描く「村民が主役のまちづくり」を目指して村政運営に努めてまいります。

それでは、これらの考えをもとに、本村の各分野における取組につきまして、総合計画で示されている「まちづくりの6つの目標」に基づきお示しいたします。

1、全村植物公苑づくり。

（1）秩序ある土地利用と村の発展に資する拠点形成。

令和6年度又はそれ以降の返還が示されているキャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区については、隣接するサウスプラザ地区と一体となった土地利用を図り、沖縄市と連携した跡地

利用を推進してまいります。また、喜舎場住宅地区についても、国や県の動向を注視した跡地利用の検討を進めてまいります。

東海岸地域については、沖縄県が想定する津波浸水区域内にあることや各種土地利用規制により、土地利用が困難な状況にあります。本村に限らず、東海岸地域の活性化を推進することは、沖縄県全体の発展に必要なものであります。沖縄県が策定した東海岸サンライズベルト構想で掲げるまちづくりを推進するため、東海岸地域サンライズ推進協議会の構成市町村と連携したまちづくりを進めてまいります。

また、令和4年度より供用開始した公営墓地につきまして、今後も多くの利用希望者が想定されます。引き続き、適正な管理・運営に努めるとともに、規制誘導による公営墓地への集約を図ることで、村内における墓地の散在化を防止します。

広域交流及び防災の拠点づくりのひとつとして、ライカム地区に整備計画されている多目的アリーナ（仮称）につきましては、本村にとって有効な活用が図られるよう規模縮小による事業計画及び施設内容の見直しを行います。

（2）みどりの保全創出と景観形成。

都市公園の安全・安心かつ快適な利用を図るため、若松公園のバックネット改修工事、ライカム公園の整備を進めるとともに、適切な維持管理による快適な公園空間の維持に努めてまいります。

（3）暮らしを支える道路交通環境の形成。

新たな道路整備として、村道仲順屋宜原線予備設計業務を行うほか、中城公園アクセス線の用地買収を推進するとともに、村道喜舎場荻道線の歩道整備工事を実施します。また、既存道路については、村道北中城高校127号線の道路護岸改修工事を実施するとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

令和元年度から実施しているコミュニティバ

ス実証実験において、観光客の移動ニーズに加え、村民の移動利便性向上のため令和4年度に運行ルートを拡充しました。今年度も更なる村民の移動利便性向上や持続可能な交通モードの検討に継続して取り組んでまいります。

（4）環境共生社会の実現。

令和2年度より資源化ヤードの管理運営を指定管理委託し、家庭や公園、街路などの枯れ木等をチップ処理し、再利用に取り組んでおります。引き続き、ごみの減量化に取り組み、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでまいります。

（5）上下水道の整備・環境衛生の推進。

水道事業については、継続的な給水区域内の安定供給と安心安全な給水を図るため、配水設備の点検・整備や水質検査を実施し、併せて有収率向上のための漏水調査を継続して実施してまいります。管路施設等については、ポンプ施設の電気機器等の更新設計及び老朽管の敷設替え工事や県道改良工事に伴う配水管移設工事を実施します。

下水道事業については、公共水域の保全及び清潔で快適な生活環境を確保するため、下水道整備を推進し、普及区域では下水道効果促進事業（公共下水道接続補助）により接続率向上のため引き続き戸別訪問による普及活動を実施してまいります。

また、今年度は、新たな交付金を活用し、屋宜原地区、島袋地区公共下水道工事を実施し、整備促進を図ります。

2、生涯健やかで笑顔あふれる健康づくり。

（1）地域保健の充実と健康増進。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、村民の生命及び健康を守り、社会経済活動との両立を図るため、新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に推進してまいります。

昨年度新たに発足した子育て世代包括支援センターを中心に産後ケアや出産・子育て応援交付金による伴走型総合支援や出産・子育て応援

ギフト等により、妊娠期から産後、乳幼児期を通して切れ目のない支援が行えるよう、母子保健サービスの充実を図ります。また、3歳児健診に検査機器を使用した視覚検査を導入し、眼の異常の早期発見に努めます。

集団休日健診やナイト（夜間）健診、人間ドック等費用助成、個別がん検診に加え、新たに村内全地区への健診送迎車を運行し交通手段に難のある住民が受診しやすい環境を整え、働き盛り世代へ生活習慣病の発症・重症化予防を図ります。また、食育SATシステムを活用し、健康マエストロ養成講座で働き盛り世代に対する健康教室や、健診等で乳幼児から高齢者に対する食生活指導を行い、本村の健康長寿の維持を目指します。

本村では、県内で先駆けて「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組んでおり、75歳以上の後期高齢者に対し、地域特性を踏まえながら生活習慣病等の重症化予防とフレイル予防等の介護予防事業を一体的に推進します。

（2）国民健康保険の安定運営。

県が運営主体となっている国民健康保険は、保険税水準の統一に向けて取り組んでおり令和5年度に策定が予定されている沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）を踏まえ、本村の国保運営の見直し等を検討していきます。

また、医療費の適正化を図るために特定健診後の特定保健指導、重症化予防、未受診者対策を継続実施し、「第三期データヘルス計画」を立案します。

（3）健康づくりと他分野連携。

女性長寿日本一の健康長寿ブランドを活かしたウェルネスツーリズムの推進や健康マエストロ養成講座などの実施においては、村観光協会や企業等と連携し、村民の健康づくりの推進に努めてまいります。

3、人と文化を育み時代を担う人づくり。

（1）学校教育の充実。

主体的に学ぶ意欲を育て、確かな学力の向上を目指すため、教育委員会・学校・家庭地域との連携をより深め、より良い環境づくりに努めます。

学習支援員を各校へ配置し児童生徒の一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな指導を実施します。特別支援教育については、支援を必要とする児童生徒に対応できるよう支援員を各校に配置します。学校の教育活動全体を通して道徳教育を行い、豊かな心と思いやりのある心を持つ児童生徒を育成します。また、北中城小学校区の遠方地に住居がある低学年を対象としたスクールバスの運行を開始いたします。

学校給食については、老朽化した学校給食共同調理場の改修工事を実施し、安心安全な給食の提供に努めるとともに、地産地消を通じて地域食材への関心を高め、地域生産者の顔が見える取り組みや栄養教諭による食に関する正しい知識を身につける食育を進めてまいります。また、保護者負担の軽減としまして、学校給食費の補助を継続し、物価高騰に対する食材費支援も同時に対応してまいります。

学校施設の整備については、令和4年度から引き続き北中城小学校トイレ改修工事、島袋小学校トイレ改修実施設計を進め、快適な教育環境の整備を行ってまいります。また、老朽化した北中城小学校南側擁壁の安全性確保のため、擁壁整備工事を進めてまいります。

（2）生涯学習の推進と生きがいづくり。

生涯学習の推進について、昨年度すべての村立小中学校においてコミュニティスクール制度が導入されたことを受け、地域と学校の協働による課題解決や交流について、これまで以上に推進してまいります。また、国が進める公立中学校における学校部活動の地域移行について、本村においても実施に向けて取組みを開始するとともに、中学生の社会体育事業への参加を促し、学校の枠にとらわれず、世代を超えてスポ

ーツに親しむ社会体育の振興に努めてまいります。

ライカム地区に検討されていたアリーナ計画について、多目的な交流が図れる施設として検討を行っております。この施設では生涯学習推進計画における基本理念「主体的に学び、人と地域が輝く村 北中城村」を実現できる機能の導入と、村民の多様で豊かな“学び”が継続して行える施設となるよう計画を進めてまいります。また、中央公民館ホールの空調設備工事を実施し、利用者の利便性向上に努めてまいります。

中央公民館、あやかりの社といった社会教育施設において、利用申込方法の簡便化やデジタル化を継続して推進し、住民利用の促進を図るとともに、学校開放事業などで利用する施設の開錠の自動化による利用促進を図ります。また社会教育主事の適切な配置を行い住民に提供する学習活動をわかりやすく周知するとともに、魅力ある講座やイベントの提供に努めます。

新型コロナウイルスの影響により活動が制限されてきた社会体育事業について、ウィズコロナを意識しながら、多世代で交流を図り、「楽しく」、「熱気溢れる」イベントの開催や各種体育事業の再開に向け計画してまいります。また、各種講座についてもコロナ禍にあって導入したオンライン講座を活用しつつ、魅力ある中央公民館講座の提供を再開いたします。

米国ワシントン州立大学との事業協定を活用したオンライン英会話講座を継続しながら、英語を活用した交流の促進を図ります。また、新型コロナウイルスの影響により中止となっている海外短期留学事業について、留学先と綿密な連携を行い再開に向け計画を進めてまいります。

（３）地域文化の振興と継承。

北中城村内の旧跡や祭祀などの歴史的風致資産を踏まえた「歴史まちづくり計画（歴史的風致維持向上計画）」の策定に取り組みます。ま

た、終戦から日本復帰までの本村の歴史の変遷の過程並びに固有の生活等、村勢を明らかにした北中城村史「戦後編」を令和８年度に発刊するため体制強化を図ります。

駐留軍用地内における文化財については、今後返還を控える地区の跡地利用の推進と文化財の保護を両立するため、域内における埋蔵文化財調査に早期から取り組んでまいります。

文化財保存団体等の育成については、伝統芸能振興基金を活用し、後継者育成等に取り組む関連団体の活動を支援してまいります。

（４）平和活動・国際交流の推進。

今年度は「平和を守る北中城村民の会」が設立40周年を迎えることから、平和思想の啓発・普及を図るため、平和図書の贈呈や絵画・作文展の開催、青少年平和学習等の取組みについて更なる連携・支援をしてまいります。

また、昨年は「世界のウチナーンチュ大会」が盛大に開催され、本村においても「世界のキタナカグスクンチュ大会」を開催し、本村出身関係者との交流が実現しました。これらの交流の継続に加え、これまでの南米３か国の研修生受け入れ事業等を継続し、ウチナーネットワークの拡大・発展に取り組んでまいります。

（５）地域で見守る青少年育成。

村父母教師会連合会や地域自治会と連携した子供たちへの声かけ見守りや夜間パトロール活動などを推進することで、地域全体で青少年の健全育成に取り組んでまいります。

４、ゆいまーる（相互扶助）で築く安全・安心な地域づくり。

高齢化の進展、貧困等格差拡大やウィズコロナ・アフターコロナ社会に対応した地域づくりを図るため、引き続き、第５次北中城村地域福祉計画に基づき取り組んでまいります。

地域社会の基盤整備が特に必要と考えられるライカム地区において、地域住民が主体に参加する地域づくりについて福祉的視点からも取り

組みを行ってまいります。

また、認知症等により判断能力の低下した高齢者や障がいを持つ方の権利擁護支援に取り組んでまいります。とりわけ成年後見制度については、利用支援事業の改正や市民後見人養成など担い手の確保を進め、利用促進に努めてまいります。

(1) 児童福祉・子育て支援の充実。

次世代を担う子ども達への支援を充実させるべく、第3期中城村子ども・子育て支援事業計画の策定に向け今年度はニーズ調査を実施してまいります。

保育所入所の待機解消につきましては、今年度より0歳から2歳児までを受け入れる小規模保育事業による新たな認可保育所の設置を行います。また、保育士の確保に向けて引き続き処遇改善の助成をはじめ各種事業に取り組んでまいります。

令和4年度より実施している村内の放課後児童クラブへの巡回支援事業を継続し、地域の子育て環境の向上に取り組めます。また、島袋小学校区内での学童待機解消に向けて施設の整備に向けた取り組みを行ってまいります。

(2) 高齢者福祉の充実。

高齢化の進展に伴う諸課題に対応するため、住民の互助による課題解決に向け住民が主体となり話し合う協議体の設置拡大、高齢者を総合的に支援する村地域包括支援センターの機能強化や高齢者の生きがいづくり支援通所事業「老人デイサービスセンターしおさい」におけるパワーリハビリ機器の更新等、諸事業の充実を図ります。

これらの高齢者支援を総合的な視点で取り組むため北中城村高齢者保健福祉計画の改定に向けて取り組んでまいります。

(3) 障がい者（児）福祉の充実。

障がい者の就労、障害福祉サービスや地域移行を促進し、村の特性に応じた地域生活支援事

業の実施など更なる支援の拡充を目指し、障害福祉・障害児福祉計画の改定に取り組んでまいります。また、従来の児童を対象にした事業に加え、加齢に伴う軽度・中等度難聴者に対する補聴器購入費助成を拡大していきます。

(4) 地域防災力の向上。

令和元年度より整備を進めてまいりました防災無線のデジタル化が完了し、供用開始しております。今後とも災害時等の迅速な情報提供ができるよう設備の点検、整備に努めてまいります。併せて、大規模災害に備え、非常食等の備蓄品や資機材の充実に取り組んでまいります。また、令和5年度から、老朽化した中城北中城消防庁舎の改築工事が本格的に実施されます。十分な訓練ができる施設を整備し、住民の「生命と財産」を守るよう消防庁舎整備に取り組んでまいります。

今年度も引き続き、安心・安全な暮らしを確保するため、島袋地区浸水地域の早期被害軽減にむけ、5号調整池整備事業に取り組んでまいります。

(5) 安全・安心な住環境の確保。

沖縄県警察本部等と連携し、交通安全推進協議会の活動支援により交通安全推進に努めてまいります。また、自治会と連携のもとで、街灯・防犯灯の整備を図るとともに、通学路での見守り活動等による交通安全対策に取り組んでまいります。

(6) 人にやさしい環境づくり。

所得の格差や新型コロナウイルス感染症の流行による社会構造の変化に対応すべく、沖縄県と協同し生活困窮者支援を継続して実施してまいります。

また、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいの有無に限らず全ての住民が住みよい地域づくりを目指すべく障害者計画の改定に取り組んでまいります。また、令和4年度より沖縄県が実施するパーキングパーミット制度の普及

に協力し、誰もが暮らしやすい地域づくりに努めてまいります。

5、地域の魅力を活かした賑わいある産業づくり。

(1) 観光・商工業の振興。

入国規制緩和による外国人観光客の増加や国内の観光需要が高まる中、ウィズコロナ・アフターコロナ社会に対応した観光振興を図るとともに、北中城村の特色を活かした観光施策を展開するため、「北中城村観光振興基本計画」の改定に取り組んでまいります。

観光施策の実施においては、村観光協会と連携し、観光ポータルサイト・SNSを活用した最新観光情報発信や新たな観光体験メニュー開発など、観光資源の魅力向上と観光需要の回復に努めます。

このほか、本村を訪れる観光客に質の高い観光を提供するため、地域資源の魅力を正しく、かつ、“うとういむち（おもてなし）”の心をもって案内していただく観光ガイドの育成や、非日常を五感で体感するウェルネスツーリズムを構築し、本村の新たな観光資源としてプロモーション展開してまいります。

(2) 農業の振興。

農業生産力の向上を図るため、村内農家に対する営農支援やパイプハウス等の施設整備支援を進めるほか、新規就農者の育成を推進いたします。また、全農地面積の約50%を占める本村の遊休農地（耕作放棄地）について、村農業委員会と協力し、農地の再生問題の解消に努めてまいります。

民間事業者への指定管理が3年目を迎えるアンテナショップしおさい市場は、民間事業者の活力とノウハウを活かした運営に取り組んでおり、各農家の生産品種や生産量の調整、販売先の拡充を更に進めてまいります。また、各自治会における日常の食料品の買い物利便性向上のための移動販売やインターネットを利用した村

製品の宣伝及び販売促進にも積極的に取り組むとともに、商品の取扱量や来店客数の増加に対応できる施設の拡大・拡充も検討してまいります。

荻道・大城地区において民間活力を活かして進めている「農を活かした健康福祉の里づくり」事業について、第一整備事業エリアでは、バイオマス発電施設整備に着手し、第二整備事業エリアでは地域再生法人に認定した事業者と共に活用できる補助金等について協議を進めております。第三整備事業エリアについては、事業者を選定したうえで、総合的なマネジメントについて参加事業者及び地元自治会と協力して取り組んでまいります。

(3) 水産業の振興。

本村の特産品であるアーサ養殖における軽石の漂着被害の支援として、一次洗浄施設を設置し、今後の軽石による被害を軽減する取り組みを継続してまいります。

佐敷中城漁業協同組合で策定・更新される「浜の活力再生広域プラン」における生産性向上に向けた関係施設等への設備投資について、協力して取り組んでまいります。また、養殖環境の向上を目的としたアーサ養殖場環境モニタリング調査を引き続き実施し、生産基盤の強化と生産性向上を図ってまいります。

(4) 雇用の創出と就業支援。

昨今、社会問題となっている少子高齢化に伴う深刻な人手不足については、村雇用サポートセンターを中核とし、戦略的な求人情報の発信を行い、事業者と求職者のマッチングを高め、雇用情勢の回復を図ってまいります。

また、村商工会等と連携し、新規創業予定者を対象とした創業セミナーの開催を通じ、機運の醸成を図り、創業まもない事業者に対しては、伴走型によるフォローアップ環境の整備に努めてまいります。また、異業種間・事業者間の垣根を越え、事業者が新しい価値の創造へ挑戦し

やすいような事業者間連携にも努めてまいります。

6、村民と共に創造する夢のあるまちづくり。

(1) 村民と協働のまちづくり。

村民と協働のまちづくりを推進するため、新型コロナウイルスの影響により見送ってしまっていた地域懇談会の開催について取り組んでまいります。

また、今年度も「まつり」を通して村民の活躍の場を創出し、各種団体の育成や産業振興に繋げるとともに、本村独自の伝統芸能の周知継承に取り組んでまいります。

(2) 効率的な行財政運営。

本村においても、国の方針に基づきマイナンバーカード普及促進に取り組んでまいります。マイナンバーカードは、行政手続きの簡素化や迅速化に資するオンライン申請など、今後の行政手続きのデジタル化の基盤となるものです。また、各種証明書のコンビニ交付や健康保険証利用、運転免許証との一体化など、ますます利活用が拡大し、利便性を高めるものです。村民の皆様へマイナンバーカード及びマイナンバー制度の正しい理解周知に努め、出張申請受付や広報誌等での周知強化により普及促進に取り組んでまいります。

昨年12月に村役場駐車場整備が完了し供用開始しております。今後とも利用者の利便性向上に努め、施設の改善整備に取り組んでまいります。また、職員及び会計年度任用職員の能力・業績に基づく人事評価制度を継続的に実施し、人材育成と公務能率向上を図ってまいります。

村税につきましては、村税の賦課及び徴収強化を図るため、申告等を踏まえた適正な賦課に努めるとともに、国・県と連携し、電子申告による受付窓口の一元化の推進、普及・啓発に取り組んでまいります。

また、自宅やオフィスにしながら納付が行える共通納税は、これまで個人住民税の特別徴収

及び法人住民税に限られておりましたが、令和5年度4月より固定資産税並びに軽自動車税が新たに加わり、対応税目が拡充されることとなります。同取り組みを円滑に進めるとともに、納税環境の整備拡充に引き続き取り組んでまいります。

本年度の一般会計当初予算において、歳入面では、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着き、経済活動の持ち直しによる村税の増加が見込まれるものの、歳出面においては、引き続き、扶助費等の社会保障関係費の増加、特別会計への赤字補てんのための繰出が見込まれることに加え、電気料金をはじめとした燃料高騰や物価高騰による物件費の増加など、大変厳しい財政状況が続くものと予想されます。

今後の社会情勢を注視しつつ、多様で旺盛な行財政需要に対応すべく、補助金、交付金など特定財源の確保に努めるとともに、行財政診断結果を参考に、効率的かつ効果的な機構の見直しを図るなど、持続可能な行財政運営の構築に取り組んでまいります。

(3) 誰もがチャレンジできる社会づくり。

設置して1年を迎える村シルバー人材センターの法人化移行をはじめとし、事業の安定化に向けた支援を継続して実施することで、高齢者の生きがいつくりや就労機会の充実に努めてまいります。

おわりに。

これまで申し上げました施策並びに諸事業を実施するため、令和5年度当初予算規模は次のとおりとなります。

一 般 会 計	8,600,000千円
国民健康保険特別会計	2,293,298千円
後期高齢者医療特別会計	242,456千円
水 道 事 業 会 計	574,451千円
下 水 道 事 業 会 計	859,139千円
合 計	12,569,344千円

以上、令和5年度の村政運営の基本方針と重

点施策の概要について申し上げました。

これらの実施にあたっては、「協力一致で共生のまちづくり」の理念のもとに、本村の将来像である「平和で人と緑が輝く 健康長寿と文化のむら きたなかぐすく」の実現を目指し、職員と共に全力で取り組んでまいります。

議員各位をはじめ、村民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げて、私の施政方針といたします。

令和5年3月3日
北中城村長 比嘉孝則

○議長（比嘉義彦）

以上で村長の施政方針を終わります。

日程第5. 議案第1号 北中城村個人情報保護法施行条例の制定について

日程第6. 議案第2号 北中城村情報公開条例の一部を改正する条例について

日程第7. 議案第3号 北中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8. 議案第4号 北中城村功労者表彰条例の一部を改正する条例について

日程第9. 議案第5号 北中城村アワセゴルフ場地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部の改正について

日程第10. 議案第6号 北中城村ライカム地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部の改正について

日程第11. 議案第7号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第12. 議案第8号 都市公園区域の変更について

日程第13. 議案第9号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

日程第14. 議案第10号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第6号）について

日程第15. 議案第11号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

日程第16. 議案第12号 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第17. 議案第13号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第6号）について

日程第18. 議案第14号 令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）について

日程第19. 議案第15号 令和5年度北中城村一般会計予算について

日程第20. 議案第16号 令和5年度北中
城村国民健康保険特別会計予算
について

日程第21. 議案第17号 令和5年度北中
城村後期高齢者医療特別会計予
算について

日程第22. 議案第18号 令和5年度北中
城村水道事業会計予算について

日程第23. 議案第19号 令和5年度北中
城村下水道事業会計予算につい
て

○議長（比嘉義彦）

日程第5. 議案第1号 北中城村個人情報保
護法施行条例の制定についてから日程第23. 議
案第19号 令和5年度北中城村下水道事業会計
予算についてまでの19件を一括議題とします。

本案について村長の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第1号を御説明申し上げます。

議案第1号

北中城村個人情報保護法施行条例の制定について

北中城村個人情報保護法施行条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月3日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

提出理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正されたことにより、同法が地方公共団体にも適用されることから、現行の個人情報保護条例を廃止し、新たに個人情報保護法施行条例を制定する必要がある。

北中城村個人情報保護法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による保有個人情報開示を受ける者は、開示の実施に当たり、現に要する実費を負担するものとする。ただし、村長は、公益又は公共の利益のため必要があると認めるときは、当該実費を免除し、又は減額することができる。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、村の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、村の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、村の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、村の機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正請求の手続)

第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(訂正決定等の期限)

第8条 訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、村の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、村の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければなら

ない。

(利用停止請求の手続)

第9条 訂正請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止決定等の期限)

第10条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内に行わなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、村の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、村の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審査会への諮問)

第11条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、北中城村情報公開条例(平成16年条例第15号)第19条に規定する北中城村情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問する。

2 村の機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、前項に規定する審査会に諮問することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(北中城村個人情報保護条例の廃止)

第2条 北中城村個人情報保護条例(平成16年条例第16号)は廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の北中城村個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第6号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第13条、第22条、第29条の規定による請求がなされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び中止については、なお従前の例による。

- 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 第1項第2号に掲げる者
- 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第1号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 前2項の規定は、村の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 6 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

続きまして、議案第2号 北中城村情報公開 条例の一部を改正する条例について。

議案第2号

北中城村情報公開条例の一部を改正する条例について

北中城村情報公開条例（平成16年北中城村条例第15号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提出理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正されたことにより、個人情報保護に関する諮問機関を情報公開及び個人情報保護審査会へ一元化するために必要な事項を改正する必要がある。

北中城村情報公開条例の一部を改正する条例について

北中城村情報公開条例（平成16年北中城村条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
(情報公開_____制度運営審議会) 第21条 この条例による情報公開制度の適正かつ円滑な運営及び改善を図るため、北中城村情報公開_____制度運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 省略	(情報公開及び個人情報保護制度運営審議会) 第21条 この条例による情報公開制度の適正かつ円滑な運営及び改善を図るため、北中城村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 省略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。

続きまして、議案第3号 北中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第3号

北中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年北中城村条例第31号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月3日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

提出理由

村民の利便性向上の為に、マイナンバーの独自利用事務における、本村の子ども医療費助成の支給審査における市町村民税情報の利用を可能とする為。

北中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年北中城村条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規																								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 省略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 省略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p>																								
<table border="1"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="180 1285 778 1330">省略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1337 403 1626">4 村部局</td> <td colspan="2" data-bbox="408 1337 778 1626">北中城村子ども医療費助成条例（平成6年北中城村条例第8号）による医療費の助成に関する事務であって受給資格の確認及び医療費助成の申請に係る事実についての審査に関するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="180 1632 778 1677">省略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1684 403 1872">11 教育委員会</td> <td colspan="2" data-bbox="408 1684 778 1872">特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条の受給の資格の審査に関する事務</td> </tr> </table>	省略			4 村部局	北中城村子ども医療費助成条例（平成6年北中城村条例第8号）による医療費の助成に関する事務であって受給資格の確認及び医療費助成の申請に係る事実についての審査に関するもの		省略			11 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条の受給の資格の審査に関する事務		<table border="1"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="817 1285 1412 1330">省略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="817 1337 1040 1626">4 村部局</td> <td colspan="2" data-bbox="1045 1337 1412 1626">北中城村こども医療費助成条例 _____ による医療費の助成に関する事務であって受給資格の確認 _____ に関するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="817 1632 1412 1677">省略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="817 1684 1040 1872">11 教育委員会</td> <td colspan="2" data-bbox="1045 1684 1412 1872">特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令 _____ 第2条の受給の資格の審査に関する事務</td> </tr> </table>	省略			4 村部局	北中城村こども医療費助成条例 _____ による医療費の助成に関する事務であって受給資格の確認 _____ に関するもの		省略			11 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令 _____ 第2条の受給の資格の審査に関する事務	
省略																									
4 村部局	北中城村子ども医療費助成条例（平成6年北中城村条例第8号）による医療費の助成に関する事務であって受給資格の確認及び医療費助成の申請に係る事実についての審査に関するもの																								
省略																									
11 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条の受給の資格の審査に関する事務																								
省略																									
4 村部局	北中城村こども医療費助成条例 _____ による医療費の助成に関する事務であって受給資格の確認 _____ に関するもの																								
省略																									
11 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令 _____ 第2条の受給の資格の審査に関する事務																								
<p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="180 1935 778 1980">省略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1986 360 2024">1 村部局</td> <td data-bbox="365 1986 580 2024">北中城村母子・</td> <td data-bbox="585 1986 778 2024">住民票関係情</td> </tr> </table>	省略			1 村部局	北中城村母子・	住民票関係情	<p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="817 1935 1412 1980">省略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="817 1986 997 2024">1 村部局</td> <td data-bbox="1002 1986 1217 2024">北中城村母子・</td> <td data-bbox="1222 1986 1412 2024">住民票関係情</td> </tr> </table>	省略			1 村部局	北中城村母子・	住民票関係情												
省略																									
1 村部局	北中城村母子・	住民票関係情																							
省略																									
1 村部局	北中城村母子・	住民票関係情																							

	父子家庭医療費の助成に関する条例による医療費等の助成に関する事務であって受給資格の確認に関するもの	報のほか、保護者の所得金額及び所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者又は扶養親族の有無又は数に関するもの		父子家庭医療費の助成に関する条例による医療費等の助成に関する事務であって受給資格の確認に関するもの	報のほか、保護者の所得金額及び所得税法_____に規定する控除対象配偶者又は扶養親族の有無又は数に関するもの
省略			省略		
4 村部局	北中城村子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって受給資格の確認及び医療費助成の申請に係る事実についての審査に関するもの	住民票関係情報のほか、医療保険給付関係情報、_____生活保護関係情報及び市町村住民税情報に関するもの	4 村部局	北中城村子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって受給資格の確認_____に_____に関するもの	住民票関係情報のほか、医療保険給付関係情報及び生活保護関係情報_____に関するもの
省略			省略		
8 村部局	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務	住民票関係情報のほか、地域支援事業の実施に関する情報であり、本人及び本人と同一保険加入者の所得情報及び国民健康保険加入者情報に関するもの	8 村部局	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律_____に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務	住民票関係情報のほか、地域支援事業の実施に関する情報であり、本人及び本人と同一保険加入者の所得情報及び国民健康保険加入者情報に関するもの
省略			省略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、議案第4号 北中城村功労者表彰条例の一部を改正する条例について御説明申

上げます。

議案第 4 号

北中城村功労者表彰条例の一部を改正する条例について

北中城村功労者表彰条例（昭和 4 5 年北中城村条例第 1 4 号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 3 日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

提出理由

地方教育行政法が改正され、教育委員長が廃止され、教育長が教育委員会を代表する事となった為。

北中城村功労者表彰条例の一部を改正する条例

北中城村功労者表彰条例（昭和 4 5 年北中城村条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
(被表彰者) 第 2 条 次の各号に該当するものの中から個人及び団体を村功労者として表彰することができる。 (1) 満 8 年以上村長、議会議長、 <u>教育長</u> 、選挙管理委員長、農業委員会長の職にあつて功労のあつた者 (2)～(5) 省略 2 省略	(被表彰者) 第 2 条 次の各号に該当するものの中から個人及び団体を村功労者として表彰することができる。 (1) 満 8 年以上村長、議会議長、 <u>教育委員長</u> 、選挙管理委員長、農業委員会長の職にあつて功労のあつた者 (2)～(5) 省略 2 省略

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

続きまして、議案第 5 号を御説明いたします。

議案第 5 号

北中城村アワセゴルフ場地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村アワセゴルフ場地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 3 日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

ライカム地区で多目的交流施設としていた計画の規模縮小及び事業の見直しにより、那覇広域都市計画用途地域の変更に伴い、地区計画についても同様に変更が必要となることから、当該条例の地区名称を改正する必要があるため。

北中城村アワセゴルフ場地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村アワセゴルフ場地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 25 年北中城村条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
北中城村ライカム 地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	北中城村アワセゴルフ場地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

附 則

（施行期日）

この条例は、那覇広域都市計画地区計画（ライカム地区地区計画）の都市計画決定告示日より施行する。

変更内容等の参考資料として、別添してございます。

続きまして、議案第 6 号 北中城村ライカム

地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第 6 号

い。ただし、法第53条第3項第2号が適用される場合は同表C欄に掲げる数値に同法同条同項で規定されている数値を加えたものをもって同表C欄に定める数値とする。

第6条～第16条（省略）

別表（第3条関係）

地区の名称 (用途地域)	複合型商業交流施設地区 (商業地域)	健康・スポーツ交流施設地区 (準工業地域)	医療福祉施設地区 (準住居地域)	沿道型施設地区 (準住居地域)	中高層利用住宅地区 (第1種住居地域)	低層住宅地区 (第1種低層住居専用地域)	低層傾斜住宅地区 (第1種低層住居専用地域)
A	商業地域内に建てられる建築物のうち、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 (用途利用してはならない)。 1 (省略)	準工業地域内に建てられる建築物のうち、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 (用途利用してはならない)。 1 (省略)	準住居地域内に建てられる建築物のうち、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 (用途利用してはならない)。 1 勝馬投票券発売	準住居地域内に建てられる建築物のうち、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 (用途利用してはならない)。 1 勝馬投票券発売	第1種住居地域内に建てられる建築物のうち、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 (用途利用してはならない)。 1 神社、寺院、教会その他こ	第1種低層住居専用地域内に建てられる建築物のうち、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 (用途利用してはならない)。 1 神社、寺院、教会その他こ	第1種低層住居専用地域内に建てられる建築物のうち、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 (用途利用してはならない)。 1 神社、寺院、教会その他こ

い。 _____

第6条～第16条（省略）

別表（第3条関係）

地区の名称 (用途地域)	複合型商業交流施設地区 (商業地域)	健康・スポーツ交流施設地区 (準工業地域)	医療福祉施設地区 (準住居地域)	沿道型施設地区 (準住居地域)	中高層利用住宅地区 (第1種住居地域)	低層住宅地区 (第1種低層住居専用地域)	低層傾斜住宅地区 (第1種低層住居専用地域)
A	商業地域内に建てられる建築物のうち、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 (用途利用してはならない)。 1 (省略)	準工業地域内に建てられる建築物のうち、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 (用途利用してはならない)。 1 (省略)	準住居地域内に建てられる建築物のうち、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 (用途利用してはならない)。 1 勝馬投票券発売	準住居地域内に建てられる建築物のうち、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 (用途利用してはならない)。 1 勝馬投票券発売	第1種住居地域内に建てられる建築物のうち、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 (用途利用してはならない)。 1 神社、寺院、教会等	第1種低層住居専用地域内に建てられる建築物のうち、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 (用途利用してはならない)。 1 神社、寺院、教会等	第1種低層住居専用地域内に建てられる建築物のうち、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 (用途利用してはならない)。 1 神社、寺院、教会等

			所、 場外 車券 売場 その 他こ れに 類す るも の	所、 場外 車券 売場 その 他こ れに 類す るも の	れに類 するも の	れに類 するも の	れに類 するも の
2	2	2	(省 略)	2	2	2	2
勝馬 投票 券発 売所、 場外 車券 売場 その 他こ れに 類す るも の	勝馬 投票 券発 売所、 場外 車券 売場 その 他こ れに 類す るも の	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)
3	3	3	(省 略)	3	3	3	3
(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)
4	4	4	(省 略)	4	4	4	4
(省 略)	(省 略)	風営 法第 2条 第1 項第 1号 から 第4 号ま でに 掲げ る 「風 俗営 業」 又は 同条 第6 項に 規定 する 「店 舗型 性風 俗特 殊営 業」 の用	風営 法第 2条 第1 項第 1号 から 第4 号ま でに 掲げ る 「風 俗営 業」 又は 同条 第6 項に 規定 する 「店 舗型 性風 俗特 殊営 業」 の用	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)

			所、 場外 車券 売場 等	所、 場外 車券 売場 等			
2	2	2	(省 略)	2	2	2	2
勝馬 投票 券発 売所、 場外 車券 売場 等	勝馬 投票 券発 売所、 場外 車券 売場 等	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)
3	3	3	(省 略)	3	3	3	3
(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)
4	4	4	(省 略)	4	4	4	4
(省 略)	(省 略)	風営 法第 2条 第1 項第 1号 から 第7 号ま でに 掲げ る 「風 俗営 業」 又は 同条 第6 項に 規定 する 「店 舗型 性風 俗特 殊営 業」 の用	風営 法第 2条 第1 項第 1号 から 第7 号ま でに 掲げ る 「風 俗営 業」 又は 同条 第6 項に 規定 する 「店 舗型 性風 俗特 殊営 業」 の用	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)

	5 風営法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる「風俗営業」又は同条第6項に規定する「店舗型風俗特殊営業」の用に供する建築物 6 (省略)	5 風営法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる「風俗営業」又は同条第6項に規定する「店舗型風俗特殊営業」の用に供する建築物 6 (省略)	5 カラオケボックスその他これに類するもの	に供する建築物	に供する建築物			
B	省 略							
C	建蔽率 — (用途地域による)	80%	60%	60%	60%	60%	50%	50%

	5 風営法第2条第1項第1号から第7号までに掲げる「風俗営業」又は同条第6項に規定する「店舗型風俗特殊営業」の用に供する建築物 6 (省略)	5 風営法第2条第1項第1号から第7号までに掲げる「風俗営業」又は同条第6項に規定する「店舗型風俗特殊営業」の用に供する建築物 6 (省略)		に供する建築物	に供する建築物			
B	省 略							
C	建ぺい率 — (用途地域による)	80%	60%	60%	60%	60%	50%	50%

D	省 略							
E	省 略							
F	建築物の高さの最高限度	—	—	—	—	—	12メートル	10メートル
G	省 略							
H	省 略							
I	省 略							

D	省 略							
E	省 略							
F	建築物の高さの最高限度	—	—	—	—	建築物の地盤高さは現状のままとし、盛土する必要が生じた場合でも、0.3メートル以内とするこ	・建築物の高さは、12メートルを超えてはならない。 ・建築物の地盤高さは現状のままとし、盛土する必要が生じた場合でも、0.3メートル以内とするこ	・建築物の高さは、10メートルを超えてはならない。 ・建築物の地盤高さは現状のままとし、盛土する必要が生じた場合でも、0.3メートル以内とするこ
G	省 略							
H	省 略							
I	省 略							

附 則

(施行期日)

この条例は、那覇広域都市計画地区計画（ライカム地区地区計画）の都市計画決定告示日より施行する。

以上でございます。

議案の参考資料として別添しております。

続きまして、議案第7号 北中城村国民健康

保険条例の一部を改正する条例についてを御説

明申し上げます。

議案第7号

北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

北中城村国民健康保険条例（昭和47年北中城村条例第58号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 3 日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

健康保険法施行令等の一部改正に伴い、北中城村国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じた。

北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例

北中城村国民健康保険条例（昭和 4 7 年条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
(出産育児一時金) 第 5 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>488,000円</u> を支給する。ただし、村長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。 2 省略	(出産育児一時金) 第 5 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>408,000円</u> を支給する。ただし、村長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。 2 省略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の出産に係る北中城村国民健康保険条例第 5 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上でございます。

更について御説明申し上げます。

続きまして、議案第 8 号 都市公園区域の変

議案第 8 号

都市公園区域の変更について

都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第1項の規定に基づき、都市公園を設置すべき区域を下記のとおり定めるため、同条第5項の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

ライカム地区での公園区域の一部で多目的交流施設としていた計画の規模縮小及び事業の見直しに伴い、公園区域の一部を除外し都市公園を設置すべき区域を定めるものです。

変更箇所につきましては、別添図示されております公園区域除外、黄色の枠で囲われたところのものでございます。5,204.53平米の変更でございます。

以上でございます。
続きまして、議案第9号を御説明申し上げます。

議案第9号

中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務に特定子ども・子育て支援施設等の指導監査に関する事務を加えるとともに、同組合規約を以下のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年3月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

特定子ども・子育て支援施設等の指導監査に関する事務を共同処理するに伴い、同組合の規約を変更するため、地方自治法第290条の規定に基づき、この案を提出する。

中部広域市町村圏事務組合規約新旧対照表

改正前	改正後
第1条・第2条（略）	第1条・第2条（略）

(共同処理する事務)

第3条 組合は、別表第1に掲げる市町村の次の事務を共同処理する。

- (1)～(7) (略)
- (新規)

第4条～第17条 (略)

別表第1 (第3条関係)

共同処理する事務	市町村
第3条第1号から第3号まで並びに第6号及び第7号に関する事務	(略)
第3条第4号に関する事務	(略)
第3条第5号に関する事務	(略)

別表第2・別表第3 (略)

別表第4 (第17条関係)

区分	市町村	負担割合
第3条第1号から第3号に係る負担金	(略)	(略)
第3条第4号に係る負担金	(略)	(略)
第3条第5号に係る負担金	(略)	(略)
第3条第6号に係る負担金	(略)	(略)

(共同処理する事務)

第3条 組合は、別表第1に掲げる市町村の次の事務を共同処理する。

- (1)～(7) (略)
- (8) 特定子ども・子育て支援施設等の指導監査に関する事務

第4条～第17条 (略)

別表第1 (第3条関係)

共同処理する事務	市町村
第3条第1号から第3号まで並びに第6号及び第7号に関する事務	(略)
第3条第4号に関する事務	(略)
第3条第5号に関する事務	(略)
第3条第8号に関する事務	<u>沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 北中城村 中城村</u>

別表第2・別表第3 (略)

別表第4 (第17条関係)

区分	市町村	負担割合
第3条第1号から第3号に係る負担金	(略)	(略)
第3条第4号に係る負担金	(略)	(略)
第3条第5号に係る負担金	(略)	(略)
第3条第6号に係る負担金	(略)	(略)

第3条第7号 に係る負担金	(略)	(略)	第3条第7号 に係る負担金	(略)	(略)
(新規)			第3条第8号 に係る負担金	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 北中城村 中城村	均等割 5% 件数割 95%

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

続きまして、議案第10号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

議案第10号

令和4年度北中城村一般会計補正予算（第6号）について

令和4年度北中城村の一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年3月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和4年度北中城村一般会計補正予算（第6号）

令和4年度北中城村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101,742千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,003,777千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第214条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		2,529,864	106,280	2,636,144
	1 村 民 税	956,135	29,842	985,977
	2 固 定 資 産 税	1,424,319	45,094	1,469,413
	4 村 た ば こ 税	91,777	31,344	123,121
3 利子割交付金		900	△471	429
	1 利子割交付金	900	△471	429
4 配当割交付金		3,000	2,055	5,055
	1 配当割交付金	3,000	2,055	5,055
5 株式等譲渡所得割交付金		2,800	2,587	5,387
	1 株式等譲渡所得割交付金	2,800	2,587	5,387
6 法人事業税交付金		24,000	1,650	25,650
	1 法人事業税交付金	24,000	1,650	25,650
7 地方消費税交付金		374,800	23,272	398,072
	1 地方消費税交付金	374,800	23,272	398,072
8 ゴルフ場利用税交付金		8,600	1,471	10,071
	1 ゴルフ場利用税交付金	8,600	1,471	10,071
9 環境性能割交付金		2,900	770	3,670
	1 環境性能割交付金	2,900	770	3,670
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		72,000	8,036	80,036
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	72,000	8,036	80,036
11 施設等所在市町村調整交付金		243,000	769	243,769
	1 施設等所在市町村調整交付金	243,000	769	243,769
16 使用料及び手数料		58,162	14,793	72,955

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 使用料	26,086	14,793	40,879
17 国庫支出金		1,903,669	△48,439	1,855,230
	1 国庫負担金	1,056,637	3,361	1,059,998
	2 国庫補助金	770,890	△51,800	719,090
18 県支出金		944,273	△25,068	919,205
	1 県負担金	469,076	989	470,065
	2 県補助金	433,281	△23,473	409,808
	3 委託金	41,916	△2,756	39,160
	4 県交付金	0	172	172
19 財産収入		50,833	△136	50,697
	1 財産運用収入	50,831	△136	50,695
21 繰入金		495,453	△200,508	294,945
	2 基金繰入金	494,935	△200,508	294,427
23 諸収入		108,055	10,197	118,252
	3 雑収入	96,471	10,197	106,668
24 村債		128,678	1,000	129,678
	1 村債	128,678	1,000	129,678
歳入合計		9,105,519	△101,742	9,003,777

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		94,276	△2,100	92,176
	1 議会費	94,276	△2,100	92,176
2 総務費		1,859,301	59,291	1,918,592
	1 総務管理費	1,601,757	73,710	1,675,467
	2 徴税費	119,855	△2,285	117,570
	3 戸籍住民基本台帳費	104,555	△2,427	102,128
	4 選挙費	31,175	△9,642	21,533
	5 統計調査費	573	△65	508
3 民生費		3,337,040	△55,736	3,281,304
	1 社会福祉費	1,727,785	△52,374	1,675,411
	2 児童福祉費	1,609,255	△3,362	1,605,893
4 衛生費		1,061,615	△14,584	1,047,031
	1 保健衛生費	705,387	△12,913	692,474
	2 清掃費	343,228	△1,671	341,557

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 農 林 水 産 業 費		187,256	△8,632	178,624
	1 農 業 費	175,454	△7,934	167,520
	2 林 業 費	7,619	△698	6,921
	3 水 産 業 費	4,183	0	4,183
6 商 工 費		181,540	△4,173	177,367
	1 商 工 費	181,540	△4,173	177,367
7 土 木 費		547,841	△27,401	520,440
	1 土 木 管 理 費	49,709	△1,402	48,307
	2 道 路 橋 梁 費	161,107	△13,144	147,963
	3 都 市 計 画 費	337,025	△12,855	324,170
9 教 育 費		1,107,478	△47,213	1,060,265
	1 教 育 総 務 費	185,351	△2,258	183,093
	2 小 学 校 費	220,465	△12,861	207,604
	3 中 学 校 費	113,700	△9,304	104,396
	4 幼 稚 園 費	74,382	△7,266	67,116
	5 社 会 教 育 費	283,953	△11,935	272,018
	6 保 健 体 育 費	229,627	△3,589	226,038
11 公 債 費		443,315	△1,518	441,797
	1 公 債 費	443,315	△1,518	441,797
13 予 備 費		20,795	324	21,119
	1 予 備 費	20,795	324	21,119
歳 出 合 計		9,105,519	△101,742	9,003,777

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	地域福祉計画策定業務	6,136
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	出産・子育て応援交付金	20,747
5 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	農業振興地域整備計画	2,838
7 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	北中城村橋梁長寿命化修繕事業	37,000
		村道荻道登又線法面調査測量設計業務	12,000
		仲順地区排水路用地分筆申請業務	330
	3 都 市 計 画 費	北中城村まちづくり実施計画修正業務	3,652
9 教 育 費	2 小 学 校 費	北中城小学校擁壁測量設計業務	3,179
	3 中 学 校 費	プール目隠しネット設置工事	7,200

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
合 計			93,082

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
一般単独事業債 (安谷屋第2地区かんがい施設整備事業)	16,300	(借入方法) 証書借入又は地方証券発行による。	5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金)	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えすることができ。	16,500	変更なし	変更なし	変更なし
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 (北中城村橋梁長寿命化修繕事業)	6,600	(借入先) 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他	5%以内(ただし、利率見直しを行つた後においては当該見直し後の利率)	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えすることができ。	7,400			
計	22,900				23,900			

詳細については、副村長が説明いたします。

○議長(比嘉義彦)

副村長。

○副村長(大田 繁)

それでは私から一般会計補正予算(第6号)について御説明いたします。

今回の補正の主な内容は、歳入につきましては、各事業の執行状況及び実績に応じた国・県支出金等の補正でございます。

歳出におきましては、5万円以上の執行残が見込まれるものについての補正となっております。

それでは初めに、5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費につきまして、一般会計予

算で計上した事業で、年度内の完了が見込めないことから繰越明許費として設定したものでございます。事業名、金額の順で御説明いたします。

地域福祉計画策定業務、繰越金額が613万6,000円、出産・子育て応援交付金事業2,074万7,000円、農業振興地域整備計画283万8,000円、北中城村橋梁長寿命化修繕事業3,700万円、村道荻道登又線法面調査測量設計業務1,200万円、仲順地区排水路用地分筆申請業務33万円、北中城村まちづくり実施計画修正業務365万2,000円、北中城小学校擁壁測量設計業務317万9,000円、中学校プール目隠しネット設置工事720万円の繰越明許費の設定でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第3表地方債補正、変更が2件ございます。

まず、安谷屋第2地区かんがい施設整備事業に係る一般単独事業債、限度額を1,630万円から1,650万円へ変更しております。

次に北中城村橋梁長寿命化修繕事業に係る防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、限度額を660万円から740万円に変更しております。

いずれも起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

続きまして、歳入について御説明いたします。

事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

なお、歳出事業費の確定などに合わせました国・県支出金の増減額につきましては説明を省略させていただきます。

9ページをお願いします。

1款村税、1項村民税、2目法人2,984万2,000円の増につきましては、法人税割額、均等割額ともに申告件数の増加したことによる補正でございます。

2項固定資産税、1目固定資産税4,509万4,000円の増につきましては、土地の評価替え及び新築家屋の増による実績に合わせた増額補正でございます。

4項村たばこ税、1目村たばこ税3,134万4,000円の増につきましては、売渡本数の増によるものです。

次の利子割交付金から、10ページ、11ページの各交付金については、交付決定、交付実績に応じた増減となります。

続きまして、12ページをお願いします。16款使用料及び手数料、1項使用料、5目衛生使用料、1節公営墓地使用料1,523万2,000円の増につきましては、今年度供用開始しました公営墓地の墳墓地等の使用料で、今年度合計で3,018万2,000円となっております。

その内訳としまして、墳墓地使用74件・2,849万円、納骨室使用10件・144万5,000円、

合葬室・参拝室使用5件・21万1,000円、その他工事水道料金等使用料3万6,000円となります。この使用料については、歳出において公営墓地基金費として全額積立てております。

13ページをお願いします。17款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、3節社会福祉費国庫補助金2,778万2,000円の減額につきましては、そのうち電力・ガス・食料品価格高騰緊急支援の臨時特別給付金が2,758万円の減となっております。

令和4年度の住民税均等割が非課税、または家計急変世帯、非課税に相当するものでありますけれども、その世帯に対して1世帯当たり5万円を給付するものでありましたが、給付見込世帯、これは実績ベースでありますけれども、約1,800世帯で当初の予算計上時より約500世帯が減ったことによる補正減となります。

6節児童福祉費国庫補助金243万5,000円の増につきましては、そのうち399万円が子育て世帯生活支援特別給付金となっております。これらはその他世帯分であります。その他世帯とは低所得のひとり親世帯及び低所得その他の世帯で、子供1人当たり5万円を給付するもので、追加対象分を計上しております。

14ページをお願いします。

同じく国庫補助金、7目特定防衛施設周辺整備調整交付金1,211万1,000円の増につきましては、同交付金の二次配分によるものであります。交付金事業、充当事業の変更が幾つかございます。

しおさい公苑バックネット改修工事とイームイ公園遊具設置工事を統合いたしまして656万円充当しております。工事を統合したことにより、当初計上していたイームイ公園遊具設置工事の充当分1,100万円を減としています。

次に、当該交付金の基金積立金分ですが、当初計上していた北中城小学校擁壁工事分92万3,000円を減としまして、一番下にあります特

定防衛施設周辺整備調整交付金（基金積立金）に統合してありまして、3,923万7,000円を増額充当しております。その内訳といたしまして、北中城小学校擁壁工事分としまして2,000万円、新たに村内公園施設改修及び整備工事分といたしまして1,923万7,000円となっております。

次に環境軽トラック購入事業の187万5,000円の減についてですが、資源ごみ回収用特殊車両を購入予定しておりましたが、今年度の納期に間に合わない可能性があったことから事業を取り下げしております。

地上デジタル放送無線共聴設備更新事業1,988万8,000円の減につきましては、沖縄防衛局との調整により交付金事業を取り下げするとともに、事業規模を縮小いたしまして一般財源で対応することとなったためでございます。

15ページをお願いします。

18款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、2節子ども医療費助成事業県補助金359万1,000円の増につきましては、当該医療費助成の支出見込みによる増でございます。

続きまして、16ページをお願いします。

18款県支出金、2項県補助金、7目沖縄振興特別推進交付金2,315万3,000円の減につきましては、一括交付金事業の実績見込みによる減額補正で、今年度の一括交付金県補助金予算額は2億284万2,000円となります。

続きまして、18ページをお願いします。

21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金1億7,600万円の減につきましては、歳入歳出差額を基金へ積み戻すための補正でございます。基金戻し入れ後の残高は7億287万2,000円となっております。

14目公共施設整備基金繰入金366万2,000円の減につきましては、補正予算（第1号）において当該基金取崩した分を積み戻すものとなっております。

その他の基金繰入金につきましては、各事業

の執行状況に応じた基金への戻し入れ等の補正でございます。

次に歳出につきまして、主な補正について御説明いたします。

なお、事業執行残等による減額補正は説明を省略させていただきます。

それでは、25ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、24目公共施設整備基金費、24節積立金7,533万8,000円の増につきましては、町村土地開発公社所有の土地を買い取るための、これはライカムにあります健康・スポーツ交流施設用地の買取りに係る基金積立となります。歳入の繰入金積み戻し分と合計いたしまして7,900万円積立てることとなります。当該基金の年度末現在高は2億410万8,000円となっております。

26ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、35目庁舎建設費82万5,000円の増につきましては、役場第一庁舎横の村道安谷屋・喜舎場129号線道路改良付帯工事費であります。当該村道の側溝改良に係る付帯工事となります。

33ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金508万6,000円の増につきましては、国民健康保険事業の給付見込みによる各繰出金の増減の合計となっております。

続きまして、41ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目保育所費、18節負担金、補助及び交付金853万4,000円の増につきましては、まず特定教育・保育施設運営負担金認可保育所315万7,000円の増と、施設型給付141万4,000円の増は、保育施設運営負担金の公定価格、これは負担金の単価でありますけれども、これの改定により増となっております。

次に、法人保育所施設整備費等補助金396万3,000円の増につきましては、認可外保育園の

認可保育園移行のための施設整備補助金となります。この保育園は令和5年度4月開園予定となっております。

48ページをお願いします。

5款農林水産業費、3項水産業費、1目水産振興費2,000円の財源組替につきましては、当初予算において、水産振興費のアーサ養殖場環境対策委託料にふるさと応援基金より充当しておりましたが、執行残が出たことによる特定財源から一般財源への財源組替でございます。

51ページをお願いします。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、16節公有財産購入費198万5,000円の減につきましては、中城公園アクセス線整備に係る用地交渉が難航しておりまして、本年度においては予算額全額を減額しております。

52ページをお願いします。

7款土木費、3項都市計画費、2目土地区画整理費、12節委託料474万3,000円の減のうち、アリーナ用地取得支援業務につきまして451万2,000円を減額しております。これはアリーナ用地の整理・集約に係る支援業務で、実績による補正減額となります。

64ページをお願いします。

11款公債費、1項公債費、1目及び2目元金、利子の増減につきましては、支払見込みによる増減となっております。

54ページ以降の教育費につきましては、教育委員会のほうから説明いたします。

私からは以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

引き続き、教育費予算の主な内容について御説明を申し上げます。

12ページをお願いいたします。

16款使用料及び手数料、1項使用料、3目教育使用料の1節から4節までの使用料154万円

につきましては、学校施設開放事業の学校施設の使用料及び中央公民館の使用料について、見込みより利用者が少なかったことから減額しております。

16款使用料及び手数料、1項使用料、3目教育使用料、5節110万円の増につきましては、中城城跡への入場者が増加したことによるものでございます。

続きまして、56ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、18節負担金、補助金及び交付金の318万5,000円の減につきましては、実績に伴う減額となっております。

57ページをお願いいたします。

9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、18節負担金、補助金及び交付金の605万円の減につきましても、実績に伴う減額となっております。

58ページをお願いいたします。

9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、19節扶助費、準要保護生徒援助費84万9,000円の増につきましては、新入学生徒に対する学用品費の給付を目的としておりますが、当初の予定より認定世帯が増えたことによる増となっております。

次に60ページをお願いいたします。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、12節委託料81万4,000円及び18節負担金、補助金及び交付金254万2,000円の減につきましては、主に海外短期留学がコロナ感染症の影響により実施できなかったものの減となっております。

9款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、12節委託料50万円の減につきましては、安谷屋公民館の空調機器の設計委託料として計上しておりましたが、工事費に含めての施行が可能となったことから減額しております。

9款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、

14節工事請負費333万3,000円の減につきましては、空調機器設置工事の入札残でございます。

61ページをお願いいたします。

9款教育費、5項社会教育費、3目文化財保護費、1節報酬164万9,000円につきましては、会計年度任用職員が確保できなかったことにより減額しております。

63ページをお願いいたします。

9款教育費、6項保健体育費、2目体育施設

費、12節委託料107万8,000円につきましては、清掃業務の実施内容見直しによる減額となっております。

以上で説明を終わります。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第11号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

議案第11号

令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年3月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,451千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,352,884千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		393,340	13,641	406,981

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 国民健康保険税	393,340	13,641	406,981
4 使用料及び手数料		160	79	239
	1 手数料	160	79	239
10 繰入金		278,482	5,082	283,564
	1 他会計繰入金	278,481	5,082	283,563
12 諸収入		184,448	△30,253	154,195
	1 延滞金、加算金及び過料	3	247	250
	4 雑入	184,443	△30,500	153,943
歳入合計		2,364,335	△11,451	2,352,884

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		70,705	△868	69,837
	1 総務管理費	53,691	△790	52,901
	2 徴税費	16,735	△78	16,657
2 保険給付費		1,422,057	△7,280	1,414,777
	1 療養諸費	1,205,147	△460	1,204,687
	2 高額療養費	191,618	△430	191,188
	4 出産育児一時金	21,000	△4,200	16,800
	5 傷病手当金	3,591	△2,190	1,401
6 保健事業費		53,050	△3,603	49,447
	1 保健事業費	53,050	△3,603	49,447
9 諸支出金		79,610	300	79,910
	1 償還金及び還付加算金	79,610	300	79,910
歳出合計		2,364,335	△11,451	2,352,884

補正内容の詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、議案第11号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の主なものについて御説明いたします。

今回の補正につきましては、主に実績等を見

込んでの補正となっております。

5ページをお開きください。

まず、歳入ですが、事項別明細書で御説明します。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税1,364万1,000円の増につきましては、1月末現在の調定を見込んだ額となっております。現年度分は、所得や資産を有する世帯数・人員の増加により所得割・資産割・平等割・均等割の全

てにおいて増加傾向にあります。また、滞納繰越分は、修正申告やさかのぼりの資格喪失等により減となっています。

続きまして、6ページをお開きください。

10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金508万2,000円の増となっております。このうち3節未就学児均等割保険税繰入金159万1,000円の増は、子育て支援のために新設となったもので、未就学児の保険税均等割額の2分の1軽減分となります。

5節出産育児一時金等繰入金は、実績に伴い480万円の減額です。

6節財政安定化支援事業繰入金772万9,000円の増は、一般会計の交付税措置額が増額したものでございます。理由といたしまして、低所得者や高齢者が多いなど保険者の責に帰することのできない事情に応じ、一般会計からの繰入額と算定されるものでありますが、こちらは令和3年度の国民健康保険税の軽減世帯数、軽減者数を基礎数値として、係数を掛けて計算されております。

8節こども医療費助成現物給付に係る療給負担金減額分繰入金98万6,000円の増は、こちらも今年度新設されたもので、こども医療費助成現物給付をすることにより減額される国民健康保険療養給付費等負担金分に対する補助金となります。

12款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金24万7,000円の増及び次ページの12款諸収入、4項雑入、1目一般被保険者第三者納付金316万7,000円の増、3目一般被保険者返納金274万2,000円の増につきましては実績見込みによるものです。

9目歳入欠かん補填収入3,640万9,000円の減

につきましては、歳入歳出の調整分でございます。

次、歳出について御説明をいたします。

8ページから14ページまでのマイナス補正は、実績見込みによるものです。

12ページをお願いします。

2款保険給付費、4項1目出産育児一時金の420万円の減は、当初見込みの50人より実績が29人となり、実績見込みで減額いたしました。

13ページをお開きください。

2款保険給付費、6項1目傷病手当金の219万円の減は、夏季のコロナ感染症の流行により9月議会で315万円の補正をいたしましたが、その後コロナ感染症患者が減少し、申請者が減ったため実績を見込んで減額しています。

14ページをお開きください。

6款1項1目保健事業費、12節委託料の119万6,000円の減の内訳といたしまして、生活習慣病予防委託料（二次健診）が29万1,000円の減、（運動支援）が90万5,000円の減となっております。

15ページをお開きください。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、7その他償還金、22節償還金、利子及び割引料の30万円の増は、令和2年度分の特別調整交付金、こちらは新型コロナウイルス感染症に係る保険税減免による財政負担分の実績に伴う返還金です。

以上で説明を終わります。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第12号 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案第12号

令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年3月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,817千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236,523千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		184,891	9,594	194,485
	1 後期高齢者医療保険料	184,891	9,594	194,485
2 使用料及び手数料		2	39	41
	1 手数料	2	39	41
5 繰入金		39,624	41	39,665
	1 一般会計繰入金	39,624	41	39,665
7 諸収入		836	143	979
	1 延滞金、加算金及び過料	2	4	6
	2 償還金及び還付加算金	2	355	357
	5 雑収入	830	△216	614
歳入合計		226,706	9,817	236,523

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		3,986	△215	3,771
	1 総 務 管 理 費	1,944	△215	1,729
2 後期高齢者医療広域連合納付金		221,480	10,032	231,512
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	221,480	10,032	231,512
歳 出 合 計		226,706	9,817	236,523

詳細につきましては、担当課長に説明をさせていただきます。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、議案第12号 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の主なものについて御説明いたします。

今回の補正につきましては、負担金の確定に伴う補正となっております。

5ページをお開きください。

まず歳入ですが、事項別明細書で御説明させていただきます。

1款1項後期高齢者医療保険料、2目普通徴収保険料959万4,000円の増は、保険料の調定増によるものです。これは75歳到達者数の増加及び所得の伸び率に伴うものでございます。毎月の到達人数は、平均17人で年間約200人、死亡や転出等を差し引きますと年間約100人増となっております。こちらは8ページの歳出2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金に充当されております。

続きまして、6ページをお開きください。

7款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金35万5,000円は、実績に伴うものです。これは被保険者の死亡や転出等に伴う保険料の還付を市町村で一旦立て替えた分が沖縄県の後期高齢者医療広域連合から入る歳入となります。

7款諸収入、5項雑入、2目雑入21万6,000円の減は実績に伴いますが、これは後期高齢者医療の窓口負担額の変更に伴う郵送費等に関しての沖縄県後期高齢者医療広域連合からの負担金となります。

次、8ページをお開きください。

歳出となりますが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1,003万2,000円の増は、保険料の調定増により広域連合への納付金が増になるものとなっております。

以上で説明を終わります。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第13号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

議案第13号

令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第6号）について

令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求め

ます。

令和5年3月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第6号）

第1条 令和4年度北中城村水道事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度北中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
<u>収 入</u>			
第1款 水道事業収益	580,667千円	0千円	580,667千円
第1項 営業収益	537,086千円	0千円	537,086千円
第2項 営業外収益	43,579千円	0千円	43,579千円
第3項 特別利益	2千円	0千円	2千円
<u>支 出</u>			
第1款 水道事業費用	540,014千円	6,304千円	546,318千円
第1項 営業費用	537,340千円	6,304千円	543,644千円
第2項 営業外費用	1,293千円	0千円	1,293千円
第3項 特別損失	381千円	0千円	381千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

詳細については、担当課上下水道課長より御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、御説明いたします。

議案第13号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、支出、1款水

道事業費用、1項営業費用630万4,000円の増となっております。

2目配水及び給水費530万円の増で、内訳としまして6節修繕費が500万円の増で、内容としましては、給水管の漏水が6件と国道330号石平司令部前配水管の漏水が確認されたことによる緊急対応によるものであります。

9節動力費が30万円の増で、ポンプ場電力料金となっております。

4目減価償却費で100万4,000円の増額が見込まれるためであります。

以上です。

村下水道事業会計補正予算（第4号）について

○村長（比嘉孝則）

御説明申し上げます。

続きまして、議案第14号 令和4年度北中城

議案第14号

令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）について

令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年3月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度北中城村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

<u>科 目</u>	<u>既決予定額</u>	<u>補正予定額</u>	<u>計</u>
<u>収 入</u>			
第1款 下水道事業収益	365,595千円	△975千円	364,620千円
第1項 営業収益	119,307千円	0千円	119,307千円
第2項 営業外収益	246,287千円	△975千円	245,312千円
第3項 特別利益	1千円	0千円	1千円
<u>支 出</u>			
第1款 下水道事業費用	359,799千円	738千円	360,537千円
第1項 営業費用	319,686千円	738千円	320,424千円
第2項 営業外費用	39,111千円	0千円	39,111千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「53,885千円」を「39,056千円」に、過年度分損益勘定留保資金「34,134千円」を「2,280千円」に改め、資本

的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
<u>収 入</u>			
第1款 資本的収入	226,980千円	△17,025千円	209,955千円
第1項 企業債	64,100千円	0千円	64,100千円
第2項 他会計補助金	110,300千円	0千円	110,300千円
第3項 県補助金	52,580千円	△17,025千円	35,555千円
<u>支 出</u>			
第1款 資本的支出	280,865千円	△31,854千円	249,011千円
第1項 建設改良費	154,965千円	△31,854千円	123,111千円
第2項 企業債償還金	124,900千円	0千円	124,900千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

詳細については、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

議案第14号 令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、収入、1款下水道事業収益、2項営業外収益97万5,000円の減額補正は、下水道接続補助に係る県補助金分の実績によるものであります。

支出、1款下水道事業費用、1項営業費用73万8,000円の増となっております。内訳としまして、1目管渠費、3節光熱水費が15万円の増で、マンホールポンプの電気料金となっております。6目減価償却費で58万8,000円の増額が見込まれるためであります。

3ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、収入、1款資本的収入、3項県補助金1,702万5,000円の減としております。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費3,185万4,000円の減額補正については、内容としまして1目建設改良費、2節手当が14万6,000円の増、13節補償費が3,200万円の減となっております。これにつきましては、5号調整池整備に必要な物件移転補償について、補償交渉を行っておりますが、居住区域に補償費に見合う物件が見当たらないことから現在の居住地を希望しているため、居住部分の建物を残し、それ以外の物件等を補償することで、おおむね了承を得ておりますので、新年度において調整池の一部修正設計を行う予定で見送っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前 11時51分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第15号 令和5年度北中城村一般会計予算について。

議案第15号

令和5年度北中城村一般会計予算について

みだしのことについて、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めます。

令和5年3月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村一般会計予算

令和5年度北中城村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,600,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 村	税	2,603,355
	1 村民税	966,186
	2 固定資産税	1,471,117
	3 軽自動車税	61,691
	4 村たばこ税	104,361
2 地方譲与税		38,862
	1 地方揮発油譲与税	9,348
	2 自動車重量譲与税	27,914
	5 森林環境譲与税	1,600
3 利子割交付金		487
	1 利子割交付金	487
4 配当割交付金		5,054
	1 配当割交付金	5,054
5 株式等譲渡所得割交付金		5,388
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,388
6 法人事業税交付金		27,493
	1 法人事業税交付金	27,493
7 地方消費税交付金		404,007
	1 地方消費税交付金	404,007
8 ゴルフ場利用税交付金		9,978
	1 ゴルフ場利用税交付金	9,978
9 環境性能割交付金		3,941
	1 環境性能割交付金	3,941
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		80,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	80,000
11 施設等所在市町村調整交付金		243,000
	1 施設等所在市町村調整交付金	243,000
12 地方特例交付金		14,000
	1 地方特例交付金	14,000
13 地方交付税		1,411,000
	1 地方交付税	1,411,000
14 交通安全対策特別交付金		2,985
	1 交通安全対策特別交付金	2,985
15 分担金及び負担金		80,957

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
	1 負 担 金	80,957
16 使用料及び手数料		59,931
	1 使 用 料	29,397
	2 手 数 料	30,534
17 国庫支出金		1,509,594
	1 国庫負担金	1,032,213
	2 国庫補助金	304,900
	3 委 託 金	172,481
18 県支出金		991,579
	1 県負担金	473,356
	2 県補助金	481,054
	3 委 託 金	37,169
19 財産収入		50,496
	1 財産運用収入	50,494
	2 財産売却収入	2
20 寄附金		250,201
	1 寄 附 金	250,201
21 繰入金		566,744
	1 特別会計繰入金	1
	2 基金繰入金	566,743
22 繰越金		20,000
	1 繰 越 金	20,000
23 諸収入		78,548
	1 延滞金、加算金及び過料	1,600
	2 村預金利子	1
	3 雑 入	76,947
24 村債		142,400
	1 村 債	142,400
歳 入	合 計	8,600,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		97,405
	1 議 会 費	97,405
2 総 務 費		1,513,072

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 総 務 管 理 費	1,331,787
	2 徴 税 費	108,372
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	68,001
	4 選 挙 費	2,008
	5 統 計 調 査 費	1,106
	6 監 査 委 員 費	1,798
3 民 生 費		3,126,192
	1 社 会 福 祉 費	1,562,513
	2 児 童 福 祉 費	1,563,679
4 衛 生 費		961,390
	1 保 健 衛 生 費	610,337
	2 清 掃 費	351,053
5 農 林 水 産 業 費		137,453
	1 農 業 費	131,187
	2 林 業 費	3,197
	3 水 産 業 費	3,069
6 商 工 費		156,714
	1 商 工 費	156,714
7 土 木 費		540,965
	1 土 木 管 理 費	51,779
	2 道 路 橋 梁 費	209,523
	3 都 市 計 画 費	279,663
8 消 防 費		279,176
	1 消 防 費	279,176
9 教 育 費		1,335,948
	1 教 育 総 務 費	172,770
	2 小 学 校 費	389,089
	3 中 学 校 費	86,747
	4 幼 稚 園 費	64,547
	5 社 会 教 育 費	399,643
	6 保 健 体 育 費	223,152
10 災 害 復 旧 費		2
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1
11 公 債 費		433,742

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
	1 公 債 費	433,742
12 諸 支 出 金		1
	1 普 通 財 産 取 得 費	1
13 予 備 費		17,940
	1 予 備 費	17,940
歳 出	合 計	8,600,000

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等債 (村道北中城高校127号線道路護岸整備事業)	14,500	(借入方法) 証書借入または地方証券発行の方法による。	5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えることができる。
学校教育施設等整備事業債 (北中城小学校トイレ改修工事)	61,900	(借入先) 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他		
学校教育施設等整備事業債 (島袋小学校トイレ改修工事)	3,000			
臨時財政対策債	63,000			
計	142,400			

詳細については、副村長が説明いたします。

○議長（比嘉義彦）

副村長。

○副村長（大田 繁）

それでは私より、議案第15号につきまして説明申し上げます。

説明は、令和5年度一般会計予算書、その後ろに添付してございます令和5年度一般会計予算に関する説明資料、予算書の裏のほうです。

まず1ページをお願いいたします。

令和5年度一般会計予算の概要でございます。

令和5年度一般会計の歳入歳出予算の総額は、86億円で、対前年度比較5億4,000万円の増と

なっております。

増の主な要因は、歳入においては予算不足を補うための財政調整基金を含めた繰入金が増、国庫支出金が増、村税が増となっております。

歳出においては、北中城小学校トイレ改修工事及び擁壁工事、基地内文化財発掘調査、村道北中城高校127号線道路護岸整備工事の影響によりまして増となっております。

詳しくは、別紙資料で御説明いたします。

予算規模の推移を見ますと、1ページでございます。下のグラフを御覧いただきたいと思います

ます。棒グラフでございます。予算規模の推移を見ますと、北中城中学校校舎改築事業がありました平成28年度をピークに一度予算額は減少しましたが、役場第一庁舎改築事業や公営墓地整備事業、安谷屋第2地区かんがい施設整備事業、島袋小学校増築事業の影響で、令和3年度までは予算規模が増加傾向となっております。ここ数年は平均で80億円を超える予算規模となっております。

歳入の村税につきましては、アワセ土地区画整理区域内の開発により令和3年度がピークとなっておりますが、令和4年度におきましては、新型コロナウイルス感染症が及ぼす経済状況悪化による税収の落ち込みがありました。令和5年度においては、持ち直しの傾向が予想されておりまして、過去最高の26億円を超えております。

次に、2ページの歳入・歳出の状況、それから3ページの地方債・基金の状況については、その後のページに続きます資料別紙1から別紙4の説明となっておりますので、そこで御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

款別予算一覧表について説明いたします。

歳入について予算構成率の上位項目は、1款村税が約26億円（構成率30.3%）、17款国庫支出金が約15億1,000万円（構成率17.6%）、13款地方交付税が14億1,000万円（構成率16.4%）、18款県支出金が約9億9,000万円（構成率11.5%）とほぼ前年度同様の項目となっております。

構成比率が大きい項目について対前年度で比較いたしますと、1款村税が個人村民税及び固定資産税の増収見込みで約1億2,000万円（4.8%）の増でございます。

17款国庫支出金は、村道北中城高校127号線道路護岸整備工事の社会資本整備総合交付金や基地内埋蔵文化財発掘調査等委託金の影響によ

りまして約1億4,000万円（10.3%）の増となっております。

13款地方交付税は基準財政需要額の増の影響で約2,000万円（1.5%）の増となっております。

18款県支出金は、沖縄振興特別推進交付金や北中城小学校トイレ改修工事に係る大規模改修工事補助金の影響で約2,000万円（2.1%）の増となっております。

24款村債につきましては、昨年度に引き続き臨時財政対策債が発行抑制により減となっておりますが、北中城小学校トイレ改修工事に係る新規起債の影響によりまして全体といたしまして約3,000万円（26.0%）の増となっております。

次に、右側の歳出でございます。歳出の項目を目的別の構成率で見ますと、3款の民生費が約31億3,000万円（36.4%）と最も大きくなっております。次いで2款総務費が約15億1,000万円（17.6%）、9款教育費が約13億4,000万円（15.5%）、4款衛生費が約9億6,000万円（11.2%）の順となっております。

なお、構成率が最も大きい3款の民生費は、直近の10年間で約10億円以上の予算が増加しておりまして、村の財政負担増加の主な要因となっております。

対前年度で増減額が大きい項目では、9款教育費が北中城小学校の大規模トイレ改修工事と南側擁壁工事の2事業、基地内埋蔵文化財発掘調査等の影響で約3億3,000万円（33.2%）の増となっております。

一方、5款農林水産業費は安谷屋第2地区畑かんがい施設整備事業が昨年度より減となった影響により約3,000万円（18.0%）の減となっております。

次に、歳出性質別内訳について御説明いたします。

5ページをお願いします。

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）は約

39億8,000万円となっております、対前年度で約3,000万円（0.8%）の増となっております。

人件費の主な増加要因は、パートタイム会計年度任用職員のうち、ほとんどの専門職の勤務時間を週30時間から週35時間に引き上げたことによる増となります。

扶助費及び公債費は、ほぼ前年度並みとなっております。

投資的経費は約4億2,000万円となり、対前年度で約2億6,000万円（167.9%）の増加となりました。増となった主な要因は、村道北中城高校127号線道路護岸整備工事、そして北中城小学校トイレ改修工事及び擁壁整備工事の影響によるものです。

その他の経費は約42億円となっております、対前年度で約2億4,000万円（6.1%）の増となりました。そのうち物件費は基地内文化財発掘調査委託料等により約1億2,000万円（6.9%）の増となっております。

補助費等は、各一部事務組合負担金や保育対策総合支援補助事業及び放課後児童健全育成事業補助事業の影響により約1億1,000万円（10.7%）の増となっております。

また、積立金は公営墓地基金積立金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用しました村内公園整備改修及び整備工事積立金を新たに積み立てたことによりまして、約500万円（1.5%）の増となっております。

次に6ページをお願いします。

地方債の見込みに関する調書について説明いたします。

地方債、これは村の借金でありますけれども、地方債の令和4年度末現在高見込額は約49億4,000万円です。令和5年度の起債見込額、これは新たな借入れでございますけれども、見込額は約1億4,000万円、元金償還、これは借金

の返済でございますけれども、見込額は約4億2,000万円となっております。

令和5年度は償還額（返済）が起債額（借入）を上回る見込みでありまして、令和5年度末現在高は約2億7,000万円減少いたしまして、約46億6,000万円となる見込みでございます。

続きまして、7ページをお願いします。

基金について御説明いたします。

令和4年度末基金残高見込額は約18億9,000万円です。主な内訳は財政調整基金が約7億円、減債基金が約1億円、目的基金が約10億9,000万円です。

令和5年度当初予算におきましては、財政調整基金約3億2,000万円の取崩しを行っております。過去最高の取崩し額となっております。同基金は、年度内の財政運営で村税等の歳入増に合わせて戻し入れを行う予定であります。過去10年間の財政調整基金残高の推移と令和5年度の基金充当予定の事業は右側の表のとおりとなっております。

次に、令和5年度の主な事業について、資料が添付されております。資料、令和5年度各課の主な事業を添付してございます。8ページから10ページまでとなっております。

一覧表に記載されております事業につきましては、村総合計画、3か年実施計画及び各課の個別計画のうち令和5年度事業分を記載してございます。

なお、事業名と事業費、青色書きで示してあるのは令和5年度からの新規事業となっております。御一読をお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第16号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを御説明申し上げます。

議案第16号

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計予算について

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年3月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計予算

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,293,298千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		400,534

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
	1 国民健康保険税	400,534
2 一部負担金		1
	1 一部負担金	1
3 分担金及び負担金		1
	1 分担金	1
4 使用料及び手数料		160
	1 手数料	160
5 国庫支出金		1
	2 国庫補助金	1
6 県支出金		1,446,603
	1 県負担金・補助金	1,446,602
	2 財政安定化基金支出金	1
8 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
10 繰入金		267,379
	1 他会計繰入金	267,378
	2 基金繰入金	1
11 繰越金		1
	1 繰越金	1
12 諸収入		178,616
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預金利子	1
	3 受託事業収入	1
	4 雑収入	178,611
13 市町村債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳入	合計	2,293,298

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		70,190
	1 総務管理費	55,923
	2 徴税費	14,013
	3 運営協議会費	56
	4 趣旨普及費	198

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
2 保 険 給 付 費		1,383,252
	1 療 養 諸 費	1,163,549
	2 高 額 療 養 費	192,502
	3 移 送 費	101
	4 出 産 育 児 一 時 金	25,000
	5 葬 祭 費	600
	6 傷 病 手 当 金	1,500
3 国民健康保険事業費納付金		773,030
	1 医 療 給 付 費 分	542,197
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	169,352
	3 介 護 納 付 金 分	61,481
4 共 同 事 業 拠 出 金		1
	1 共 同 事 業 拠 出 金	1
6 保 健 事 業 費		53,814
	1 保 健 事 業 費	53,814
7 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
8 公 債 償 費		3
	1 公 債 償 費	1
	2 広 域 化 等 支 援 基 金 償 還 金	1
	3 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1
9 諸 支 出 金		3,007
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,007
10 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	2,293,298

詳細につきましては、担当課長に説明させていただきます。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、議案第16号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計予算の主なものについて、事項別明細書にて御説明いたします。

7ページをお開きください。

まず、歳入ですが、1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税は、本年度4億52万7,000円で、前年度より719万4,000円の増となっております。収納見込は、実績を踏まえ96%ですが、加入世帯の所得の増により調定額が増えています。

続きまして、9ページをお開きください。

6 款県支出金、1 項県負担金・補助金、1 目保険給付費交付金は14億4,660万2,000円で、前年度より4,177万9,000円の減となっておりますが、減額となった大きな理由は、医療費から試算する普通交付金が4,064万円減となったことによります。

続きまして、10ページをお開きください。

10款 1 項 1 目の一般会計繰入金は 2 億6,737万8,000円で、前年度より1,110万3,000円の減となっております。これは 3 節未就学児均等割保険税繰入金が新設され、159万1,000円の増、また 6 節財政安定化支援事業繰入金773万円の増は、令和 4 年度の実績を用いております。7 節その他一般会計繰入金6,000万円は赤字を見込んでの計上ですが、財政と調整しての額となっております。

続きまして、12ページをお開きください。

12款諸収入、4 項雑入、9 目の歳入欠かん補填収入は 1 億7,860万6,000円で、前年度から5,380万1,000円の増となっておりますが、こちらは歳入歳出間の調整をしているものでございます。

続きまして、13ページをお開きください。

歳出の主なものですが、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は5,322万1,000円で前年度より208万円の増となっていて、これは主に12節委託料で次期国保総合システム業務端末更新委託料の131万9,000円が新たに計上されたことによるものです。

続きまして、19ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項療養諸費は、本村の近年の動向からの計上でございますが、1 目一般被保険者療養給付費は、11億5,200万円で、前年度より4,160万5,000円の減となっております。

続きまして、22ページをお開きください。

2 款 4 項 1 目出産育児一時金2,500万円で、前年度より400万円の増ですが、これは出産に係る経済支援として42万円から50万円に支給額が引き上げられたことによるものです。

続きまして、24ページをお開きください。

2 款 6 項 1 目傷病手当金は150万円で、前年度より105万9,000円の増となっておりますが、これは令和 4 年度の実績見込みを踏まえての計上となっております。

続きまして、25ページをお開きください。

3 款国民健康保険事業費納付金でございますが、こちらは広域化により県に納める納付金となり、それぞれ県の試算資料により計上しております。

まず、3 款 1 項医療給付費分、1 目一般被保険者医療給付費分は 5 億4,219万5,000円で、前年度より2,262万6,000円の増。

続きまして、26ページの 2 項後期高齢者支援分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金分は 1 億6,935万2,000円で、前年度より3,239万8,000円の増。

その次、27ページの 3 項 1 目介護納付金分は 6,148万1,000円で、前年度より912万円の増となっております。

続きまして、29ページをお開きください。

6 款 1 項 1 目保健事業費は4,050万9,000円で、前年度より23万7,000円の増となっております。

なお、別添の令和 5 年度国民健康保険特別会計に関する資料も参考に御覧ください。

説明は以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

続いて、議案第17号 令和 5 年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について

令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年3月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ242,456千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		202,968
	1 後期高齢者医療保険料	202,968
2 使用料及び手数料		2
	1 手 数 料	2
4 寄 付 金		1
	1 寄 付 金	1
5 繰 入 金		38,858
	1 一 般 会 計 繰 入 金	38,858
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		626
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	621
	3 預 金 利 子	1

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
	4 貸付金元利収入	1
	5 雑入	1
歳入	合計	242,456

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		3,408
	1 総務管理費	1,160
	2 徴収費	2,248
2 後期高齢者医療広域連合納付金		238,326
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	238,326
3 諸支出金		622
	1 償還金及び還付加算金	621
	2 繰入金	1
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	242,456

詳細につきましては、担当課長に説明させていただきます。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、議案第17号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算の主なものについて御説明をいたします。

予算書の5ページをお開きください。

事項別明細書をもって御説明させていただきます。

まず、歳入の1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、後期高齢者医療広域連合が各市町村ごとに算出した資料に基づき計上しております。1目特別徴収保険料は8,267万6,000円で、前年度に比べ766万9,000円の増。

2目普通徴収保険料は1億2,029万1,000円で、

前年度に比べ1,117万2,000円の増となっておりますが、これらは75歳到達者数の増加及び所得伸び率に伴うものでございます。毎年、約100人の被保険者数が増加となっております。普通徴収の保険納付率は97%を予想しております。

次、5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目の事務費繰入金は350万3,000円で、前年度より38万4,000円の減となっております。

2目の保険基盤安定繰入金は、3,535万5,000円で、前年度より38万2,000円の減となっております。こちらは後期高齢者医療広域連合による試算を計上しておりますが、10ページの歳出、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金に充当されております。

続きまして、6ページをお開きください。

7款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金が60万1,000円で、前年度より

も60万円の増となっておりますが、これは例年補正で計上してありましたものを当初予算での計上としたものでございます。

こちらは被保険者の死亡とか転出等による還付は、市町村が一旦立て替えて還付し、その後、後期高齢者医療広域連合より歳入がありますので時間差があります。

次、7ページをお開きください。

7款諸収入、5項雑入、2目雑入の82万9,000円の減は、令和4年度に行われた窓口負担割合の制度改正に伴う通信運搬費等への後期高齢者医療広域連合負担金でございましたが、こちらが廃止になったことによるものでござい

ます。

続きまして、10ページをお開きください。

歳出のほうですが、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金は2億3,832万6,000円で、前年度に比べ1,844万3,000円の増となっており、こちら75歳到達者数の増加及び所得伸び率に伴うものでございます。

なお、別添の令和5年度後期高齢者医療特別会計当初予算資料も参考ください。

説明は以上で終わります。

○村長（比嘉孝則）

引き続き、議案第18号 令和5年度北中城村水道事業会計予算について御説明申し上げます。

議案第18号

令和5年度北中城村水道事業会計予算について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和5年度北中城村水道事業会計予算を提出し、議会の議決を求めます。

令和5年3月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度北中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 給水戸数	7, 8 1 2 戸
2 年間総給水量	2, 5 6 8, 1 0 0 m ³
3 一日平均給水量	7, 0 3 6 m ³
4 主要な建設改良事業	

- ・単独事業
- ・北中城村内配水管改良工事
- ・県道宜野湾北中城線道路改良工事に伴う配水管移設工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	水道事業収益	568,497	千円
第1項	営業収益	537,763	千円
第2項	営業外収益	30,732	千円
第3項	特別利益	2	千円

支 出

第1款	水道事業費用	545,164	千円
第1項	営業費用	542,981	千円
第2項	営業外費用	1,181	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額85,539千円は、過年度分損益勘定留保資金73,500千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,488千円及び減債積立金6,551千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	5,954	千円
第1項	企業債	1	千円
第2項	出資金	1	千円
第3項	他会計からの長期借入金	1	千円
第4項	固定資産売却代金	1	千円
第5項	国庫補助金	4,550	千円
第6項	工事負担金	1,400	千円

支 出

第1款	資本的支出	91,493	千円
第1項	建設改良費	83,941	千円
第2項	企業債償還金	6,551	千円
第3項	国庫補助金返還金	1	千円
第4項	予備費	1,000	千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間
- (2) 建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 51,910千円
- (2) 交際費 20千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,300千円と定める。

詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第18号 令和5年度北中城村水道事業会計予算について御説明いたします。

1 ページをお開きください。

第2条、業務の予定量としては、現時点での実績を踏まえまして、1、給水戸数7,812戸、前年度比12戸、約0.2%増。2、年間総給水量2,568,100立方メートル、前年度比1万9,200立方メートル、約0.8%増。3、一日平均給水量7,036立方メートル、前年度比52立方メートル、約0.7%増を見込んでおります。

主な建設改良事業として、村単独事業による北中城村内配水管改良工事と県道改良工事に伴う配水管移設工事を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額としまして、収入、第1款水道事業収益の総額は5億6,849万7,000円、前年度比83万円、約0.1%増

で、内訳としまして、第1項営業収益が5億3,776万3,000円、前年度比67万7,000円、約0.1%増。第2項営業外収益が3,073万2,000円、前年度比15万3,000円、約0.5%増。第3項の特別利益は費目存置です。

続いて支出、第1款水道事業費用の総額は5億4,516万4,000円、前年度比672万6,000円、約1.2%増で、内訳としまして、第1項営業費用が5億4,298万1,000円、前年度比683万2,000円、約1.3%増。第2項営業外費用が118万1,000円、前年度比10万6,000円、約8.2%減。第3項の特別損失は費目存置です。第4項予備費としまして100万円、前年度同額を計上しております。

2 ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,553万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,350万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額548万8,000円及び減債積立金655万1,000円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入の総額は594万4,000円、前年度比455万円、約324%増となっており、主な収入財源としては、第5項国庫補助金455万円で、これについては第5次拡張事業計画によるポンプ場の電気機器設備更新設計に係るものであります。第6項工事負担金140万円、前年度同額です。

続いて支出、第1款資本的支出の総額は9,149万3,000円、前年度比969万2,000円、約12%増で、内訳としまして、第1項建設改良費が8,394万1,000円、前年度比958万5,000円、約13%増。第2項企業債償還金が655万1,000円、前年度比10万7,000円、約1.7%増。第3項の国庫補助金返還金（国庫補助金の仕入れに係る消費税相当額の返納金）は費目存置です。第4項予備費は前年度同様に100万円を計上しております。

第5条、一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。（1）営業費用、営業外費用及び特別損失との間。（2）建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金との間。

3ページをお開きください。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、（1）職員給与費5,191万円、（2）交際費2万円です。

第8条、たな卸資産の購入限度額は、330万円と定める。

なお、4ページ以降に予算に関する説明書を添付してございますので、お目通し願います。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第19号 令和5年度北中城村下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

議案第19号

令和5年度北中城村下水道事業会計予算について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和5年度北中城村下水道事業会計予算を提出し、議会の議決を求めます。

令和5年3月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村下水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和5年度北中城村下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	排水戸数	2,800	戸
2	年間総排水量	1,424,520	m ³
3	一日平均排水量	3,903	m ³
4	主要な建設改良事業		
	・補助事業		
	・北中城村内汚水枝線工事		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	下水道事業収益	373,099	千円
第1項	営業収益	122,907	千円
第2項	営業外収益	250,191	千円
第3項	特別利益	2	千円

支 出

第1款	下水道事業費用	355,698	千円
第1項	営業費用	329,354	千円
第2項	営業外費用	25,342	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入が資本的支出に対し不足する額62,209千円は、過年度分損益勘定留保資金4,667千円、当年度分損益勘定留保資金21,558千円、当年度利益剰余金処分量7,211千円、過年度未処分利益剰余金14,819千円及び建設改良積立金13,954千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	486,040	千円
第1項	企業債	203,400	千円
第2項	他会計補助金	110,300	千円
第3項	国庫補助金	150,000	千円
第4項	県補助金	22,340	千円

支 出

第1款	資本的支出	548,249	千円
第1項	建設改良費	422,198	千円
第2項	企業債償還金	125,051	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業 流域下水道事業	千円 185,000 25,000	(借入方法) 証書借入又は地方証券発行 (借入先) 財政融資資金、機構資金、その他	5%以内	40年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還又は低利債に借替えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間
- (2) 建設改良費、企業債償還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 21,761千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、192,694千円と定める。

その他詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

議案第19号 令和5年度北中城村下水道事業会計予算について御説明いたします。

1ページをお開きください。

第2条、業務の予定量としては、現時点での実績を踏まえまして、1、排水戸数2,800戸、前年度比150戸、約5.7%増。2、年間総排水量1,424,520立方メートル、前年度比1万511立方メートル、約0.7%増。3、一日平均排水量3,903立方メートル、前年度比29立方メートル、

約0.7%増を見込んでおります。

主な建設改良事業として、補助事業による北中城村内污水枝線工事を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額としまして、収入、第1款下水道事業収益の総額は3億7,309万9,000円、前年度比750万4,000円、約2%増で、内訳としまして、第1項営業収益が1億2,290万7,000円、前年度比360万円、約3%増。第2項営業外収益が2億5,019万1,000円、前年度比390万4,000円、約1.6%増。第3項の特別利益は費目存置です。

続いて支出、第1款下水道事業費用の総額は、3億5,569万8,000円、前年度比639万7,000円、約1.8%減で、内訳として、第1項営業費用が3億2,935万4,000円、前年度比737万2,000円、約2.3%増。第2項営業外費用が2,534万2,000円、前年度比1,376万9,000円、約35%減。第3項の特別損失は費目存置です。第4項予備費として、前年度同様に100万円を計上しています。

2ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入が資本的支出に対し不足する額6,220万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金466万7,000円、当年度分損益勘定留保資金2,155万8,000円、当年度利益剰余金処分額721万1,000円、過年度未処分利益剰余金1,481万9,000円及び建設改良積立金1,395万4,000円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入の総額は4億8,604万円、前年度比2億5,906万円、約114%増で、内訳としまして、第1項企業債が2億340万円、前年度比1億3,930万円、約217%増。第2項他会計補助金が1億1,030万円、前年度同額でございます。第3項国庫補助金が1億5,000万円。これについては、地方創生污水处理施設整備推進交付金によるものであります。第4項県補助金2,234万円、前年度比3,024万円、約58%減。

続いて支出、第1款資本的支出の総額は5億

4,824万9,000円、前年度比2億6,750万4,000円、約95%増で、内訳としまして、第1項建設改良費が4億2,219万8,000円、前年度比2億6,735万3,000円、約173%増。第2項企業債償還金が1億2,505万1,000円、前年度比15万1,000円、約0.1%増。第3項の予備費は、前年度同様に100万円を計上しております。

第5条企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、公共下水道事業としまして、限度額1億8,500万円、流域下水道事業として、限度額2,500万円、その他起債の方法、利率、償還の方法は、表中に示すとおりです。

続いて、3ページをお開きください。

第6条、一時借入金の限度額は、3億円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間。(2) 建設改良費、企業債償還金との間。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、(1) 職員給与費2,176万1,000円です。

第9条、他会計からの補助金として、下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億9,269万4,000円と定める。

なお、4ページ以降に予算に関する説明資料を添付してございますので、お目通し願います。以上です。

日程第24. 報告第1号 令和5年度沖縄県 町村土地開発公社事業計画書の 報告について

○議長（比嘉義彦）

日程第24. 報告第1号 令和5年度沖縄県
町村土地開発公社事業計画書の報告についてを

議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、報告第1号 令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告について申し上げます。

報告第1号

令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書を別紙のとおり提出いたします。

令和5年3月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

別添事業計画書の4ページ、5ページをお開きいただきたいと思っております。

表側の項目中で北中城村関係が2つございます。サウスプラザ地区用地とアワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地、この2つが記載されています。

まず、このサウスプラザ地区用地の前年度繰越額として、面積として1万2,171平米、そして金額といたしましては4億3,744万5,000円。

続きまして、アワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地といたしましては、6,318平米、そして金額にいたしまして5億3,490万6,000円となっております。

そして本年中に取得に係るものですが、まず元利償還金等が出てきますので、その金額として、サウスプラザ地区が44万4,000円、そしてアワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地が72万3,000円となっております。

そこでこの繰越額と当該年度措置予定額を足しますと、右端の次年度繰越額になるわけでございますが、面積は変わりませんが、金

額といたしまして、次年度に繰り越すべき金額として、サウスプラザでは4億3,788万9,000円、そしてアワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地につきましては5億3,562万9,000円でございます。合わせて9億7,351万8,000円が、今債務負担行為としてまだ残っている状況でございます。

そこで本村といたしまして、喫緊に購入すべき用地といたしましてはアワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地、これについては既に上物整備がされておりますので、このままずっと元利償還をしていくということになりますので、できるだけこれについては早めに対処しなければならないものと考えます。このため令和4年度において、公共施設整備基金に約1億7,500万円を積み立てております。それから当該基金の積立累計は、約2億円となっております。早めにその用地買収については基金積立等を進めて、早めにそれを解消したいと考えております。

以上、報告は終わります。

○議長（比嘉義彦）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 2時21分 散会

令和5年第1回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 3 月 3 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和5年3月6日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和5年3月6日 午前11時31分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会議録署名議員	7 番 議 員		伊 集 守 吉			
	8 番 議 員		大 城 律 也			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長		学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第2号

令和5年3月6日（月曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第 1 号	北中城村個人情報保護法施行条例の制定について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	議案第 2 号	北中城村情報公開条例の一部を改正する条例について	〃
3	議案第 3 号	北中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人 情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	〃
4	議案第 4 号	北中城村功労者表彰条例の一部を改正する条例について	〃
5	議案第 5 号	北中城村アワセゴルフ場地区地区計画の区域内における建築 物の制限に関する条例の一部の改正について	〃
6	議案第 6 号	北中城村ライカム地区地区計画の区域内における建築物の制 限に関する条例の一部の改正について	〃
7	議案第 7 号	北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	〃
8	議案第 8 号	都市公園区域の変更について	〃
9	議案第 9 号	中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について	〃
10	議案第10号	令和4年度北中城村一般会計補正予算（第6号）について	〃
11	議案第11号	令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5 号）について	〃
12	議案第12号	令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2 号）について	〃
13	議案第13号	令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第6号）につい て	〃
14	議案第14号	令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）につ いて	〃
15	議案第15号	令和5年度北中城村一般会計予算について	質疑、委員会付託
16	議案第16号	令和5年度北中城村国民健康保険特別会計予算について	〃
17	議案第17号	令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について	〃

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
18	議案第18号	令和5年度北中城村水道事業会計予算について	質疑、委員会付託
19	議案第19号	令和5年度北中城村下水道事業会計予算について	〃

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第1号 北中城村個人情報保護法施行条例の制定について

○議長（比嘉義彦）

日程第1．議案第1号 北中城村個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 北中城村個人情報保護法施行条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第1号 北中城村個人情報保護法施行条例の制定については原案

のとおり可決されました。

日程第2．議案第2号 北中城村情報公開条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第2．議案第2号 北中城村情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 北中城村情報公開条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第2号 北中城村情報公開条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第3号 北中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第3. 議案第3号 北中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 北中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第3号 北中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第4号 北中城村功労者表彰条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第4. 議案第4号 北中城村功労者表彰条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 北中城村功労者表彰条

例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第4号 北中城村功労者表彰条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第5号 北中城村アワセゴルフ場地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部の改正について

○議長(比嘉義彦)

日程第5. 議案第5号 北中城村アワセゴルフ場地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部の改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 北中城村アワセゴルフ場地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部の改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第5号 北中城村アワセゴルフ場地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部の改正については原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第6号 北中城村ライカム地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部の改正について

○議長(比嘉義彦)

日程第6. 議案第6号 北中城村ライカム地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部の改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

上間堅治議員。

○9番(上間堅治議員)

それでは第6号について質疑いたします。

この高さ制限のほうで、今までは盛土をする必要があったということでやっていたけれども、今回削除されました。それを削除した理由をお聞かせください。

○議長(比嘉義彦)

建設課長。

○建設課長(安次嶺正春)

お答えいたします。

従来の条例の中では、地域全体の高さの調整のために高さ制限をさせていただいていた。その盛土高についても一定の範囲内に収めても

らうということ趣旨としておりました。

これにつきまして県のほうの指導もございまして、この地区計画の中に盛り込むということに対して特別な拘束力を持つのかということに関してあまりなじまないのではないかという意見もございまして、ほかの自治体の条例なども参考にこの規制を削除するというふうに今回行っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

ここの地区のほう、北中城自体が起伏に富んだ地形になっていまして、その中でアワセゴルフ、今ライカム地区の開発に当たってイオンモールをやっている先方とのほうで景観を崩したくないということで高さ制限というのをやってきたと思います。

ここで盛土が撤去されなくなると、例えば東ののり面のほうから、こっちから出入り口をつくりたい。今、個人で使おうとしている地主さんが、そうしたら結局は1メートル2メートルぐらい上がってしまいます。

実際的にあるかどうかというのは分からないんですけれども、もしあったとして、その場合に結局今の建築の高さの12メートルを超える、14メートル、15メートルぐらいの高さになってしまうということにもなりかねないとなると、じゃあもともとというか、イオンのほうが景観を崩したくないからあまり高い建物はよしてくださいというふうになっていましたけれども、そうなった場合にどのような対処ができるのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

現実的には、開発の中であまり極端な高盛土

というものは安全面の中で疑問がありまして、そういったところで建築相談のときにいろいろと調整が行われてくるというふうに考えます。

それと現実的なところでいいますと、やはり全体の道路との乗り合いですね、車の出入りであったりというところで、そんな極端なことはできないだろうというふうにも考えます。具体的に、では本当に1メートル上げてもいいかという話になってきますと、今の条例の中、改正案の中では制限はできないということにはなっていますけれども、そこは実際の開発、建築の際の調整の中で相談、相手方と調整してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

最後に確認なんですけれども、建築申請が出たときにしっかり相談してやりますよということだと思いますけれども、もちろんイオンのほうの、もし高くなった場合、そういったものもしっかりできるということによろしいですか。地主だけではなくて、イオンともこのぐらいの高さになりますけれどもという話のほうもできるということで、この計画が進むのかということですね。よろしくお願ひします。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

先ほどの上間議員の御質疑にお答えいたします。

今回の地域については、周辺の景観を含めての調整ということで高さ制限をさせていただく

という前提がございました。しかしながら、我々が今回の一連の土地の範囲について、ほかとの住居区域と差をつけるということは適切ではないという考えの下に、連続性のある近隣の住居地域と同じ条件にするということをしております。

そういった中で、今回一律に盛土高の制限値を外すということにはなりませんけれども、これについても許容される範囲であるというふうに考えます。それについて周辺と、何かありましたらそういったものに対しても真摯に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかには質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 北中城村ライカム地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部の改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第6号 北中城村ライカム地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部の改正については原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第7号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第7. 議案第7号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第7号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第8号 都市公園区域の変更について

○議長(比嘉義彦)

日程第8. 議案第8号 都市公園区域の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 都市公園区域の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第8号 都市公園

区域の変更については原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第9号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

○議長(比嘉義彦)

日程第9. 議案第9号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

喜屋武すま子議員。

○10番(喜屋武すま子議員)

議案第9号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について質疑をいたします。

3点ほど質疑をしたいと思います。今回、認可外保育施設の指導監査が中部市町村圏事務組合のほうで行われるということなんですけれども、これまでの認可保育所がありましたけれども、そうすると、6市町村あるわけなんですけれども、認可外の施設の数は幾らでしょうか。

それから2点目に、現在中部広域市町村圏事務組合が指導監査の職員に専任職員が3人ほどいて、あと市町村から今後3年間派遣されて3人ほどいると思われましても、この認可外指導監査が増えることによって、それは広域のほうで、多分に数が増えると指導監査の人数も増えないといけないと思うんですけれども、そちらのほうで雇用するのか、あるいはまたこれまでどおり各市町村から3人派遣されていたと思うんですけれども、4人とかになるのか、数は増えていくのか。それをお聞きしたいと思います。

それから3点目ですけれども、この前私質疑しましたけれども、現在市町村から派遣されている職員がおりますけれども、この人たちもぜひプロパーにして、専任でそこで指導監査ができるような体制づくりはできないかということ

で質疑しましたら、これは事務方のほうでも検討するようになっていくというお話がありましたけれども、現在、どこまで進捗しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

今回の中部広域市町村圏事務組合の規約の変更でございますけれども、子ども・子育て法に基づく幼児教育・保育の無償化が令和元年10月から実施されておりますので、その対象となる施設が幾つかございます。今回、ほぼ過半数を認可外施設が占めておりますけれども、ほかの施設も幾つか、幼稚園とか預かり保育とかそういった施設も含まれております。

今手元でございます資料では認可外だけの数というのは手元にはございませんが、最終的に対象となる施設といたしましては、今回参画します市町村間で240施設が対象となります。

続きまして、職員体制につきましては、新たに市町村からの派遣職員を2名と会計年度任用職員を1名、計3名体制を追加して初年度は準備、業務に当たるというような計画でございます。

3点目の専門職の配置については、依然議員からも御質問いただきました。中部広域、幾つか監査業務等を共同で実施してございますけれども、その課長会議等でそのプロパーについて検討すべきだということで一応意見はしておりますけれども、現在、まだ具体的にいつからそういった配置ができるかという部分についてはまだ決定しておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

3点目のほうのプロパーについては、前向き

に検討しているということになるのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

市町村からの要望として、しっかり中部広域のほうでプロパーを採用して、業務の継続性というか、そういった部分をしっかり確立する必要があるという意見を出している状況でございますけれども、まだ具体的にじゃあいつから採用して、体制を整えていきたいと思いますというふうな段階にはまだ至っていないという状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

各市町村から派遣するのも、それぞれ市町村の職員の支障も出ると思いますので、ぜひ広域市町村圏のほうでプロパーを雇っていただけるよう、そういう体制をぜひ課長のほうにも強く申し出て前進をさせていっていただきたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今の件ですが、私は沖縄市で認可外の団体の会長を12年やっています、そのときに非常に驚いたのが、認可と認可外の補助が約100対1、認可が100、認可外が1ということで非常に厳しい状況に置かれている中で、今回さらにチェックが厳しくなるのであれば、その認可外も確かに手間暇がかかる。そういう意味からすると、補助を少し上げていく。そういった話合いも持たれているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

認可外保育施設については、従来、県が施設の基準等の監査を行っておりますけれども、それは引き続き行われます。今回共同で実施するのはあくまで無償化に伴う事務が適切に行われているかというところをチェックするために市町村が共同で実施するものでございます。認可外の、今回無償化に対しても認可外施設も含めるといふふうに国が示しておりますので、ある意味認可外としてもしっかりと子供たちを安全にサポートするための国としての方策は考えていかれるものだというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

確かに今、チェックがいいように行われればいいんですが、預ける親御さんなどはそれではよろしいかと思っておりますけれども、御理解の上、頑張ってくださいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第9号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第10号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第6号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第10. 議案第10号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは議案第10号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第6号）についてお伺いしたいと思います。

歳出44ページをお願いします。

4款2項1目清掃総務費、17節備品購入費、資源ごみ収集車のマイナスが出ていまして、村長の説明では登録が間に合わなかったということだったと思うんですけれども、これは補正に上がってきたのが去年の6月だったんです。第1号で。それで6月に上がってきた補正で車1台買うのに登録にこんなに時間がかかるのか。もちろんこの収集車に関しては、あおりをちょっと高くしたり、後ろの荷物出し入れの扉をつ

くったりということでは特殊だとは思いませんけれども、そこまで時間がかかるような特殊な車両ではないと私は思っています。もう少し詳しい説明が必要じゃないかなというふうに思っていますのでその辺よろしくをお願いします。

続いて53ページです。

7款3項3目公園費、14節工事請負費、これも防衛省の予算でやっているものでしたけれども、イームイ公園の工事としおさい公苑バックネットを併せてという話で説明は受けていますけれども、イームイ公園の工事のほうはもともと始まっていたということでは考えていいんですけれども、今回しおさい公苑のバックネットも追加になるのかな、この予算書の中では。そうすると今3月なんですよね。今年度で事業が終わるのかなというところがちょっと心配なところです。どういった工事はちょっとはつきりしません。物を見ていないので分からないんですけれども、しっかり工事が完了するのか。それに合わせてしっかり契約ができていいのか、その辺をお聞かせください。

続いて55ページ、9款2項1目学校管理費、10節の需用費、光熱水費マイナス180万円ですけれども、これは毎年光熱水費というのはプラスで出てきているんです。予算で一括でできないということだったのか、予算の編成上。プラス予算の追加追加でやっているという話を前から聞いていまして、去年は確かに中学校費でマイナスがありました。それは太陽光かな、その関係でマイナスになったという話はしていますけれども、今回小学校のマイナスになっていますけれども、その要因をお聞かせください。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

上間議員の質疑にお答えいたします。

4款2項1目清掃総務費、17節備品購入費、

資源ごみ収集車購入費、マイナス234万4,000円の減につきましては、確かに上間議員のおっしゃるとおり6月議会で上げてきて、そういう資源ごみ収集車両の老朽化により、防衛調整交付金を活用して購入を予定していましたが、軽トラックを扱っている業者6社へ見積りの依頼を行いました。見積書が届いたのが1社のみで、今回防衛のほうからも最低でも3社から見積書を取って競争入札にかけることが調整交付金の交付要件としておりますという意見でしたので、再度業者のほうに確認しましたが、なかなかこの見積書の添付が難しいということで、今年度内に納期は厳しいかなということで、今回減にしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

続きまして、私のほうから53ページ、7款3項3目14節工事請負費の公園の整備についてお答えいたします。

これはもともとしおさい公苑のバックネットの工事とイームイ公園の遊具設置工事2件、それぞれで発注を予定していたものを1件にまとめて契約するという方向に切り替えました。この作業につきましては、既に工事も完了しております。今年度内執行が済んでいるという状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

私のほうから55ページ、9款教育費、学校管理費の10節ですが、これ中身については島袋小学校の光熱水費になっていまして、予算を策定する以前に島小のほうで水道料が急に多くなっていますね、後から算定後漏水があったということも分かったりとかして、少し当初の予算時に

多く見積もっていたと。それで現状はあまり水道料が出なかったですので、減とさせていただきます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それじゃあ44ページの資源ごみ収集車の購入の件ですね。ちょっと納得がいかないというか、自動車販売業者、私も横浜のほうで新車のディーラーをやっています、1台でも多く売りたいというのが本来営業のあり方であって、注文をして見積りを出さないということは、何か訳があるのか。ちょっと腑に落ちない部分、納得できない部分があります。だから逆に言うとこれだけ期間があってなぜ見積りが出さないのか。この業者が特別な仕様でできるところを探せないというのであったら、村のほうでこんなところもできるよという形で話をしたりやりながらやるのが筋じゃないかなと。なぜかという、この特防予算というのは、来年度の予算にもトラック購入費と入っていますけれども、今回購入できていたら、来年度のトラック購入費というのは別の予算に使える可能性もある。結局は予算を使っていない。もらえる補助金を使っていないという意味合いで私は少しくレームを申し上げます。この辺も見積り、相手方の3社というのがあるのでしたら、それに合わせて見積りも出してくる環境整備というか、しっかり出せるようなところに持っていくような形にしていきたいというふうな気持ちでやっています。

あと53ページの公園のほうですけれども、すみません、補正予算のほうを私見逃していました、別のところでバックネットの補正が入っていたというふうな話だと思うんですけども、完了したということでしたら問題ないです。こちらは大丈夫です。

続いて55ページの光熱水費ですか。私は電気料のことかと思っていたんですけども、水道料金を余分に見積りしていたということでしたけれども、水道料金だけで180万円というのはまたちょっとおかしな話なのかなというふうに私は思います。この辺の予算調整もしっかりやっていながら、決算のほうに臨んでいただきたい。決算のほうではなくて、補正ですね、補正も含めてですけれども、その辺もしっかりやっていただきたいというふうに思いますので、この辺、教育委員会と資源ごみの担当課のほうをしっかりとやっていただきたいということで、質疑は終わりますけれども、答弁よろしくお願ひします。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

上間議員の再質疑にお答えいたします。

6月にそういう補正で防衛特別調整交付金で予算対応ということでありましたけれども、確かに上間議員の言うとおりに今回購入していれば、次年度またその車両購入費をほかのものに回せなかったということは、本当に今後また気をつけながらですけれども、ただ軽トラックはやっぱり主要です、後ろのダンプ部分とかいろんな部分で業者のほうから電話等、再三3回ほどそういう見積書を依頼しましたが、今回はなかなかこれは厳しいということの判断ですが、次年度は確かに上間議員のおっしゃるとおり、そういうのはきちんと計画性を立てて事業の取組を図っていきたくて考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

上間堅治議員の御質疑に補足をしたいと思います。

特定防衛施設周辺交付金なんです、今回ご

み収集車がマイナスということで、これは村にある程度財源というのが約6,000万円来ます。今回ごみ収集車ができなかったということで基金積立、北小の擁壁と公園施設維持管理用の基金に変更して防衛と調整して積み立てておりますので、今回ごみ収集車が買えなかったということですが、補助金としてはいただいておりますので、100%執行していますということをつけ加えたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

見積書を依頼して1社しか上がらなかったということですが、担当から聞いた話によると、全社確認はしていませんけれども、軽トラのそういった部分を販売していないとか、そういった中でいろいろ業者のほうから、ちょっとこの期間内にそういうのが厳しいということで、担当のほうからはそういう意見を聞いております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

光熱水費については、いろんな要因があってもなかなか正確な見積りが難しいんですが、今回は漏水等もあって不測の要因があっても過大見積りになってしまったと。もう少し早く補正でも分かって減にしてやってあげればよかったのですが、ちょっと様子を見てしまったということもありますが、今後いろいろ改善していきたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

すみません、先ほど最後と言ったんですけども、企画振興課長のほうから補足であった件です。確認なんですけれども、特防で予算をもらうというのは、例えば前だったか、給食調理場の工事等の関係で基金積立をしたり、小学校の擁壁工事で基金積立をしたりということで、この特定のものに対しての基金積立に対しても余ったらできるということ。そういうことでよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

歳入の14ページを御覧になってください。17款の1節、これは特定防衛施設周辺整備調整交付金、実際に北中城村に入ってくるお金が、今回の補正で2次追加分というのがもらえまして、全体で5,979万7,000円、この交付金の使い道を防衛と一応調整はするんですけども、その中で今回しおさい公苑とかイームイ公園とか入札残が出たものとかを含めて最終的に調整交付金の基金というのをつくってしまっていて、その基金に積み立てることができるということがありますので、今回この基金のほうに差額分を積み立てしているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では私のほうから、55ページ、9款2項1目学校管理費、1節報酬のほうで、会計年度任用職員報酬、特別支援員、学習支援員、その他支援員なんですけど、軒並み減となった理由をお聞

かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

この特別支援員が一番大きいんですが、募集はかけているんですが、なかなか集まらないとかいろいろな原因がありまして、当初予定していた日数に足りていないということで減というのが主な要因です。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

じゃあ念のため、特別支援員が募集をかけたが集まらないということでしたが、学習支援員も同様な理由でしょうか。また、理科観察実験支援員、こちらも減となっていますが、全ての支援員について同じ理由なんでしょうか。お願いします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

学習支援員、理科実験支援員、日数が足りなくてではなくて、人によって採用時に給料が違いますので、最初にこれぐらいだろうと見積もっていた金額を最後に調整している形となっています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

ではよろしく申し上げます。

9ページ、歳入1款1項2目法人税、申告件数の増によるものとありますけれども、件数は何件でしょうか。

同じページの1款2項1目固定資産税、これも新築の増によるものということですが、件数を教えてください。

それから12ページ、16款1項5目1節公営墓地使用料、説明は74件の使用料だということにありますけれども、この墓地公園、現在既に墓が建立、いわゆる墓が建てられているものもあるようなんですけれども、それは何件なんでしょうか。墓を建てる場合に規制がありますよね、高さとか。その辺はどんなものでしたでしょうか。

それから16ページ、18款2項7目1節沖縄振興交付金、今の比嘉正志議員と同様の質問になりますけれども、この特別支援員、学校支援員の件で、募集をしたけれども集まらないということですが、その人数というのは必要だからこの予算を計上したと思うんですけれども、それに伴って集まらなかったことに対して、学校現場ではどのようなことが起きているのか。集まらない要因というのは待遇の悪さなのか。悪さというか、そういうような雇用の条件が悪いのか。次年度以降同じことも予測されるんですけれども、それに対する対策はお考えでしょうか。お聞かせください。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

名幸議員の質疑にお答えいたします。

今、この16款1項5目衛生使用料、公営墓地使用料でございますけれども、墳墓地、当初は20件予定していましたが、今回74件の使用料の納付があったということで、これにつきましては50基の募集をかけていましたが、募集が88件あったため、その中で今回緊急を要するそういう中で非常に住民の方から次の2期募集はいつするんですかということいろいろ問合せがあったものですから、今回はそういう中で38件を救済しようということで村長とも調整しながら、救済の抽選をしました。そこであと25件の追加で1人の辞退があって74件となっている。あと納骨堂と1体用が7件、納骨2体用が3件、合葬室が3件、そして参拝室の参拝する2件、許可証再交付1件、そして光熱水道使用料36件で今回の補正となっております。

この規制について、今墳墓の件数は14件墳墓が立っております。今22件の申請が上がって、その中で墳墓の高さ、囲いとかセットバック等を含めて、申請が上がったらその辺を確認しながら、そしてまた墓が出来上がっても職員が向いてそういった完了の検査を行っている状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

特別支援員ですが、先ほど正志議員の質疑の際に言えなかった部分もあったんですが、職員が産休に入ってしまった。また育休になったということで、年度の途中からお休みをいただいている方がいらっしゃるんですけど、その年度途中に募集をかけてもなかなか集まらない。この前は幼稚園のほうでそういう方がいまして、ようやく2月に来ていただいたと、そういうこともございます。学校のほうでは当初を想定した特別支援員の人数よりは少ないですので、苦労かけていると思いますが、何せ人が集まらない

ということで今頑張らせていただいているところです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長、その学校現場ではどういう影響が起きているのか。次年度はどのような対策が取られるのか、という質疑もありますか答弁してください。

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

すみません、回答できていませんでしたが、人が集まらないということに対していろいろ募集はかけているんですが、それといろんな地域の方にも誰かできないかと声かけはしていますが、その点について、今具体的な解決法は持っておりません。学校現場については、先ほども言いましたが大変苦勞をかけていると思いますが、特別支援というこの業務ですね、なかなかやってくれる方がいなくて、現場でもどうにか周りの先生で支え合ってやっていっている状況だと思いますが、その解決法についても、やっぱり人がつかないと難しい面があって、この適正人数をどう対処していくかというのは今お答えできませんけれども、非常に苦慮している状況ではあります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

名幸議員の御質疑にお答えします。

9ページの1款1項2目の法人の件数ですけれども、令和4年度は373件で、令和3年度に比べて71件の増になっています。

次に1款2項1目の固定資産税の中の新築件数という話ですけれども、新築件数は分かりませんが、金額的に令和3年度に比べて3.3%増しています。金額にして18億7,795万8,000円の増となりました。件数については後

ほど調べてお示ししたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

では、税収の部分から再質疑します。

法人税、固定資産税が増になったということは大変喜ばしいことだと思います。私の地元でも東地域は高齢化率が高くて、ここ十数年来、空き家、空き地が目立って、将来どうなるのかなという思いがあったんですけども、ここ数年、他府県、そして他市町村から移住する方々が増えているんですね。建て売りとか1つの土地を分筆して、それで私からすると結構安くはない金額なんですけれども、いるのかなと思いつながらどんどん増えている。これは歓迎すべきことだと思っていますけれども、なぜ北中城村に移住してくるのかなど。その要因とかは村では、もちろんこれだというものはないと思うんですけども、どのように分析されているか、お考えになっているか。印象でもよろしいです。ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから公営墓地の件であります。私が言いたいのは、この公営墓地、人がお亡くなりになって納骨をしたり、お墓を建てるということで非常にナイーブな問題もありますし、今言うように墓を建てるか納骨をするかというときに、これは住民生活課が対応しているわけですよ。今後これだけの、今答弁にもありましたけれども、相当需要が高いということなんですけれども、今後これは本格的に運営するためには、管理運営を指定管理者なり、今シルバーが委託で請け負っているんですけども、これをトータルで見る相談をして、これを請け負う、そういうような先を私は検討すべきだと思いますけれども、いかがですか。

それから特別支援員や学習支援員の配置であります。非常に現場も、教育委員会も苦勞され

ていると思うんですけども、ただ、今支援を必要とする子供たちは年々増えてますよね。それで支援員がつかめなくて、結局先生たちが今いる支援員が対応しているということで、今教育現場が教師が多忙だということで大変深刻な状況がある。そこに拍車をかけているということなので、そうであれば、何か育てる、こういう学校に行っている子供たちに授業料の免除をしてあげるとか、募集をかけるのではなくて、北中に来てもらう、そういう施策まで考えておかないと現場は混乱するばかりだと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

名幸議員の最初の御質疑ですけども、どういうわけでここに転居が増えているのか、転入転出が増えているのかということでございました。それは村民の、例えば地域の寛容性とか地域の受入れ、おもてなしとかそういったものもあると思います。そして去年の新聞に載りました東京の民間企業が報告された幸福度九州圏域でのナンバーワン、そして住み続けたい村のナンバーワンということで、そういう効果もあったのではないのでしょうか。そして昨日はコスプレ大会がございました。500名近くの方々が中城城跡、そして中村家住宅のほうに若い人たちがいっぱい集まりました。そういった方の話を聞きますと、北中城村に対するイメージが大変いいということで、彼ら、私のほうに言った方もいらっしゃいましたので、そういったことも言えるのではないのでしょうか。地理的な優位性とかそういったあたりもあると思いますので、熱田の空き地にそういった新しい住居を構えた方々が増えたということについては、また熱田の地域の方々の人々の住民性、寛容性とかそういったあたりが影響しているのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

名幸議員の再質疑にお答えいたします。

確かに公営墓地ですね、令和4年度から供用開始して、納骨、墳墓の建築等非常に件数が多くなることによって、結構そういう仕事量も増えてくると思います。ただ、今シルバーのほうに維持管理はさせていますが、やっぱり運営となると、そういった部分で、今実際沖縄県の中で公営墓地を民間のほうに指定管理をさせている例もなく、本土のほうではあるんですが、今民間のほうのそういった墓地の運営ですか、その辺も検討しながら本当にこれがもし民間で行うのが正しいのであれば、そういうのも調査しながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

特別支援に限らず、教職員についても以前までは教員を目指している方々に学校現場で働いていただいていたんですが、最近は勉強に時間を取りたいということで、そういった方々も現場のほうには入らなくなっているという状況もあります。特別支援員に限らず人手不足というのが問題ではあります。名幸議員がおっしゃった人材育成等についてどのような手段があるのかというのは、今ちょっと私のほうではアイデアはないんですが、いろいろ近隣市町村等、中頭教育事務所等に相談してどういった形が一番可能性があるのか、できるのかというのを探していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

答弁漏れがあります。支援に対しての補助と

いうのはできないですかという質疑がありました。それについて答弁をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

学費の補助とかそういった面については、財政状況も鑑みて、その方向でいって人が集まるか、人が来てくれるのか、人材が育つのかというのは検討しないといけない面もあるんですが、今考えるに当たっては現実的にどうだろうと。その方々の勉強をどうサポートしていきながら現場にも入ってもらえるのかというのもありますので、ここは一旦持ち帰って検討させていただきます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第10号 令和4年度北中城村一般会計補正予算(第6号)については原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第11号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について

○議長(比嘉義彦)

日程第11. 議案第11号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

名幸利積議員。

○12番(名幸利積議員)

よろしくをお願いします。

12ページ、出産育児一時金、先ほどもありましたけれども、説明では50名の予定が29名という説明だったと思いますけれども、結局これは単純に世間一般で言われている少子化の傾向、その現れだと捉えてよろしいでしょうか。

○議長(比嘉義彦)

健康保険課長。

○健康保険課長(奥間かほる)

名幸議員の御質疑にお答えいたします。

2款保険給付費、4項出産育児一時金、1目出産育児一時金、18節負担金、補助及び交付金の420万円の減ですが、当初50人予定で、実績が29人、約30人ということで20人の減にはなっております。こちらは全国的に出生者数が減っているというのもあると思われれます。北中城村でも10年以上前までは1年間に200人とかありましたが、今は160人に減ってきていて、あとはこれは国保だけの数ですので、社保のほうに国保のほうから資格が替わった人については入

っていませんので、あくまでもこちらは国保でございまして、そういう傾向はあるかと思われます。

以上です。

○議長(比嘉義彦)

名幸利積議員。

○12番(名幸利積議員)

全国一の出生率が高い沖縄県、また北中城村も教育立村とか社会福祉に手厚い村として名を馳せていると思っておりましたけれども、やはり顕著に少子化がこの北中城村でも現れているということでもあります。

先ほどの条例で聞けばよかったですけれども、参考までに教えてください。この出産育児一時金というのは先ほどもありました、増額しますよね。これまでも何回も増額してきているんです。増額しているけれども、足りなくなるんです。なぜ足りなくなるかといったら、実際の病院で入院して出産をするその出産費用というのは、出産育児一時金が上がれば病院の入院費、出産費用もまた上がってくる。だから足りない。だからまた上げざるを得なくなる。ここに何かたちごっこだという現状があるということがこの出産育児一時金にはあるんですけれども、北中城村の出産育児一時金を活用しているお母様方は、これまで出産育児一時金で持ち出しをしない人たちと持ち出しをしている人たちの、そういうような統計というのは何か現れているのでしょうか。

○議長(比嘉義彦)

休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

○議長(比嘉義彦)

再開します。

健康保険課長。

○健康保険課長(奥間かほる)

名幸議員の御質疑にお答えいたします。

今年度39名の出生のうち、42万円をオーバーした人が12名、それ以下の方が27名で、この27名の方は差額分を本人に給付しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。

そういうことで少子化のこの状態がひたひたと北中城村にも押し寄せているというような感じがします。子供は本当に未来の宝ですので、これを村当局、我々議会も執行部の皆さんと一緒にまた子育て支援を考えていく必要があるだろうということを申し上げて質疑を終わります。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第11号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第12号 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第12. 議案第12号 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第12号 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第13号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算(第6号)について

○議長(比嘉義彦)

日程第13. 議案第13号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算(第6号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第13号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算(第6号)については原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第14号 令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算(第4号)について

○議長(比嘉義彦)

日程第14. 議案第14号 令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算(第4号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第14号 令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算(第4号)については原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第15号 令和5年度北中城村一般会計予算について

○議長(比嘉義彦)

日程第15. 議案第15号 令和5年度北中城村一般会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については議長を除く13人の委員で構成する令和5年度北中城村一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。したがって、本案は議長を除く13人の委員で構成する令和5年度北中城村一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました令和5年度北中城村一般会計予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。したがって、令和5年度北中城村一般会計予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

令和5年度北中城村一般会計 予算審査特別委員会名簿

①	川上龍太	⑧	大城律也
②	屋良朝春	⑨	上間堅治
③	比嘉悟	⑩	喜屋武すま子
④	比嘉正志	⑪	比嘉義弘
⑤	平安山和美	⑫	名幸利積
⑥	喜屋武功	⑬	山田晴憲
⑦	伊集守吉		

委員長	喜屋武すま子	副委員長	比嘉義弘
-----	--------	------	------

日程第16. 議案第16号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計予算について

○議長(比嘉義彦)

日程第16. 議案第16号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計予算については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第17. 議案第17号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（比嘉義彦）

日程第17. 議案第17号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第18. 議案第18号 令和5年度北中城村水道事業会計予算について

○議長（比嘉義彦）

日程第18. 議案第18号 令和5年度北中城村水道事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号 令和5年度北中城村水道事業会計予算については、建設文教常任委員会に付託いたします。

日程第19. 議案第19号 令和5年度北中城村下水道事業会計予算について

○議長（比嘉義彦）

日程第19. 議案第19号 令和5年度北中城村下水道事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号 令和5年度北中城村下水道事業会計予算については、建設文教常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時31分 散会

令和5年第1回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 3 月 3 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和5年3月15日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和5年3月15日 午後3時51分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	7 番 議 員		伊 集 守 吉			
	8 番 議 員		大 城 律 也			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事	島 袋 淳		
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第3号

令和5年3月15日（水曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	比 嘉 悟	1. 公共施設について 2. ごみ収集業務について
2	伊 集 守 吉	1. 村道1号線（仲順～屋宜原線）の現状と問題について 2. 公営墓地の現状について
3	川 上 龍 太	1. 部活動の地域移行について伺う 2. 障害者優先推進調達法に関する本村の方針や実績について伺う
4	喜屋武 功	1. 文化行政の振興と人材育成について 2. 子供や学校に関わる安全上の指導と取組みについて 3. まちづくり懇談会の開催について
5	大 城 律 也	1. 超高齢社会における高齢者の社会的孤立について 2. 県内学校での教員不足について 3. 令和5年度施政方針関連質問

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

おはようございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

1点目は、公共施設についてです。

村内の公共施設を見ますと、老朽化が進み、更新時期が迫ってきているように感じます。北中城村公共施設等総合管理計画、令和4年3月改定版でも示されているように、老朽化比率60%を超えている施設が8施設、老朽化比率80%を超えている施設が3施設、60%以上だと、更新検討施設（更新を検討する時期に入った施設）、80%以上だと更新時期施設（更新または除去等の行動を起こす時期に入った施設）となっています。

そこで、これまでどのように検討し、どう行動を起こしたのかお伺いいたします。

また、中央公民館の機能程度の施設に見直すアリーナ関連の進捗状況と若松公園テニスコートのような屋外スポーツ施設整備計画はあるか伺います。

2点目は、ごみ収集業務についてです。

日頃から、村の責務として適正かつ安定的なごみ収集業務が行われ、住民生活に支障がなく過ごせていることに感謝しているところです。

しかし、ライカム地区をはじめ、村内の人口増加に伴う収集箇所や収集量が増加している現状を考慮し、村は定期的に委託料の見直し等は

行っているかお伺いいたします。また、北中城村のごみの減量化については、どのようにお考えかお伺いいたします。

以上2点、よろしくお伺いいたします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉 悟議員の御質問にお答えいたします。

1点目の公共施設についてです。

北中城村公共施設等総合管理計画で明らかになった公共施設等の状況から、各施設を所管する課において、個別施設計画を策定しながら施設の更新や改修時期等を検討しています。

多目的アリーナ（仮称）については、施設規模を縮小することに伴うイベント等の利活用方法やそれに合わせた施設内容について、事業計画の見直しを検討しているところです。また、若松公園のテニスコートは老朽化によるコート面及びバックネットの劣化が見られるため、次年度より順次改修していく予定です。なお、現時点で新たな屋外スポーツ施設の整備計画はございません。

2点目のごみ収集業務についてです。

ごみ収集業務の委託料の見直しについてですが、一般廃棄物処理基本計画に基づいて、一般家庭ごみ（可燃、不燃、有害危険、粗大）については、毎年、ごみ量を積算要領で算定し、委託料の金額を予算計上しております。今年度、適正価格を算出するためごみ収集業務積算要領作成業務委託料を予算計上しております。

資源ごみ収集運搬業務については、令和4年度、ごみ収集運搬業務積算要領を作成しましたので、令和5年度委託料の見直しを行っております。

ごみの減量化については、ごみ処理の有料化、資源ごみの分別収集、住宅や公共施設などから出る草、木枝を回収し資源の循環等、排出抑制

施策を実施しています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

まず、若松公園テニスコートのほうから再質問いたします。

なぜこの質問をしたかという、村民のテニス愛好者の方から、若松公園テニスコートとは別にテニスコートの整備をするという話を以前に聞いたが、いまだ実現されていないとお聞きしたからです。テニス競技は小さい子から、高齢の方まで楽しめる生涯スポーツだと思います。

しかし、テニスをなさっている方からすると、若松公園のテニスコート面はアスファルト舗装で膝への負担がかなりあり足を痛めるから、多少料金が高くても他の施設を利用しているとのことでした。今回の質問で次年度より改修を予定していくことなので安心してるところです。では、次年度、いつ頃、どのような改修をしているのかお伺いいたします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

次年度につきましては、バックネット、これは野球場のほうのバックネットになりますが、それが先行する予定でございます。

それとテニスコートにつきましては、金額がかなり高くなりまして、3,000万円以上必要だろうというふうに考えられます。そのため防衛の補助、基金を積み立てて適宜その財源が確保でき次第やっていきたいと考えていまして、恐らく今の状況だと、令和6年度以降になるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

3,000万円もかかるというのはびっくりしますけれども、令和6年度改修に向けて、ぜひ財源の確保のほうをよろしくお願いします。

ここ10年の記録を見ても、北中城中学校のテニス部の実績はかなり高いです。村内のテニス人口は大いにあると思います。改修後、料金の見直しや早朝からできる環境も整えていただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

料金につきましては、特に今の時点で見直す予定はしてございません。

もし、その整備内容、要望があって追加のものがあって、それを負担してもいいということであれば、またそこを改めて検討したいと思います。

失礼しました。早朝の運用につきましては、またどれぐらいのニーズがあるのか、それに併せて警備体制も整える必要がございますので、先ほどの料金の設定も含めて体制が整えられるのか、そこを検討していきたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

では、近隣市町村も考慮に入れてですね、テニスをしている方は仕事の前にちょっとやっただけから行ったりもするらしいです。ちょっと汗かいてですね、そういったこともありますので、できれば早朝からできる環境も整えていただきたいと思っております。

それでリニューアルした暁には、村長・議長テニス対決で、ぜひ村民向けにアピールしていただけたらと思っております。

では、次に村内の公共施設について再質問いたします。

答弁に個別施設計画を策定しながら、施設の更新や改修時期等を検討していますとあります。たしかに老朽化比率が一番高い学校給食調理場は次年度の令和5年度に改修工事が予算計上されています。これはオーケーです。次に老朽化比率が高い島袋児童館ですが、次年度予算に改修工事実施計画等はありませんが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

島袋児童館は約39年ほど経過いたします。我々といたしましても改築に向けた構想を練っております。財源といたしましては防衛予算を活用することを念頭に計画しておりますけれども、なかなか防衛の予算も混み合っているというようなことで、すぐにできる状況がありませんので、その状況を踏まえながら改築に向けた検討を行ってまいります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

島袋児童館が先なんですよね。その次は多分仲順児童館に来ると思います。仲順児童館は80%近い老朽化です。近々検討に入ってくると思いますが、児童館の上に仲順区民が寄附で建てた公民館がくっついている。かなり特殊な施設となっていますので、自治会との協議も必要となると思いますので、これも念頭に入れて検討していただきたい。また放課後や土曜日には子供たちが利用する大事な児童館ですので、よろしくをお願いします。

私が一番気になっているのが、昭和58年、1983年に設置された今年で40年を迎える老朽化比率81.2%の村立中央公民館です。村民の實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種

事業を行い、もって住民の教養の向上、教育の増進、情報の循環を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に設置された、村民にとって大切な施設です。また、避難所にも指定され、北中城村の防災の観点からも最重要施設だと思っています。北中城村公共施設等総合計画、令和4年3月改定、半年後の令和4年9月発行の北中城村第一次生涯学習推進計画基本構想、前期基本計画の中には、中央公民館の充実、生涯学習の活動拠点となる中央公民館について、村民が利用しやすい施設となるよう、設備の改修や備品の充実を図ります。中央公民館は施設の老朽化が見られることから、施設の更新について検討を図りますとあります。村立中央公民館の老朽化、施設の更新についてはどのようにお考えかお伺いします。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

比嘉悟議員の御質問にお答えします。

先ほどもの村長の答弁にございましたように、公共施設の総合管理計画というのがありまして、その他については個別計画を持っておりますけれども、長寿命化の個別計画というものがあります。その中において、社会教育施設の方針ということで、やはり中央公民館はかなり古くなってございますので、建て替えの方向で検討しますということで個別計画の中ではなっております。ただ、実施の時期等はまだ決まっていないというところが現状でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

確かに次年度も660万円かけて中央公民館空調設備工事があります。このままだと改修改修で費用も出ていくばかりになると思います。令和4年9月発行の北中城村第一次生涯学習推進

計画の冒頭の村長の挨拶の中に、「人生百年時代を見据えた生涯学習社会を構築することが望まれる」とある。令和5年2月現在18のサークルがあり、また各種講座が行われ、生きがいくくりや仲間づくりに大切な役割を果たしております。その活動の拠点は中央公民館です。老朽化対策として施設の更新等、計画的に進めないと村民体育館のような完成まで四、五年の空白期間があってはいけないと思いますが、村長いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

議員の御質問にお答えします。

中央公民館となりますと、大変なプロジェクトでございますので、費用も数十億円というような、10億円を超える金額になりますので、今の状況からすると、まだ公共施設整備基金についてもそれだけの余裕は今ございませんので、しっかりした基金積み立て等を行って計画的な公共施設の整備を進めていければと思います。そのように、また進めてまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

今年の北中城村二十歳を祝う記念式典の祝辞の中に、また最近よく村長の挨拶の中にも、北中城村は、九州・沖縄で住み続けたいまちと、まちの幸福度の両部門で1位と。住民共同参画のまちづくりが高く評価されたものと述べています。

また、令和5年度の施政方針の中にも、今年度もこれまで以上に村民の皆様の声に耳を傾け、共生のまちづくりの理念の下、私の思い描く村民が主役のまちづくりを目指して村政運営に努めてまいりますとあります。

ぜひ、検討する際は、住民共同参画で主役の村民の意見も地域懇談会等で聴取してほしいと

思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今年度からは住民懇談会等も進めてまいる所存でございますので、住民の意見等をしっかりとしんしゃくして、公共施設の整備に努めたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

御存じでしょうか。令和4年、昨年4月に糸満市のほうに観光文化交流拠点施設がオープンしています。その施設の愛称が「シャボン玉石けん くくる糸満」です。これはネーミングライツを導入し、民間事業者との契約により施設等の名称を企業名や商品名を冠した愛称を付与し、年間360万円の3年間契約で財源を確保した施設で、有効な管理運営に充てられるようです。3年総額1,080万円。

また、避難所等防災関連も絡めて、国の防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金などいろいろ手法はあると思います。今週末から開幕する春季高校野球の抽選会会場として使用された中央公民館。本島中部に位置し、地理的にも県内各地から集まりやすいということで使用されていると思います。先月2月21日の新聞に、写真付きで抽選会の様子が大きく載っています。

また、北中城小学校音楽部や北中城中学校吹奏楽部の活躍は素晴らしいものがありますし、中学校の校内合唱コンクールにおいては、村外の施設を借用している状況です。できればそのようなホールもあり、防災も兼ね備えた施設が望まれると思います。この地理的条件を最大限に生かせば可能性は無限大だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

北中城村公共施設等総合管理計画にもございますように、その施設整備を行った際に必ずしも施設整備の初期投資というのは十分可能かなと思いますけれども、ただ後年度のランニングコスト等でかなりの経費がかかっていると。社会教育施設の中でも年間1億数千万円という結果も出ておりますので、そうしますと、公共施設を整備したら、それだけでまた維持管理、運営管理等が出てきます。そういった面も勘案しながら、当然おっしゃったようなPFIとかPPPとか、あるいはネーミングライツ等、それも検討してまいりますので、できるだけ我々が投与できる、特定財源等の投与についてもしっかり検討していきたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

前向きに検討して、立派な中央公民館ができることを期待しています。

それでは次にアリーナ関連の再質問をいたします。

事業計画の見直しを検討中ということですが、前回の説明で中央公民館の機能程度の施設に見直しするというのを聞きました。

確認ですが、まさか中央公民館の代替施設ではないですね。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

その代替施設になるのか、改めて中央公民館を整備し直すのか、今の現状においてまだ決定はいたしておりません。

ただし、中央公民館を建て替えるに当たっても、一時的な機能をどこかで補填しなければいけないということになりますので、アリーナが

そういった代替施設の機能を有することになるだろうというふうには考えます。ただ、それが永久的に中央公民館の代替になるのかどうかということについては、現時点で決定はしておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

空白期間がないように、代替みたいになると思うんですけども、中央公民館は更新を検討しているのに、その機能程度の施設は必要ありますか、村長。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えします。

もともとアリーナはいろんなスポーツエリアがございまして、スポーツ関連の機能を有した施設でございます。そうしますと、あれだけの規模ですと、駐車場等の状況もありますので、駐車場のスペース、そして建物のスペース、そういったことを総合的に勘案しますと、当初のような計画というのはなかなか難しいものがあると。そこで、今検討委員会で議論されたところについて、公民館の機能とかそういったものももちろんあります。ただ、さらにこれの防災等のそれもございましたので、ただ総合的に勘案しますと、どうしても中央公民館に近いようなものができる。ただ、公民館というのは築30年を超えるような老朽化が著しい施設でございますので、公民館もいずれは、これ10年持つかわかりませんが、10年以内に建て替えるかもしれません。そういったことも勘案しますと、中央公民館、即次の施設を造るということもまた難しいこともございますので、ある程度公民館の機能も有するような施設をとその議論の中に入れてきておりますので、今必ずしも中央公

民館の施設ではございませんけれども、中央公民館に類似した施設に近いものができるのではないかと考えます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

負の遺産にならないか心配しているところです。隣に村立村民体育館があって、またスポーツクラブもある。日頃から車がいっぱい、縦列で止めているぐらいです。果たして、なぜかわるのかなと疑問なんですけど、いま一度立ち止まって検討していただきたいと思います。

ちなみに、防災の観点からおっしゃっていただきましたが、あそこには村民体育館がありますし、もし中央公民館がなくなったときに、東海岸の熱田、和仁屋、渡口、北中城団地、美崎地区の避難所はどこになるのかと。もし、アリーナのほうにできてしまうと、1月にトンガ沖で地震が起きたとき、高原からライカム向けの道が相当渋滞していたらしくて、多分あの辺は県の防災拠点になると思うんですよ。ぜひ、村民の防災拠点である中央公民館を前向きに検討していただきたいと思います。次に移ります。

ごみ収集業務について再質問いたします。

今年度、適正価格を算出するため、ごみ収集業務積算要領作成業務委託料を予算計上しておりますとありますが、今年度の予算書にはなく、次年度、令和5年度予算に計上されていますが、次年度ではないのか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

訂正いたします。

議員のおっしゃるとおり令和5年度の新年度予算で適正価格を算出するためのごみ収集業務積算要領作成業務委託料を計上していますので、この積算業務が出来上がり次第、また令和6年度に委託料の適正価格を設定していきたいと考

えております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

資源ごみについては、令和4年度に積算要領を作成したので、令和5年度に委託料が反映され、一般ごみについては、次年度、令和5年度に積算要領を作成し、令和6年度の委託料に反映するというところでよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

そのとおりでございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

この適正価格を算出する積算要領作成業務というのは、何年ごとに行っているのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

おおむね5年をめぐりに、そういう積算要領のコンサルを入れた作成業務を入れております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

今、今現時点では5年前に作成した積算要領で算出しているということではよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

前は平成29年の2月ですか、それをやって、実際2月には新年度の予算ができていますので、平成30年度からそういう中で、その積算要領に基づいた適正価格を反映させていますけれども、今回この令和5年度にそういう積算業務のコンサルを入れて、策定しながら令和6年度から委

託料の見直し等を図っていきたいと考えております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

平成29年2月に策定して、平成30年から運用して、その運用が今現在も適用されているということによろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

実際ですね、この時にこの積算シートですか、年間ごみ搬入量とか、そして機械損料、ごみの積載量、年間収集日等いろいろその項目をシートによって算定しながら、そういう中でやっていますけれども、今、議員がおっしゃるとおり人口も増えています。そしてまたライカム地区とかいろんなそういう開発に伴い、ごみ量等も踏まえながら、今回、積算要領を策定しながらコンサルに積算業務を依頼して、その中で適正価格を設定していきたいと考えております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

昨年あたりからウクライナ情勢で物価高とか燃料価格が高騰しています。これも皆さん、目に見えて実感していると思いますが、本当に収集業務はほぼ毎回同じ時間帯に回収に来てくれます。燃料代が上がるからと今日は休みとかにはできない。近道もできず隅々まで回っています。

このような世界情勢とかいろんな観点から状況に応じて、5年を待たずに早めに見直しとかはできないでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

いろいろそういった社会情勢とかそういうの

も踏まえて、今はおおむね5年ということですので、その辺はまた今後いろんな情勢の変化によってそういうのも可能ではないかと考えてはおります。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

おおむね5年ですから変えられる可能性もある。また、上げてちょうだいと来たから上げるものではなく、算定期期を見直すとかじゃなくてですね。皆さん、目に見えて分かります。この物価高とか燃料価格とかありますので、ぜひこの辺は考慮していただきたいと思います。

昨年9月の補正予算で、物価高騰の影響により食材等の負担軽減を図る目的で、保育園等に補助金がありましたが、そういった補助金、地方創生臨時交付金的なものは充てられないのか。これ通告外です。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

他の市町村ではそういった、原油価格や物価高騰により、そういう中でごみ収集業者は本当に毎日稼働していますので、そういう補助金を充てている自治体もありますが、ただ今回、事業者からの要望等もなく、今こちらはごみ袋の配付事業を、まず村民に、各世帯に配付して経済的負担軽減を行うということで、そこを優先してしまったために、収集業者等の補助ですか、そういうのは行っておりません。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

今回この問題を取り上げたのは、委託契約業者の声を届けたかったからです。燃料価格だけでなく、車両の維持費、修繕費など、コストが上がり収益の減少が出てきているそうです。しかし、契約委託契約更新に影響が出るのではな

いかと、声が上げられないようです。委託業者あつての収集業務です。住民が一番身近に感じる委託事業だと思います。ぜひ寄り添い、村長の施政方針にもある、村民の声に耳を傾けていただきたいと思います。村長いかがでしょう。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

積算基準というのは基本的には客観性があると思いますので、もしその客観性の要因として、社会経済情勢とかそういった要因も勘案できるというのであれば、そこにまた含めるというのも可能だと思います。

それから特定財源の一括交付金等の話もありましたけれども、それが補助の対象としてなり得るのであったら、当然それも充当するという事は十分可能だと思いますので、いずれにしてもごみというのは我々の生活基盤を支える大事な業務だと思っておりますので、それが途切れることのないように、我々もまた支援を進めてまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ぜひ、耳を傾けてあげてください。

次に、ごみの減量化についてです。

地球環境を守るため、将来世代への負担軽減のために、ごみの減量化は本村においても重要な課題だと思います。

現在、我が村は簡単にごみが出せる環境のように感じます。私たちがすぐに取り組めるごみ減量化はきちんと分別し、リサイクルやリユースできるものを増やしていくことだと思います。捨てる前に少し考え、仕分け、分別することで少しずつですが、減量化につながっていくと思いますが、村長はどう思いますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

当然ごみの減量化については政策としては取り組むということで十分必要だと思っております。基本計画には減量化については示しておりますので、具体的な減量化と政策につきましては担当課長から御説明いたします。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

悟議員の質問にお答えいたします。

やはりごみを減量化するためには、ごみの搬出抑制のためが絶対必要だと思います。例を挙げますと、ごみの搬出抑制に関する取組として、行政はごみ減量化、リサイクル促進の意識啓発の広報活動、そして住民に対するマイバッグ運動の普及啓発、そして販売業者に対するマイバッグ運動の普及啓発等、そういったものが行政の取組として考えております。

そして、ごみの資源化に対する取組としては、草木、木枝の資源化の推進、今、北中城村は沖縄県の目標値より結構高い数字を示しております。それは資源化ヤードで再資源化することで、県の目標値を上回っております。

あと5種分別収集の継続実施徹底、そして資源化物の分別、排出徹底の指導、そしてその他の取組として日用品の購入時にはマイバッグ持参、そして物品購入などを計画的に行うとか、そういうようないろいろな施策を村として、一般廃棄物処理基本計画で考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

一番はですね、一般家庭ごみを少しずつでもいいから減らしていくことだと思いませんか。ごみが増えると清掃事務組合負担金も増えますし、今後、新一般廃棄物処理施設整備もあります。ますますごみに対する支出の発生が予想さ

れます。私も家に帰ればほぼ主婦です。2年ほど前から食品トレーをスーパーのリサイクル回収ボックスへ持っていくようになりました。都度都度持っていくんですが、意外とたまるんですね。三、四か月で多分ごみ袋いっぱいぐらいになる量だと思います。村のSDGsの考えが、先ほどから言っている、北中城村第1次生涯学習推進計画の中にも記載されています。本村においても、村民一人一人がSDGsを自分ごととして捉えていくことができるよう周知を図っていくとともに、本計画の推進を通しSDGsの達成に寄与していくことを目指すものとするように、村民一人一人が自分ごととして考えていかなければならない時期に来ていると思います。

村としても今年に入り、住民生活を支援することを目的とした村民全世帯家庭ごみ袋無料配付を実施しています。見直しする絶好のタイミングだと思いますが、村長いかがでしょう。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

まず、ごみ袋の配付につきましては、直接ごみの減量化とはつながらないとは思いますが、そのことについては住民の生活困窮とか、生活に困っている方の救済の一面もあると思います。ただ、これから当然に一般廃棄物処理場というのは、中間処理場は30年から40年しか持ちませんので、その間に次のまた新しい中間処理場を想定しなくちゃいけない。そういう繰り返しですので、最終的には次の移設場所が分からなくなる。これが選定で非常に難しくなるということもありますので、ごみの問題については通常我々はニンビー事業とやゆされるところもありますけれども、大変な事業でございます。そこのごみの減量化というのは、当然自治体として考えるべきだと思っております。これから

ごみの減量化につきまして、さらに分別を拡大するのか、そういったあたりも十分検討する必要があるかなと思います。そして今、議員がおっしゃったように住民の啓発等、その辺しっかりと努めてまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

近隣市町村を見ても、近年、価格を改定していて、ごみ袋、粗大ごみ、我が村が一番安い。イコールごみが出しやすいのかな。しかし、一度自分ごととして考えてもらうことを周知する必要があると思います。粗大ごみに関しては、我が村は大小にかかわらず200円。しかし、他市町村では大きさにより価格が変わってきます。価格を上げなさいということじゃないですよ。見直しするいい機会だということです。村民の皆様、地球環境を守るため、将来世代の負担軽減するため、ごみ減量化について一緒に考えていきたいと思います。

中城の少年がウミガメの動画を見て浜辺のごみを拾うようになった。ただ、おじーになっても釣りがしたいだけというCMがあります。多分その子たちはポイ捨てなどしないと思います。やはり小さい頃から、そういった教育も必要かと思えます。子供たちは素直です。小学校低学年の頃から少しずつ教えていくのもいいかと思えますが、教育長の答弁をもらえますか。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

悟議員の質問にお答えいたします。

今、議員からございましたように、幼少のときからこのSDGs、自然環境への意識も含めて、意識を高めて実際に実践をしていくという、そういう教育がとても大事なかなというふうに考えております。実際、児童会であったり、生徒会の活動の中においてもそういうふうにSDG

sの視点に立った活動を各学校で工夫して実践しているところがございます。これからもまた、学校と連携をしながら、そういう地球環境、それからその他SDGsの中にはたくさんの項目がございますが、そうした視点で教育課程のほうも工夫できればというふうに考えております。以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

やはり小さい頃から教えていけば子供たちは分かってくれると思います。SDGsは17の項目がありますけれども、ごみ拾いなども子供たちが一番身近にできるものだと思います。私、昨年末から交通安全立哨前後に、週1回ですけれどもごみ拾いをしています。その記録として、仲順人日記というブログに写真を載せています。子供たちが落としたのか、捨てたかのようなごみがたくさんあります。ぜひ、小さい頃からの教育を願います。

4月から新年度です。今月、人事異動の内示もあったようで、異動を心配している職員もいるかと思えます。しかし、置かれた場所で咲きなさいという名言があります。ここにおられる管理者の皆様は、ぜひきれいな花が咲くようにサポートしてあげてください。

以上、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

通告に従いまして、2点ほど質問いたします。まず1点目です。村道1号線（仲順～屋宜原

線）の現状と問題について。

私は、定例議会において何度も村道1号線について質問してきました。北中城村がさらに発展するためには村道の整備が欠かせないと思うからです。北中城村の村道の整備状況を見ると、他市町村と比較して道路整備が遅れている感じがします。

村道新設及び既存の道路整備が地域の利便性につながるものと考え、今回も以前に質問した村道1号線について伺います。

村道1号線は、これまでの一般質問で何度も申し上げましたが、村立保育所、幼稚園、小学校、中学校の通学路及びあやかりの杜図書館、大型マンション、観光ホテル、民間住宅の往來に利用されている最も重要な村道です。

屋宜原入口の交差点については前回の答弁で国道との高低差があり、改修するには技術的に難しいとのことでした。

しかし、大型車両等が村道に入れない状況でいいのか。何かいい方法がないのか。ぜひ検討してほしいと考える。

次に屋宜原公民館から喜舎場向け、道路に亀裂や沈下が多く見受けられることです。これは、この村道を利用している多くの村内外の方々の安全面からも、早急に対応すべきだと思います。4年前に補修し、現在に至っているがまた亀裂が起き始めており、いつまでも補修の繰り返しだけでいいのか。抜本的な改修計画が必要だと考える。

この村道1号線は地滑りなどの災害がいつ起こるか分からない道路だと思う。実際、平成26年には村道を埋め尽くす大きな地滑りも起きている。前村長は私の一般質問に懸案事項の一つとして、国や県に要請して財政的な確保も併せて行い、この重要道路を早急に対策を講じていきたいとの答弁がありました。

これから、安心して通行できるような村道1号線にするにはどうすればいいのか、村長に伺

います。

①屋宜原入口については前回の一般質問でも回答を受けているが、私はぜひ改修が必要だと考えるので再度伺います。

②屋宜原公民館からあやかりの杜までの亀裂や沈下については定期的に点検を行っているか伺う。

③村道1号線は重要な道路だが、1日の車両通行量を調査したことはあるか伺います。

④村道1号線は児童生徒の通学路にもなっているが、歩道の草刈りや整備はどうなっているか伺います。

⑤あやかりの杜から喜舎場までの区間は昔から改修もないまま現在に至っている。道路幅も狭い上、途中から歩道もなく児童生徒の通学にはとても危険な道路だと考える。村として対策を取る必要があると思うが考えを伺います。

次、2点目です。公営墓地の現状について。

北中城村公営墓地が完成してから1年になり、第1回募集も行われ墳墓建立も進んでいます。そこで、現在の公営墓地の現状について質問します。

①第1回募集での墳墓地、納骨室、合葬室に応募した申込者の人数と現在完成した墳墓の数について伺う。

②第2回目募集はいつ頃を予定しているか伺う。

③墳墓地の中央部分に亀裂があるがその原因と今後の対応について伺う。

④公営墓地の開館時間が午前9時から午後5時まででは時間が短いのではないか。これから重要な行事の清明祭も控え、午後5時に閉館となると、暑い時間帯での墓参りになり高齢者には負担になる。午後6時まで開館を延長する必要はないか伺う。また、年末年始は1週間近く休業日になっている。年末の開館日を12月31日まで延ばす必要はないか伺う。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

伊集議員の御質問にお答えします。

2点ございまして、1点目の村道1号線（仲順～屋宜原線）の現状と問題についてでございます。

①の回答といたしまして、屋宜原入口（国道330号取付部）の改修について、現在、あやかりの杜から国道330号まで約700メートル区間の概略設計業務を実施しているところであります。その中で当該取付部の改善も含めて検討を進めているところです。

②屋宜原公民館からあやかりの杜までの亀裂や沈下の点検について、定期的な観測ではありませんが、日常的な管理において通行時には注視しており、亀裂や沈下等が確認された場合には補修等の対応をしているところです。

③村道1号線の交通量調査について、令和2年度に実施しており、その結果、平日の7時から19時までの12時間交通量が2,648台（24時間換算3,231台）となっています。

④歩道の除草については、年2回実施しています。また、整備に関しては前述①の業務において、道路線形や勾配及び歩道確保を含めた幅員の確保について検討中です。

⑤あやかりの杜から喜舎場までの区間について、幅員が狭く歩道が途切れるなど交通の利便性が劣る点について認識しておりますが、当該区間は起伏が著しく、さらに地滑り危険区域に位置しており、大規模な改築が難しい状況にあります。なお、カラー塗装による歩行者通行帯を設置するなど、通学路の安全確保に取り組んでいるところであり、今後も補助事業の活用等による財源確保を図り、通学路の安全確保に努めてまいります。

2点目の公営墓地の現状についてですけれども、①の第1期募集での墳墓地、納骨室、合葬

室の応募者についてですが、墳墓地88件、納骨室9件、合葬室3件です。現在完成している墳墓数は19件です。これは3月10日現在でございます。

②の第2期の募集については7月を予定しております。

③墳墓地の中央部分亀裂についてですが、原因は大型車両乗り入れにより亀裂が生じました。対応として、墓工事業者との現場確認、2月10日に墓工事業者説明会を開催し車両制限の確認を行っております。

④公営墓地の開館時間ですが、2月20日の公営墓地検討委員会において、午後6時の閉館を確認しましたので、4月からは午後6時までといたします。

年末年始の休業日ですが、他市町村の状況も調査を行い、村民の声も踏まえて検討していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

では、再質問をしたいと思います。

村道1号線、私の質問に概略設計業務を実施している。それから当該取付部の改善を含めて検討を進めているとの答弁ですが、その内容を具体的に説明してください。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

国道330号、その交差点の部分ですね。今、回転が鋭角になって入りづらいと。大型車が特に回転がしにくいという状況がありますので、その回転を工夫できないかということで、少し高低差も含めて調整が必要なんですけど、少し改善は図れるのではないかなということで、今検討を進めているところです。

それと、その途中途中で歩道が切れたりしているところもありまして、その歩道の確保、連続性が取れるようなもの。それを含めて全体のその幅員、道路の幅が確保できるような、ちょっと今、絵を検討しているところでございます。

そういうふうの部分部分で改善が図れるのではないかなということで全体を通して、今よりも少し走りやすい状況になっていくのではないかなというふうに考えております。

具体的にはですね、また来年度の予算で、引き続き設計業務、地質調査なども含めて実施していく予定になっておりますので、また今後も続けて検討していくという状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

じゃあ、今の答弁ですね、以前は国道との高低差で改修は難しいということを書いてらっしゃったんですが、今回その改修をクリアできそうなんですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

あまり大幅な改善というのはなかなか難しいところはあるんですけども、少し歩道部分を下げて、ちょっと手前に回転を設けていくということで、全体に回転のその幅を広げていくということが図れるのかなということで考えております。

具体的などころで言いますと、また今後国道の管理者との調整も含めてやっていかなきゃいけないということがありますけれども、現状として何かしら改善が図れるのではないかなという状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。どうもありがとうございます。ぜひよろしくをお願いします。

先月、屋宜原入り口に歩道とぎりぎりの左折帯ができています。急角度になってですね、中型車も左折が難しくなっている感じなんです。この件で国道事務所から説明とかありますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

具体的にどういう形になるとかですね、事前の調整というものは特段なかったんですけども、今の状況については資料をいただいております。そういう左折帯が整備されている。こういった左折帯になっているのかということについては情報をいただいているところでございます。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

今、本当に歩道とぎりぎりなんです。前より余計悪くなっている感じがするんです。これで本当にいいのかなと思っているんです。これはもう国道事務所の考えですので、自分からは何も言えないんですけども、どうお考えですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

なぜ今のような左折帯を整備したのかということについて国道事務所に確認したところ、まずこの交差点、下り坂で鋭角にさらに入っていくということで、急ブレーキになるということで、追突事故が多いということで、その追突事故安全対策のために左折帯を設けたという

ところなんです。

それともう一つ原因の中に、この付近、何か調査を国道事務所でやられているんですけども、接近運転、適正な車間が確保されていないというものも多く見られているという状況がありますので、そういった意味では安全運転という意識をドライバーの方々には持っていただきたいというところなんです。

それと、もともとその道路、路肩部分がかなり広くて、その路肩部分から二輪車、オートバイが通過すると。そこで自動車が左折で入るときに巻き込みが多いということも、この調査で出ておまして、そういったいろんな対策のためにこの左折帯が整備されたという状況でございます。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。

村道1号線は、この答弁書から見ますと、平日の7時から19時までの交通量が2,648台、24時間換算で3,231台との答弁ですが、こんなに多くの車がいつも通っています。つい最近、屋宜原公民館の前まで渋滞し、事故かと思って見に行ったら、大型観光バスや自家用車による渋滞だったんです。これから交通量はもっと多くなると思いますが、再調査する必要があると思うんですけども、どうですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

その再調査、何にどう生かしていくのかということに関わってくると思うんですけども、一般的に道路を整備する際にどれぐらいの交通量がある。それによって、例えば道路構造令のこういった規格が適用すべきなのかということの判断材料に使っております。

ただ、単に交通量がどうなんだということでは、特に必要があるのかというところの疑問が生じます。今後必要に応じて対応をしていきたいというふうに考えます。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

課長、1日3,000台以上通るということは、これだけの車両が毎日通っているということになると、この1号線自体が亀裂とかいろいろ、沈下もあるんですけれども、これで余計悪くなるんですよ、これだけの台数が通るということはですね。だから私は再調査して、これを何とかしないと、余計この1号線は悪くなるんじゃないかなと思っていますけれども、まあいいです。じゃあ次です。

予備設計業務を令和5年度の事業で、これからですけれども、工事着工には大分かかると思いますが、その間の村道1号線の維持管理は十分やってほしいと思っていますけれども、どうですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

議員御心配のとおりですね、適正な管理というのは当然必要になってきますので、我々としても適宜対応はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

それでは②からは、特に危険だと思われるところを写真に撮ってありますので、その写真で質問していきたいと思いますが、その前に4年前にいろいろ問題のある箇所を補修してもらったんですが、コロナ禍で観光バスなども減った中、この4年の間にまた亀裂や沈下が起き始め

ている。原因は何だと思っていますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず、これは来年度また具体的に地質調査もやっていきたいと考えているところではあるんですけども、もともとの地盤が弱い、柔らかい土であろうというふうに考えられます。そのために車両の影響ですね、特に大型車が回転する。ねじれるような状況が生じているのではないのかというふうに考えております。今後、その対策の中では、この地盤の対策も含めて検討が必要であろうというふうに今考えているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。よろしくお願いします。

次ですね、この写真に沿って質問していきますのでよろしくお願いします。

まず、左上と左下の道路です。これは屋宜原から向かうと右側の丸いホテルだった入り口付近です。上から来る車と下から来る車はすれ違うまで全然見えないんです。大変危険なところですよ。これはカーブミラーとか設置が必要だと思いますが、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

私もこの道路、通勤でよく使っております。特に危険を感じるのが対向車線、私は下り坂へ向かっていると。対向車がはみ出して逆進するというんですかね。少しセンターラインをはみ出して上る車が多くいらっしゃいます。その要因としては、左側にガードレールがありますけ

れども、その民地からの雑草の繁茂とかそういったものもありますので、そういった対策がまず必要ではないかなということ。

それと何よりも、先ほども申しましたけれども、安全運転の意識、そこを何とか改善しない限りは、どれだけ物理的に対策をしてもきりがないのかいうふうに感じておりますので、それも含めてちょっと我々も安全意識の改革、何か改善ができないかということは検討していきたいというふうに考えます。

また必要に応じてそのカーブミラーが、基準もございまして、それに適合するののかというものを含めて、そこを検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

次です。次の左下2番目の写真です。これは平成26年に起きた地滑りでの復旧工事で残った箇所です。令和3年度にやる予定が、設計基準が変わったことで修正設計を行い、対応を進めていくと述べていた箇所です。その後どうということになっているんですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

今回その概略設計の中ではですね、その辺も含めて、そういった視点も含めてどういった対策が取れるのか。あるいは大きく線形が変わるとなれば、そもそも対策が変わってきますので、そういったことで概略設計のほうを先に今実施しているという状況です。

また、その中で具体的にこの部分がどういうふうな影響があるのかということも含めて、またその設計が具体化される中で、今回ののり面の対策ですね、そこも含めて検討していきたいという状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

ここはですね、本当に車も埋まるぐらいの地滑りだったんですよ。本当にそのまましていたらまた同じことが起きないかと心配なんですよ。ぜひ工事を進めていってほしいなと思っていますけれども。

次の中のほうの写真ですね。この写真はあやかりの杜から屋宜原向け、最初の大きなカーブになっているところです。大きな亀裂が入り、沈下して大分段差がついています。夜にオートバイ等が通ると転倒するおそれがあります。早めの対策が必要だと思いますが、どうですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

随時状況を確認しながら、著しい場所についてはその都度何らかの対策を取っていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

今のところですね、ここは物すごいんですよ。今。物すごい亀裂です。段差もあります。沈下していますので下のほうは。本当にオートバイとか夜見えないときに通っていたら大変ですよ、あれ。転倒するおそれが本当にあります。ぜひもう1回確認してください。よろしく願います。

次に行きたいと思っておりますけれども、4と5は関連しますので一括して質問します。

右側の写真、これはあやかりの杜から喜舎場への写真です。上の写真は喜舎場寄り、下はあやかりの杜から写した写真です。この道路は、私が幼稚園から中学校までいつも通っていた道

路です。あの頃から60年以上たちますが、何も変わったという気がしません。村として改修を行った記録とかはありますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

古い話になりますとちょっと確認が取れないんですけれども、知る範囲としては特段変わったことはなかったのかなど。大きく形が変わるというような状況はなかったものというふうに思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

60年以上、半世紀以上たっても何も改修工事も行われていない。こういう道路ってありますか。どう思いますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

ただ古いから変わっていないのかどうかという疑問はありますけれども、まず必要に応じて適宜改修というのを考えていく必要があるというふうに思います。議員おっしゃるとおり、60年もたちますと交通事情も変わってきているだろうと思われまますので、それに合わせて今後検討は必要だろうというふうに考えます。

ただ、このラインについては地滑り地域に入っておりますので、山側を掘削するとまたその影響、ちょっと下のほうに行きますと、大型の擁壁を立てる必要があると。その擁壁を建てるにもそういった地盤対策が必要になってくるということで、結構難しい路線になっているというふうに感じます。そういう意味では、むしろ現状ではどうやって安全な方向で結ぶことができるのか。例えば一方通行というもの、そういっ

た一つの案にはなってくるかと思いますが、それが本当に住民の利便性に寄与できるのか。それも含めて検討が必要だろうというふうに考えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

この道路ですね、私が心配しているのはここは通学路なんですよ。子供たちもよく通ります。これは何とかしないと、何かあった後ではもう遅いですので、ぜひ検討してやっていてもらいたいと思います。

次にこの道路はマングースとかをよく見ます。ハブもいると思いますが、その情報とかはありますか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えします。

今、住民生活課では特にハブが出たという情報は受けておりません。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

実は、私一度見たんですよ。車にひかれています。ハブかアカマタか、これは分かりませんが、見たことがあるもので今質問しています。情報がないというんだったらそれでよろしいです。

次、児童生徒の通学路として一番心配なところですが、草刈りなど整備は万全にやってほしいが、草刈りは何月と何月に行っているんですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

実施月については手元に資料がないんですけども、年に2回。大体繁茂しやすい時期、夏前と。あとは時間がたって、また冬の時期、これからまた繁茂し出す時期、そういったタイミングでこれまで行っているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

実は年2回ではちょっと少なすぎると思っています。夏場は草が伸びるのも早い。多分、夏休み前とか夏休み後ですか、草刈りとかをやっているのは。夏休み前ですか、後ですか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

業務の中での指定している時期というのが、まず1期目が4月から8月の間ですね。特に何月ということではなくて、この間で状況を見ながら実施しているということですので、毎年、場合によっては少しずれたりということになってきます。それと2期目のほうが10月から12月の間ということなので年2回実施しているということでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

今、なぜ前か後かと聞いたのは、夏休み前にやってしまったら、夏休みに入ってもう1か月後は伸びてしまうんですよ。そういうのがちょ

っと気になっていたものですからお聞きしました。

次、この道路は街灯が中のほうに2つあります。喜舎場寄りとあやかり寄りにはあって、その中のほうに2つあります。二、三日前も見に行ったら、夜ですね、薄暗いんですよ。車の往来もありながら物すごい薄暗くて、これは危ないなと思ったんです。これは街灯を増やすことはできないんですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今回、一般質問、ほかの議員の方からも防犯灯などの御質問をいただいているところでございまして、必要に応じて何か工夫はしていきたいというふうに考えております。ただ、道路照明としての目的は、今ついているもので達しているのかということを感じます。それ以外の防犯、あとは観光資源の整備というような観点も含めて対策については考えていきたいというふうに思っております。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。次です。

答弁のほうでカラー塗装による歩行者通行帯を設置するなど安全確保に取り組んでいると聞いていますけれども、向こうは道幅が小さくて、本当に大丈夫なんですか。これを造って。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

その通行帯、よく緑色で道路の脇を塗っていると見られると思うんですが、これは歩道を造るほどの幅に余裕がない場所。そこで歩行者の安全を守るために、どちらかというと車両の運転手に対して意識をしてもらうという、

そういう目的がございますので、そこは意識的に避けていただくように、やはり考えていただければというふうに思っております。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

次にあやかりの杜から喜舎場に抜ける道路、道路の真上まで木の枝が生い茂っている状態なんです。そこで村当局で何とかできないんですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

これまでも枝が車線側に伸びている状況を確認したときには、これは村の管理地内に生えているものについては、我々のほうで対応はしている。それ以外で隣接の民有地からはみ出してくる場合はその地主さんのほうでお願いして、対応していきたい。今年度も同じ場所ではないんですけれども、あやかりの杜から屋宜原集落に抜けるところ、間知ブロックのちょっと上のほうから、民地から伸びている草枝とかがありまして、そこを対応していただいたということもございます。今後も引き続き、必要に応じて、そこは民地の管理者も含めて健全な状況が図られるように取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

そのままにしておくと、地滑りなどが起きる可能性が大分あります。電線も、この木の枝の間から通っている状態なんですよ。台風時なんか、倒木などで大きな災害が起きると思いますけれども、これはぜひ村道に寄りかかっている木の枝、これは村として切っても大丈夫なんですよ。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

その道路の上に枝がかぶさっている。こういった場合に、その元が生えている土地が誰のものなのか。その土地の管理者の所有物ということになります。言い換えますと財産という形にもなりますので、我々が勝手に、その上空を占有されているからということ勝手に切るのはできません。あくまでもその土地の管理者のほうで管理していただく必要があるというものでございます。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

じゃあ、いつまでもそのままにしていたら、この枝はもっともっと伸びていきます。次へ行きます。

以前にも質問しましたがけれども、雨が上がった後も10日以上水が流れているところがありました。上のマンション付近の水路から入り込んでいるんじゃないかということで、セメントで覆う対策をし、残りの3分の1を令和3年度中に実施すると言っていました。その結果はどうでしたか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

あやかりの杜からEMホテルの間ですね、マンション付近の補修については既に終わっております。

ただその後、湧水量の調査というところで具体的に水量の確認というか、定量的な調査はしていないところでありますけれども、まだ少なからず湧水はあるのは確認しております。それは自然に、山に浸透した水が抜けてきているかなど。ただ大量に生活排水が入ってきている

というふうなものではないだろうと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

水が流れていたところですね。私がこの前、雨が降り続いたときに見に行ったら、水の流れがちょっと変わっているような感じがします。下のほうに。今まで流れていたところが、水の流れで道が変わっているような感じがします。こういうのを確認したことはありますか。自分はそう思っています。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

現地状況を通過時に見ていたりということはあるんですけども、具体的にどの部分からさかのぼって出ているのかという、そういう具体的な調査までは行っておりません。ただ水が出ているという状況は、雨降り後とか巡回時に、そこは確認しているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。

次にこの1号線の上のほうの観光ホテルの駐車場ですが、この前見に行ったら地割れを起こし大分崩れていました。地滑りなんかしないか本当に心配ではあるんですけども、確認したことはありますか。また、水もそこから流れてきているんじゃないかと思いますが、どうですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

その箇所、駐車場の集落側といいますか、そ

のへりの部分に当たるところではないかなと思うんですけども、そこにつきましては、昨年度、これは県の地滑りの担当の方にも現状を見ていただいて、状況のほうは把握しているところでございます。今後また引き続き、その状況の変化がないかということについては確認していきたいというふうに思います。

ただ、一義的にはその土地の管理者、このホテルのほうでの管理が必要だろうというふうに思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。そこで本当に地滑りが起こると村道1号線まで流れ落ちる可能性が大なんです。大きな災害になる前に、ぜひ観光ホテルにもよく話し合って指導してほしいなど。これは早く直してほしいとお願いしたいと思います。次へ行きます。

次、2点目の公営墓地についてです。よろしくをお願いします。

応募者が墳墓地88件、納骨室9件、合葬室3件との答弁です。現在完成している墳墓は19件ということで分かりましたが、納骨室、合葬室については応募の件数が納骨されているということで理解してよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

伊集守吉議員の質問にお答えします。

納骨数は9件の応募に対して、今納骨を済まされた方が7件でございます。そして合葬室についても3件の応募で、今、合葬室に収蔵された方は1件でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

お聞きします。

納骨室の1体用と2体用の利用件数をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

利用件数ですね、1体用が7件で、納骨2体用が2件となっております。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。ありがとうございます。

次に墳墓地について伺います。

第2期の募集は7月を予定しているとの答弁ですが、今の段階で募集件数は決まっていますか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

今期の第2期の募集は50区画を想定しております。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。第1期募集は50件でした。初めてということで仕方がなかったと思いますが、抽選に漏れた村民が多数おり、役場にも次の募集について問合せがあったと聞いています。そのあと役場が迅速に対応してくれ、抽選に漏れた方々全員に墳墓地使用許可証が交付されました。その対応の早さを高く評価します。

2回目募集はなるべく抽選をしなくてもいいような、応募件数にしたほうがいいのかと考えるが、そこはどうですか。伺います。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

この公営墓地の墳墓地の募集については、おおむね50区画を7年で想定しております。ただ、第1期目のときには、この応募件数ですね、初めての中でしたが、今年がユンヂチということで、それに合わせた、緊急に早めにお墓を造りたいという方が多かったものですから救済措置を行っております。ただ、今後やっぱりそういう中で計画的な応募していかないと、埋めてしまえばいいものではなくて、ちゃんとした計画性を持ってやっておりますので、今回は50区画を予定しております。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。この応募区画、2期目も50基ですよね。今、1期目に漏れた方々も入れての50基ですか。1期目に漏れた方々には使用許可証を交付されましたよね。それ以外も50基になるんですか。これも含めての、いわば漏れた方々が、88名ということはあと12しか残っていないですね。この12を入れて50基、全部で2期目も。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前11時41分 休憩

午前11時43分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

第1期目の募集のときは、50区画の応募に88名が応募して、救済措置ということで、25名の方が追加で救済を求めて、13名は辞退をなさいました。

今回の2期目は、新たにB区間の50ということになります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

次、③について伺います。

私は先日、公営墓地を視察しました。中央部分全体を見ましたら、入り口付近に大きな亀裂、それから小さな亀裂が多く見受けられ、波を打っていました。墳墓はまだ19件しか完成していない段階の亀裂で今後の懸念されます。墓工事業者説明会との答弁ですが、具体的にどのような協議があったのか伺います。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

当初は、この中央通路は車を乗り入れさせない。乗り入れさせても軽トラぐらいの想定でしたが、ただ、大型車両、大型ミキサー等の乗り入れにより、そういう亀裂が起こってしまいました。それを基に墓業者に対して車両の制限、2号通路へ乗り入れができる車両等は最大積載量4トン以下、そして、それにより資材運搬にはユニック、カニクレーン、1トンキャリアダンプ、ミニミキサー等を御使用くださいということで、これはまた工事業者のほうからの要望等もあったために、そういう車両に制限をかけております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

現在見たら、中央部分の入ったところですね。アスファルトはめくれ上がっているんですね。めくれ上がって亀裂も入っているし、小さい亀裂ですけれども、向こうは物すごく広いですよ。アスファルトが盛り上がり剥がれたりとかですね。ああいう状態になると思いますので、これからもっともっとお墓を造る方がいらっしや

れば、車も入っていく。どんどんどんこの道路も悪くなると思っております。自分から見たら、この道路を造るとき、確かに地盤もあるかもしれません。地盤の問題もですね。アスファルトの厚みがどうかと。薄かったんじゃないかなと思ってます。それはいいと自分は思っていますので、これから補修はなさるんですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

補修については検討を行っております。改修については、これから墓が建ってきてから、そういう中で考えていきたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。

次④に移りたいと思っております。

開館時間は4月から午後6時までになるとの答弁で安心しました。これからは日照時間も長くなるし、村民にとって墓参りのとき暑い時間帯を避けることもできます。

それから年末年始の休業日ですが、私は年末だけでもいいから開館したほうがいいと考えます。本土に住み、休暇で親元の沖縄に帰省し、祖先の墓参りをしたい。新しいお墓をぜひ見たいと思う方々もいると思っております。他市町村の状況の調査も行うとの回答ですが、私は村民の声が大事だと考えます。12月31日まで開館すべきだと思うが、村長の考えを伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御質問にお答えいたします。

今、回答といたしまして、他市町村の状況も調査を行い、村民の声も踏まえて検討していきたいと述べておりますので、できるだけ、我々

もすぐに必要性とか使用頻度とかそういったものを勘案して、また近隣市町村とも調査をいたしまして、決定したいと思います。今、私が12月31日まで開けますということは、その調査を終えてから判断したいと思います。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。ぜひ、31日まで何とかお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前 11時49分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

それでは通告に従いまして、私の一般質問を初めていきたいと思えます。

よろしくをお願いします。

質問は2点あります。

質問1、部活動の地域移行について伺う。

令和4年6月、スポーツ庁の有識者会議は令和5年度以降、特に公立中学校の運動部における休日の活動から段階的に地域など外部に移行することを提言した。その背景は少子化と教員の働き方改革である。

本村においても、これまで活動していた運動部の活動が難しい、または少人数になるなど様々な課題がある。子供たちにとって望ましい持続可能な部活動を実施する上では、教育委員会、指導者、地域のスポーツ団等の連携、協力が不可欠である。そこで、村当局に伺う。

①北中城中学校部活動の現在の活動実績を伺う。

②地域移行を実施する上で、今現在の対策は。

③今後の考えは。

続きまして、2、障害者優先推進調達法に関する本村の方針や実績について伺う。

平成24年に障害者優先推進調達法が成立・公布、そして平成25年に施行された。この法律は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された。沖縄県においても、まだまだ実績が上がらないのが現状である。そこで本村の方針や実績について村当局に伺う。

①本村の方針や実績について伺う。

②今後の方針や考えは。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、川上議員の御質問にお答えいたします。2点ございました。

1点目の部活動の地域移行について伺うということにつきましては、教育委員会に回答させていただきます。

2点目の障害者優先推進調達法に関する本村の方針や実績についてということですので、まず、村の方針や実績につきましては、年度毎に村障害者優先調達推進方針を定めております。また、過去5か年の実績は次のとおりとなっております。

平成29年、件数7件、549万8,600円、平成30年が4件で436万6,600円、令和元年が2件で105万6,833円、令和2年が1件で4万5,833円、令和3年度が1件で4万5,833円。

今後の方針や考えということですので、

②今後の方針と考え方につきましては、引き続き県内の障害者就労施設の一覧を配布し庁内で

の周知に加え、村内における事業者とも連携し受注可能な業務を調整するなど障害者優先調達を促進してまいります。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

1、部活動の地域移行についてお答えいたします。

まず1点目の北中城中学校の部活動の活動実績についてでございますが、北中城中学校には現在22の部活が設置されており、273名の生徒が入部し、籍を置いております。中体連を含む様々な大会に参加し、中には個人や団体に優勝するなど多くの実績を上げております。

2点目の今現在の対策についてでございますが、公立中学校の休日の部活動の地域移行につきましては、文科省は2023年度から25年度までの3年間で行うとしておりましたが、地域に部活の受け皿がないことなどから、自治体によって課題に様々な差があるとして、昨年12月に全国一律の移行から自治体の実情において柔軟に取組を進めていくという方針の変更をしております。

この部活動の地域移行につきましては、国のガイドラインにおいて、首長部局や教育委員会、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者などの関係者からなる協議会等を設置するよう示されており、本村におきましても、令和5年度に協議会を立ち上げ、こういった手法が本村に馴染むのか、様々な角度から検討しながらできることから徐々にスタートしていきたいということで考えております。また部活動指導員の導入も想定しており、次年度から報償費を予算に組んでおります。

③の今後の考えについてでございますが、これまで学校教育の一環としての位置づけであった学校部活動について、地域移行を進める上で

社会体育事業との連携と文化活動を含めた多様な部活動の展開について、予算や人材の確保を念頭に計画を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

では、私のほうから1番の中学校部活動の活動実績について再質問させていただきます。

22の部活、そして273名の生徒が大会に参加して、個人団体に優勝するという輝かしい実績を残していることはとても素晴らしいことだと思います。それでこの22の部活のうち、運動部、文化系、それぞれ幾つずつあるのかお伺いします。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

22の部活ということで、今回の御質問の流れからいうと、22が全てスポーツ運動系です。すみません、文化系は2つだけです。吹奏楽と美術ということになります。

大変申し訳ございません。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この中に既に地域移行に近いような取組をされている部活動はありますか。

また、今現在、教員だけでなく外部から指導者やコーチを呼んでいて行っている部活はありますか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 1時39分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。
学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。
大変すみません、こちらの準備不足で。
今、確認できるのは柔道は外部のコーチが入って、学校内で指導しているということで把握していますが、それ以外がちょっと調べていなくてですね、大変申し訳ございません。
以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ありがとうございます。
ちなみにですが、分かる範囲でよろしいですが、柔道の外部コーチの方についてはボランティアという形で。例えば、教育委員会ではなく柔道部から依頼するという形になりますでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。
はい。ただいまおっしゃっていただいたとおり、部活で、保護者でという形で。こちらからの依頼としてということは今のところはありません。
以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

続いて、2番の地域移行を実施する上で現在の対策について再質問したいと思います。
従来の部活動では、主に教員が指導を行いますが、部活動の地域移行では外部の部活動指導員が行います。

2023年度から3年間を改革推進期間とし、今後地域移行の準備が進められる予定です。現在は運動部の地域移行が進められる予定ですが、文化系の部活動においても運動部と同様の地域移行が行われると見込まれております。

その中で、地域に部活の受け皿がないなど、各自治体の課題や実情において柔軟に取組を進めていくと国の方針の変更があると先ほどの答弁でありましたが、本村の受け皿体制や課題、または実情どういったことが上げられるか、考えられる範囲でお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

川上議員の御質問にお答えします。

国が懸念しているように、地域の受け皿がないというのは我々のほうでも実際そういうことではありますけれども、広く目を向ければ、例えば川上議員がお子様たちにサッカーをお教えているように、ああいったところをお願いするとか。あるいは今体協がありますけれども、そういった組織との連携ですね、あるいは文化協会との連携とか、ああいったものも想定しながらですね、これの対応については令和5年度から協議会を立ち上げてやるということで今進めておりますので、そういった協議会を立ち上げた中で様々な御意見が出てくると思いますので、我々の取組のヒントも出てくると思いますので、そういったところで話し合っ決めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

今の答弁でありました地域スポーツクラブにお願いをするとか、教育委員会、体育協会、それから文化協会、またまた民間スポーツ事業者といったところもありまして、令和3年度にな

るんですけれども、地域運動部活動推進事業の研究の状況というものがございまして、それを見ますと、町村で見ますと、これは全国的な研究になるんですけれども、地域スポーツクラブが半分の53%、教育委員会7%、体育協会・スポーツ協会が2%、民間スポーツ事業者においては令和3年度ではゼロとなっております。ということは結構なかなか難しい、これまでの実績を踏まえるとなかなか難しい状況があると思います。先ほどの受け皿を大変難しいところを見られる中、どういうふうに進めていくのかございまして、お考えをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

全国にもいろいろ取組の先行事例というのがありますので、こういったところも調べながら、あとは県のほうでもアドバイザー制度とかありますのでそういったところも活用できるのか、これからのことですけれども、様々検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

今おっしゃったように、全国の先行事例とかそういったアドバイザーをお願いして、ぜひ子供たちのためにうまく進めていけるようによろしくお願いしたいと思います。本村も令和5年度に協議会を立ち上げると先ほどありましたが、この協議会の立ち上げ大体いつ頃なのか、こういったメンバーを想定しているのか、何名ほどなのか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

協議会の、今のところですね、新年度が始まりましたらすぐ取り組もうと考えております。メン

バーについてはもちろん教育委員会部局と村長部局、地域スポーツ文化芸術団体というところで、先ほど申し上げたように体協とか文化協会の方々、保護者も含めて、また部活動を見ている先生たち、学校の中を知っている先生も含めてやっていきたいと考えております。ただ、すみません、何名かという明確なものは手元に資料がございませんので、そういったメンバーでやろうと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

何名かというところは今手元にないというところでありました。決まってはいますか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

今要綱の案を作っております、その中で人数は示しております。ちょっと手元になくてすみません。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

最初の答弁でありました報償費についてお伺いします。

報償費について補助金交付が決定されてから確定されると思いますが、先日の予算委員会でまずは先行して、5つの部活動から指導員確保を目指していくとありました。どの部活からどういう感じで進めていくのか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

5部活ということで上げておりますけれども、実はどの部活から始めるというのは決めておりません。ただ、これは国のほうでも予算がどれ

ぐらい配分されるのかというのがはっきり都道府県単位で決まっているものではないようですので、まず手を上げるところから必要だということ、5つぐらいは取れるかどうかということ、5つの部活というふうに上げているのみです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

もし、この5つ以上、困っているところがあるとか、ぜひ予算をつけたら報償費をつけてほしいというところが出た場合、別のプランで考えはありますでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

5つ以上の部活になった場合、もちろんその予算等がかかってきますので、それはそのときにまた対応を考えたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

それでは、次に3番目、今後の考え方について再質問いたします。

現在の中学校学習指導要領では、部活動は学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意するとされています。

しかし、この内容は学校内で行われる部活動が前提で、地域移行は学校外で実施されるものです。当初は休日のみの移行ですが、次の段階では地域の状況などによって平日の部活動も地域移行が進められることとなります。

その結果、地域移行によっては学習指導要領で示されている部活動の位置づけが変わってしまうことが考えられます。これまで教員が指導を行ってきて、熱意のある先生によって優勝す

るなどの実績を上げている部活もあり、北中城中学校もそういった先生たちの努力によって実績を上げていると思います。

学習指導要領に含まれる教育の一環であった部活動が学校外で行われると教育の一環としての部活動への参加の形も変化し、逆にこれまで先生たちがやってきたことができなくなるというところで、難しくなることも懸念されると想定されますが、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

ただいまの川上議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、学習指導要領にもその部活動の意義等もちゃんと記されていて、学校教育の一環で行うというふうにあります。

ですから学校教育の一環ですので、全指導者に求めるべきものを、またこの技術ができれば、指導ができればオーケーということでもなく、やはり教育的な配慮ができる人材とかそういうような捉え方もできてきます。

それから、これは将来的なものなので、またその移行の途中途中で文科省からもいろいろ示されるのかなとは思っていますが、今本村の、先ほど生涯学習課長からもお話がありましたが、本村が考えている地域移行については、やはり本村にはそういうスポーツクラブであるとか民間のクラブはございませんので、やはり学校の施設を活用して、そして地域の協力を得ながら部活動を推進していくという形が一番望ましいのかなというふうに、現在ではそういうふうにご考えております。ですから全く学校から離れるということではなく、まず学校が子供たちと何らかの形でまた関わられるような仕組みといたんでしょうか、体制でもってこの地域移行ができればと考えているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ、この学校、また地域のクラブチーム、教育委員会と連携して子供たちのためになるように進めていってほしいと思います。ちなみに、これまでの部活動指導員といいますのは、校長先生の監督の下で顧問に代わって部活動での指導や引率ができる学校外の人員のことです。部活動指導員は学校教育法施行規則第78条の2において、部活動指導員は中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程）として行われるものを除くに関わる技術的な指導に従事するとあり、2017年に制度化されています。部活動指導員導入前は、技術指導や引率については教員や外部指導者が行っていました。外部指導者はあくまで技術指導を行うための人材で、大会などへの引率は認められていませんでした。部活動指導員の制度導入後、部活動指導員は中学校の部活における技術指導を行うほか、大会などでの引率も、担当する学校教員の1人という位置づけとなっております。今回の部活動の地域移行ではさらなる改革の下で部活動の指導には外部の指導者が携わる予定と国の方針となっております。

本村でこういった現状を踏まえ、指導員をどういうやり方で確保していくのか。そして大会等の引率を指導員に任せる場合、この改革サポート体制も必要であると考えます。任せっきりになると、今度は指導員が負担を感じ、指導員のなり手不足、または部活動で問題になりました、最悪体罰等の問題、そういったものに発展する可能性も十分に考えられます。この点、改革サポートについての考えをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

御質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃるように部活動指導員を配置することになりますけれども、その配置についても我々のほうでは体制をつくる必要があるなということで、準備を進めているところでして、その部活動指導員についても、例えば地域でスポーツを指導したことがある人であったり、もしくは日本スポーツ協会の研修を受けて資格を取ってもらうというようなことも想定しております。

サポート体制ですけれども、このあたりも、また先ほど申し上げた部活動の地域協議会においても話し合うべきことですので、そういったところでも話し合いたいと思っております。

もちろん、その部活動指導員も学校で行われる部活ですので、校長先生の指導の下に、指揮監督の下に行くということを想定しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ、この協議会においてそういったことも十分サポート体制、念頭に置きながら進めてほしいと思います。

さらに、中学校の移行が進められると、移行先で複数の中学校の生徒が集まることも可能となるんです。このスポーツ少年団に入った場合は。そういったときに場合によっては近隣中学校に移動したり、それから反対に北中城中学校に受け入れたりするという体制も考えられるのですが、この辺の移動中の事故、トラブルなど想定されると思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

もちろん複数の市町村で、一つの部活に入ってもらおうというんですか、そういったことも考

えられますので、そういったところも想定しながら協議会において話し合いたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

今後、地域移行を進めていく中で、まずはやはり一番は子供たちのことを前提に考えて進めていってほしいと思います。

部活動の経験、体験というのは大人になってもつながる大変貴重なことだと思います。私も小学校から部活動を経験しまして、今現在、小学校のサッカーチームを指導しております。今年度は指導者ライセンスをサッカー協会において取得しました。

村長も甲子園に出場したとお聞きしています。この中にもたくさん部活動を経験している方々がいらっしゃると思いますので、子供たちにそういったすばらしい経験、やる気、自信につながるような部活動を通しての経験というのを考えながら、ぜひ体制を整備して進めていってほしいと思います。

最後に村長のお考えをいいですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

同制度の導入につきましては大変いいことだなと思います。子供たちの技術力の向上、そして情操教育からしても大変有意義な制度だと思います。私も経験がありまして、ただ私たちの場合は監督とけんかした経験もございますので、あまり我々がでしゃばらないような。むしろ学校の先生である監督を中心とした部活が私としては適切かなと思うんですけれども、教育委員会はいろいろな考えがございますので、その趣旨に沿った運営の仕方をしていただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

それでは2番目の質問に移って、再質問させていただきます。

障害者優先推進調達法に関して、村の障害者優先調達推進方針の内容を少し御説明お願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まず答弁書において、障害者優先推進調達法と記載しておりますけれども、正しくは障害者優先調達推進法の誤りでしたので、おわびして訂正させていただきます。

御質問にあります北中城村の障害者優先調達推進方針でございますけれども、村が発注する物品、または役務の調達という形で上げておりました。対象となる施設等を幾つか上げてあります。年度ごとに集計を行いまして、それを県に報告するという業務を担っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この方針の対象となる村内就労施設は何件あるかお願いします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

県内の就労、受託いただける一覧というのは県から提供いただいておりますけれども、我々の手元にあるものと、1件の事業所ございましたけれども、今年度、村社会福祉協議会が新たにB型の就労支援事業所を立ち上げましたので、それらも含めて件数は2件程度と考え

ております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

今、この社協の就労B型施設は含まれるという考えでよろしいでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

村社会福祉協議会が立ち上げました就労継続支援事業所B型という事業所になりますので、この対象になる施設でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

答弁の実績の中で、過去5年の実績を見ますと、年々件数が減少している傾向があると思いますが、その原因とかがあればお願いします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

実績の多くが村が委託し、村社会福祉協議会が運営しております地域活動支援センターあざみのほうが主に受託しておりましたけれども、そのあざみのほうが受託できないということでお断りがあって件数が減ってきているような状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

実績がちょっと上がらないというところで、沖縄県の現状でもなかなか実績が上がっていな

いというところがあります。この実績を上げる方法の一つとして、沖縄県では那覇市にある共同受注窓口、沖縄県セルフセンターというものがありますが、そういったところに連絡を取ったり、連携したりというところ、実績はありますでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

村の調達推進方針においても、共同受注窓口の活用ということで沖縄県セルフセンターを積極的に活用しようという方針を立てておりますけれども、これまでセルフセンターを活用した共同での発注業務というのは福祉課のほうでは確認できておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

せっかくこの共同受注窓口としてあるにもかかわらず、まだ活用したことがないということは、福祉課の中でも検討はしたと思いますけれども、何か要因はございますでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

これまでですね、この制度が始まる前に主に、例えば印刷業務であるとか、村外ではございましたけれども、ダイレクトに発注できるような作業所等もございましたので、そういった活用はされていたかと思うんですけれども、その受注が閉鎖したということで、事業をストップしたということで、それ以降なかなか新たな業務を受注いただける、ある意味営業もなかったというところで発注に至っていないのかなというふうに思います。セルフセンターを活用する

となると、ある程度、何クッションか交渉したり調整業務が発生してくる都合もあって、ついダイレクトに発注できる業者、一般業者のほうを選んでいるというような現状があるだろうというふうに認識しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

これまで村がダイレクトに印刷業務であったりとか、そういったものを発注した中で、ほかにどういった役務とかサービス、実績においてどういったことがありましたか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

これまでの発注実績といたしましては、例えば公園の清掃業務委託ですとか、花の苗の購入、あとはEM一次培養液の作成委託料というようなものであったり、小物雑貨の購入といった実績がございました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

大変すばらしい役務等を発注していると思います。来年からB型施設も増えるということで、ぜひどんどん活用して行ってほしいと思います。

私からちょっと情報といたしますか、説明したいと思います。

浦添市などで入札業務とかをこういった障害者就労施設にしている実績がございます。やり方としてはデータ入力をする際に、その方には、この障害者施設のその担当の方には電話番号だけとか。また別の方には住所だけとか、そういうふうに業務を割り振りして、個人情報も検討に入れながら気をつけて発注をし、データを施

設からまた役場であったり、データを送信した際にサーバーで一括して、この方の個人情報まとめられるというやり方もございます。近年全国的にDX化の流れがあり、庁内書類のPDF化、データにも活用できると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

就労支援事業所においてもこのような形で個人情報に配慮したデータ入力というものの受注があるということも我々としては把握しております。実際村からの発注業務として適した業務があるか、そういったものに関しましても今後村内の事業所、あるいは近隣事業所とも調整しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

村長の令和5年度施政方針の中にも障害者の就労、障害福祉サービスや地域移行を促進し、村の特性に応じた地域生活支援事業の実施など、さらなる支援の拡充を目指し、障害福祉・障害児福祉計画の改定に取り組むとありました。

また、本村の福祉計画の中にあるように、福祉施設から一般就労への移行、利用者の方の移行の目標にもつながることだと思います。障害者就労の賃金も高くない中、障害のある方のためにもなり、やり方によっては委託費等の予算削減にもつながると思います。ぜひ、目標達成のためにPDCAサイクルをうまく回して具体的なプランを立ててほしいと思います。

最後に、この障害者優先調達推進法はSDGsのテーマでもある誰も取り残さないと深く関わっています。また、村長の施政方針の理念に

もあるように、協力一致で共生のまちづくりに
も合致する内容のため、ぜひ前向きに進めてい
ってほしいと思います。

最後に村長の考えをお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

川上議員の御質問にお答えします。

私たちも障害者の就労支援については鋭意努
力しております。それからいろんな発注につ
きましても、施行令の167条の2の随契の対
象にもなるようなものですので、そういった一
覧を村で作成したり、その周知を図ったり、そ
して各課等でそれを登用していただくという
ふうなことも進めてまいりたいと思いますので、
就労支援については私としては今そのような
ことしか思い浮かびませんが、福祉課のほう
で移行については計画として持っております
ので、これからもっともっと進めてまいり
たいと思います。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わりたいと思
います。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

通告に従いまして、3点の一般質問を行
います。

1点目、文化行政の振興と人材育成につ
いてでございます。

昨年5月のハブ沖縄というネットニュー
スの中で、復帰50周年の特集インタビュー
があり、ミュージシャンの喜納昌吉さんが
「自分たちの文化で興奮することの大切
さ」ということを書いていました。長年
虐げられてきた歴史がある

中で、ウチナーンチュがうまく自分を
隠して共通語を使い、日本人の身なりを
するという世界の中で、沖縄文化を背負
って、沖縄を丸出しにして人気が出た、
私にみんな驚いたはずだと。私は自文化
を受け継ぎながら発展系をつくり上げ
た自負があると。そういったウチナーン
チュは気概を持つべきだという話をし
ておりました。

私はこの言葉を聞いて、本当に深い言
葉だなと思ったところがあります。いわ
ば我々の思考や行動、習慣、秩序など
はその地域の文化と風土に根ざしたも
のが多く影響をしております。だから
こそ、今の情報化や国際化というもの
の影響は、東西含めて我々の生活、価
値観に物すごいスピードで変化を与
えています。

そういう状況の中で、次の世代に何
を残し伝えていくか、ウチナーンチュ
としての気概やアイデンティティー、
特に我が村の歴史や文化から地域へ
の価値と誇りを見いだす積極的な政
策的取組が必要であると私考えてお
ります。

その取組の一つとして、護佐丸公を
題材にした現代版組踊をぜひ村政で
進めてほしいと思っております。現
代版組踊とは沖縄の伝統芸能の一つ
である組踊と現代音楽、ダンスを融
合させた舞台です。1999年に演
出家の平田大一さんが手がけ、うる
ま市から始まり20年以上もロング
ランを続けている「肝高の阿麻和利」
が有名ですが、特徴的なのは、地域
に根差した伝承や偉人に光を当て
て、その物語を地域の子供たちが
出演する感動的な舞台でございます。
参加した子供たちは舞台に関わるこ
とで、故郷の歴史を学び、生まれ
た地域に誇りを感じながら目標に
向かって取り組んでいきます。そう
いう意味で、子供たちの居場所づく
りや表現の場づくりにもなり、人
材育成と地域活性化の場としても成
功しており、肝高メソッドともいわ
れ全国的にも注目されております。
その現代版組踊を通して、自文化
を受け継ぎながら発展系をつくり
上げる。そのような人材を私はこの
我が村から生み育て

ていくべきだと考えております。

2点目、子供や学校における安全上の指導と取組について。

子供たちや学校に関わる安全上の指導と取組についてということで、その中で2点あります。

1つに、SNS利用の危険性とリスクへの指導について。

中高校生のスマホ所持が当たり前になる中で、それに比例して問題も出ているのも確かでございます。

先月、岐阜県岐阜市内にある大手回転ずしチェーン「スシロー」で未成年者による迷惑行為を捉えた動画が拡散しました。このような、利用者による悪質ないたずら行為は全国各地の飲食店で発覚しており、これは対岸の火事ではないと思っております。

動画が一度拡散した場合、デジタルタトゥーといって完全に削除することができない状況にもなり、未成年者による迷惑行為であっても、内容によっては社会的信用を損なうだけでなく就職への影響や損害賠償義務も生じ、損害賠償義務については責任能力を問われる境目は、過去の事例を見ると12歳から13歳が多いということなので、実質は親が負担することになると思っておりますが、家庭においても、教育現場においてもこの問題について真剣に話す必要があると思っております。

そこで、教育現場において、専門の方を招いて、子供たち向けにSNSの使い方や現実的なリスク、スマホマナーまで教えていく必要があると言えるが、当局の見解を伺います。

次に学校内へ不審者の侵入があった場合の対応についてでございます。

学校の防犯対策として、校内に不審者の侵入があった場合にどのような対応が行われるのか伺います。

3月1日に埼玉県戸田市の中学校で、17歳のナイフを持った男子高校生が校内に侵入し、取

り押さえようとした男性教員が上半身を複数回切りつけられ重傷を負わされるという衝撃的な事件がありました。また、つい先日も3月13日ですが、新潟県新潟市の中学校で卒業生の男子が刃物を持って学校に侵入。そしてパトカーが数十台急行するという騒ぎがありました。現行犯で逮捕されております。

このような事件は、いまやいつでもどこで起こるかもしれない、そのような事案と考えると、子供たちの命を守る取組として行政や学校も真剣に学校の防犯対策について考えなければならない、そう思っております。

そこで、学校現場において不審者が侵入してきた場合、どのような防犯対策や避難誘導マニュアル、ほかにセキュリティー用ツールとしてどのようなものを備えているのか。護身具も含めてですね。そしてどのような訓練をしているのかも伺います。

次に3点目でございます。まちづくり懇談会の開催について。

令和5年度比嘉村長の施政方針で示された「まちづくりの6つの目標」の中の1つにもある「地域の魅力を活かした賑わいのある産業づくり」に力を入れていくことは、北中城村の稼ぐ力を生み出していく上で大変重要と考えております。

現在、ライカム地区の賑わいを核として、今後のロウワー・プラザ地区やサウスプラザ地区の開発などを考えると、北中城村のポテンシャルの高さは県内外から注目を浴びているところではありますが、真の北中城村の活性化を図るためには、村内の実情について行政が深く理解し、そのことを踏まえて、行政が先導する取組が大変重要になると思っております。そういう意味から、村内商工業者と議会、行政それぞれが相互理解し、意見を交換する場としてのまちづくり懇談会を開催すべきと考えております。当局の考えを伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

喜屋武 功議員の御質問にお答えいたします。

3点ございまして、最初の1番、2番については教育委員会のほうで回答いたします。私については3番目のまちづくり懇談会の開催についてということで回答申し上げます。

現在、ロウワー・プラザ住宅地区、サウスプラザ地区については、令和3年7月に地権者会が発足し、沖縄市と一緒に跡地利用の検討が進められているところです。現在コロナ禍で中断になっていますが、今後具体化されると、毎年度行ってきている商工会建設部との年度発注伺い説明会等で情報交換を行っていききたいと思います。なおこの場には、村長、課長等が出席しており、議会議長も招待されております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

喜屋武 功議員の1点目の文化行政の振興と人材育成についてお答えいたします。

現代版組踊については、平成29年度に護佐丸を通じた地域人材育成プロジェクトとして検討されておりましたが、これについては村の財政的な課題が大きいとして実施が断念されました経緯がございます。現在についても財政的事情は同様な状態にあることから、実施については大変厳しいと思われまます。

続きまして2点目の子供や学校に関わる安全上の指導と取組についてお答えいたします。

1つ目のSNS利用の危険性とリスクへの指導についてでございますが、各学校において警察関係者を講師としての非行防止教室やサイバー犯罪防止教室にて毎年、学校のほうでは指導を行っております。

2つ目の学校内へ不審者の侵入があった場合

の対応について、各学校の安全教育計画の中に避難訓練として位置づけ、毎年不審者対応の訓練を実施しておりますが、コロナ禍においては、不審者役を設定せずにビデオで学習後に各学年ごとに避難経路の確認を行ったりという工夫をしながら避難訓練を継続実施しております。

また、セキュリティ用ツールにつきましては、各学校にさすまたや防犯カメラを設置しております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

この現代版組踊についてですが、答弁書、回答書を見たときに4行で示されているのを見て、私ずっと眺めていました、長い時間。この4行は何なんだということ。

ただですね、村長、私が考えるのは、前村長がいわば政治力のある村政だったと思っています。アワセゴルフ場なりいろんな開発を進めてきた。その村長がでもできなかった取組。しかも話を聞くと、村政から平田大一さんのほうに企画が投げられているんですね。企画というか、やりたいという。それができなかったということから考えると、いわば財政的な理由だけじゃなくて、いろんな理由があると思うんですけども、逆に常々行政の文化化であるとか、文化に対してとても力を入れているというふうに思っています、村長がですね。だからこれは逆にチャンス。前の村政ではできなかったけど、今の村政でやるんだということで、私は進めていくべきと思っています。

といえば、人材育成と文化行政というのはお金がかかるんです。しかし、お金がかかっても成長投資、費用対効果が今の肝高の阿麻和利の成果を見ると、すごい大きい成果が出ているんですよ。そういう意味では2000年に肝高の阿麻和利がスタートして、観客動員数が延べ20万人

です。ユネスコの未来遺産にも登録されている。これは肝高の阿麻和利が文化が産業になり、文化が観光にもなり、文化が人材育成にもなるというのを本当に示してくれた。そういう意味では何千万円という初期投資的なものはかかるとは思うんですけども、これは村の成長投資という意味で言えばこれはやるべきと思っています。ちょっと実績的なものを紹介したいんですけども、先ほど延べ20万人が来た。これは肝高の阿麻和利だけです。チケットの販売金額からすると6億円ぐらい。肝高の阿麻和利だけで上げているんですね。しかも県外でも福島、北海道、鹿児島でも平田大一さんが手がけた現代版組踊があって、これも御当地の歴史的な人物とかそういうのを題材にしてやっているんですけども、17か所でやっている。しかも、石垣でいえば2003年からオヤケアカハチの現代版組踊が今でも続いている。今帰仁では北山の風が、これも2010年から。先ほど言った福島でも2009年から今でも続いているんですよ。最初は行政が公的資金を投入してつくり上げて、あとは実質的な組織がつくられて走っていくので、ずっと行政がおんぶに抱っこという取組でもないです。だからこそ文化が産業になるというものを示してくれるものだと思います。

それで平田大一さんから聞いたら、県内に城跡が世界遺産登録された今帰仁グスク、勝連グスク、あちこち座喜味グスクもあるんですけど、その中で中城城跡を除いて全てのグスクで、グスクを舞台に現代版組踊が開催された。城跡を除いて。だからちょっとこれ、私的にはとてもさみしいなと思って。いわば琉球の歴史を見たときに護佐丸というのは必ず出てくるんですよ。武勇に優れ、いわば築城の名手でもある。北山を尚巴志とともに統一した。すごいヒーロー、英雄なんですね。その方を舞台にしたものがないと聞いたときに、ああこれは、ぜひ北中城で本当にやりたいという思いにかき立てられた大

きい理由ですね。

実は記憶にある方も多と思うんですけども、2001年には我が村でも幸喜良秀先生が演出して護佐丸の星を開催しています。前の議員だった比嘉次雄さんが主人公になって、2回公演で終わったんですけどもとても好評だったと聞いています。そのときの資料があって、これですけども、当時の喜屋武 薫村長とか、伊佐常助議長の言葉が文化に対する思いが強いなと思ったところがあります。ちょっと紹介したいんですけども、喜屋武 薫村長が、護佐丸は名称誉れ高い琉球戦国史の英雄であり、中城、北中城両村民の精神的な支えでもある。村民劇「護佐丸の星」の上演が両村民の眠れる魂を呼び覚まし、村づくりの意欲とエネルギーを解き放つ大きな起爆剤になるんだとそう言っているんですよ。ああ、もうこれすごい言葉だなと思っていますね。伊佐常助議長も護佐丸公については村民劇を通して後世に語り継ぐことは意義深いものであり、我々の責務だとそういうことも言っているんです。だからそういう意味では、現状、平田大一さんともやり取りをしているんですけども、とても平田さんも意欲があります。あとは村、もちろん村に丸投げするのではなくて、周辺からも実行委員会とかをつくって盛り上げていこうというのは考えていますので、それについて、私ちょっと今熱く語ったので、熱くお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ありがとうございました。私も去年、世界のウチナーンチュ大会がございました。それから復帰50周年の式典がございました。そういった中で北中城、あるいはウチナーンチュのアイデンティティーというんですか、そういったあたりを非常に意識させられた年だったと思います。そういった意味ではそこに、非常にあの式典等

を含めて沖縄の文化、伝統文化に非常にこだわった式典であったと思います。デニー知事のそういう思いがあったかと思います。そこで今、私も平田大一さんの尚巴志の鬼鷲、それを見ました。それから護佐丸の星も見ました。大変感動したものでございます。

そういった意味でも私たちは伝統文化を観劇するということで、非常に我々の愛郷心というのか、そういったのが醸成されていくと思います。それは子供たちにとってはさらにもっと大きいものがあると思います。そして私たちの教育の関係資料によりますと、北中城かつて15世紀ですか、そのあたりの徐葆光、冊封使が言っていますように、中城間切の村民は非常に学問に励み、そして文化芸術に尊ぶ人だと、村民性だと、非常に好意的に書かれているというところがありました。私も北中城村、あるいは中城村民についてはそういうふうなところがあると思っています。そしてまた伝統文化を非常に大事にする村民性があると思っていますので、これについては我々が今できるかどうか分かりませんが、ただ、私たちもこれはしんしゃくしております。功さんから以前にもその提案がございましたので、ただ、現状そのような回答に至ったわけでございますけれども、いずれにしてもこれからやらないとかそういったものではございませんので、現行の段階では非常に厳しい環境かなということを感じました。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

もちろん大きい予算がつくものなので、ぜひ担当課においては現状のいろいろな政策的なもの、スクラップ・アンド・ビルドしながら、これは検証もしないといけないし、効果があまりないのかなとか、今の時代にそぐわないというのはどんどんスクラップして、効果があると思

われる事業をぜひ進めてほしいと思うんです。私が現代版組踊にこだわっているのはもう一つあって、ぜひ北中城から出発点として、動いた暁には中城村と一緒にやる。なぜかという、多くの方が感じているんですけども、平成の大合併のときから両村はギクシャクしていますよ、いろんな意味で。私もそういうのを目の当たりにした身の一つとしてですね、しかし、もともと一緒ということからすると、大人が解決できないものを現代版組踊を通して子供たちが融和していくという将来的な、すごい希望も含めることのできる取組になるんじゃないかなと思っていますので、だからこれは本当に行政にとって、私は歴史的なものになるのかなと勝手に期待はしているところですけども、そういう意味で引き続き、こちらも予算的な問題があるのであれば、自ら県、国に何かしらの予算的な措置ができないかというのは進めていきますので、ぜひとも引き続き、前向きに検討していただきたいと思っています。

次に2点目です。

SNS利用の危険性のリスクと指導についてですけども、答弁の中にサイバー犯罪防止教室とかがあると書かれているんですけども、講話内容とかについてはどのような内容があるのか教えていただけますでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

全て細かく報告はいただいているんですが、内容についてはスマホに、最近はやりのティックトックとかそういうことに関する危険性を中心に、例えば勝手に公開したらどういふ経緯で事件に巻き込まれていくかという、そういうタイムテーブルではないですけども、そういうのが主に講話の中心としてやって、実際にこれまで起こった犯罪で被害を被った同年代の子た

ちの例を、実名を伏せてですが、あまり詳しい内容まではやらないんですけども、こういう被害になるよという内容の講話で、大体サイバー犯罪講話はプログラムされております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

確かにティックトックも含めて、もうアメリカではこれは禁止という方向、今は禁止になったのかな。そういうのもあって、いわば個人情報漏れるというのと、データ分析されるというのがあるので、それはとてもそのまま続けていながら、私が懸念しているのは、昨今のいろんな事件、事故も含めたSNS上でのやり取りというのがとても怖いなと思っています。

つい先日も埼玉栄高校のサッカー部が東北の震災の、いわばメッセージ動画みたいのをSNS上に投稿して、これが不適切になって大炎上しているんです。学校長の謝罪から始まり、部活自体の存在も活動停止ぐらいになっている。だからそういう意味では冒頭言ったスシローでの行為であるとかというの、リスクが大きいというのを家庭の中でもそうですけれども、学校でもやらないと。いわば子供たちはちょっと面白おかしく、友達感覚で友達に送るような感じで出すので、これがすごいリスクなんだよということを教えていかないと。これは村民の生命と財産を守るという見地からはすごいこれは重要な教育になると思うので、ぜひ専門の方とも協議して、その点を押さえる教育指導というのをしていただきたいと思っています。

次が不審者の対応なんですけれども、護身具がいわばさすまたは常備していますというのと、防犯カメラというのが聞こえたんですが、さすまたは何本ぐらいありますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

各校1本は確認が取れています。島袋小学校においては2本あるということです。北小と北中は1本ずつということになっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

これはですね、1本、2本というのは全然駄目ですね。ごめんなさい。もう使えないんですよ。侵入者を制圧する意味でのさすまたという感じになっているんですけども、口がこう開いて。私専門ではないんですけども、そういう専門家の方の動画サイトがあるんです。変な名前ですけども、ガチタマTVというのがあって、この方は元警察の機動戦術部隊で外国人マフィア組織突入部隊も経験して、皇室警護もしてきた方、もう一方は自衛隊の特殊部隊の方、2人が発信している防犯系、護身系の動画サイトなんです。実際取り押さえるものも見たんですけども、1本では絶対歯が立たないですね。最低でも3本以上、こっちはこう持つんですよ、でも向こうはこうなっているので、こうやればすぐ逃げられるんです。後ろにナイフでも持っていたらすぐ刺されます。だからそういう意味では、一番何が有効かとなったときに、この方がおっしゃっているのは盾、防御シールドというか、透明の盾があるんですよ。実際の警察が路上での犯罪者を取り押さえるときにも必ず出てくるシールドで、これでも3つ、4つぐらい。全方向一気に押さえていくんですよ。だからこれもある意味、さすまたも3本以上、防御シールドも常備するという形じゃないと、防犯カメラをつけてもその学校に殺意を持って入ってくる人はカメラ関係ないです。必ず殺意を持って侵入してくるので、その人たちを押さえるとなったときにはそれなりのものと訓練、やっぱり

先生たちも、さっき言った岐阜県の場合は先生がいわば死ぬ覚悟で止めたと思うんですけども、これじゃあ先生たちが大変ですよ。命あるものなので。だからそういう意味でしっかり効果的な対策というのは本当にさすまた1本では話にならないので。

参考になるのが、大阪教育大学附属池田小学校の学校安全の手引きというのがあるんです。御存じの方もいるとは思いますが、2001年に池田小学校に侵入者が来て8名の子供が刺し殺されて、15名の児童生徒と職員を含む方々が負傷した。それを機に、あつちは先進事例ですね。北中ではそこまでという考えももしかしたらあるのかもしれないですけども、沖縄も暖かいし移住する人気地域にもなって、多様化した人たちが来ているので、何が起こるか分からないということから考えると、これも本当に真剣に突き詰める必要があると思うので、これについてちょっとお願いします。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

いろいろ大変ありがとうございます。防具に関してです、防具ということですが、現在、訓練等で警察官が指導されたり、いろいろ教えていただいている。例えば竹ぼうきが武器になるようであったら竹ぼうきをちゃんと教室に1本は置いておこうねとか、そういうふうに共通理解を図りながら何とか身の回りにあるものでやる。基本は子供たちの命を守るということですので、それに加えて委員会としては先生方の命もぜひ守ってほしいということは学校に伝えながら、今後も喜屋武議員がおっしゃるとおり、もっと今の現状で不足しているものはないかどうかを確認しながら、足りないものについては補充を考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

ぜひお願いします。

これまでそういう事案がなかったから安全だという認識が一番怖いところがあるので、ちょっと踏み込んだ言い方をしたら、全てのものを武器化するでもないけど、教室にあるとか。相手がナイフを持ったというときには、これは極限状態、ちょっといっちゃっている人なので、だから本気で制圧するとなったら、これはどうなんですかね。沖縄市の生活安全課の方とも話したんですけども、職員室に警棒を置いたらどうかと言ったら、これは私は何とも言えないとは言っていました。殺傷能力があるのかどうか分からないんですけど。ただ、でも先生の命、一番は子供たちの命を考えたら、数分間の、パトカーで学校現場に来るので、数分間守り切れればいいという観点からも武器を落とす、制圧するというのも一つこれは頭の中に入れたいかと思っております。

次に3点目です。

まちづくり懇談会ですけども、答弁の内容を聞くと、建設部とのやり取りがこれまでされてきたよということなんですけど、私が言っているのは建設部だけではなくて、商工会、役員、全体と行政、村長、副村長で各発注に関わる課長の皆さんとの懇談会が必要だと思っております。今これ宜野湾から始まってこの数年で、与那原、北谷でも懇談会が行われているんです。ちょっと宜野湾市の趣旨を見たら、宜野湾市の活性化を図るため市内の実情について行政が深く理解し、商工会も自ら行政の各分野の取組と内容を知るとともに、現状を踏まえた要望、提言を行っていく意見交換を通して、それが趣旨だと言っているんです。

民間業者も村が何をやっているかというのはなかなか見えてこないがあるので、それを

らせることで自分たちの企業利益なり、次の活動の参考になると思うので、この建設部会とだけではなくて、商工会の事務局長とも話をしに行きました。ぜひやりたいということで。これはぜひ村長、九州でも住みやすさランキング1位であるとか、とにかく内外から注目されているので、その賑わいを村内商工会全部に波及するような利益がですね、そういう意味での懇談会が必要だと思うので、これはどうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

喜屋武議員の御質問にお答えします。

現行の懇談会につきましては、商工会からの申し入れで我々はやっているわけで。商工会が土建部の方々を集めてやっている。ただ、それは一部の土建業者に対してその恩恵があるかもしれない。今、商工会からも申し入れがあれば、村商工会全域の、全体の土建部だけじゃなくて商工業者のほうについても懇談会として用いるんだったら、我々としてはむしろやりたいという感じです。今はただ土建部からの懇談会でしたので、それだけに集中して我々は公共事業等についての説明をしているんですね。これからはそれだけじゃなく、ソフト部門についても他の商工業者との関連があるんでしたら説明会、あるいは意見交換会をやることについてはやぶさかではございません。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

まだ時間があるので、どんな方々が参加しているのか。宜野湾市が商工会メンバーが建設部会、市産品、市の産業品ですね、市産品部会、卸小売業、飲食業部会、社交業部会、情報通信部協会、金融保険、不動産、交通、観光部会、青年部、女性部、11に分けて部会のメンバーが集まるんですね。行政のほうからは市長、副市

長、上下水道局長、教育長、企画部長、建設部長、教育委員会教育部長、市民経済部長、市民経済部次長、産業政策課長、観光スポーツ課長、本当に広範囲に集まって、みんなで話し合っ、みんなで方向性を決めようという感じの内容になっているので、ぜひ協力一致という意味でもぜひこれを進めていただきたいと思います。最後に答弁で終わっていいです。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

大変いいアイデアだと思いますので、ぜひこれは我々としても望むところではございますので、ぜひこれから商工会と協議をいたしまして、実現したいと思います。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時49分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

こんにちは。

今日5番目なんです。今まで5番というのは体験したことがないんですが、あとしばらくお付き合いをいただければと思っております。

初めに、春3月、そして4月なんです。卒業、入学、進路、就職、転勤、異動、定年、まさに悲喜こもごも。人去り、人来る時であります。若鳥は巣立った後に自分の羽の重さを知るといふふうに言われております。風薫る弥生の空に、夢を託す皆の願い。花を咲かせていただきたいものであります。地域の方々の教育への期待であります。今年もコロナ禍の影響で卒業式、卒園式に参加できませんでした。誠に残念であります。子供たちは先生方の豊かな愛情に包まれて成長するのであります。先生方の子供たちに

寄せていただく愛情と情熱と熱意に、改めてこの場から感謝を申し上げたい。そのように思っております。一般質問に移ります。

(1) 超高齢社会における高齢者の社会的孤立について。

(2) 県内学校での教員不足について。

(3) 令和5年度施政方針に関連して質問をいたします。

日本の高齢化の動向。

高齢化の進行具合を示す言葉として、高齢化社会、高齢社会、超高齢社会という言葉があります。65歳以上の人口が、全人口に対して7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼んでいます。参考までに、本村における令和2年において24.1%であり、超高齢社会に当てはまります。

(1) 超高齢社会における高齢者の社会的孤立について。

①社会的孤立が社会問題化しています。本村も超高齢社会に突入しています。現状を確認すると、高齢化率は平成12年時点で15.6%、令和2年で24.1%、8.5%も高くなっています。4人に1人が高齢者となっています。今後も上昇を続けるものと予測されています。高齢者を社会的孤立に向かわせないための施策を念頭に置いて、高齢者の孤立死も含めた現状の把握と今後の取り組むべき方向性について伺います。

②増加する高齢者人口の中で、高齢者のみの世帯の占める割合が増加しています。高齢者世帯の推移を見ると、平成12年時点で高齢者夫婦世帯が251世帯、高齢者単独世帯が254世帯、令和2年時点で高齢者夫婦世帯が568世帯、高齢者単独世帯が602世帯となっており、高齢者夫婦世帯及び高齢単独世帯とともに増加しています。かつ「外出がない」「近所付き合いがほとんどない」等、地域社会の関わりが希薄さが懸念されています。村政の福祉制度や介護サービ

スが整備をされているわけでありませんが、様々な理由で利用されていない実態があります。これらの高齢者の社会的孤立の環境と背景を確認する必要があります。見解を伺います。

③高齢者の進展という需要側要因に食料品店の減少という供給側要因が加わり、食料品の買物に不便や苦労のある高齢者が顕在化しつつあります。本村においては、大型商業施設の発展が大きな便益をもたらしています。しかし、地域では、集落内の店舗が閉鎖され、そこに居住する高齢者等が食料品の買物に不便を来しています。高齢者等が買物に不便や苦労を感じる状況は食料品のアクセス問題と捉えて、重要な行政課題として取り組む必要があります。見解を伺います。

④高齢者を虐待、犯罪、消費トラブル等の被害者にしないために、成年後見制度や消費者被害防止施策等を推進する必要があります。認知症高齢者の増加が予想されるため、成年後見制度の必要性は一層高まってきています。一般村民からなる村民後見人を中心とした支援体制や法人後見をはじめとした、組織的な後見体制を構築する必要があります。見解を伺います。

⑤高齢社会。福祉課、社会福祉協議会、村地域包括支援センター主導による多面的な健康寿命増進戦略及び地域に対する深い関わりが必要不可欠となっています。超高齢社会が進む中で、健康増進から介護予防までも視野に入れた健康寿命延伸の実現に向けた、フレイル予防、フレイルチェック構築であります。科学的根拠を基にした心と身体のお知らせをつけるものとなっています。フレイルサポーターの指導の下、各自治会で展開をしています。このフレイル予防の活動は結果的には、個々の医療費の抑制で家計を豊かにするものであります。行政の社会保障関係費の抑制であります。社会性も促進されることから認知症予防にもつながることが期待されています。

また、地域のお宝便利帳、地域資源リストの冊子が配布されています。この冊子には、それぞれの自治会で行われている高齢者健康増進サークル活動の取組がまとめられています。関係機関と情報を共有して、民生委員とともに関わっていききたいものです。継続した支援をお願いします。見解を伺います。

(2) 県内学校での教員不足について。

かつては人気の職業の一つであります。難関とも言われた学校教員の採用である。その学校での教員不足が深刻になっています。教員不足は過酷な労働条件に要因があると指摘をされています。働く現場のみならず、子供たちの学習に大きな影響を与えます。また、子供たちの指導だけでなく安心、安全にもつながる重要な問題でもあります。本村での教員の体制、新学期スタートに対する影響はないか、現状を伺います。

(3) 令和5年度施政方針に関連して質問をします。

3 ページ、国民健康保険の安定運営。

「国民健康保険の安定運営方針（第3期）を踏まえ、本村の国保運営の見直し等を検討していきます」とあります。具体的な説明を伺います。加入者は、保険による診療を受ける権利と、保険料を納付する義務があります。

3 ページ、学校教育の充実。

「北中城小学校区の遠方地に居住がある低学年を対象としたスクールバスの運行を開始いたします」とあります。①開始時期、②小学校での、学年で低学年の区分について、③遠方地に該当する地域名、④該当する児童数。スクールバスの運行に当たって、最優先に考えるべきことは、児童生徒の安心・安全であります。

4 ページ、生涯学習の推進と生きがいつくり。

「社会教育主事の適切な配置を行う」とあります。配置について具体的な説明を伺います。

7 ページ、観光・商工業の振興。

「本村の新たな観光資源としてプロモーション展開する」とあります。予定する事業内容について伺います。世界遺産である中城城跡、国指定重要文化財中村家住宅の活用で、中城村と共同まちづくりで連携して財貨の獲得に効果を上げなければならない。

以上、私見を申し述べました。よろしく願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

大城律也議員の御質問にお答えいたします。

3つございまして、1番目の超高齢社会における高齢者の社会的孤立についてということで御質問がございまして。

1番と2番について、社会的孤立の現状等についてです。

御質問でも指摘されておりますとおり、本村では高齢者世帯の増加だけではなく、令和2年国勢調査において高齢者単独世帯の数が高齢者夫婦世帯の数を超過しており、高齢者の社会的孤立の問題はととも重要であると考えております。特に新型コロナウイルス感染症の流行により、さらに深刻化しているとも推察されます。

孤立死対策を含め社会的孤立を予防する取組として、高齢者ニーズ調査等を用いてハイリスク者、未医療者の実態把握や独居高齢者に対する緊急通報システム等の公助による取組に加えて、地域の見守り支え合いの互助による取組が重要であると考えております。

③高齢者の買物支援について。

食品アクセス（買物弱者等）問題につきましては、本村においても重要な課題であると認識しております。その対策として、コミュニティバスをはじめとした交通手段の確保や有償ボランティアによる生活支援サービスの実施などに加え、さらなる対策の検討を行っております。とりわけ民間事業者による買物支援サービス、

移動販売やネットスーパー等宅配サービスの活用など、地域住民を含めた多様な関係者と連携・協力しながら継続的に取り組んでいくことが重要であると考えます。

④成年後見制度の利用促進について。

村では令和2年に成年後見制度利用促進計画を策定し、協議会や中核機関を設置し成年後見制度の利用促進をはじめとする権利擁護支援の充実に向け取り組んでおります。とりわけ、今後の高齢化の進展を踏まえ後見制度の担い手を確保する必要性がございます。村では平成25年度より市民後見人の養成と平成29年度からは法人後見支援事業を実施し、村内における市民後見人や法人後見実施団体の確保に向けて支援を行っております。

⑤健康寿命延伸に向けた取組について。

村では令和元年度に東京大学高齢社会総合研究機構の協力によりフレイルサポーターを養成し、フレイルチェック事業として住民同士が虚弱傾向にある高齢者への気づきと生活改善を促すプログラムを行っております。コロナ禍により活動の自粛を余儀なくされた期間もございましたが、今年度は18名のボランティアサポーターが自治公民館を中心に事業を実施しております。

また、村の生活支援体制整備事業の一環として作成しております地域のお宝便利帳（地域資源リスト）につきましても定期的に情報を更新し、高齢者が自ら選択し社会参加を促すツールとして活用してまいります。

民生委員をはじめ地域住民や多様な主体と連携し健康寿命延伸に向けた取組を継続してまいります。

2番目につきましては、教育委員会で回答させていただきます。

3番目の令和5年度施政方針関連質問についてです。

まず、国民健康保険の安定運営についてです

けれども、令和5年度に沖縄県国民健康保険運営方針の第3期が策定されることに伴い、本村でも国民健康保険税水準の統一や医療費の適正化などを検討していきます。

学校教育の充実等については、教育委員会で回答いたします。

7ページの観光商工業の振興ということで回答いたします。

観光商工業の振興。

観光関連の事業内容としては、北中城村観光計画の改訂、観光案内所の運営、案内冊子制作、観光ガイド育成、PRイベント等を行う予定となっております。また、中城城跡、中村家住宅を活用としたイベントとしては、城ヨガ、フラダンス、琉球宮廷料理ツアー、コスプレイベントなどを予定しております。

残りは教育委員会で御説明いたします。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

では、私からは大城律也議員の2点目、県内学校での教員不足についてお答えいたします。

本村の令和4年度当初から3月現在に至るまで、教員の未配置はございません。

また、新学期に向けて、県からの教職員等の内示を受け、各学校の学校長が学級編制及び校内人事を進めているところでございます。今後も令和5年度スタートに当たって、学級担任未配置とならないよう県と調整を図ってまいります。

続きまして、3点目の令和5年度施政方針の関連事項の質問についてのページ3の学校教育の充実についてお答えいたします。

スクールバスの運行についての質問でございますが、①の開始時期についてでございますが、令和5年9月（2学期）から開始いたします。

②小学校での、学年の低学年の区分についてでございますが、1年生から3年生までを対象

として行うことを想定しております。

③の遠方地に該当する地域名といたしまして、美崎・県営団地・熱田・和仁屋・渡口地区、それから大城・荻道・安谷屋地区、石平・瑞慶覧・屋宜原地区を想定しております。

④の該当する児童人数につきましては、令和3年度のアンケート結果からは、全体で120人程度を想定してございます。

続きまして、ページ4の生涯学習の推進と生きがいつくりの社会教育主事の適切な配置についてお答えいたします。

社会教育主事につきましては、社会教育法第9条の2に配置が義務付けられているもので、「社会教育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与える。」とされております。

現在、生涯学習課においては2名の有資格者が配置されておりますが、人事異動に伴って配置がなくなることも考えられるため、社会教育担当となった者に資格を取得させ、切目なく資格者を配置させ、社会教育の充実を図るものでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

それでは再質問させていただきます。

高齢化社会における社会孤立というところで、②のところになりますけれども、医療者の実態把握や独居高齢者に対する緊急通報システムの公助による取組を加えてまいりますという項目がありますが、この緊急システムというものの内容を御説明いただければと思います。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

緊急通報システムでございますけれども、まず電話回線を使いまして、御自宅に緊急通報シ

ステム用の壁にボタンを設置して、何かあったときにはそれを押していただくとコールセンターにつながって、場合によっては、必要があれば救急車等を要請するようなもの。場合によっては壁に設置したボタンに手が届かない方もいらっしゃると思いますので、その場合にはペンダント型の緊急通報システムというリモコンみたいな形でそれをお渡ししている方もいらっしゃいますので、そういうものをお渡ししている事業でございます。

今後、この緊急通報システムにつきましてはさらなる改善を求めて、電話回線によらないようなシステムであったり、あるいは一定程度屋内での動きがないようなモニターカメラといいますか、そういったプライバシーに配慮したそういった機器を活用しながら、さらなる改善を図っていく計画を現在予定しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

それじゃあ、先ほど壁式とかということでしたけれども、具体的にどういう機器を貸与されるのか。例えば高齢者世帯、これは令和2年の資料ですけれども、単独世帯が602世帯、高齢者夫婦世帯568世帯いらっしゃるわけです。こういう方々はどうかされるのか。そこで期待するのはどういう機器を貸与するのか。そして対象者、今お話ししたのは65歳以上の高齢者、それから夫婦世帯、単独世帯なんですけど、この対象者、どういう形の方々がその対象になるのか。

それと自己負担はないのか。全部公助ということでしたので、全部行政が負担をされるのか。その辺も含めて御質問をさせていただきます。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

緊急通報システムでございますけれども、基本的に既存の設置されている、お宅についている電話回線等を使ってその機器を設置するという事業でございます。対象といたしましては緊急通報システムが必要な高齢者に限らず、障害者も含めている事業ではございますけれども、基本的に携帯電話をお使いになれる高齢者も増えていらっしゃると思いますので、そういった形でそれは必要ないよという方も中にはいらっしゃいます。携帯電話のほうが便利だという方もいらっしゃいますので、あくまでも電話機が使いづらいつか、なかなか操作ができないという方が対象にこれまでなっておりました。

利用料金につきましては、現在無料となっておりますけれども、ただし電話回線を使いますので、御自宅の電話回線の使用料等が発生している御家庭もございますけれども、その御負担が厳しい家庭につきましては、福祉電話という形で行政のほうで負担している世帯もございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

例えば携帯もありません。固定電話もありません。というときにはどうされますか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

先ほど申しましたように福祉電話という形で、固定電話を行政のほうで設置いたしまして、それと併せて緊急通報システムを設置するケースもございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

これは、この機材というものに対しては公助ですから、行政が負担するということになると思います。それと利用者と受託事業者がいらっしゃると思うんですけれども、この辺の体制、その受託業者は24時間フルタイムで通報を受けられるのか。その通報を受けたときには、その受託事業者はどこに連絡して、どう対応されるのか。その辺の説明もお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

受託していただいている事業者に関しましては、コールセンターが24時間対応しております。利用者からの通報だけではなくて、コールセンターから定期的に御本人への声かけのコールをして、機器の不具合がないとか、御本人の様子に変わりがないかというような、センター側からのコールもしている状況でございます。

もし、仮に緊急通報の連絡があった場合には、あらかじめ登録していただいている緊急通報の連絡先という形で、例えば御家族であるとか、場合によっては地域の民生委員に担っていただいている場合もございます。そういった緊急連絡先に登録されている方にコールセンターから連絡をすると。中にはその連絡先がつかない場合には直接消防のほうに救急車を要請して状況を確認していただくという場合もございます。そういった対応をしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

もう1点お聞かせください。

現在、利用世帯は何世帯がこれを利用されているのか。それとその活用状況、どういう事例があったのか、何点か代表的なものがあればお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

緊急通報システムの利用者数につきましては、すみません、手元にごさいますので、また後ほど追って資料提供させていただきたいと思えます。

毎月受託いただいている事業者からは個別の報告書が上がってまいります。救急車を搬送した場合には、緊急で連絡がこちらのほうに届く場合もございませけれども、定期的なコールに対して、御本人様がどのような回答をされていましてという形で活用されていますので、具体的な通報の、何かをやったとかそういった統計までは取っておりませけれども、定期的な事業所から上がってくる実績報告書によって中身をチェックしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

超高齢化に入りまして、こういう該当する利用者が増えてくるだろうと。行政に頼る部分が増えてくると思っております。しっかりと日頃からの対応をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。次へまいります。

1の5について再質問をさせていただきます。

健康寿命延伸に向けた取組になります。身体が元気なうちは助けられる人から助ける人へ、守られる人から守る人へ、自分でできることは自分で対応する、これが基本だろうと。身体が不自由であれば限りがあります。可能な限り、自分のことは自分でした上で、それで対応ができないときは行政、民生委員、隣人に助けを求める。そういう体制をつくられていきたいなど。

超高齢社会です。従来の自助、共助の間に、近い・助ける、「近助」という概念が必要になってまいりました。隣人に関心を持ち、困っているな、変だなと思ったらいつでも近くにいる人が声をかけ、助け合う心、地域の絆、暮らしの絆、命の絆を大切にしていかなければならない時期に突入をしております。向こう三軒両隣、遠い親戚よりも近くの他人であります。そういう関係について改めて見解を伺いたいと思えます。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

ただいまの御質問にお答えする前に、先ほどの緊急通報システムの現在の利用者数ですね、21名ということで先に回答させていただきます。

ただいまの御質問につきましては、まさに議員おっしゃるとおり、公助だけではどうしてもカバーできない部分がございますので、その辺につきましては、我々地域福祉、高齢者も含めた地域づくり、支え合いの体制づくりという形で、今まさに取り組んでいる事業でございますので、地域の力を活用して、誰もが住みよい村づくりをつくっていかれたらと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

県内学校での教員不足についての中で、県教育委員会によると、教員を十分に確保できなかった場合に少人数学級制を見直し、1学級当たりの児童生徒数を国基準の40人などに戻す可能性があるということを認めております。本学校現場の実態についてお伺いいたします。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 3時38分 休憩

午後 3時38分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

現在その調整をずっと続けている途中の段階でございますので、次年度40人になるかどうかというところがまだ確定していない現状でございます。今のところ中頭教育事務所を通して県からはこれまでどおりの少人数で学級編制をしてくれということですので、今現在学級編制している中では40人はないということでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

これ非常に大事な項目なんですね、子供たちの夢を育てるといことですね。学校は現代社会の粋を集めた教育環境じゃなければならないというふうに思っております。まさに子供たちの夢をどう育て上げるかなんです。先生方の役割は非常に大きいです。これを減らされたとか、学級編制をした、増やして先生方はいませんからこういう形でいきますよということはぜひ避けてもらってですね、子供たちの将来に向けての取組、強化をしていただければなど、そういう思いで再質問させてもらっております。

以上であります。次へ行きます。

4ページの学校社会教育主事の適切な配置について再質問いたします。

ひょっとして異動があるかも分かりませんという回答であります。実際、今回の人事異動で該当されているのか伺います。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

大城律也議員の御質問にお答えいたします。

現在、社会指導主事の資格を持っている職員

が2人配置されており、1人について異動がございます。残り1人について配置がありますので、不足ということではありませんけれども、後任になる担当者にはその資格を取ってもらって、配置、さらに充実した社会教育の充実を図ろうと思っているところです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

現在お二人いらっしゃる。しかし、今は1人異動です。それでお一人の。やっぱり戦力的にマイナスになるんじゃないかと思えますよ。

それから社会教育主事の資格というのが出てきました。これ資格は、例えばですよ、いつ試験みたいなのがあって、いつ資格をいただけるのか。何年ぐらい、1年かかるのか、2年かかるのか、その辺の概要を少しお聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

これは資格を取るために、例えば大学を卒業したものとか、そういった要件はありますけれども、その中でも沖縄県のほうで毎年1月、2月に講習を受けて、約1か月間研修することによって資格が与えられるものとなっております。以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

ちょっと調べたんです。1年以上かかる。講習を終わってきて社会福祉補佐というんですか、この実績も必要ですよということが書かれておりました。

それからもう一つは5年以上教育関係の実績を有する公務員となっております。今から教育して、いろんな実習を受けて、講習を受けても

らって1年以上先の話なんです。これでいいのかということなんです。だったら次の人が決まるまで、資格を取得するまで異動はできないんじゃないですか。その辺を指摘したい。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

社会教育主事については、1人の配置、1人以上となっておりますので、今不足しているところではありません。現在2人いて1人異動して、1人になるという時点で不足はございませんが、またさらに人事異動等について切れ目のないために、今回担当になる職員についても資格を取らせようかと思っております。

律也議員おっしゃったように1年以上かかるというところではあったんですけども、4年制大学を出て研修を受ければ、約1か月で取得できることになっておりますので、今回もそういった資格を取得させようと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

1人異動と言ったら、我々が聞くところです、教育委員会が戦力ダウンじゃないかと、そういうイメージを受けるわけです。できたら現状維持をしながら学校の教育環境を盛り上げていただけたらというふうに思っております。

それから異動したから1人減りますという話は、次の補充できる方をしっかり教育をしてやっていただければと。これだけ職員がいらっしゃるわけですから、資格を持っていても別に問題ないわけですから、必要に応じて教育委員会へ配置した職員は計画的に講習を受けさせておく。誰が異動しても、次は誰かが補充できるという体制が必要だろうというふうに思っておりますので、その辺の取組をぜひ検討していただければというふうに思っております。次へ行き

ます。

7ページの観光商業の振興です。

プロモーションを展開するとありますが、これの取組、説明はありますけれども、中城城跡というのが出てこない。この資料の中で。そこで提案しますけれども、世界遺産なんです。この中城城跡、中部の全体の観光資源なんです。これは沖縄県も含めて全体になりますが、その資源として捉えて、中城村と共助、感覚で広域的な連携を図る必要がある。隣には、中城村には琉球大学もあります。そして近くには沖縄国際大学もあります。それを核として連携をしていく必要があると。琉球大学には観光学科というのがありますので、地元観光関連事業者など様々な地域の連携を包括的な協定が必要だろうと。まず琉球大学の観光学科、その辺の資料等が必要だろうと思っております。まず村内の観光による受益者を増やすことです。今年よりは来年、来年よりは再来年、観光産業、これは財貨の獲得で非常に大事な項目でありますので、これを今回もし、こういうふうにしたいという新たな取組の計画がありましたら伺いたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

大城律也議員の御質問にお答えします。

まず琉大の件がありましたけれども、琉大とは包括協定を結んで一緒に事業を行っているところでは。

あと、中城村と協働のまちづくりということですけども、うちの観光協会と中城村観光協会も随時話し合いは持っております。次年度以降、まだ決まってははいないんですけども、今、国に補助金を申請中で、通るか分からないんですけども、クラシック音楽を含めた事業と一緒にやる予定があります。たまたまこのプロモーションの、今回やっているものについては北中

城村の一括交付金事業という中の事業ですので、中城と一緒になくて、北中単独の事業、その中で城跡を使うときはもちろん中城城跡の管理協と中城村の観光協会にも情報交換を行いながら、今イベントを行っているという状況であります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

その予算の出どころというのがそういう形になれば、その範囲内に収めなければならないというふうに思いますけれども、ただ、広域的な感覚を持ってやっぱり連携しないといけないだろうと。観光協会、両方あるわけです。うちのほうの観光協会のほうが歴史は長いわけですから、うちのほうの観光協会が中心になってですね、中城村と。管理は村観光協会に任せてもいいんじゃないかと思っております。

それから今、中城城跡の問題にちょっと触れたいんですけども、お客様がコロナ禍の前は約10万人から12万人ぐらいでしたという話を聞いておまして、あれは入場料は400円だけなんです。団体で入れれば別でしょうけれども。それで4,000万円ぐらいの利益しか出てこないですね。それを職員いっぱいいらっしゃるわけだから。そこで両村でもう少し知恵を絞って、地元の食材を使ったお土産品をどう販売するか。中城村と連携して、それを向こうにリースでもいいし、建物を造ってもらって食事もできる、買物もできるというレジ通過率をどう高めていくかということだろうと、両村のですね。1人でも1,000円、2,000円でも使ってもらう。そのためにはどのようにしたらいいかというような感覚ですね。将来といっても、近い将来ですね。中城村とはしっかり連携をすべきだというふうに私は思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがと

うございました。

○議長（比嘉義彦）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後 3時51分 散会

令和5年第1回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 3 月 3 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和5年3月16日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和5年3月16日 午後3時30分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	7 番 議 員		伊 集 守 吉			
	8 番 議 員		大 城 律 也			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事	島 袋 淳		
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第4号

令和5年3月16日（木曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	上 間 堅 治	1. 防災ボランティアについて 2. 人事評価制度と会計年度任用職員の身分の保障
2	平 安 山 和 美	1. 令和5年度施政方針について 2. 教職員の働き方改革について
3	名 幸 利 積	1. 自治体財政について 2. 施政方針 安全、安心な地域づくりについて 3. 沖縄電力ガス管工事
4	比 嘉 正 志	1. 通学路等の安全対策について 2. 会計年度任用職員の処遇について 3. 40人学級へ増員の可能性について

○議長（比嘉義彦）

皆さん、おはようございます。
これから本日の会議を開きます。
開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．一般質問を行います。
順次発言を許します。
上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

改めて、おはようございます。それでは通告に
従い、一般質問を行っていきたいと思います。
まず、防災ボランティアについて。

毎年1月17日は防災とボランティアの日。

1月15日から21日までは防災とボランティア
週間となっていました。本村の防災計画でも災
害に強い人づくりとして平時に防災リーダーの
育成を上げている。

さらに災害ボランティアの活動環境の充実の
中では、ボランティア意識の醸成、ボランティ
アの育成等、ボランティア支援対策を細かく示
しています。本村として実際に防災計画を作成
した後、防災ボランティアに対し、どのような
取組を行っているか伺います。

2点目に、人事評価制度と会計年度任用職員
の身分の保障。

4月になると新人の職員も加わり、配置転換
となる職員もいます。どこの部署もこなせる職
員は多くはないと思います。

そのような中、北中城村が求める職員像を目
指すため、人事評価制度の活用は欠かせないと
思います。本村はどのようにこの人事評価制度
を活用しているのか。

また、幼稚園バス会計年度任用職員の運転手
の雇用期間が令和5年4月1日から8月末日と
なっています。幼稚園バスの運行业務は残るは

ずだが、職員にはどのような説明を行い、真摯
な対応を行ったのか伺います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、上間議員の御質問にお答えいたします。
まず、1点目の防災ボランティアについて。

防災リーダーの育成に関しましては、令和元
年度、令和4年度に沖縄県知事公室防災危機管
理課実施事業を活用し、全国自主防災組織リー
ダー研修会へそれぞれ和仁屋、仲順の防災リー
ダーの方を推薦派遣しています。併せて令和3
年度、村長も市町村長の災害対応力強化のため
の研修に参加しています。

災害ボランティアの育成等につきましてはは国
庫補助事業を活用し、村社会福祉協議会への事
業を委託し、継続して実施しております。今年
度の事業といたしましては、各地区自主防災会
のメンバー育成の支援を行っております。

また、災害発生後のボランティアを受け入れ
る災害ボランティアセンターの設置に関して、
村社会福祉協議会に対し、平成24年度より資機
材整備費の補助を行っております。

2点目の人事評価制度と会計年度任用職員の
身分の保障についてですけれども、職員につ
きましては、システムを活用し、人事評価を行
っています。具体的には、年度当初に組織の目標
を設定し、その目標に対し職員のおのおので取
組み方（事業等）を決定し、最終的には事業ご
とに達成状態を確認しながら自己評価、管理者
評価が行われます。

また、会計年度任用職員に関しましては、個
別に人事評価シートを使って自己評価を行い、
管理者評価を行っております。現在いる会計年
度任用職員には、新年度採用面接の際に、令和
5年9月以降は民間事業者への運行委託を予定
していることを伝え、8月までの任用期間の募集

であることを説明しています。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは、防災についてから質問いたします。

全国自主防災組織リーダー研修会、防災対応力強化のための研修に参加とあるが、内容を具体的にお願いします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

自主防災組織リーダー研修の内容につきましては2日間の日程で、東京のほうで開催されてございます。

1日目の内容は主に講話が中心となっており、2日目に全国から来た防災リーダーを5グループに分けて、あるテーマを提出して、それに対する討議を行い、結果を報告するような形の研修会になってございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。和仁屋、仲順の方が行かれたということですが、その防災組織は活発に活動しているということで承知しております。

この研修に参加した数名の方、地域に帰ってどのような効果があったというふうに考えますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

直接そのリーダー研修に行った方から、地域でこういった効果があったということは聞いてはいないんですが、自治会長会などを通して防

災組織の立ち上げについての重要性を幾度となく聞いてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。しっかり活動できている地域だと思しますので、しっかりこの辺もまた1人だけではなく、2人、3人と育成していく努力も必要じゃないかなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

その防災ボランティアの育成についてですけども、社会福祉協議会に事業を委託しているということですが、事業内容はどのようなものか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

災害ボランティアの育成に関しましては、村長の答弁がございましたとおり国庫補助等を使って、村社協のほうへ委託事業を行っております。

事業内容といたしましては、まずボランティアの意識の醸成という形で各種講座、小中学校もボランティア校に指定して、小さいうちからそのボランティアの意識の醸成というものをまず図っております。

とりわけ災害ボランティアという点に関しましては、社協のほうで各字の、各地区の自主防災会を立ち上げというところの支援であったり、立ち上げた後の実際の訓練、そういったものを通して、まずは地域でのボランティアとして活動していただく方たちを育成しようというような取組を現在実施しているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは次の質問というか、関連してなんですけれども、今年度、各地区の自主防災会のメンバー育成支援を行ったというふうに答弁がありましたけれども、これは今答弁した内容も含んでの事業内容なのか。その辺をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

はい、そのとおりでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今の発言にあるように結構自主防災組織、各自治会で温度差があるのかなというふうに思っています。

活発に活動されているところの防災組織、自治会に対しては手厚く予算もやったり、人も派遣したりという形になっていると思いますけれども、なかなか自主的に動かない地域に関しては、育成や支援ができないのは仕方がないというふうに担当課としては考えているのか。ちゃんと地域がやらないと動かないというような感じで受け止められるような予算の出し方じゃないかなというふうに思っているのですけれども、この辺はどういうお考えなのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

自主防災会の立ち上げに関しましては、村の考え方として、まず津波被害の想定される沿岸地域を優先的に立ち上げを支援していこうという形でこれまで行ってまいりました。ある程度、最終的に美崎自治会につきましても、自主防災

会の立ち上げができましたので、今後はその内陸部といいますか、そういった、むしろ沿岸地区の方たちを受け入れてもらえるような意識を持った自主防災会の立ち上げという部分についても、取り組んでいるところでございます。

実際の地区の選定に当たっては、各自治会長をはじめ、その要望等を聞きながら、意識を醸成していきながらというような手法を取っておりますので、一気に全地区が立ち上がるというような状況ではございませんけれども、確実に我々のできる活動範囲の中で地区を選定して支援しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

確かにそうですね。災害が起こった場合に、1つの防災組織だけでは絶対支援はできないと思います。

もちろん津波等を想定してのほうが一番大きいかなというふうに思っていますけれども、結局ここに、下の地区に自主防災組織があったとしても、結局避難するのは上のほうだと思うんですよ。島袋小学校、北中城中学校、北中城小学校、中央公民館あたり。そこでまた、その地域の方が、その避難所のある地域の方がどのような形でやるか、支援していくかというのも重要だと思っています。

その各地域の防災組織をつなげるという取組はどのような形でやっているのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

これは以前の議会でも取り上げられたことなんですけど、できるだけその自主防災組織が立ち上がっているグループを一つのまとまりとして、情報交換なり、そういったのを行えるような組

織が立ち上がらないかということを経務課として自治会長会を通して、各自治会長にお伝えてしてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

じゃあ、その辺の立ち上げというのかな、組織の在り方、つながり方というのはこれからという形よろしいですか。はい、分かりました。

それでは去年、令和4年12月の定例議会に社会福祉協議会から要請がありました。結構こういった冊子のほうでありましたけれども、後ろのほうで重点事項ということで、ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定、ものはどんどん村から来るけれども、その役割をしっかりと協定で結ばないとおかしいんじゃないかということで社協のほうから提案、去年からずっとやっていると思いますけれども、村としてはどういうふうな考えを持っているのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

村社会福祉協議会における災害ボランティアセンターの設置に関しましては、まず協定がなければ設置できないというものではございません。あくまで村が協定を締結する意義といたしましては、社会福祉協議会側にボランティアセンターの意識を持って、準備をしておいてくださいというようなことを伝える意味でも、協定というものは村にとって意義があるというふうに考えておりますけれども、実際我が村の社協におきましては、既に県内でも先駆的な取組を实际やっておりますので、その辺の意識については問題ないだろうというふうに思っております。

ですので、急ぐ必要はないというのは語弊が

あるかもしれませんが、それというよりも、むしろ後年度、行く行くのために、こういった協定というものは締結していく必要があるというふうには考えておりますけれども、現時点でボランティアセンターの運営に関して、その協定がないと実施できないというものではないということはお答えしておきます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

もちろんこのセンターを設置するに当たっては、協定は必要ないというふうに私のほうも今の説明では十分理解できたのですけれども、中で動いたときに、じゃあどこまでが村の役目なのか、どこまでが社協の役目なのかというのが曖昧な形でスタートしてしまうと中で混乱するんじゃないかなというふうな、この要請書の中を見ると、そういった形で危惧しているんです。

ただ、だからその中身をどうするか。もし何かあったときにどのような動きでやるかというのをしっかりと協定で定めておかないと、いろんな物資が来る。これは村の職員が役目だよ。また別のところから人が来る。やっぱりこれは社協の役目ですねという形で、その役割分担というのはしっかりやっておかないと、誰がどういった形でやるかというのが全然見えてこない、ここで動く人たちも相当困ると思うんですよ。

その辺の協定だと思いますので、ぜひ早めにやっていただきたいなというふうに思っておりますけれども、その辺はまた認識の違いがどこまであるかは分かりませんが、その辺はどういうふうに考えているのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

協定に関しましては、ある程度大枠での取り決めという形になろうかと思っております。村社会福祉協議会につきましては、既に県社協の補助を受けて、災害ボランティアセンター設置に向けたマニュアルであるとか、それを実際策定するに当たっては村も協力して、実際の訓練であるとか、設置訓練というものに関しましては協力して実施しておりますので、ある程度の役割というものは、村社協の中での明確にマニュアル化はできているものというふうに考えております。

ただ、それを実際策定して、その後、実際ボランティアセンター設置の訓練が行われたかと言うと、そういうところについてはまだまだ課題があると思いますので、そのマニュアルの見直しも含めて今後は精査していければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。しっかり村は村の考え、社会福祉協議会は社会福祉協議会の考えというのがありますので、この辺はしっかり議論しながら、精査しながら進めていただければいいかなというふうに思っています。

また、協定に関してなんですけれども、大きな災害が起こった場合に、やはり村内だけで大丈夫なのか。また、県外・県内だけでこういったボランティアの受入れというのは大丈夫なのかというのは、その辺も考えないといけない。

例えば県外の自治体と、そういった災害が起こったときに協定が結べないか。まず考えられるのが、我々姉妹都市である葛巻のほうとどうか災害協定ができないのか。

また、社会福祉協議会の方が行っているYORISOI（よりそい）隊の中で、結構福島へ行ったり、熊本へ行っています。そういった流

れで、向こう側の社協のほうと大変いいつながりができている状態であります。そういった流れで、こっちからもいろんな支援、ボランティアも行くし、県外から、内地のほうからもそういった支援、何かあった場合に支援いただける。

また、顔が見えているから、やはり動きやすいと思うんですよ。知らない人が来るよりかは、結構そういった社協のほうはつながりが強いので、分かる人が来ると動きも早いし、力も倍になってくるんじゃないかなというふうに思っていますけれども、このような県外の災害に対しての協定というのはどのように考えているか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

御質問の内容につきましては、社協ともいろいろ意見交換をした経緯がございます。

まず、災害ボランティアセンターに関連する県外からの派遣に関しましては、通常これまでの県外で起こった災害等を見ましても、県社協を通じて各市町村へ派遣する県外からの応援、職員を割り振るといような部分については県社協の役割というふうに我々は認識しておりますので、それを飛び越して我々だけに過度に集中することがあっても混乱を来すんじゃないかなというふうな考えは一つございます。

ボランティアセンターに限らず行政とか、そういった県外のノウハウを持っている自治体から直接行政のほうに応援をいただくという分については、かなり有効な手段だとも考えられますので、決して議員の御提案については否定するものではございませんので、ぜひいい機会ですので前向きに考えていければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。続いての質問ですけれども、災害ボランティアの育成に関してです。防災士という役割を持っている方もいると思いますけれども、その防災士は村内に何名いるか。情報はあるのか。把握しているのか、お伺いします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

防災士に関しましては、実際村のほうで何名持っていच्छるかというふうな数を把握しているわけではございませんけれども、県内の養成機関として、村内にありますソーシャルワーク専門学校のほうが県内でも防災士を育成できるというふうなことを数年前から始めておりますので、そういった実施できる機関を活用して、防災士の育成については進めていくべきだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

ぜひ私のほうも防災士を育成しながらやっていただきたいなというふうに思っています。

また、この防災士の講座は結構費用がかかるんですよね。それで、ある自治体では、この費用を負担して防災士を育てているという話もあります。この防災士に親子が参加して、親子とも合格したよということで新聞紙上でも載っていた経緯もあります。

そういった流れで、この防災士をしっかり把握して、防災組織が今まだ立ち上げていないところもしっかり、中にはそういった自治会でなかなか取組ができないところの中にも、個人として防災士でやっていこう、取りたいなという

考えの方もいる。そういったのを拾って行って、村でそういった防災士の資格も取らせながら、また地域の自主防災組織のメンバーとして、リーダーとして育てていくというのも、別の考えではありなのかなというふうに思いますけれども、この辺はどのような考えを持っていますか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

防災士の資格取得につきましては、先ほどもありましたように県外まで行かなくても、実際近くでも取れるような仕組みが、システムができつつありますので、推進していく必要はあると思います。

ただ、現時点で村の防災計画なりに、その防災士をどう絡めていくかという部分については、まだオーソライズされていない部分はございますので、それについて今後の検討かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

村の防災計画もどんどん変えられるようにという形でやっていくというふうな話も聞いています。この防災士のほうも最新新しい取組じゃないかなというふうに思っていますので、どんどん防災計画の中でそういったのも含めながら変えていってもらえれば、この災害ボランティアの育成に関して、ぜひ前向きな活動をしていただきたいなというふうに思っています。

続いて2つ目の質問ですけれども、人事評価と会計年度任用職員の身分保障ということなんですけれども、まず人事評価のほうからです。

北中城村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例というのがありまして、人事評価の概要を毎年2月末までに公表しないということ

はあるんですけども、私のほうで確認できないんですけども、条例で毎年2月末ということで定めてられています。どのように公表しているのか、お伺いします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

その評価については、被評価者に対して公表を行っているということです。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは公表というのは、本人に対してだけなのか。村民に対してではないのか。その辺はどのようなふうな認識なのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

あくまでも個人の人事評価になりますので、村民に対してではなくて、被評価者のみに対しての評価者からの公表でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

この条例の中を見ると公表の方法、前項の規定による公表は次に挙げる方法で行う。村の広報紙に掲載する方法、インターネットを利用して閲覧に供する方法というふうに定められています。

これは村民に対してということではないのか。どういう意味合いで今話しているのか。ちょっと私、今議論がかみ合わない状態になっていますので、どういうお考えなのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今おっしゃっていたやつと、私が答弁したやつと見ている条例が全く違っています。

私が今お答えしたのは、北中城村職員の人事評価実施規程であつたり、会計年度任用職員の人事評価に関する要綱に対する説明でございました。申し訳ありません。今の条例については認識していません。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

これは平成28年4月1日条例第12号です。平成28年4月1日から施行するというふうになっています。

この辺は私も今回のいろんな問題があつて、どういう評価をしているのかというのをちょっと確かめたくて、どういうふうに行っているかというので見て、この条例を見つけましたが、これはじゃあ今生きているということですよ。お願いします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

人事評価制度については現在も生きているというか、活用してございます。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは、こういった形で条例等は制定されています。どういう形で広報紙なのか、インターネットなのか。どこまでを載せるかというのはちょっとよく分からないんですけども、報告事項として人事評価の状況とか、そういったのも全部あります。

再度確認しながら、公表に向けてしっかりやっていただきたいなというふうに思っています。お願いします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

そういった条例がしっかりあるということですので、ごめんなさい。一旦それを確認させていただいて、取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは中身のほうに移っていきたいと思います。人事評価、個人で評価するのと、管理者がそれぞれ評価するということでありますけれども、これをどういうふうに活用しているのか。

例えば部署、窓口とか事務作業とか、そういったのは結構あると思うんですけども、こういったのももちろんやると思うんですけども、どういった形で活用しているのかということをお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

まず年度初めに、組織の目標を管理者が設定します。その目標に対して取り組みする事業だったり事柄を、おのおのの職員が目標を設定します。目標を設定した後に、職員がその目標に対してどう取り組んだのか。足りなかったのかというのを自己評価を行い、今度は管理者の評価者のほうで評価を行います。それに基づいて、業績評価というものが行われます。

それとは別に能力評価というものがございません。それは住民に対しての言動であったり、他の職員に対するコミュニケーション能力、組織の在り方に対する個人の貢献度などが評価される部分があります。その能力評価において、どうしても言葉遣いだったり、村民に対しての対応がいまいち評判がよくないといったことが上がってくると、どうしても窓口の業務はなかなか、住民に対して悪影響を与えるものがございますので、そういったのは配慮せざるを得ない

というふうなことは考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。

それでは、この評価制度の中で不服申立てという制度があります。この人事評価が行って、本村ではそういった職員からの不服申立て等があったのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

私が知る限り総務課の相談窓口への申立ては、現時点ではございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。人事評価については条例に基づいてしっかり公表もしていただくなり、条例に基づいてしっかり評価していただいて、職員の資質をしっかりと見極めて、しっかり部署の配置というのも考えていただきたいなというふうに思っています。よろしくお願いします。

続いて会計年度任用職員の件ですけれども、8月までの任用期間で、9月からは民間企業に委託するという説明で、このバスの運転手を止めるとするか、採用しないということでしたけれども、私が言いたいのは、業務は残っているのに、これだけの説明でよかったのかというのをまずお聞きしたい。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

ほかの任用職員についても平等な対応をしていますので、特に問題はなかったと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

ほかの任用職員というのは、このバスの運転手だけなのか。うちの任用職員は結構いっぱいいますよね。全体を通して言っているのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

教育委員会は四、五十人、任用職員を扱っていきまして、それぞれ同じような対応をしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

先ほどから言っているように、今回の雇用の打ち切りというのかな、解雇というのかな、それというのは特別なものだと思うんですよ。

一般的に、私が思うには事業がなくなったとか、休職している職員がいて復職するから、仕方ないから、業務がないから、じゃあ終わりですとか、そういうふうなことだと思うんですけれども、業務があるのにもかかわらず終わりですよ、委託にしますよということだけで、同じような対応をしていいのかということですが、この辺はどういうふうに思っていますか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

おっしゃることも分かりますけれども、まず業務がなくなったとかそういった判断ではなくて、任用職員制度の中で、任用職員は1年間の雇用ということを約束して採用しています。なので、継続して雇うとは一切言ったことはござ

いません。

また、ほかの任用職員についても、この方がこの部署に適さないとか、そういったもので辞めていただいたケースもたくさんございます。なので、今、上間議員が捉えている方だけが特別ではなくて、皆さん同様な認識で任用職員というのは採用していると考えています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

じゃあ村長にお聞きします。

そういった形で我々北中城村は職員に対して、例えば委託料が安くなったから、じゃああなたはもう要らないです。委託にします。そういった形でどんどん切っていくという可能性は今後あるのか。その前にやったことはあるのか。今後同じような形で、職員をどんどん委託に替えますから辞めてください。ここまでの期間ですよという形でやるのか。この辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

基本的に今、教育委員会から相談がございまして、じゃあ私も教育委員会の説明を聞いて、それは承諾というよりも承知したということです。

ただ、これについては前例がございまして、丁寧の説明してくださいということで申し上げたところです。

ただ、教育委員会の判断に対しては、私が「これは駄目だ」と言うとかそういうものではなくて、あくまでも教育委員会の判断に任せたい。

ただ、この辺については確かに今、上間議員がおっしゃったように村民が職員です。そして彼らの生活を維持するというのか、そういった

面で配慮するということはこれからも可能ですので、ただ、すぐ辞めさせるとかそういうのではなくて次の対応とか、もしそこが引き受けてくれるんだったら、これは今申し上げられませんが、そういう対応もしますということで教育委員会から話は聞いておりますので、それで承知したというわけです。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

検討して、それが必要であれば、それはあり得ると思います。

ただ、これを執行するには、確実にそれは丁寧に説明すると。そして生活をしっかり守ることも必要ですので、そういった話もやっていきたいと考えております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

そうなんですよね。丁寧に説明しないといけないんですよね。ではみんな、今課長が言っているように同じようなことでやりますよ、同じような対応をやりますよということなんですよ。

ちょっと答弁が食い違っていますけれども、どこが正しいのか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これについては、全体と平等性ということも教育委員会としては考えておりますので、私も当然に平等性というのは考えます。

ただ、ずっと継続して、今、上間議員がおっしゃっていますように継続した事業がある。継

続した事業がなければ当然辞めていただくというような、なくなるということですので、継続して事業があるものですから、それは彼らにとってまた生活もあるので、そこは丁寧に説明する。だから会計年度任用職員に対しては、平等に扱うということは基本的なことだと私は思っております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

なかなか自分が納得する答弁はもらえないなというのでありますけれども、これは会計年度任用制度の導入に向けた質疑応答の総務省から来ているやつで、Q&Aということで、導入に初めて向けるときになんですけれども、今まで臨時とか非常勤、今で言う会計年度任用職員が当たっていた業務について、民間が行うことにしてもよいかということで問いがありまして、答えとしては臨時、非常勤職員、今で言う会計年度任用職員ですね。それぞれの職の必要性を十分に検討した上で、民間委託によって現状よりも効果的・効率的行政サービスの提供が可能になると判断できた場合は、その結果として職の整理を行うというのにはあり得る。もちろんですよ。

しかしながら、それぞれの職の必要性を十分に検討することなく、勤務条件等の確保に伴う財政上の制約を理由として、ここで言う民間委託にするのは趣旨には合わないというふうに回答があります。

今回もいろいろ調べてみたんですけども、この会計年度任用職員が辞めて委託にするということで、予算はどのようになっているのかというので事務局を通して確認したら、令和5年度のバス運行委託の明細を頂いて、月額118万8,000円の7か月ベースで831万6,000円。8月はないので、11か月で計算しています。年間換算で1,308万6,000円です。会計年度任用職員で

対応すると、令和4年度のベースで3人分計算しています。報酬、期末、旅費、代替、計算すると833万円。1人増員したとしても、これは割ったら1人の計算になりますので、プラスしても1,110万6,000円なんです。200万円、委託にしたら上がるということです。

この中には、多分で健康保険とか年金とかは入っていないんですけども、入れたとしても一緒か、それでも安くなっても安くなるかどうかというの分からない。

4人にして、この会計年度任用職員はどのような試算で、どのような経緯で、じゃあ辞めましょうね、これは終わりましたねというふうになったのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

まず予算の面ですが、それも念頭にあります。ただ、まず安全運転運行管理、一番これが基本になっています。

朝の便が増えますので、それで私たちが管理者として運転手の顔を見て、運行させることができないと。現状でも、ちょっと不足している部分もあると。その辺は幼稚園に負担していただいている、そういった形もあります。

あと、人数を増やしてということも考えました。ただ、4名とか5名とか増やすと、恐らくシフト制になります。そうすると1人当たりの月の賃金は下がりますので、そうすると、やはりそれに対しても不平が出ると思います。一番はとにかく安全な運行管理、それを基本として考えました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

安全運行管理は今までどういうふうに行っているのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

体調管理とか熱の検温とかも、それぞれでやってもらっています。それで、向こうは副園長がいますので、朝体調を見てもらったりとかそういう補足、私たちの教育委員会ができない部分を補ってもらっていると。本来ならば、幼稚園の先生たちは幼稚園の業務を全うするべきなんですけれども、そこはこれまでの長い歴史の中で、そういうちょっと曖昧な部分があったというのは認めざるを得ません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

じゃあ委託にして、これがよくなるのか。この安全運行管理に対してどのようにプラスになるのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

委託した場合は委託会社が安全運行管理者となりますので、向こうで朝、出勤前に運転手の体調等を整えて、検査もしてアルコールチェックもして送り出して行きますので、そういった部分についても役場負担は減るということも考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それじゃあ委託した本村の責任として、どのようにそういった管理ができたかというのを確認するのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

委託業者のほうから報告書が来ますので、それを私たち管理者で見てチェックを入れるという形になります。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

仕事は一緒なんですよ。結局報告書をもって、誰がこれを見るかどうかということだと思うんですけども、そんなに負担はあるのかなというふうに思います。

逆に今、安全という話でありましたけれども、昨日学校の不審者等という話が出ましたけれども、私は幼稚園も出るのかなと思ったのですが幼稚園は出なかったの、ちょっと期待外れでしたけれども、幼稚園のほうは幼稚園の独自でというのかな、北中城村スクールバス運転業務嘱託員設置要綱というのがありまして、まずこれはまだこの要綱を使って今年度の8月も運行するのか。これは関係ないのか、これはお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

今、お手元の資料の嘱託員設置要綱というのはちょっと把握していないんですが、嘱託員というのは今置いていけませんので、この条例は廃止になっているのではないかと今考えています。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

さっきからちょっと条例、要綱をしっかりと確認できていない部分があるのかなというふうに思っています、多分でこの要綱があるから幼稚園はこっちの中に、バスの運転手も緊急用でしっかりと対策するよというふうにやっていると思うんです。この要綱があるから。この要綱の中に職務ということで、学校、園、施設の美化整備に関する事。所属長等が必要と認める事

項に関する事。3条の上のほうでは、嘱託職員は教育委員、総務課長、あるいは学校長、園長の指揮管理を受けて、次に挙げる業務に従事するというので、そういう話でやっています。

それで今年度も幼稚園は中で危機管理安全確保はそのほうでバスの運転手は現場へ直行し、不審者の対応をするということをつくっていると思うんですよ。そういうことですよ。

じゃあこれを分からなければ、ごめんなさい。ちょっと別のほうになると思うんですけども、これを分からなければ誰が安全を今まで、この対応をしようとしていたのか。幼稚園の先生方はみんな女性ですよ。女性にさすまたを持たせてさせていたという考えで、教育委員会はそういう考えで去年、嘱託職員から会計年度任用職員に替わった時点は2年かな、3年前かな、そのあたりからそういう考えでいたのか。その辺をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今、その要綱自体は多分生きています。ただし、その表現、会計年度任用職員に移行する際に関係例規の恐らく整備をしないといけなかったはずなんです、その整備に手落ちがあって、その言葉がそのまま残っているような状況だと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

どっちにしても事務方のミスなんですよ。任用職員にじゃあ替えて、この職務の在り方が

変わるといふんだったら、しっかり園のほうに伝えないといけない立場なんですよ、皆さんは。それをしっかりやっていなかったということですよ。

それはそれで置いておいて、じゃあそういった形で園は、こういった危機管理をバスの運転手もしっかりお願いしてやっていますよということで保護者の皆さんに伝えていきます。

じゃあこれから委託されたときに、このバスの運転手がそこまでやるのか。園のほうの美化作業とかもやっていますよね、多分で。そこまでできるのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

美化作業等については業務には入れる予定はないんですが、その防災とか防犯とかについては、この防災計画についても、やっぱり社会的に現場にいる方に協力していただくという趣旨のほうが大きいと思うんですよ。必ず強制ではないと考えています。防犯について強制すると、やっぱり危険な目に遭わすことはできませんので、ただ、その協力依頼については、そういった面については今後採用される業者には、なるべくこういった場合には役場に協力してくれということで伝えることはできます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

だから、そうなんですよ。委託すると、そういったところも薄手になってくる。今回の会計年度任用職員は、村の子供たちだから、私たちも村民だから、ちゃんと守りますよということで、多分で会計年度任用職員のとときの交付の中でそういった話はしていただいけれども、そういった気持ちでやりますよということでやっ

ていっていると思うんですよ。村民だから。

それを委託して、協力をお願いしますとやったときに、じゃあ何かあったときにやってくれるかどうか分からない。これで園の安全を守れるか。本当にちょっと言葉が出ないぐらいイライラというか、どういうふうな形でやっていくのかというのが相当見えない。

ですから、さっきから言っているように委託にすると、この予算も減らない。安全面としても、サービスとしても落ちる。4人体制をやっても、その園長、副園長先生がやることに対しては、そんなに10分、15分程度の仕事だと思うんですよ。朝来て、アルコールチェックをして、顔を見てどうですかという形で、そんな一日中、関わる部分でもない。そんな厳しい状況ではないと思います。

今回幸いに、まだ予算は通っていません。これから審議に入りますけれども、後ろの皆さんが、この一般質問を聞いてどういうふうにか楽しみにではありますけれども、話は変わって、じゃあ資源ごみ回収のときの職員の対応ですけれども、当時の課長は「じゃあ君たちがやってもいいよ」という話もしながら、数年かけて話もして、しっかりやってきたという経緯がありました。君たちがこの回収を受けるだったら協力しますよ、聞いてあげますよという形でやりました。

もし今回残っている職員がやりたいということになりますと、皆さんは村としてはどのような協力ができるのか。前の優しい課長はもういないから、我々は厳しくやりますよということなのか。その辺は村長、どういうふうに考えていますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私たちが手伝えるもの、例えば法人化に向けてのその作業はあるもので、そういった面での

知識の提供とか、そういったことは十分可能だと思いますので、そういった協力はできるのではないかと思います。

先ほどから教育委員会としては、まず第一として安全運行面を強調しておりますので、私もそれに同調したものですから、私もそれでまたよろしいかと思います。

そして、今おっしゃった方々の契約というのは法人との契約ですから、法人を取得する際の協力は、私たち行政としては十分可能だと思います。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

すみません。また今話が出たのでちょっと戻りますけれども、もしこの委託先のほうがしっかりできていなくて、今しまバスなんかは結構年いった高齢の方が運転されていると思います。このような今の社会状況からしたら、高齢運転者はちょっと帰してくださいという話になりますけれども、このような年齢制限とか、その辺はできるのか。委託のほうに話はできるのか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

選考の際にそういった話はあると思いますが、今バスの運転手の不足と言われておりますので、どこまで対応できるかははっきりとお答えはできません。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

そうですね。だから、いっぱいこの運行に対しても、先ほどから心配心配と言っているんですけども、実際運転する人がこういった高齢者であったときに、じゃあ村はどういう責任を取るか。どういうふうに責任を取らされるか。

この辺も心配しないといけないという部分もありますので、委託をやるにしても続けるにしても、しっかり検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

おはようございます。通告に従い、一般質問を行っていきます。

1、令和5年度施政方針について。

施政方針に対し、以下の点について伺います。

3番、人と文化を育み時代を担う人づくりから、（1）学校教育の充実。

①教育委員会・学校・家庭地域との連携で、よりよい環境づくりとは。

②栄養教諭による食育とは。

（2）生涯学習の推進と生きがいづくりから①、こちらはちょっと訂正いたします。「昨年度」ではなくて、「昨年」導入されたコミュニティスクールの現状について。

②学校部活動の地域移行実施に向けての取組について。

2つ目、教職員の働き方改革について。沖縄県教育委員会では、教職員のメンタルヘルス対策と働き方改革の強化・推進を目的に「働き方改革推進課」を新設する方針です。北中城村教育委員会においては、現在どのような取組がなされているのか伺います。

1. 学級当たりの児童生徒の数（学校・学年別）。

2. 特別支援教育を必要とする児童生徒の数。

3. 休職者の数と補充について。

4. 教員の時間外勤務、月80時間以上の実態

について、直近5年分を月別に人数と割合。

5. 1人当たりの年休行使状況について、直近5年分。

6. 改正給特法の施行を踏まえた、条例・規則の整備の進捗状況について。

7. 労働安全衛生法に定められているストレスチェックを実施した結果について。

8. 労働安全衛生管理体制等の整備状況についてです。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、平安山和美議員の御質問にお答えいたします。

御質問の内容が、1点目の令和5年度施政方針、これについては教育委員会に関わるものでございますので、教育委員会のほうに回答をさせます。

それから、2番目の教職員の働き方改革につきましても、また教育委員会のほうで回答いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

では、平安山議員の御質問についてお答えいたします。

まず、1つ目の学校教育の充実の1点目でございます。教育委員会、学校、家庭地域との連携という部分につきましては、生涯学習課で所管しております事業を想定しておりますが、村立の全小中学校に学校支援コーディネーターを配置し、地域ボランティアと学校をつなげる支援をいたしております。

また、令和4年度にコミュニティスクール（学校運営協議会制度）が村立の全小中学校で設けられたことを受け、地域と学校が共通の目標を掲げ、育てたい子ども像、目指すべき教育ビジョンを共有し、パートナーとして課題解決

に取り組む環境づくりを推進しております。

②の栄養教諭による食育とは、学校において作成する「学校経営計画」に食育指導計画を位置づけ、年間を通して各学年で教科との関連を図りながら学級担任と協力して実施されます食に特化した指導のことでございます。

（2）の生涯学習の推進と生きがいくりの①現在、村立の全小中学校にコミュニティスクールが導入されており、学校と保護者や地域代表等を委員とし、「わったーわらばーたー、わったー学校」をモットーに学校における課題や情報を共有し、共に解決していけるよう取組を進めております。

②の地域移行については、国のガイドラインにおいて「首長部局や教育委員会、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者」からなる協議会を設置するよう示されており、本村におきましても令和5年度に協議会を立ち上げ、どういった手法が本村になじむのか、様々な角度から検討しながらも、できることから徐々にスタートしていきたいということで考えております。また、部活動指導員の導入を想定して次年度に報償費を予算化してございます。

続きまして、2点目の教職員の働き方についての1番目の各学校の学級当たりの児童生徒数については、以下の表のとおりとなっております。

概要を少し御説明申し上げますと、北中城小学校におきましては、1年、2年、3年、5年が30人以下。それから4、6年が35名の以下の学級編制となっております。

それから島袋小学校におきましては、1年、2年、3年、6年が30人以下。4、5年が35人以下となっております。

北中城中学校におきましては、1、2年生が35人以下。そして、3年生が40人以下という学級編制となっております。

次に、2点目の特別支援教育を必要とする児

童生徒の人数についてでございますが、令和5年3月現在の小中学校を合わせた人数が192名となっております。

次に、3点目の休職者の数と補充についてですが、令和5年2月末時点で小中学校合わせて9名の休職者。そして、その職員に対しての補充は全て配置されております。

次に、4点目の教員の時間外勤務時間、月80時間以上の実態について、直近5年分についてということでございますが、教職員の働き方改革は平成31年3月から開始され、その後、本村で教職員の出退勤管理システムを導入し、出退勤管理を開始しましたのが、令和3年度からですので、昨年度と今年度の現時点までについての回答とさせていただきます。月80時間以上の時間外勤務を行った教職員は、令和3年度が3名、令和4年度が1名との報告を受けております。

次に、5点目の1人当たりの年休行使状況について、直近5年分についてですが、年休処理簿の保存期間が3年となっておりますので、令和元年度から今年度の現時点までの状況について回答させていただきますが、令和元年度から現時点までの教職員1人当たりの年休行使状況は約80時間で、日数にいたしますと約10日の年休取得となっているとの報告を受けております。

次に、6点目の改正給特法の施行を踏まえた条例及び規則の整備の進捗状況についてということでございますが、学校教職員については、県の「働き方改革推進プラン」にのっとり働き方改革を推進しているところで、今年度、学校管理規則に教職員の勤務時間に係る内容を盛り込んで改訂しております。

次に、7点目のストレスチェックの結果についてでございますが、141名の教職員が受検をし、そのうち高ストレスと結果が出たものが6名となっております。

次に、8点目の労働安全衛生管理体制等の整

備について、学校の規模に応じて学校労働安全衛生管理者や推進者を選任し、村で1名の産業医を委嘱して、各学校を3か月に1回ずつ巡回していただいております。教職員の健康維持に必要な措置をするなど、健康衛生・安全について管理を行っております。

以上で答弁を終わります。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

これより再質問を行っていきます。

1番目の学校教育の充実というところで、①地域と学校が共通の目標を掲げ、育てたい子ども像、目指すべき教育ビジョンを共有とありますが、内容についてお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えいたします。

地域と学校が共通の目標を掲げ、育てたい子ども像、目指すべきビジョンを共有しというところですが、これについては各学校において、学校長が学校経営計画というものを作成いたします。

その中で目指す学校像、例えば授業が分かる。学ぶことの意義を実感できる学校とか、あと目指す児童像といえ、物事に全力で取り組む子供とか、あるいは目指す教師像というところで、常に寄り添う教師などと様々なことをこの学校経営計画の中で計画していきますけれども、これについても学校運営協議会で共有して、保護者や地域の方と一緒に、その実現に向けて取り組むという意味をしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

分かりました。ありがとうございます。

2番の栄養教諭による食育なんです、私たちの時代と違って多様な学びをしているんだなというふうに思いました。食の大切さを学び、長寿沖縄を取り戻す活動につなげていってほしいなと思います。

では、(2)生涯学習の推進と生きがいつくりのところ、「わったーわらばーたー、わったー学校」が生まれた背景をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えいたします。

この「わったーわらばーたー、わったー学校」についてですけれども、本村の実施している北中城村学校支援地域本部の学校支援活動が評価されまして、平成25年12月に文部科学大臣より表彰を受けております。

その表彰を受けたことから、翌年の平成26年2月に北中城村の子供たちへのかかわり宣言ということで、「わったーわらばーたー、わったー学校」というスローガンが生まれております。

内容といたしましては、保護者の役割、地域の大人としての役割、教師としての役割ということで少しだけ述べさせていただければ、保護者としての役割として、子育ては褒める、叱る、見守る、抱きしめるなど、地域の大人として関わるといことで声をかけて、地域の宝・子供たちとか、教師としては子供に関して愛情を持って褒める、叱るなど、そういった「わったーわらばーたー、わったー学校」の地域で育てる子供ということで明文化をしております。村全体が子供たちの成長に関わっていこうという思いが含まれております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

ありがとうございます。平成26年、2014年に、

この子供たちのかかわり宣言をしたということで、ちょっとインターネットで当時どんなふうになっていたのか、新聞記事が載っていたので、それを紹介いたします。

「地域による学校支援活動」の推進で文部科学大臣表彰を受賞したことを受け、北中城村教育委員会は中央公民館で祝賀会を開き、地域の全ての大人が子どもたちの成長や教育に積極的に関わっていくことを誓う「かかわり宣言」を発表した。

出席した各自治会や青年会、老人クラブ、商工会など村内の80団体以上が宣言に賛同し、「わったーわらばーたー、わったー学校」を合言葉に、村ぐるみで子育てに取り組むことを確認した。

当時の森田教育長は「全ての大人が子どもに関わり、育む。そういった教育村を目指そう」と意気込みを語ったと新聞記事に載っております。

あれから、かかわり宣言から10年目を迎え、改めて宣言内容を見ると、すばらしいというふうに思いました。本村は学校支援活動事業を2008年、平成20年に立ち上げましたが、それで評価されたということなんです、文科省は2017年、平成29年度に導入したコミュニティスクールの先駆けだと思いました。

昨日も村長からありましたように、琉球王国時代から中城間切、本村は教育を大切にしていたといことで、私は教育を大切にしていることに悠久の歴史を感じ、本村に誇りを持ちました。

次に2番目、地域移行についてですが、昨日、川上議員のほうから質問しましたので省略しますが、少しだけ教職員の状況をお話ししたいと思います。

ユニフォームやラケットなどの道具の購入、大会会場への移動費、ガソリン代、高速チケット代、自家用車をワンボックスカーを購入し、

子供たちを送迎するというような金銭的な負担があるというふうに聞いています。

また、休日をリフレッシュに充てることができないということで、働き方改革の一つとして早急に改善していただきたいと思います。

それでは、教職員の働き方改革について質問いたします。1学級当たりの児童生徒の数についてですが、沖縄県は上限を小学校1年から2年を30人、小学校3年から中学3年を35人と少人数学級を全国よりも先駆けて実施しております。この数には特別支援の児童生徒の数も含まれていますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

この数字の中には含まれておりません。特別支援の子供たちはそのクラスを持っていますので、そこに在籍しておりますので、通常クラスとは協力してやっていくということになっていきますので、これについては含まれてはおりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

次の質問のところで、192名の支援を必要とするという子供たちは、これとは別にクラスが設けられているというような形でよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

先ほどの数字に関しましては、特別支援学級に在籍をしている子供たちと、この中にいる支援を要する子たち、つまり支援員がついているお子さんですね。それを総数として190以上と

いうことで表示しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

分かりました。中学3年生は2組以外は35人を超えていますが、それはどうしてでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

今年度当初ですが、特別支援学級が増えたことを受けて、まず教室配置を鑑みたということで、そうすると障害種別に行くと、どうしてもこの子とこの子が合わない。結局この子供たちへの配慮も含めると教室数がどんどん埋まっていきまして、結局はこの3年生の状況を見ながら、ちょっと厳しいだろうということで、ここだけは少人数を指定した研究を受けられなかったということになっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

分かりました。ありがとうございます。

では、令和5年度以降の中学生の入学予定を見ると187人、現時点ですすね。年度末に移動、転校等があるかもしれませんが、現在187人となれば、やっぱり35人というのは難しいというふうに思います。

今後、この表に示されているものを見ていくと、中学校になる時点では35人というのはかなり難しい。今の1年生、2年生になると200人を超えている状況なので、そこについて本村はどのように対応するのか、考えをお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

県中頭教育事務所を通じて、現在も教職員配置に関する需給の調整を行っておりまして、県事務所からもこれまでどおり少人数をしっかりと、それで考えてくれということで、その指示を受けて、廃止ということではないですので、それで今現在、調整をして、教職員配置を調整しながらやっているところです。

なので、現時点で例えば40人学級に戻すとか、そういうことがまだ見えてこない状況でありますので、村といたしましてもできる限り子供たちの少人数学級が編制できるように学校、それから中頭教育事務所と調整を図りながら、今現在、人事を進めているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

分かりました。できるだけ本当に少人数でクラス編成ができるように御尽力いただきたいというふうに思います。

先ほどとちょっと質問がかぶるかもしれませんが、今中学生は5組ということなのですが、将来本当に1クラス増やして、6クラス編成ということも考えてはいるのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

現在校舎の建築で6クラス分の教室はちゃんと準備されておりますので、特別支援のお子さんの状況等にもよるかなとは思いますが、きちんと3学年6クラスつくれるという方向で建築は終わっておりますので、もし6クラスつくれたらと思って、今調整をどんどんやっていきたいなと思っているところです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

ありがとうございます。特別支援学級とは、障害のある児童生徒を対象に、障害の種類ごとに置かれる少人数学級ということで知的、情緒、弱視、言語ということですが、現在北中城では小中校合わせて192名ですが、そのクラスは何クラスあって、正規の教職員は何名いるのか教えてください。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

まず学校別ですが、北中城小学校では知的のクラスが2クラスございます。それから情緒のクラスが6クラス、それぞれ担任1人ずつついております。

そして島袋小学校、知的のクラスが1クラス、情緒のクラスが3クラス、合計4クラス、全て担任が1人ずつついております。

北中城中学校においては、知的が2クラス、情緒が2クラス、言語障害1クラス、そして病弱1クラス、全て担任がついております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

結構手厚い形で配置していただき、ありがとうございます。

今、それでもやっぱりケアが難しいということで、任用職員で特別支援の補充を求めています。現在その配置されている数について教えてください。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前11時30分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

特別支援学級に配置されている職員の本務教諭と臨時任用教諭の割合という形でよろしいですか。

大体各学校、本務1人、2人が主としてコーディネーターを迎えて置かれて、残りは全て臨時任用の職員という形での割合で小中ともになっております。だから、臨任の割合が少し多いかなという感じですね。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

分かりました。

令和5年度、特別支援を必要とする児童生徒の見込みというのは分かりますか。教えていただけますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

現時点で村の教育支援委員会を通して、次年度、知的もしくは情緒、障害種別に在籍するお子さんの人数は決定しておりますが、通常クラスの支援を必要とする子供たちに関しましては、今から要請を受けて審査をして許可をするという形ですので、総数としての把握は今のところはできていない状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

例年よりも上回るとか下回るとかというような状況もまだよく分かっていない。例年並みと

というような形で認識していてよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

今年度、昨年度の様子を見ても、特別支援学級に在籍を要する申請の上がるお子さんがほぼ同数の、1人、2人の変動しかございません。過去3年間、そういう形で来ておりますので、学級在籍を申請してくる子供たちというのは、そんなに大きな変動はないのかなというふうに見ているところです。

ただ、通常のクラスにいて支援が必要な子供に関しては、変動があったりするかどうかさえも少し見えない状況がございます。

なので、これはやっぱり蓋を開けてみて、支援がしっかりできるように、こちらも準備していけたらなというところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

分かりました。例年どおり手厚く支援をしていただきたいというふうに思います。

休職者の数と補充についてですが、教員が休職になった場合、当該市町村の教育委員会のほうで関係者のつてを使って補充しているとか、近隣の市町村なんですけれども今年度、新年度がスタートする前に担任不在になることが分かり、いろいろ手配をするが、なかなか引き受け手がなくて、70歳の退職教諭に無理を言って小学校の担任を引き受けてもらったというお話などを聞いて、とても私としてはびっくりしております。それぐらい教員の不足というのは、かなり深刻なんだなというふうに思いました。

そういう中で、本村教育委員会においては9名の休職者についても、全て補充をしていただ

いているということで、子供たちの学ぶ権利を保障していただき感謝申し上げます。

次、4番目の教員の時間外勤務、80時間以上の実態について、令和3年度3名と令和4年度1名ですが、80時間以上の月が何回あったか、4人についてそれぞれお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

年間を通して1回ずつでございます。データの報告をいただいておりますので、このお1人は4月の当初、忙しい時期に一度だけ。この4月が80時間を超えたということです。そういう形で、ほとんど4月、5月で少し80時間を上回った方が過去いたという報告でございました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

分かりました。忙しいその1か月程度ということによろしいですね。

厚労省のほうは、月80時間を超える時間外勤務を労災認定の基準、過労死ラインと定めていますので、健康被害のリスクが生じると言われていますので、今後も対策のほどよろしく願いいたします。

今度は年休取得に関連して、女性職員が不正出血が続いているにもかかわらず、同僚の教員に迷惑をかけるからと気兼ねをしたり、忙しさのあまり病院を受診するのが遅れ、流産をした。また、妊婦の通勤緩和を申請したら、許可をしてもらえなかったという実態を本人からお聞きしました。

新聞報道でも御存じだと思いますが、山内県議が教職員の働き方改革についてアンケートを取っているんですが、初めに、昨今、沖縄県の教員の劣悪な勤務状況が話題になっている。未

来を担う子供たちを育成する教員には、心身ともに充実した状態で教育活動を行ってほしい。そういう思いから教員の働き方改革に着手すべく、まず第一に沖縄県の教員の実態を調査したということで、令和5年1月26日から2月3日の9日間で、合計555人の教員が回答しております。

その中で、ちょっと意見を紹介したいと思います。「子供が幼児のため、早出遅出出勤を取得しようとした。今年度の小学校入学に合わせて取得して、3年前から動いていたにもかかわらず取得できませんでした。原因は、勤務する自治体の条例が県のもとは合わず、早出遅出出勤がなかったからです。組合にも働きかけましたが、結局制度は変わらず取得できませんでした。子供は入学後、登校をしぶり、年休を何度も取得する必要がある、毎日頭を下げてばかり、休みの連絡をするたびに疲弊していきました。県でなく、自治体の公務員の内規も抜本的に見直す必要があります。勤めている自治体により取得できない制度があるなんて、あり得ません」。

もう一方です。「今は育休中ですが、妊娠中は後期にもかかわらず、1か月の残業時間が90時間を超えることもありました。生徒指導や実技実習の準備に時間がかかる上、特に生徒指導に関しては、かなりのストレスがあったことを覚えています。髪を染める洗髪指導や身なりの指導、携帯電話指導などは、学校によってかなり時間と気力を要する内容だと思います。生徒との信頼関係を大きく揺るがすことにもなります。これらのことに気を配る時間や気力を教材研究に充てたいと願うばかりです」というふうに現職の教職員からの意見が上がっております。

本村の年休取得状況が10日ということなのですが、沖縄県教育委員会は年休取得目標を15日以上としていますので、本村においても15日以上の年休取得、母性保護などのその他の休暇も

取得できるよう、環境整備をしてくださるようお願いいたします。その件について意見を求めたいんですが、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

本村では県に準じる形で先ほど申請しても通らなかったということがないように、手続きがしっかりなされていれば、休暇は許可しているところでございます。

そして、この年休取得に関しましても県に準じる形で夏季休暇、夏休み中にリフレッシュウイークを1週間設け、その中で県は3日というふうに学校閉庁日を設定するようという指示がありますが、我々は公休日を挟んで4日間、学校を閉庁させております。その中で年休をどんどん取ってくれという形で推奨しておりますので、平安山議員がおっしゃるとおり15日を目指して、休みが取りやすい学校環境になるように、我々も校長をサポート、学校をサポートしていけたらと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

ありがとうございます。かなり北中は頑張っているというふうに、この間いろんな調査をしている中で見えてきたところです。

今年度、学校管理規則に教職員の勤務時間にかかわる内容を盛り込んで改定したとのことですが、その内容についてお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

勤務時間、県に準じて1週間45時間以内、それから先ほどから出ている月80時間、それに準

じた形で細かく時間を設定して改定したということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

それはいつ改定されたんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

すみません、ちょっと手元に資料がなくてあれですが、今年になっての北中城村教育委員会の中で審議し、許可を得て改定ということで踏み切っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

それは、その2月から適用されるということでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

はい、改定後すぐということ、このとおり改定しましたということで実施しています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

では教職員への周知というのは、もうされてますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

私ども担当のほうから各様式、学校管理規則も含めて改定した分に関しては、もう既にデー

タを提供させていただいております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

では、教職員一人一人もそれが周知、認知されているということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

教頭会等でその話をしておりますので、その後の職員会議等で周知が行っているかと思いますが、それをやったかどうかについては私どもでちょっと把握しておりませんが、今後も校長会、教頭会等で学校管理規則に関して、それから働き方改革に関してどんどん推進していくというふうに伝えていくというところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

先ほども80時間の勤務時間をやっていた方が4人、それも4月とか5月とかという新年度の忙しい時期ということでしたので、今、年度末、年度初めというのは、多分相当多忙を来していると思いますので、既に上限が決まっていますので、そこはしっかり管理していただきたいというふうに思います。

また、同じようにアンケートの内容から2つほど紹介したいと思います。「学校で教材研究を終えてから帰れるような現場になってほしいです。もっと学級の子供たちと触れ合い、一人一人と関わっていきたいです。学習面での個別指導も行いたいです。どれも時間や余裕がなく、教員の本当の仕事ができないのが現状だと思います。自宅での持ち帰りの仕事も多いので、自

分の子供と関わる時間も少なく、かわいそうな思いをさせています。働き方改革という言葉だけでなく、本当に改革を行っていかないと潰れてしまいます」。

もう一方です。「本来教師は授業に重きを置く仕事であるにもかかわらず、授業の準備時間を就業時間内で持つには、ほぼ難しい状況です。英語教育やプログラミング教育等、新しいことは入ってきて、教師に丸投げの状態、これまでの取組は一向に減りません。休憩時間も取れたことなど、ほぼありません。私たちにも家庭があります。自分の子供と向き合う時間も少なく、体力的にも精神的にも限界を感じることも多いのです。教師の一日を見て教育実習に来た子供たちも、教員を諦める子も少なくありません。別の人材を雇い、教員の負担軽減に努めるなど、対策をしてほしいです」。

規則の改定により、在校時間の見直しと同時に、持ち帰り残業の解消にも取り組んでいただきたいというふうに思います。

次、7番目ですね。ストレスチェックの結果について、141名の教職員が受検したとありますが、141名の人数は教師全員というふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

こちらからお願いするのは、学校教職員全てに対してお願いをしているところですが、この回答したというのは個人宛てにしか封書が行きませんので、我々は結果が出たものと比較すると、受けていない方も数名いらっしゃったりする年もございます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

では、高ストレスの結果が6名出たということで、その方に対してどのような対応をされたか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

高ストレスになると、産業医との面談をこちらはお願ひしております。ただ、この面談を受ける受けないもやはり個人の判断で、周りに知られないようにということで配慮もしながらやっておりますが、これがなかなか本人が手を挙げてくれない状況もありまして、現在は3か月に一度、必ず産業医を学校に回して、ばれないように、管理職にも見られないようにとか、そういうところで配慮はしているところですが、なかなかそれが改善していないところですので、今後もこのやり方、取組をどうすべきかを少し検討していけたらなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

特に沖縄県は精神疾患による休職者が全国に比べてすごく多いというところで、それが何回も繰り返すことによって復職がかなり厳しくなる。それがさらにまた教員不足を生むという負の連鎖が起こっているというふうに思いますので、ぜひ産業医の面談をするのは当たり前、自分の健康と命を守るのは当たり前というように、学校でもそういう雰囲気をつくり、気軽に面接ができるように持っていただきたいというふうに思います。

その際、面接を受ける場合に、本人の希望をというところなんですけれども、なかなかできないというところで、ぜひ本当に頑張っていたいただきたいというふうに思います。

教員不足を背景に、一部の公立学校で来年度の1学級当たり児童生徒数が40人に引き上げられる可能性があることを受け、沖教組中頭支部は3月4日に緊急集会を開きました。

そこで保護者からのお話で、小学生の娘のクラスが担任不在となり、「学校に行きたくない」と不登校になった。どうしていいかわからず同じクラスの保護者に話をすると、「私のところも同じです」と返事が帰ってきた。多くの児童が不登校になり、保健室に通ったりする状態になり、子供たちが「安心して学校に行けなくなった」と涙ながらに語った。

教頭先生や学年の先生が子供一人一人と向き合ったことで、子供たちが以前のように学校生活を送れるようになった。子供たちが一番求めているのは、自分たちを先生が見てくれるという安心感や対話だったとお話をされています。

また、現場の教職員より、学力全国最下位を脱出するために、県が学力向上対策に力を入れ始めてから学校が変わった。6校時まで授業をして、子供たちを帰したら16時。定時の16時45分まで、僅か45分しかありません。何ができますか。教室の片づけや翌日の準備、ノートやテストの採点など、休憩もせずにやっても終わり切れない。全国調査で、教員の休憩時間は僅か8分というふうにあります。

もう一つ学校が変わったのは、評価システムの導入。仕事が多くなれば手当をつける。生涯賃金に差をつけることは、学校の活性化どころか不協和音しか生まない。大多数の教職員は、頑張っても報われないという思いしかないと言います。

学力向上対策や評価システムは、テストの点数を上げることが教員の最大の使命になり、同僚と失敗したことやうまくいったことを話しながら、子供たちの成長を見守る余裕が奪われていると言います。同僚と話せる時間のゆとり、そして授業改善、学力向上に追い立てられずに、

安心して子供たちと学べるゆとりを教室に戻してほしいと訴えております。

先日、中学校の卒業式がありました。定年を待たずに早期退職を希望していたが、今日の卒業式に参列して、定年まで頑張ろうと思ったと話されていたそうです。私はその話を聞いて、すごく明るい気持ちになりました。

教育長、「わったーわらばーたー、わったー学校」を合言葉に、共に頑張っていきましょう。

以上、これで私の質問を終わります。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前 11時53分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

午前に引き続き、一般質問を行います。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

睡魔に襲われる時間帯だと思いますが、熟睡させないように質問したいと思います。3点質問を行います。

まず最初に、自治体財政について。

令和5年3月定例議会に提案されました予算案は、一般会計86億円、特別会計25億円、事業会計14億円、合計で125億円の予算規模です。コロナやウクライナ情勢、物価高騰、電気料金的大幅な値上げなど、村民生活はもちろん、地方行政を取り巻く環境も厳しさが増しております。

そんな中、どう財政をやり繰りして、住民サービスを停滞させることなく継続をさせていくのか、執行部だけではなく我々議会もその判断が問われると思います。

新年度予算案については、特別委員会での審査が行われますので、ここでは、自治体財政の基本的な仕組みや役割、それに対する村長の所見を伺いたいと思います。

まず、自主財源と地方交付税について。地方自治体の歳入は、自らの権限に基づいて自主的に徴収できる住民税などの自主財源と中央政府の裁量で配分額が決まる地方交付税などの依存財源があります。自主財源で行政が運営されるのが望ましい姿ですが、一部の不交付団体を除けば全国の市町村のほとんどが地方交付税などの依存財源を収入源とし、運営をされています。

一頃、北中城村議会で「自主財源の確保で自立の道を」の声と「自主財源を増やしても地方交付税が減額されるだけだ」との声があり、議論が交わされたことがありました。村長は自主財源と地方交付税についてどのような考えをお持ちでしょうか、お尋ねします。

また、地方交付税は基準財政需要額から、基準財政収入額を差し引いたときに、財源不足が生じる地方公共団体に対し、財源不足額の大きさに応じて国から交付されますが、基準財政収入額は75%が算定基準で、25%は地方に留保財源として確保される理解でよろしいでしょうか。

それから、国の財源不足から地方交付税が満額交付されず、地方が臨時財政対策債で起債をし、後年後に交付税措置されるが、起債した額は満額、確実に措置されるのでしょうか。措置される期間は何年で措置されるのか、伺います。

財政調整基金について伺います。自治体の財政運営の目的は、利益を上げるのではなく、「住民サービス」であります。黒字が多ければ、その分を還元することが大事であると考えます。しかし、黒字を将来の財政運営の安全を確保することも大切でもあります。財政の黒字を「住民サービス」に支出するのか、「将来に備えて基金に積み立てるのか」を判断するのは「政治の役割」と言えます。村長の財政調整基金と住民サービスについて、所見を伺います。

2番目に、施政方針について。

安全、安心な地域づくりについて。大枠の4、ゆいまーる（相互扶助）で築く安全、安心な地

域づくり。(4) 地域防災力の向上について伺います。

東日本大震災以来、全国で防災力の向上が図られてきました。北中城村でも自主防災会の結成が図られて、自主的な訓練等が行われています。様々な自然災害から「自分の身は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」自助、共助の精神で今後も取り組んでいかなければなりません。

そして、自助、共助に加えて欠かせないのが、「公助」です。個人や地域社会の力では解決できないことを行政が取り組むことで「安全、安心な地域」が実現するのです。そこで、次のことを伺います。

①近隣市町村に比べて避難場所及び避難路の整備や看板等の表示が明らかに劣っています。整備や設置を強く要請したいが、所見を伺います。

②「防災無線のデジタル化が完成し、供用開始しております」とあるが、熱田や屋宜原で防災無線の不具合が起っています。原因と改善について伺います。また、自治会で日頃より防災無線を活用している自治会と活用していない自治会があるようだが、実態はどうなのか。定期的な活用を促すべきと考えるが、どうでしょうか。

③沖縄県は災害時の救助活動に当たる「消防防災ヘリコプター」の導入に向けて新年度予算に整備費用を計上しました。市町村の同意を取り付けるのに時間を要したようだが、県からどのような説明がなされたのか伺います。

(5) 安全、安心な住環境の確保についてです。「自治会と連携のもとで、街灯、防犯灯の整備を図るとともに、通学路での見守り活動に取り組みます」とあります。街灯、防犯灯について伺います。

①街灯、防犯灯には、村所有と自治会所有があると聞くが、それぞれの所有数を伺います。

②自治会所有の街灯、防犯灯の電気料金は自治会負担だが、その根拠は何でしょうか。また、4月より電気料金が大幅値上げされます。負担軽減の考えはないでしょうか。

それから、自治会所有の街灯、防犯灯の中には、設置から50年は経過したと見られる木柱の街灯、防犯灯があり、老朽化から亀裂、傾きが起り、危険なものもあります。撤去や取替えの場合、費用負担と責任はどこにあるのか。仮に自治会にある場合、その負担は重く、撤去や取り換えは、ほぼ不可能と考えるが、所見を伺います。

③県道81号線から和仁屋地域に入る(通称パーケーピラ)入り口付近に街灯、防犯灯がなく、とても危険である。街灯、防犯灯の設置の考えはないでしょうか。

3番目に、沖縄電力ガス管工事についてであります。

現在、沖縄電力のガス管工事が村内で施工されています。将来のエネルギー需要を見込んでの工事だと理解しておりますが、当該工事の道路規制等で渋滞が起り、それに対する問合せがあります。

また、渋滞回避のため、北中城団地から渡口への農道や熱田、和仁屋地域の生活道路への侵入車両が増えております。住民の中には村発注工事と勘違いをしている方もおりますので、情報提供も含めて、次のことを伺います。

①当該工事の目的と概略及び村内での施工期間。

②施工期間が長期に及ぶようであれば、村民へ広報紙等を活用した情報提供の必要性はないか。

③農道及び生活道路への安全対策の考えは。以上です。

○議長(比嘉義彦)

村長。

○村長(比嘉孝則)

では、名幸議員の御質問にお答えいたします。

自治体財政についてですけれども、まず「自主財源と地方交付税」についてですが、地方交付税は、国の算定基準に則り、自治体の運営に必要な基準財政需要額と当該自治体が収入できる基準財政収入額の差額が交付税という形で自治体に交付されるものです。それは一般財源として貴重な財源であり、自治体の財政運営の自由度を高めてくれる貴重な財源であると思っております。

次に「基準財政収入額の算定基準関連」ですが、地方税の収入の75%が基準財政収入額に算入され、残りの25%が留保財源として確保されるということについては、おおむね御指摘のとおりでございます。

3点目に「臨時財政対策債」についてですけれども、後年度その元利償還金について交付税措置されるもので、20年間かけて基準財政需要額に算入されます。

最後に「財政調整基金と住民サービス」についてですが、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する、いわゆるナショナルミニマムを確保するために、住民サービスの向上を常に心得る必要があると同時に、将来の大きなプロジェクトや予測できない緊急時の支出に備えた基金の積立ては必要かと思えます。

ただ、基金の積立てばかりに執着するのではなく、時代に即した住民サービスの向上や公共事業に依存する地域経済もありますので、そのバランスも考えながら持続可能な財政運営に努めたいと思えます。

続いて、施政方針についてです。(4)の地域防災力の向上について。

①のほうですけれども、各自治会や自主防災組織の要望、意見などを聞きながら、できることから対応したいと考えます。

②の回答といたしまして、屋宜原の不具合につきましては、場所により難聴地域があったた

め、アンプの設定変更やスピーカーの増設等を行っています。

熱田については、自治会が設備下でマイク放送の際に音声途切れるといった不具合がありました。当初、マイク自体に問題があると考え、他のマイクと交換して対応したが改善されないため、内部機器の不具合の可能性を疑い、本年1月に代替機と交換し、元の機器についてはメーカーに送り、原因の調査をお願いしています。

また、活用については実際の使い方も含め自治会長会で説明し、促しています。

③の回答ですけれども、沖縄県消防防災ヘリコプターについては、「場所のヘリ基地整備場所」「機体の仕様」「人員派遣・費用等」「県への要望」についての議案が提案され、検討が行われました。

場所については、中城村の県消防学校敷地内。機体については、航続距離本島中部から石垣空港まで無給油で飛行でき、座席数11名以上など、また運行が制限される地域(先島、大東地域)から費用負担の軽減についての意見があり、県として基本的に負担軽減を行うとの提案がなされています。

(5)の安全、安心な住環境の確保についてですけれども、①の回答といたしまして、街灯につきましては、村が管理する街灯(道路照明)は全部で181基あります。防犯灯につきましては、自治会管理のため設置数は把握していません。

②電気料金の負担についての明確な根拠はありませんが、防犯灯は地域からの要望に基づき設置された後、その管理を自治会が行っています。

こうした防犯灯の設置や管理手法につきましては、昭和36年に閣議決定された「防犯灯等整備対策要綱」に基づき全国的に実施されており、多数の市町村が本村と同様の方法で設置及び維持管理をしていると認識しております。前述し

たように、現時点では電気料金の負担軽減については考えておりません。

また、防犯灯の新規設置や電柱本体を含む改築については村で対応が可能ですが、修理（電球の交換など）など日常的な維持管理は自治会の負担としています。

③の回答といたしまして、県道81号線から和仁屋地区への取付道路付近には、既存の県管理の道路照明灯があるものの長期間故障した状態にあり、県に対応をお願いしているところであります。

3点目の沖縄電力ガス管工事についてですけれども、①の回答といたしまして、当該ガス管工事は、天然ガスの普及拡大を目的として、吉の浦火力発電所から宜野湾市西普天間を經由し、浦添市までを結ぶ導管延長約14キロメートル、2023年度供用予定と聞いております。熱田・和仁屋地区に係る国道329号での掘削を伴う工事については、2023年4月までに完了予定となっております。

②についてですけれども、村民への情報提供について、本件の施工箇所は国道区域内であり、村においても事前に情報が得られないため、村の広報紙等での情報提供も困難となっております。

③農道及び生活道路への安全対策について、公道を単に通行する範囲において特段制限するものはありませんが、住民生活への影響等が生じているなど、地域からの意見が寄せられた場合には、必要に応じて事業者に配慮を求めています。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

では、再質問を行います。

まず財政についてです。税金と地方交付税についてです。答弁で、地方交付税については自治体の財政運営の自由度を高めてくれる貴重な

財源であるという御答弁であります。

では、税金を含む自主財源の在り方については、村長はどうお考えでしょうか。税金をアップさせて、自主財源の確保を図っていくというようなお考えがあるのか。それとも、交付税との絡みで、そんなにもあくせくして自主財源を、税金を上げるというようなことは考えないのか。どちらなのでしょう。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

基本的に課税客体はしっかり把握いたしまして、自主財源で最も高い税金を上げることは私たちの責務だと思っております。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。

なぜこういう質問をしたかと言うと、冒頭にも言いましたけれども、まだ村民に税金と地方交付税の誤った解釈をされている方がいらっしゃって、税金を上げてでも交付税が減額されるだけなんだろうと。そうであれば、逆に言えば税金が低ければその分、交付税を措置しているんだろうと。だったら税金を下げてくれよというような意見を言う村民もいるんです。私はちょっとこれは違うよと思っているので、この議会を通して少し明らかにできればと思っております。

では税金と地方交付税の関係についてお尋ねしますけれども、先ほども言いましたけれども、この基準財政額と基準財政収入額の関係で、算出でそういうのは地方交付税が確定されるんですけれども、すみません。先月の議会だよりも傍聴者の方が行政用語は難しいというお話でしたので、担当課長でよろしいです。基準財政額、それと基準収入額と財政収入額というのは、ちょっとまんざら概略的にどういうものなのか、ちょ

つと御説明いただけますか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

名幸利積議員の御質問にお答えします。

まず基準財政需要額というのは、村の標準的な人件費、また行政経費を算入する標準的なもの、国全体の中の村のレベルの標準額といえいいんですかね。基準財政収入額というのは標準的な税率、税込ですね。徴収すべき地方税収を算入した額、難しいですかね。基準的な村の税金を算入する額ということでよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

ありがとうございます。私の通告書に、この算定基準と留保財源については、おおむね指摘のとおりだと答弁であります。

では、この基準財政額と基準財政収入額のもう一度確認を含めて御質問しますけれども、例えばですよ、基準財政需要額が2億円あったとします。税収の基準財政収入額が1億円あったとします。そしたら、残りはまだ1億円に足りないのです、経費が2億円必要なので足りないのです、これが地方交付税、普通交付税として交付されますけれども、今おおむね指摘のとおりということで、税収の基準財政収入額の75%が算入されて、つまり1億円の75%というと7,500万円ですね。そして2,500万円は留保財源として自由に使っていていいですよと言って確保されて、そして足りない1億2,500万円が国からの普通交付税として交付されるという理解でよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今、名幸議員がおっしゃったとおり例えば2億円の基準財政需要額に対して、まず基準財政収入額が75%の7,500万円。25%、先ほど名幸議員が言った留保、何でも使っていていいですよというお金が2,500万円。普通交付税が足りない額の1億2,500万円という理解でよろしいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

ありがとうございます。

つまり、基準財政収入額その算定基準が100%であれば、その1億円、そしてあと1億円が足りないので交付税されて、結局税収が上がっても交付税が減らされるだけだということになりますけれども、ただ、この75%と25%の関係からすると、この税収が1円でも多いという理由は実はそこにあると。メリットは。私はそう思いますけれども、村長はどう思いますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今議員がおっしゃったように当然地方税法等での税収の収入はほぼ決まりますので、それののっとなって調整をしないといけないと。そうしますと、今その税収の75%の基準財政収入額に算入されて残りの25%という、それが留保財源になると。

先ほどからずっと申し上げていますように、これについては我々の北中城の財政の本当の力というのは、自由度の高い財政をつくるのが北中城の財政力を高めるものになると思いますので、私はおっしゃったように税の確保、基準財政収入額、税の確保に努めることが一番私たちの財政を強くするものだと思っております。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 1時53分 休憩

午後 1時54分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

これについても議員のお考えのとおりである
と思います。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。

では次に、臨時財政対策債についてお尋ねし
ます。この対策債はいつから、たしか予算の説明
では副村長が何か期限をおっしゃったような
気もするんですけども、聞き漏らしているか
もしれませんので、いつから始まって、いつま
でなのでしょう。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

基本的に臨時財政対策債は一つの借金です
から、翌年からその借金返済がありますので、据
置期間、元金の据置期間はあるかもしれませんが
けれども、基本的には翌年から20年間という返
済期間がございますので、その間、基準財政需
要額にそれは措置されるわけですね。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 1時55分 休憩

午後 1時55分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

臨時財政対策債については、いつから創設さ
れたかというのは我々も分かりませんが、

ただ、昭和60年代の後半にふるさと創生事業と
いうのがありまして、あれについても同じよう
な趣旨なんです。

それから、これは金がない場合とか、そうい
った後に創設される起債なんですけれども、国
の財源不足を補う形で、市町村に起債をさせて、
それに対して元利償還金に対して、それを基準
財政需要額に算入しようという趣旨がございま
す。もちろんこれは国の財政が、大変厳しい環
境が背景にあると思っています。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 1時59分 休憩

午後 1時59分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

臨時財政対策債は平成13年度から始まってお
りまして、終わりがここ数年ということしか今
聞いてなくて、まだ終わりがちゃんと決まっ
ていないという状態です。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

はい、よろしいです。今、村の臨時財政対策
債の起債残高というのは幾らですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

48億6,144万円です。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

48億円の残高ということで、答弁にもありました、これは起債して20年間で交付されるということでもあります。

ここで少しお尋ねしたいんですけども、これもまた例え話をしますけれども、仮にその起債が1億円だったとする。これは20年間で交付税措置されて戻ってくるとした場合には、単純に年間500万円ずつ入ってくるということです。

では交付税の算定基準に、先ほどから話している基準財政需要額があります。この基準財政需要額が、例えば北中城だったら今年度は2億円ですよと確定した場合には、戻ってくる500万円もプラスして、2億500万円が基準財政額になるという理解でよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

はい、そのような制度となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

これは実はちょっとどうなのかなと少し疑問に感じているところです。20年で返済してくれますけれども、この交付税の算定の在り方というのはいろんな項目があって、そこに人口とか、子供の数とか、老人の数とか、そういうような難しい算定があるわけですよね。その算定表の単価というものもあります。単価費用というものが、これが後年度になっていくと単価が抑えられてくるんじゃないかなと私は思っていて、だから今の答弁では2億円だとしたら、そこに500万円プラスされて2億500万円が基準財政需要額となるけれども、後年度になるにしたがって基準財政需要額が単価が抑えられていって、仮に1億9,500万円が基準財政額として抑えられて、帰ってくる500万円がプラスになって、

そして北中城の今年度の基準財政需要額は2億円ですよというシステムになっていませんか。2億500万円ではなくて、500万円が1億9,500万円に単価が下げられて、500万円が入れられて2億円ですよということになっていませんかということを聞きたいです。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

臨時財政対策債自体、1億円借りて20年間で500万円ずつ帰ってくるというわけではなくて、国の基準の率が毎年変わっていくんですね。この率は国が決めるものですから、この年は例えば500万円、この年は200万円という感じになってきます。その単価は抑えられていくんじゃないかなということについては、実際にどうなのかというのを、もしかしたら抑えられたかもしれないし、ないかもしれないということだけを答弁したいなと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。

詳細までは確かに地方が知る由がない部分が、この交付税だと思うんですけども、実は先月、私は政務活動で自治体財政について研修をしてみました。そこの大学教授の方が講師だったんですけども、この臨時財政対策債について私が今言ったようなことをおっしゃっていて、はっきりはしないんですけども、例え話として残業を命じられた社員が残業をして、翌月に給料が上がっているものと思って給料明細を見たら上がっていなかったと。社長に「これ残業手当がついていませんよ」と言ったら、社長は「何言っている。ちゃんと見なさい」と。残業手当はついているけれども、基本給は抑えてい

るんだよというのが、この対策債の実態だというような話はしていたんですけども、これはおっしゃるように地方がこれを、こうです、ああですとは言えない部分があるかもしれませんけれども、その辺がちょっと全国の市長会あたりからはちょっとブーイングで、やめたらどうかという話があったと思います。

でも、これはよろしいです。これが確認できる立場ではないと思います。でもそういうものが、この対策債の一部にあるということをお知らせおきいただきたいと思っています。

じゃあ財政調整基金にお尋ねします。本村の人口規模、また財政規模で財政基金は幾らぐらいが望ましいとお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

標準財政規模というのがありまして、北中城村の規模が令和4年度で約46億円なんです。自治体の基本目安として、大体10%から20%、それを考えますと、うちの財調は約4億6,000万円から9億2,000万円ぐらいの範囲が必要。県の財政状況調査がありまして、目標値をどうするかということがあって、今、北中城村としては8億円の財調を積み立てる目標値を立てているところであります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。この財調については、最初で申し上げましたけれども、政治の判断と言いましたけれども、結局政治の判断となると市町村の判断だと思います。

中には、例えば一つのテクニックとしては、必要以上に債権に返済して借金を減らしましたということもできるし、財調に逆に積立てして

貯蓄をこれだけためましたとか、逆に言えばまた必要以上に住民サービスをやって、大盤振る舞いをするということも、結局この市町村と村長の政治の判断でそういうことになりますので、今おっしゃったようなことで標準的な、これは新年度の予算にも取崩しをして、これは行政運営をするための一つの手法だと私は理解しております。

村長、そういう財政調整基金のその在り方、今標準的な何億円でしたか、目指すということでもありますけれども、その目指す7億円でしたっけ、8億円、ごめんなさい。目指すところの取組のちょっと所見を伺えますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

本村の場合は全体的な基金積立てということですが非常に小さいものですから、中部の市町村でも一番小さい基金残高だと思っています。

ですから、本来ですと財調だけじゃなくて、その他の特定目的基金まで積み上げていかないといけないと思うんですけども、土地開発公社の問題とか、あるいはこれまでやった公共事業の負担とか、そう考えますと当然自由に使えるお金も含めて特定目的基金、減債基金とかを含めて、そういったあたりも積み立てなくちゃいけないんですけども、今他市町村と比較して低い状況だと思いますので、ただ、財調についてもしっかりと、目標値は8億円と持っているんでしたら、そこぐらいまではしっかりと持っていきたいと思っています。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

本当に厳しい財政状況ではあると思いますが、一生懸命村長が中心になって、執行部の皆さんが知恵を絞って、安定的な村政運営を行っていただくことを希望申し上げて、この質

間を終わります。

次に、防災関係でお尋ねします。避難路の整備や避難表示がされていないという指摘をしましたが、この避難路の整備をしたり、避難表示をしたりする前に、やっぱり避難路を指定しないとそれができないわけです。ここに逃げなさいということが。

今、大まかでよろしいです。村内の避難場所はどのようなところが指定されているのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

避難場所としては中央公民館だったりとか、各公共施設が避難場所としては制定されています。何か所か、ちょっと今手元にないんですが、避難経路の指定というのは恐らくございません。避難経路については各字で、ここから逃げなさいというのを決めてしまうと、どうしても遠回りになってしまいます。そこはいる今の人たちが自分の考えで安全な高台に逃げられるようなものが避難経路と考えています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

実際津波の被害を受けるのは、村内でも東部地域、5つの自治会だけなんですよね。結局熱田、和仁屋を例に例えると、上部に逃げるしかないわけですよ。昨日から話が出ていますけれども、例えば指定されている中央公民館とか学校とか、そこに逃げなさいという話は現実的ではないわけです。上部に逃げるしかないので、その上部を指定しないと避難路の整備もできない。そして、看板表示もできないわけです。この指定をやらないと、そういうこともできませんでしょうということを私は言っているわけです。

ちなみに、近隣市町村の中城村なんかは津覇小学校があつて、後ろに避難路が整備されて、看板も表示されています。200メートルぐらい上り切ると、そこに畑があるんです。畑を指定しているんですよ。個人の持ち物ですけども、いざというときにはここを避難場所として活用させてくれということを指定しているので、何も私は人の土地を購入して、ちゃんと整備をしろということではなくて、今現状ある条件の中で、ここを避難場所として指定をして、そして避難路の整備をする、表示をする看板をつけるという考えはないですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今の御意見は確かにいい考えだと思います。必ずしもハード面を整備するのではなくて、今ある状況の中でこの場所が最適だと、的確だと判断できる場所があるのであれば、そういったのを地主等に協力依頼なりをできるのかなと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

じゃあ、よろしくをお願いします。

消防防災ヘリについてお尋ねします。今、答弁がございました。これはかなりいろいろ課題が私はあると思っています。

まず財政面ですね。一説にはヘリを準備して、資材とか、そして消防学校に置くということなんですけど、それだけでも20億円から30億円ぐらいと言われていて、年間の維持管理費も2億円から3億円ぐらいだろうとも言われています。これを市町村で分担してというような話もあつて、その辺はまた場所も場所ですし、また中北消防の訓練体制とか対応体制にも職員に影響が出ると思うんですけども、その辺の具体的な

提示とかはございますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

このへりを運用するに当たって、各市町村の負担金などがおおよそですが出ています。また、各消防組合のほうからの派遣職員の人数もある程度示されてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

これは結局、今中城と両村で消防行政は行っていますので、結局は先ほどの話で、これは財政に関わってくる話ですので、ひとつよろしく御検討のほどお願いします。

防犯灯についてお尋ねします。今答弁で181基ですか、村のもの。自治会は分からないということなんですけれども、数年前に防犯灯のライトをLEDに交換していますよね。そのときには何基交換しましたか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

申し訳ありません。ただいま手元に資料はなくて、何基交換したか明確なお答えができません。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

結局何が言いたいかというと、この交換した数から村のものを引けば、あとは自治会内も交換していますよね。あれは村のものだけ交換したんですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

自治会の防犯灯も併せて交換しています。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

だから、大変申し訳ない。だから、この間から言っているように足し算引き算の話であって、村のものは何基ですか、自治会のは何基ですかというのは、この防犯灯のライトを足し算引き算すれば出せるものですよ。

じゃあ、その交換をするときに、私が今通告書に出している古い木柱、これはどうするかという話はありませんでしたか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

私が今の総務課に来てからは古い木柱の話、その当時の話は分からないんですけども、私が来てからは木柱に関する相談はありました。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。つまり、そのときから課題はあったんですよ。

それで、この自治会の電気料を面倒見きれないか。今は考えていませんということで、電柱は可能性がある答弁ではあるんですけども、結局これも財政に関わることだと思うんですけども、例えば自治会の防犯灯の電気代、あるいは電柱の建て替えをするのに充当できる補助メニューはありませんか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

必ずしもこれに限定した補助メニューではないんですが、他の自治体で実施しているやつで行きますと、特定防衛施設調整交付金を活用した例が岩国市などがあります。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

おっしゃるとおり、これが防衛の特定防衛施設整備交付金が充当できるということでありませう。これは当然ほかのハード事業にも活用できるので、優先順位が決まってくると思うんですけども、この交付金を活用して、この電気料とか、あるいは古い電柱の建て替え、これをするときには一気にするんじゃなくて、例えば電気料であれば、1年間に3つから5つぐらいの自治会の限定をして、今年は電気料を補助します。来年はそのほかの自治会ですねとか、電柱に関して言えば、年間3本から5本とか計画を立てて、優先順位を決めて、古いものから建て替えていくというような計画をすれば、私は村の負担も重くないと考えるんですけども、御検討いただきたいんですけども、どうですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

電気料については、今回はどうか、電気料は別としても、その建て替えての建柱費用だったりというのは現在65万円の予算しかありませんので、それを増額するという事は調整交付金のほかの計画とかを勘案して、もしかしたら検討できるかなと。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

ぜひ御検討ください。

そして、もう一つ防犯灯で、この和仁屋入り口、これはそこから中に入っていったら上に県道が通って、ボックスがあってトンネル状になっている。そこも電球が以前切れていましたけれども、でもそのときには総務課、建設課の皆さんの迅速な対応で、すぐ改善してもらえました。感謝申し上げます。

ただ、その入り口が今真っ暗なんですよ。

ですから、今答弁では県の街灯、これが故障なので申入れをしていますということなんですけれども、この申入れに対して県の反応はどうですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

その件についてなんですけれども、まず今回の場所について、最初に建設課のほうに住民の方から御相談があって、それが昨年の4月の後半になりますけれども、そこで一度、このときは口頭、電話で県の担当のほうにそういう状況をお話しして、修繕するという回答をそのときは得ていたと。その後、特段その対応がなされないまま約1年近くが経過して、最近もまた2月になって住民の方から御相談がございまして、それを受けて2月末に改めて文書のほうで、その修繕をしてほしいということをお願いをしているところでございます。これについては、まだ何ら回答がないという状況です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

恐らく私が予測するに県の今の考え方からすると、決して優先順位は高くないと思います。

なぜなら、いずれこれは村道になりますよね。完成したら、この拡張工事が村道になるし、交通量は少ない。ましてや、夜はもっと交通量が少ない。

そして、この街灯は県道を照らすための街灯だと。何で村道を照らすための街灯にしないと、急がないといけない中、というような私は気持ちがあるのではないかと思います。

でもこの話を聞いて怒って、「よし、じゃあやってみようじゃないか」と言うんだったらこれは幸いですけれども、多分そういうようなことが予測されますけれども、村でこれは対応は考えられませんか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

例えば、その近くに村のほうで新しいものを設置するということは可能だと思います。

ただ、先ほど議員御理解のように、いずれに村に引き渡すところだから、県としては優先度が低いだろうということもあるのかなと思いますけれども、現状として道路管理者がなすべきことというのはしっかり対応していただく必要があるだろうと思います。

それと引き渡されるにしても、きちんとした設備が整っていないもの、故障されたものを引き渡されてもこちらとしては困るということがありますので、私たちからすればきちんと修繕して、きれいな状態の形でないと引き受けられないという立場を持っておりますので、いずれにしても県のほうに対応を求める。それが改善されれば、当該付近の明るさが改善できるだろうと思っておりますので、まずはやはり県に求めていくという姿勢でございます。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

この街灯そのものじゃなくて、だから今言ったように、この街灯が改善されるのを待つには、もう読めないですよ。時間がかかるんじゃないのかなという予測がするので、村がそこに防犯灯を設置するという考えはないのかということ伺いたいです。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

防犯灯は防犯のための設置です。それが暗いからつけるとか、それは防犯灯ではないんじゃないのかなと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

あと30分、延長できませんか。もういいですよ。でもそれを言ったら、全部これは違うよ違うよという話ですよ。いいですよ。とにかく早めの対応をお願いします。

私は、この場所については総務課、建設課、そして教育委員会にも申入れしています。私はここから通る子供たち、今はもう暖かくなって、これから夏に向けて日が長くなりますけれども、秋口から冬、何度も見たんです。子供たちが暗い夜道を、そこを通っているのは。中にはスマホを照らして歩いている子供たちも見ています。

子供たちの安全安心な通学路の確保という面では、教育委員会はどう思いますか。私は村長部局に、今のような状態だったら時間がかかるので、教育委員会としては子供たちを守るために、村長部局に早めの設置を要望すべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

確かに名幸議員のほうから問合せもあって、現場も見てきました。実際歩いて、夜も見てきて、確かに大変危険だと思っています。

その上で建設課にも連絡して、どうにか早くできないかということは訴えてきています。

また、これからも予算の面もありますので、調整しながらやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

ぜひよろしくをお願いします。

3番目の沖電のガス管工事です。時間もありませんけれども、今答えでは国道の部分、私が

ちょっと通告書に東地域を国道のことを取り上げてやったんですけれども、実際役場前の県道もやっていますよね。その工期というのは、今年の4月までというのは、この役場前の県道も一緒なんですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

その4月になっているというのは、あくまでも国道の部分でお尋ねしたときに4月の予定だと。県道を含めた場合は、またそれより長くなる可能性があると思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

この工事は、見ていると普通の道路工事というのは施工して完了すれば次に、先に進んでいくということが素人目に見ても分かるので、住民の方は比較的安心なんですけれども、見ていると掘って工事して、ここが終わったと思ったら、また戻ってきて掘り返しているんなことをやっているんですよね。これはなぜか、お分かりですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えします。

掘り返すというのは、私の理解としては一旦仮舗装で、しばらく安定させる期間を設けます。最低でも2週間以上が望ましいとされておりまして。そのために一度仮舗装して、落ち着いた頃に剥ぎ取って、改めて本舗装を行っている。そういう作業ではないかなというふうに理解しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

まあ、よろしいです。将来のライフライン、もしかしたらこれは整備されて、電力ももうかって、電気料がまた下がって、みんなが喜ばばいいんですけれども、無事な早期の完成を願って、私の一般質問を終わります。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午後 2時26分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では通告に従いまして、一般質問を行います。

これまで各議員が質問してきた内容と重なる部分がありますが、その辺については御了承ください。私のほうからは大枠で3件の質問をいたします。

まず1件目、通学路等の安全対策について。

北中城村父母教師会連合会では通学路点検を兼ねたウォーキング大会を開催し、昨年は北中城中学校、今年は島袋小学校の校区周辺を点検しました。その後、会員から「通学路点検の結果がどのように生かされていくのか」「具体的に村の対応につながっていくのか」との声を受けました。

また、通学路も兼ねていますが喜舎場区内の村道では、ホテルへ向かう観光客が沖縄自動車道喜舎場バス停付近から徒歩で向かう姿を度々見かけます。ホテル周辺の道路についても安全確保のために街灯設置が必要な箇所がありますので、以下の箇所について質問します。

①県道81号線から和仁屋・熱田地区へ向かう道路の街灯設置について。

②喜舎場373番地11付近の歩道上の電柱の支線について。

③島袋小学校付近の急な勾配坂の滑り止めに

ついて。

④あやかりの杜から喜舎場区内へ向かう道路及びナスの御嶽付近の街灯設置について。

大枠2件目ですが、会計年度任用職員の処遇について。

現在、園児・児童を安全に送迎しているバス運転手の処遇について質問をします。

令和2年4月から始まった会計年度任用職員制度ですが、同運転手は制度開始前より長年にわたり園児らの送迎に努めており、これまで問題なく安全に業務を行ってまいりました。

今回、同運転手たちへ次年度からの雇用契約はしないとの情報を得ましたが、特に問題なく業務を行ってきた同運転手たちへの対応について性急過ぎであり、理解に苦しむところです。そこで以下のことについて質問をします。

①今回、次年度から雇用契約を継続しないことになった主な原因は何ですか。

②次年度からの送迎バスの対応はどのように行うのか。

大枠3件目です。40人学級へ増員の可能性について。

教員不足が深刻になる中、県教育委員会が学級担任の未配置を防ぐため次年度から1学級当たりの児童生徒数を増員する可能性があることが新聞等で報じられております。現在、沖縄県では小1・小2で30人、小3から中3で35人を上限とした少人数学級を実施していますが、現時点においても教師らの負担は大きく、次年度に1学級児童生徒増員となれば、負担はさらに増し、子供らを見守られず休職する教員が増えることが懸念されます。そこで以下の質問をいたします。

①35人学級になり導入前と比較し改善した点は何か。

②本村において休職した教員はいるか。その事案の場合に同教員の補充はできたのか。どのように対応したのか。

③現在、本村公立校に通う児童生徒で不登校の数は何名か。また、不登校児への対応はどうしているのか。

④不登校予備軍（保健室登校）等は何名か。同児童らは誰が対応しているのか。

⑤登校渋りの子への対応は誰がしているのか。登校支援員の配置を検討しているか。

⑥特別支援員及び学習支援員は令和4年度当初、何名を採用する予定だったのか。現在は何名か。次年度は拡充する予定はあるか。

⑦担任の業務をサポートするスクールサポーター（事務支援員）の配置はあるか。

⑧部活動指導員の配置はあるか。募集をかけたことはあるか。今後どのように対応していくのか。

⑨ICT支援員の配置はあるか。

⑩昨今の報道等にある教員不足による教育現場の現状に対して、どのような要因で現在の状況になったと推測されるか。また、今後どのように対応していくつもりなのか所見を伺う。

以上3件です。よろしく申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉正志議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目に、通学路等の安全対策についてですけれども、①県道81号線から和仁屋地区への取付道路付近には、既存の県管理の道路照明灯があるものの長期間故障した状態にあり、県に対応をお願いしているところであります。

②の喜舎場373番地11付近の歩道上の電柱の支線について、構造的な問題から現在の位置に設置した経緯はありますが、改善に向けて電線事業者との調整を図ります。

③の島袋小学校付近の急勾配坂の滑り止めについてですけれども、御質問の箇所は九年堂坂のことと理解します。当該箇所の滑り止めにつ

いては、不具合状況を確認の上、早期かつ有効な対策について検討します。

④のあやかりの杜から喜舎場区内までの間及びナスの御嶽付近の街灯設置について、道路照明としての整備は難しいところですが、通学路の安全確保等の防犯対策や観光環境の整備の視点も含めて検討をいたします。

2番、会計年度任用職員の処遇、そして3番目の40人学級増員等の可能性についてということで御質問がありますけれども、これについては教育委員会のほうで回答いたします。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

比嘉正志議員の御質問にお答えいたします。

大枠2点目の会計年度任用職員の処遇についての1点目でございますが、その理由等についてということですが、令和5年度2学期から小学校低学年を対象としました登校時のバス運行を実施するに当たり、安全運転管理の徹底、事業の継続性や安定的な運行を行うため、運転手業務を民間に委託することとなったためでございます。

2点目の次年度からの対応ですが、2学期からは民間の業者への委託業務となります。

続きまして、大枠3点目の40人学級への増員の可能性についてお答えいたします。

①の35人学級で改善した点についてでございますが、児童生徒の人数が少ない分、きめ細かい指導が行え、学力の向上等にも成果が出ております。

②の休職した教員について、本村では今日現在9名の休職者がおり、全て補充がついております。

③の不登校の人数についてでございますが、小中学校合わせて27名となっております。また、不登校児童生徒への対応については、児童生徒個々に応じて担任や生徒指導主任、教育相談担

当、村雇用の支援員、さらには地域の方々のボランティアなど学校組織全体と地域の協力で対応しているところです。

④の保健室を含む別室登校している児童生徒は、小中学校合わせて12名となっており、そのうち全く教室に入れない児童生徒が10名となっております。

また、該当する児童生徒の対応については、養護教諭や教育相談担当、村雇用の教育相談員など、全校体制で支援して対応しております。

⑤登校渋りの対応と登校支援員の配置についてですが、まず登校を渋る児童生徒への対応は、担任は当然のことでございますが、校長や教頭、養護教諭、子供と親の相談員、県から配置されておりますスクールソーシャルワーカーなど、各学校でチームとして対応しているところでございます。

また、登校支援員の配置については、現在村雇用の教育相談員がおり、登校支援もその業務として位置づけておりますので、配置の予定はございません。

⑥の特別支援教育支援員と学習支援員の採用人数と現在の配置人数について、それから今後の拡充予定についてでございますが、令和4年度当初の小中学校の採用予定人数は、特別支援教育支援員が15名、学習支援員3名でございます。

その内訳といたしまして、特別支援教育支援員は、北中城小学校に7名、島袋小学校に4名、北中城中学校に4名配置しており、学習支援員は、各学校にそれぞれ1名配置しております。

また、現在北中城小学校に配置しておりました特別支援教育支援員1名が臨時的任用職員としての教諭への配置に切り替わり、特別支援員1名が配置できていない状況でございます。

次年度の拡充につきましては、予定はしておりません。今年同様の配置というふうに考えております。

⑦のスクールサポーター（事務支援員）については、現在配置してございません。

⑧現在、部活指導員の配置及び募集はしておりませんが、次年度は部活動の土日の地域移行に向けて募集する予定でございます。

⑨ICT支援員の配置については、「コンピュータ指導員」として職員1名を村で雇用し、各学校を巡回して対応に当たっております。

⑩教員不足の要因については、教職員の担う職務内容の多様化及び複雑化、そして休職者の増加、特別支援学級の増加や教員を志望する学生の減少、教員免許は取得したものの教員以外の仕事に就くなど、成り手不足が要因であると考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

先ほど名幸議員からもありましたが、県道81号線から和仁屋、熱田地区へ抜ける道路、通称パーケーピラというところです。こちらは建設課長のほうからも説明があり、県道81号線、そちらの街灯が現在故障しているということで真っ暗な状態になります。

名幸議員のほうからもありましたが冬場、冬季は5時過ぎあたりから暗くなると。まだ児童生徒が下校の時間帯にかぶっていますので、早急に県道81号線からの街灯の木漏れ日を利用するわけではなく、本村の子供たちの安全安心のために、この道路に街灯を設置していただきたいなと思います。

見てのとおり見通しの悪いカーブのほうですので車が対向する際には、事故が起きた際、歩行者も巻き込む可能性が大であります。やはり視認性を確保するという意味で街灯設置は急務、必須かなと思っておりますので、対応の御検討をよろしくお願いします。

2件目の喜舎場373番地11付近の歩道上の電

柱の支線についてですが、こちらは中学校の駐車場、裏側のほうの道路になっております。歩道上に電柱の支線が2本、支えられた状況であり、建築基準法あたりでは道路幅員1.5メートル以上という、そういうような定義があるようなのですが、ここについてはかなり厳しい状況だと思います。

先日、北中城村社協から車椅子を借りて、実際どういう状況なのか、写真を撮ってきました。このような状況で、電柱と支線との間が約10センチ程度、よく見て20センチ程度ですかね、空いている状況ですが、とてもスムーズに通過できるとは思えません。

この写真を取っている際に、たまたま双子ちゃんを乗せたベビーカーのお母さんが通りがかりまして、こちらについてもついでに写真を撮らせていただきました。双子用のベビーカーになるとこのように、もう既に片側だけで約10センチぐらいの余裕があるかどうかという感じです。このお母さんに話を聞いたところ、やはり通行しづらいということでした。

このような状況ですので、こちらについても早急に対応していただきたいと思いますが、まず街灯の件は今さておきまして、この電柱の支線については早急に対応できるのかどうか、回答いただけますでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

先ほど村長のほうからも答弁がございましたけれども、構造的な問題から今の位置に取りつくことになったと。つまり、ほかにその支線を張れる場所が取れないという状況でございました。

村道、道路管理者の立場からすれば、歩行者優先は当然の考えでございます。しかしながら一方で電力設備、これもインフラ設備として住

民に大きな影響を与えるものでもございまして、やむを得ず今の場所に承認したという経緯がございまして、これにつきましては、その後何か改善策がないのかということにつきましては、事業者のほうと調整を図りまして、もし改善が可能であれば、その対応を求めていくというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。

この村道の上には県道81号線が通っており、この支線は県道81号線のほうにまた延長すれば、もしかしたらこの電柱の支える役割は果たせるのかなと思っておりますので、そちらのほうについても検討して対応のほうをお願いしたいと思います。大枠1番目の質問を続けます。

島袋小学校付近の急勾配な滑り止めについてです。答弁にありましたとおり通称九年堂坂というところです。こちらは滑り止めを敷設した年数がちょっと定かではないんですが、経年劣化により、その機能を若干失ってきているのではないかなと。あと、ひび割れも見られます。そちらについても対応のほうを急いだほうがいいのではないかなと思われまして。

理由は、すごい急勾配です。普通に歩いても転倒のおそれがありそうな急勾配ですので、これについては早急な対応が可能なのかどうか、回答をいただきたいと思っております。お願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

この滑り止め、同じようなタイプで補修しようとする、かなり高額になってくるのかなと思っております。今現在、新年度予算の中では計上しているものではございませんので、改めて補正

予算を組む必要があると。財源確保の必要がございまして。

それを含めて、もっと早く、安く、確実にできる方法がないのか。そういった点も含めて検討したいというふうに考えているところでございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

よろしくお願いたします。

続きまして4件目のほうなんですが、先にナスの御嶽付近の道路を見ていただきたいと思っております。ここも途中までは街灯があるんですが、そのナスの御嶽付近のカーブ、そちらについても街灯がなく、非常に危険な状況です。カーブということもあり、もちろん見通しも悪く、近くには遊歩道、階段があるんですが、歩行者も何名か行き来しますし、もちろん観光客の方が近くのコンビニ、居酒屋などに行く際に通行している、よく利用されている道路であります。

併せて昨日、伊集議員からもありました村道1号線、こちらについてはあやかりの杜から喜舎場区内へ抜ける道です。この道については、昨日の答弁では建設課長のほうが、たしか道路の街灯、照明としては機能を果たしているというような回答をされていたかと思われまして。この喜舎場の道路、カーブ付近、あやかりの杜のカーブ付近、また一番最初に話しました和仁屋、熱田へ抜ける道、いずれもカーブで見通しが悪く、早急に対応したほうがいいのではないかなと思うんですが、実際夕方通ってみると本当に暗くて、とても安全な状況ではないと言えらるんですが、これについては早急に街灯を設置する必要があるのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず道路照明としての設置についてなんですけれども、これは自動車の交通量が多いところで歩行者が多い。比較的大きな道路です。横断歩道があるなど、車と人との接触事故がかなり危険性が考えられるような場所、そういった場所に設置をしております。そのほかで、例えば歩行者がその視認性をよくするというようなところにつきましては、これは一般的に防犯灯での対応ということになってきますけれども、そういった意味で道路照明としては、先ほどあやかりの杜から集落に下りていく道、そこの歩道部分には幾つか街灯は設置をしているところでございます。そういう意味合いでございますので、防犯灯としての考え、あるいは答弁書にも書いておりますけれども、観光環境の整備というところで可能性はないのかということについては検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

よろしく申し上げます。

また、このあやかりの杜付近、あやかりの杜から喜舎場地区へ抜けて行く道、先ほどの和仁屋、熱田へ抜ける道についても、これは例えば防犯灯にした場合、維持管理費、電気代、電気代についてはどの自治会が払うのか。これはどこが払ったらいいのかというのが分かりづらいかと思うんです。

これについては、やはりどの道も同様にガードレールがない、暗くて狭い道、カーブの付近ということで非常に危険だと思いますし、これについては村が管理する道路照明、街灯設置が望ましいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

先ほど申しましたとおり道路照明としての位置づけ、それと防犯灯とはまた別な役割を持っておりますので、どちらに該当するものかというところがございます。今考えているところでは、誰も管理者がないからということではなくて、本当にその道路としての必要性があるのかどうか。その点も含めた判断が伴ってきます。

多くの場合は、先ほどのナスの御嶽付近というところでは防犯灯というのが本来の役割になるのではないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

例えば、これは名幸議員のときに回答でありました。防犯灯については自治会管理ということになるので、維持管理、電気代についても自治会が負担ということになるのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

先ほど名幸議員の質問でもお答えしたとおり、設置自体に関しましては村の予算で設置をしていただき、維持管理について、もちろん電気料も含めてなんですが、自治会の負担となります。以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

私が最初から話をしているのが、喜舎場区内のほうも沖縄自動車道からキャリーゲースを持った観光客がホテルへ向かっている姿を見たりとか、ナスの御嶽付近についても観光客がコンビニに向かったり、居酒屋へ向かったりするのを度々見かけるからこそ、こちらについては村

の経済発展のためにも観光客誘致という観点から街灯設置、道路照明という形で村のほうで対応していただけないかということが言いたいわけですが、それについてはどうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

比嘉議員の御質問にお答えします。

観光的な防犯灯という話ですが、今特定財源等があれば、これは検討の余地はあるのかなと思いますけれども、ただ電気料を含めて設置するということは、今後何らかの形で検討していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

よろしくお願いたします。では、大枠1についての質問は終わります。

続きまして大枠2番目、会計年度任用職員の処遇についてですが、今回年度の途中で運転手らが、ある意味解雇というような形で契約が切れてしまうんですけれども、この件について例えば幼稚園、あと児童の皆さんから、例えば運転手が怖いとか、何かそういう声があったから切ったというわけではないですよね。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

はい、そのような意見は全く聞いておりません。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

私もこの話を聞いたときに、関係者に運転手の対応とか態度はどうだったのかというようなことを聞き取り調査しました。

どの方から聞いても、とても運転手たちの評

判はよく、例えば園児、児童らが園外保育、そういうったときに出かけたときは公園あたりで、子供たちが散り散りばらばらに散らばって遊んでいく際にも、このバスの運転手らが遠くに行かないに見張ってあげるとか、ちょっとテンションが高い子を先生に代わって対応してあげるとか、そういう話も聞きました。そのような本来のバスの運転業務以外にも、そういう対応をしていた運転手らに対してはやはり敬意を表してリスペクトをするべきじゃないかなと思うんですが、このような運転手をやはり年度途中で切るといったことは何か心が痛みませんか。どうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

安全運転管理という面で考えてやっていますので、要するに役場としてちゃんとした管理ができていないということを一番念頭に置いています。その上で子供たちの安心安全ですので。

それと先ほどから答弁で言っていますが、任用職員について制度をまず御理解した上で言っていたきたい面もあるんですが、解雇でもありません。半年を雇用します。そういう意味もあります。

あと、任用職員については全てまた平等に扱うということで対応しています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

今年度の会計年度任用職員の採用については、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで使用するというような、そういう契約ではなかったんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 3時11分 休憩

午後 3時11分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

令和4年度は1年間の契約でした。令和5年度は募集しまして、応募があった4名に対して、令和5年4月1日から8月31日までの雇用期間であるということで応募していただいています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

すみません、ここもちょっと詳しく調べていなかったんですが、会計年度任用職員については1年間という縛りはなくて半年間、当初からそういう契約でという、この募集内容も大丈夫ということなんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

当初募集をかけた際には1年間の内容で募集をしています。募集をかけた時点では予算等いろいろ決まっていますので、まず応募を1年間ということにかけています。その後、予算が決まりましたのでその旨伝えて、応募してきた方々には伝えて、半年であるということでも承いただいたと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

やはり運転手の皆さんは、当初は1年間雇用してもらえんと思ってた矢先、この話が急浮上したのかなという印象を受けました。

ちょっと時間があるんですが、私の小学生の頃の話をしたと思います。私が小学生の頃、地域の行事で海水浴へ行ったりとか、そういっ

たのがありました。その中で地域のおじさんが小学生らを集めて、海で溺れないように見守ったり、海に入る前にしっかりラジオ体操をさせたりと、地域の子供たちを守る優しいおじさんがおりました。そういう地域のおじさんを見て、これから育っていく子供たちが、「私もじゃあ将来は、ああいうおじさんみたいに地域に貢献できる、地域の子供たちを守る、そういうおじさんになろう」と夢見る子供たちがいるかと思うんですよ。

今回、このバスの運転手の件に関してもそうなんですが、園外保育あたりで子供たちの安全安心を守る、そういうおじさんの姿を見て、将来地域に貢献しようというような子供たちがいてもおかしくないなと思います。

そこで北中城小学校、子供たちの夢を語るボードがあるんですが、ドリームウォール、こういったのがあります。1年生から6年生まで将来なりたい職業、こういったのを書いて、目標として小学校6年間頑張っていくかと思いますが、この中に将来そういったおじさんたちを見て頑張ろうという子がいるのかなと探してみました。

このように2年生の子なんですが、「洋服屋さん」とバスの運転手になりたい、こういう夢を掲げている子がいます。この子もやはり地域のおじさんたちを見て、将来ああいうおじさんみたいになろうと。北中城村愛にあふれている、そういう子が育っていると思うんですよ。

そういう地域の子を何とかしてあげようという、そういう善意で集まった大人の皆さん、運転手の皆さん、そういう方に対して今回の処遇はちょっと性急過ぎるんじゃないかなと思います。言ってみれば、そこに愛はあるのかということですよ。北中城村愛にあふれる方を採用して、雇用して、どんどん次の世代、次のリーダーをつくっていただきたいなと思うんですが、今後そういう地域の子のためにやってあげよう

とか、そういうような気概が見えるような方を優先的に採用するとか、もちろん安全安心は担保された上でなんですが、そういったところも考慮するような採用方法というのはあるんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

今おっしゃられている内容での採用の方法については、教育委員会の立場としてはお答えしかねます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

村長、どうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

採用基準というのがございますので、それなのとった採用の仕方ということになると思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

これから未来ある北中城村のために、「わった一わらば一、わった一学校」、こういう精神で北中城愛にあふれた子供たちを育てる上でも、今子供たちのために頑張ろうという大人をみんなで応援してあげてほしいなと思います。よろしくお願いします。

では、大卒3件目に移りたいと思います。40人学級へ増員の可能性についてですが、まずこちらは2番目の休職した教員はいるかというところの回答で、9名の休職者に対して全て補充がついたとのことでしたが、その教員の確保はどのように行ったのでしょうか。県教育委員会から新たな派遣等があったんでしょうか。お願いします。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

教員の配置については県のほうが人事権を持っておりますので、県から配置されてございます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

県のほうが人事権を持っているので、やはりいない分は県から再度、改めて派遣があったということですか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

臨時的任用職員という形での配置でございます。よろしくお願いたします。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。先ほども平安山議員からもありましたとおり、私も本村の教育行政といえますか、教員らに対する対応はよその市町村に比べてまだましなほうだと、そういううわさは聞いていて安心はしているんですが、しかし実際個別の教員に関してはやはり時間がない。あまりにも多忙過ぎる。この方たちも学校を離れば、一家庭のお父さんであったりお母さんであったり、そういうわけで家族との時間が取れないというのもよく聞かれる話なんですよ。

なぜ、じゃあこんなに忙しいのかというところで、教員の業務というのを再度見直し、洗い出したほうがいいのかと思うんですよ。不登校の子供、登校渋りの子、そういったことを教員、担任の先生が対応したりという可能性は

あるんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

やはり登校を渋るお子さんたちを預かるのは、担任がしっかり預かるということ言えば、担任が関わらないでいると、余計に不登校になっちゃうのかなという思いがあります。教育委員会といたしましても、やはり担任の分かっている中で、担任に押しつけるということではなくて、先ほど答弁にもありました様々な支援、あるいは学校職員全体組織として、チームとして全部でサポートしていくという形で今支援に当たっているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

おっしゃるとおり担任が対応したほうがやっぱりこの子にとってはいいと思いますし、ただ担任に押し付けるというわけでもないのも十分理解しております。

そのようにやはり担任が出ていかざるを得ない、そういうような業務もある中で、先生方は次の授業の準備だったりとか、その個別個別の子供たちの反応などを見て、この子には今どういう指導、この子にはどういう指導というのを日々模索していると思うんですよ。本当に多岐にわたると思います。

その中で最近入ってきたICT関係ですね、これもICT支援員の配置については職員1名を村で雇用して、各学校を巡回して対応に当たっているということですが、これは子供たちのみに対してでしょうか。教員に対して新たな教材、その活用方法、教員に対してのノウハウも教えていただけるのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

子供だけではなくて、教員の研修に関する事項、あるいはICTですとiPad等、この情報端末機器の操作、それからソフト関係、全てを賄っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

教員も本当に業務が多いですので、ぜひこのICTの先生も教員のサポートを十分にやっていただくようお願いしたいと思います。

あと、最後のほうの⑩のほうに行っちゃうんですけれども、この休職者の増加とか教員のなり手不足、その原因というのは教職員の業務過多が大きな問題ではないかなと思っております。

抜本的な改革が必要だと思っておりますが、先ほど説明では特に特別支援員、学習支援員についても例年どおりだというふうに聞いております。何か手だてを考えておりますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

先ほど答弁で現状の支援員等をそのまま継続して配置していくということで、それ以外の手だてに関しても、これでいいということではなくて、その時その時で、また教育委員会内でいろいろ検討してみたり、模索してみたり、探してみたり、ほかの情報を取り入れたり、もちろん検討は続けていきながら、もっとできるものはないかというところで、今後も検討を続けていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

先ほど平安山議員への回答でしたか、現時点では40人学級に戻すつもりはないというふうに教育指導主事の説明でした。

しかし、火のないところに煙は立たないといえます。これだけ新聞報道にもありますし、実際教員が足りない、教員のなり手がいない、教員不足というのは現実なところなんです。仮に40名学級となった場合に、その辺の対応も検討されておりますか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 3時24分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

今御質問のあった40人になった場合の対応ということですが、今現在、まだ結論は出ていませんが、学校長も40人になった場合の学級編制の案と、それから少人数がうまく行った場合の案と2本立てで今準備をしてもらっているところです。それを今現在、本当に日々調整しているような段階でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

やはりこのように報道されているとおり、40人学級への移行というのも十分起こり得るかなと思っております。

私の大枠3の質問、①のほうで35人学級になったときのメリットということをお聞きしたときに改善した点で、きめ細かい指導が行なえ、学力の向上に成果が出ましたという報告でした。今回そういう生徒数が増えることによって、そ

れについてはやはり後退するんじゃないかなと思っているんですが、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

生徒が増えたから学力が一気に下がるんじゃないかということですが、一概にそうは言えなくて、学級経営の方法であったり、指導方法を工夫するとか、そういう授業改善でもって可能性はありますので、一気に下がる、人数が増えたら学力が下がるというのはイコールしないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

私が危惧しているところは、全て今の教員不足というのは学校の先生方の業務過多、それを見た教育実習生の皆さんもこういう仕事はできないんじゃないかというところで避けて、教員のなり手がいないとか、そこにつながっていると思うんですよ。

2018年に遡るんですけども、埼玉県で小学校教員をしている田中まさおさん、その方が2018年9月に教員の無賃金、残業をやめさせたいとの思いから提訴した裁判があるんですが、これが2022年8月25日に東京高裁では給特法を、また給与の4%を与えることによって残業代が出ませんよというような、そういう内容なんですけど、給特法の制度を認め、その訴えを退けましたとありました。

そこで、教員の残業についてなんですけれども、認められた残業、授業の準備1コマ、1コマというのは45分授業の1時間です。この1コマ授業準備については5分、朝自習の準備、1回10分などなど、学年の花壇の管理、月1回10分。これはサボテンしかつけれないんじゃない

かなと思います。

その中で認められなかったことの例として、教材研究、保護者対応、不登校児の保護者に月1回の面談、これも認められない。児童からの相談、教室の整理整頓や点検、掲示物や作文のペン入れ、提出物の内容確認、ドリルやプリント、小テストの採点、ノートの点検や添削、週予定や学級だよりの作成、学校行事の準備、パトロール、授業参観の準備、これらが教員の認められなかったことの例として挙げられているんですが、これは我々が思っている教員の仕事ではないんですか。どうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

今挙げられているのは実際に学校現場の職員が行っている職務と私も認識しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ですので、教員の負担を軽減するためにもスクールカウンセラー、教員の業務を負担する事務のお手伝いをする支援員をお願いしたいと思えます。また、学校の……。

○議長（比嘉義彦）

正志議員、もう時間ですので早めにまとめてください。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。学校の改善については、ぜひこの資料を活用して頑張ってくださいよう、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（比嘉義彦）

答弁は必要ですか。

○4番（比嘉正志議員）

答弁はいいです。

○議長（比嘉義彦）

以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、明日17日の一般質問は会議規則第9条第2項の規定により、会議の開始時刻を変更し、午前11時に繰り下げて開くことにします。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後 3時30分 散会

令和5年第1回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 3 月 3 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和5年3月17日 午前11時08分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和5年3月17日 午後3時40分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	7 番 議 員		伊 集 守 吉			
	8 番 議 員		大 城 律 也			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事	島 袋 淳		
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第5号

令和5年3月17日（金曜日）

1. 開議 午前11時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
10	山 田 晴 憲	1. 子供達の安全安心について I. 学校現場について II. 学童保育・保育サービスについて III. 新型コロナウイルス感染症について
11	比 嘉 義 弘	1. 婦人会について 2. 村の建築土木等の業界について 3. 放棄車両等について 4. シルバー人材について 5. 公営墓地について
12	屋 良 朝 春	1. 陸上競技場について 2. 施政方針について 3. 熱田漁港の道路整備について
13	喜屋武 すま子	1. 役場庁舎敷地内（県道側）の植栽について 2. 40人学級と教師の働き方改革について

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前11時08分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

こんにちは。

それでは通告に従いまして、一般質問をいたします。

1．子供たちの安全安心について。

大きなⅠ．学校現場について。

1．学校に行けない（不登校）子供たちについて。

①学校に行けない子供たち数の現状詳細（内訳）を伺う。

②学校現場の支援体制の現状詳細を伺う。

③担任教師の教務過多は大丈夫か現状詳細を伺う。

④スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの現状詳細を伺う。

⑤今後の支援体制の充実強化の考え（計画予定）を伺う。

2．（幼小中校）各学校現場の（仮称）スクールサポートスタッフ等の支援体制の現状詳細と今後の支援体制の充実強化の考え（計画予定）を伺う。

大きなⅡ．学童保育・保育サービスについて。

1．学童保育について。

①令和5年度学童保育入所年齢別申込者数状況、最直近（3月6日現在）の詳細を伺う。

②各学童保育の年齢別利用定員数の詳細を伺う。

③最直近（3月6日現在）待機児童数の詳細（内訳）を伺う。

④令和5年度新設開所予定の学童保育の詳細を伺う。

⑤新設の学童保育で待機児童解消できるか今後の考え（計画予定）を伺う。

2．保育サービスについて

①令和5年度保育所（園）入所（園）年齢別申込者数状況最直近（3月6日現在）の詳細（内訳）を伺う。

②各保育所（園）の年齢別利用定員数の詳細を伺う。

③最直近（3月6日現在）待機児童数の詳細（内訳）を伺う。

④昨年末の保育施設の公募で待機児童解消されたか。

⑤認可外保育施設への支援体制の取組の詳細を伺う。今後の支援体制の充実強化（補助制度の見直し）の考え（計画予定）を伺う。

⑥保育士確保の現状の詳細と今後の考え（計画予定）を伺う。

⑦（仮称）保育所（園）（認可外保育施設含む。）学童保育合同連絡協議会の設置の考えを伺う。

⑧子育て世代の声を反映すべく、子ども会議構成委員の見直しの再考を伺う。

⑨（仮称）こども課新設の考え（計画予定）を伺う。

大きなⅢ．新型コロナウイルス感染症について

①5類感染症への変更に伴う村の取組について、詳細を伺う。

②5類感染症への変更に伴う弱者の皆さん（障がいのある方、高齢者）・妊婦の皆さんへの対策対応について詳細を伺う。

③後遺症のある方の現況の詳細を伺う。

④後遺症のある方への村の今後の取組（計画予定）を伺う。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

山田晴憲議員の御質問にお答えいたします。

1. 子供たちの安全安心についてです。

大きなⅠの学校現場については、教育委員会で回答をいたします。

私のほうからは、Ⅱ. 学童保育・保育サービスについての御質問にお答えしたいと思います。

1. 放課後児童クラブ（いわゆる学童クラブ）についてですが、①と②について。3月6日現在の村内の学童クラブの令和5年度の施設別定員数及び入所申込状況は、次のとおりでございます。

表側の項目として施設名、学童ふれあいクラブ、アリス学童クラブ、すてら学童クラブ、大空こどもクラブ、はにんずキッズ学童クラブ、しまぶく学童クラブ、第2しまぶく学童クラブ、麦の穂こどもクラブ、8つの学童クラブがございまして、それぞれの申込者数、そして受入超過数、あるいは受入可能数ということで付記してあります。これは大変な量でございますので、お目通しのほうをお願いいたします。

そして、③直近の待機児童数は把握しておりません

そして、④島袋小地区における学童待機を解消するため、小学校に隣接するしまぶく学童クラブの増築を検討しております。令和5年4月において緊急的な対応として民間施設を利用し受入れを行う予定であります。この対応により新学期においては待機が解消される見込みではありますが、令和6年度以降も待機が生じる可能性があり対応を検討しているところであります。なお、北中城小校区において、定員数を減した施設もあり、次年度に待機が発生することが予想されております。

2. 保育サービスについてですが、①の回答といたしまして、令和5年度の年齢別保育所入

所申込状況につきましては、次のとおりです。

0歳児65人、1歳児129人、2歳児131人、3歳児121人、4歳児121人、5歳児112人、合計679人となっております。

②の各保育施設の年齢別定員数につきましては、次のとおりでございます。

各保育所ごとに申し上げます。表側の項目で施設名、そして表頭の項目で0歳児、1歳児から5歳児、数字を読み上げます。喜舎場保育所、6人、12人、18人、20人、17人、17人、計90人。百登保育園、6人、12人、12人、18人、6人、6人、計60人。もりのなかま保育園北中城園、6人、6人、6人、12人、12人、12人、計54人です。アリス幼稚園、6人、24人、24人、29人、29人、29人、合計141人でございます。すてらこども園、15人、15人、15人、15人、15人、15人、計90人でございます。つなぐ認定こども園、12人、18人、24人、20人、18人、18人、計110人でございます。認定こども園ライカム煌保育園、9人、12人、15人、18人、18人、18人、計90人でございます。ピーターパン沖縄ライカム、2人、2人、2人、計6人。もりのなかま保育園喜舎場園、6人、6人、6人、計18人でございます。そして、新設の小規模保育施設で3人、8人、8人、計19人。合計いたしますと、0歳児71人、1歳児115人、2歳児130人、3歳児132人、4歳児115人、5歳児115人、合計で678人となっております。

③の保育所入所にかかる待機児童数についてですが、令和4年度待機児童数、0歳児で11人、1歳児で13人、2歳児でゼロ、3歳児で2人、4歳児でゼロ、5歳児ゼロ、合計26人でございます。

④次年度の保育所入所につきましては、待機が生じると見込まれております。

⑤について、認可外保育施設への支援体制につきましては、国や県の補助を活用した支援を継続して行ってまいります。具体的な補助事業

の実施に当たっては、各施設の意向を確認し実施してまいります。

⑥保育士確保の状況につきましては、次年度も保育士が確保できずに待機児童が生じることが見込まれております。村では引き続き独自の処遇改善助成を継続し、各施設の意向を確認し、各種補助事業を実施してまいります。

⑦保育施設と学童保育合同連絡協議会の設置につきましては、それぞれの課題も異なることから現時点では設置を考えておりません。

⑧現在の村子ども・子育て会議につきましては、子育て世代の意見を反映させるべく、公募による子育て世代保護者も委員として委嘱しております。次期委員の構成につきましては引き続き検討してまいります。

⑨（仮称）こども課新設につきましては、行政診断の結果を踏まえ検討されるものであります。

続きまして、Ⅲ．新型コロナウイルス感染症についてですが、①の5類となっても感染症には変わりないので、これまでどおり感染対策を心がけ、市町村の役割であるワクチン接種を実施いたします。

②高リスク者には、積極的なワクチン接種の呼びかけと感染対策に関する情報発信を続けていきます。

③新型コロナ感染症の後遺症に関しては、市町村では把握していません。

④新型コロナ感染症の後遺症についての御相談がある場合には、県の相談窓口のコールセンターへ御案内をするとしていますが、これまで新型コロナ感染症の後遺症についての御相談を受けたことはございません。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

続きまして、教育委員会のほうから山田議員

の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の子供たちの安全安心についての1点目の学校現場について、そして学校に行けない（不登校）子供たちについてお答えいたします。

①の不登校の人数でございますが、現時点での不登校として学校から報告がある児童生徒数は、北中城中学校で15名、北中城小学校で10名、島袋小学校で2名となっております。

②の学校での支援体制についてでございますが、児童生徒個々に応じて担任や生徒指導主任、教育相談担当、村雇用の支援員、さらには地域の方々のボランティアなど学校組織全体と地域の協力に対応しているところでございます。

③担任の業務過多についてでございますが、確かに現状の校務は増加しておりますので、各学校において現状及び実情に応じた校務改善を促しているところでございます。

④のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの現状でございますが、スクールカウンセラーは各学校を巡回し、各ケースに応じ児童生徒や保護者、担任の相談を行っております。また、スクールソーシャルワーカーも各学校を巡回し、児童生徒のケースに応じて福祉課や外部関係団体へつなぎ、支援を行っているところでございます。

⑤の今後の支援体制についてでございますが、今年度同様の支援体制を継続していく予定でございます。

2点目のスクールサポーターについてでございますが、スクールサポートスタッフについては、配置しておりません。

各学校の支援体制については、今年度同様の支援体制を継続していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

それでは最初から。1番の学校に行けない子供たちの件で回答をいただきましたけれども、学校に行けない子供たちの主なその要因と申しますか、分かる範囲内で結構ですから教えていただけましたら。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

学校からの報告で上がっている内容は、例えばコロナ不安、家庭の事情とか、その他いろいろありますが、ただ、それが入り混じっているような複数の状態の中で不登校に陥っているのが実情でございますので、こちらで数を把握するために割り振りしているということで、一つの理由があるということではございません。よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

参考までに、先生のほうでもお持ちになっているかと思いますが、令和3年度に文科省のほうから児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果ということでありますので、比較するわけではないのですが、ちょっと説明させていただきます。

不登校の人数というのは、これは全国規模になりますのでちょっと桁が違いますが、小学校の子供さんに関して申しますと8万1,498人、これは令和3年度です。それで中学生が16万3,442人です。合計で何と24万4,940人になるんです。ちょっと私もびっくりしました。それと

主な要因というのは、後でもお話ししますが、無気力、不安という項目と申しますか、そういう要因の子たちが大体半数を占めています。49.7%という数字が出ています。あとは小学生が、これも私は驚いたんですけども、77人に1人、各学年に約1人の学校に行けない子がいると。それで中学生に関して20人に1人、クラスに約2人、合計で39人に1人は大体学校に行けない子。そういう文科省の調査結果が出ています。主な要因と申しますか、べらぼうな24万の数なんですけども、学校に行けないお子さんが約22%ぐらいです。その要因としては、いじめとか、それから学校の先生、もしくは部活とか、そういうもろもろのことがございます。それで家庭に関わる状況ということで、この子供たちが大体13%ぐらいですね。それから本人に関わる状況ということで、先ほど私、無気力、不安ということをお話ししましたが、大体半数の49%、50%ぐらいです。ということで、かなりの子たちがそういう要因で、細かいことは、もしよければ後でおあげしようと思っておりますけれども、大変驚く数字でした。ということで、国のほうも調査結果を踏まえて、毎年右肩上がり増加の一途をたどっているんで、学校に行けない子供たちのその結果に対して国は大変危機感を持っていると。昨今の報道もあるかと思いますが、そういう事情になっています。

以上を述べて、また次の質問に移りますが、次、学校現場の支援体制ということで御回答いただきました。スクールカウンセラーもソーシャルワーカーもそうなのですが、現在の先生方の校務も大変かと思っておりますけれども、対象となる子供たちにどのような感じでアプローチされているか。これも分かる範囲で結構です。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

まず、登校してきたということで、その際にはやはり担任がしっかり温かく受け入れると。授業、教室に入れられないケースもございますので、そういう場合は保健室、もしくは相談室等で相談員が子供たちの対応をしていくということで、学校全体で空いている先生方も含めて、チームとして子供たちを不安にさせないように温かく対応しているというところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

今の質問とかぶってしまうか分かりませんが、3番目の担任の先生の教務が大変過多になっているかと思っておりますので、昨日も平安山議員でしたか、これも私は驚きましたけれども、現在学校で休職されている方が9人でしたか、それと80時間以上残業の方が令和3年で3人ですか、令和4年に1人と。そういう中でこういうところを踏まえて、コロナで大変かと思っておりますけれども、この辺も分かる範囲で結構ですので、日々担任の先生がどのような形で校務に当たっているか。ほとんどが子供たちとの接点かと思っておりますが、分かる範囲で教えていただけましたら。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

学級担任ということで限定していくと、やはり子供の時間を増やすための働き方改革を今推進しているところですので、例えば一緒に活動できる部分に関しては活動したり、あるいは支援員の方でできる部分に関しては支援員でやっていただくとか、そのように少し業務を改善しながら、できるだけ子供とともに活動できるようにという感じで担任の先生は日々やっております。学校といたしましても、ただ担任だけに

丸投げではなくて、例えば1日の日程表、週時程といいますますが、週の週時程の見直しを図ることで、放課後に少し時間が取れるようになれば、その時間で教材研究をしてもらったりと、学校全体で何かしらの改善を図って、それを教育委員会へ促してサポートしているという現状でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

私も直接ではないんですが、間接的にちょっと先生方を拝見させてもらっていますけれども、素人目に見ても先生方はいっぱいいっぱい、恐らくSOSを発信されているのではないかと。そういうことがとても危惧されていますので、答えいただきました。

次に、4番目のスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの件ですが、この辺も分かる範囲で結構ですので、どのような感じの勤務形態というんですか、隔日勤務になっているのか、常勤になっているのか、その辺と、あとはどのような感じで対象となる御家庭の方にアプローチしているのか。この辺も分かる範囲で結構です。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

県から配置されているスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの勤務時間は規則がありまして、1日6時間、1か月16日以内、年間176日以内という日数で決められて配置されております。

スクールカウンセラーは、本村に配置されて毎月水曜日に、午前中9時から12時が北中城小学校3時間、そして同日午後、残りの3時間を島袋小学校、1時半から4時半という形で配置

しております。そして中学校においては、北中城中学校では、木曜日に8時40分から12時40分の4時間、そして残りの2時間は、翌金曜日の8時半から10時半というふうに、1日6時間を割り振って配置しております。スクールカウンセラーは、もちろんその学校に行ったときには先生方、あるいは子供、保護者の相談を行っているということになります。

スクールソーシャルワーカーは、同じ勤務時間帯を月曜日が島袋小学校、火曜日が北中城小学校、そして金曜日が北中城中学校、そういう形で6時間ずつ学校を回って対応していただいております。水、木に関しては、また本人のボランティアも入ってきているかもしれませんが、関わりのお子さんの家庭を支援したり、福祉課との連携を図ったりと、お力添えをいただいております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。

想像どおりと言えば想像どおりなんですけど、この辺も後でお話ししようかなと思っておりますけれども、私的にはスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの存在が大きいのかなと。これは後のほうの質問の中にも入れようかなと思っておりますけれども、やはりいろんな症状の方がいらっしゃいますので、ぜひとも常勤という感じで、もちろん登用する方もなかなかいらっしゃらないというのは承知をしていますが、先ほど皆さんも驚いたと思いますけれども、全国で24万人、まだ増えるという、あまりいい予想ではないんですが、そういう傾向にある中でやはりこのスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの存在が大きいのかなと。

あと、これは私が知る中でなんですけれども、ほかにも見守り支援とか、積極的に関わる支援

という形で教育支援センターですか、行政の支援も当然入ってくるかと思いますが、そういうところもあるようです。

ちょっと私、質問していなかったんですけども、もしお分かりになれば、次の質問との関係がありますので。教育機会確保法というのがあるのですが、この辺、もし御承知おきしてましたら教えていただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

御存じでしたかということですが、存じております。不登校に対するガイドライン等を踏まえた法律ということで、印刷して持っていたつもりがちょっと手元にはないんですが、知っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

これも私も一つ、今度勉強させていただきました。教育機会確保法というのは例の、冒頭で質問させていただいています、学校に行けない子供たちのための、国のほうから支援の手を差し伸べるいろんなメニュー、もしくは組織等も含めて取り組みなさいという法律みたいなんです。内容はちょっと読み上げますけれども、誰一人取り残さない、学校に行けない子供たちの支援をしましょうと。それが教育機会確保法らしいんです。それで、もちろんちょっと抽象的な表現になっちゃいますが、ここの国の指導の中にはやはりいろんな症状のお子さんがいらっしゃいますので、学校に行けない子供たちのためにいろんな選択肢というんですか、そういうものを提供しましょうと。目的は申すまでもないんですけれども、全ての児童生徒の皆さんが、豊かに安心して教育を受ける学校であるべきだ

と。それと、先ほど言った個々の状況に応じて、国のほうも一緒になって応援しましょうと。言ったら切りがないんですが、安心して教育を十分に受けられるように学校環境の整備もしましょうと。その中に、先ほど私が質問しましたスクールソーシャルワーカーとか、スクールカウンセラーなども国の政策で補助という形で考えられているということの一つみたいです。ちょっと説明が申し訳ないんですけども。

次の質問は一番最後の質問になりますが、恐らく今後は大変かと思えますけれども、学校現場だけでは恐らく無理があるのではないかなと。そういう面で既に情報もお持ちかと思えますけれども、民を使ってといったら失礼ですが、民間のほうもかなりこういう支援でいろいろと動いておられるみたいですので、もし担当の先生のほうでその民間の支援の取組等で、何か情報でもお持ちでしたら教えていただけますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

こちらでは民間での支援をしている団体等の情報がなくて、すみません。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

すみません、ちょっと私も村内ではなくて別の市町村になっちゃうんですが、この辺も参考までに。

もちろん民間ということからして医療関係もその民間の中に入るものですから、医療機関の立場で心療内科とか、やはり精神的に症状のある方たちの治療行為というんですか、この辺も民の支援という形で。あとはホームスクーリングというんですか、自宅とか家庭教師の皆さんが勉強を教える場ということでおありになるみたいです。あとは山村留学という、これも民の

力を借りて山村留学。あとは、これは皆さんお分かりかと思えますけれども、フリースクールというものです。これも民の力を借りて、あとは復学支援とかですね。今、私が分かっている中では五、六点ぐらいなんですけれども。

そこで今、先生のほうから情報がおありにならないと言ったんですが、ぜひとも教育長にお聞きしたいと思っておりますけれども、現状はちょっと無理があるかと思えますけれども、今後も含めて、なかなか学校現場だけではこういう取組は無理があるのかなと。民の方たちも使ってといったらちょっと語弊がありますが、民の方たちとも一緒に連携して、ぜひとも……。この辺は他市町村も垣根はないかと思っておりますので、今後の希望的な予定でも結構ですので、もし教育長の立場で何かございましたらお答えいただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

ただいまの山田議員の御質問にお答えします。

不登校についてということですが、不登校の約24万5,000人、全国で2021年度発生しているということと、それから不登校の要因についても山田議員から何点か挙げてもらいましたが、今回過去最多の不登校が発生している理由においては、やはり従来から言われている無気力とか、遊び型非行とか、そういう部分とプラスチックの部分で、やはりコロナ禍の影響であったり、それから今、山田議員からありました選択肢が広がったということ。つまりフリースクール、受け皿、つまり学校以外の場でのそういう教育の場が広がってきている部分のところで学校に、以前から意図的に学校を外れて英語教育に特化したりとか、そういうフリースクールもございましたが、今はそうではなくて、やはり山田議員がおっしゃっているようななかなか学校に行けない子供たちのいろんなところ

が増えてきている部分のところも、一つの要因としてはあるのかなとも思っています。

今おっしゃるように、やはり不登校の場合は不登校の予防と、それから不登校になってしまった子供たちをいかにしてまた学校に向かうか、先ほどの言った教育機会確保法はそれに当たりますね。学校に来れない子供たちにも、学校に来ていないから教育できないではなくて、そういういろんな場面で教育を行うための法律かなと私は考えていますが、その二本立てがございまして、今までの、私たちが特に公立の学校でできる部分のところは徹底して、まずは不登校を未然に防ぐ。先ほどどんなアプローチがありますかというお話がありましたが、各学校には不登校防止プログラムというのがちゃんと策定されておりまして、2日休んだら電話をするとか、遅刻をしたら電話するとか、つまり不登校に入る微妙なその部分をしっかり学校がキャッチして、1週間休んだらこういうふうにはアクションを起こすとか、そういう細かなことも設定をして取り組んでいますので、まずは不登校を出さないというか、不登校になりそうな子供たちにしっかりとその時々支援をしていくと。その支援の中で、確かに山田議員がおっしゃっているように、学校の先生方では不十分といったらあれですね、やはり先生方の業務が多忙になる部分のところ、その辺についてはこれから学校が忙しい。私たち行政もそれを支援していかないといけないし、昨日の話ではありますが、ワッター学校ですので、やはり地域の皆さん方の支援もいろんなところでいただきたいと考えています。

昨日あった学校運営協議会も含めて地域の自治会とか、そういうところにも私たち教育委員は、民間ということもありますが、まずは地域の皆さんのお知恵とお力を拝借しながら、不登校だけではなく、いろんな場面で学校教育に支援していただき、そして学校の教職員の皆さん

とも地域が手を取り合って、学校運営ができればなと思っています。不登校からちょっと離れるお話もしましたが、今後、ぜひ地域の皆さんの御協力もいただきたいということでお話をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。

今せっかく教育長から言っていただきましたので、村長にもお願いしたいなと思っていますけど。

実は、県外では既にやっているみたいなんです。学校現場だけに丸投げということはないと思うんですが、先ほどお話ししました福祉課のほうも頑張ってくれていますので、そういう面ではぜひとも。いろいろと課題、難題、障害はたくさんあるかなと思いますけれども、不登校、学校に行けない子供たちについていいますと、いろんな家庭の事情もございまして、それから経済的にももちろん、いろんなこともありますので、ぜひとも村長が。県外では既に首長さんが舵を切ってと行ってしまっているのか分かりませんが、そういう面では全村的に、全庁的に、全自治体を挙げて取り組んで、そこで新たな発見ではないんですけども、そういう取組をやっている市町村もございまして、ちょっと勝手なことばかり言いますが、この不登校、学校に行けない子供たちが、私も少し勉強させてもらいましたら、いわゆる引きこもり予備軍、恐らく福祉課長が一番この辺は御心配されているのではないかと私は思いますけれども、将来の生活保護世帯の予備軍といえますか、増加にも恐らく影響するのではないかなと。

それと、先ほど私言ってなかったですか。自殺とか虐待等もかなりの件数ございまして、だから何も不登校だけの問題で学校に行けない子供たちの問題ではなくて、そういう面では全村的

に、全庁的にかかってくるのではないかと。もちろん先生方も御多忙、働き方改革とか、それから教員不足とかいろいろとございますけれども。

私、後になってしまいました。児童虐待の相談件数も、これは令和2年度のデータなんですけれども、件数が20万人余っているんです。それから児童生徒の自殺も、これは令和2年度のデータなんです約500人です。これも過去最多で、あまりいい話ではないんですけれども、後々、教育長がおっしゃっていた予防云々ではないんですが、恐らく右肩上がりという関係、学者のお話にはございます。ぜひともこの辺、決して対岸の火事ではありませんので。そこら辺、村長の施政方針を見まして、また皆さんと一緒に汗を流したいなと思っておりますけれども、福祉力の向上ですよ。それから、先ほど教育長もおっしゃっていましたが、地域で支え合う教育力の向上、村民の財産、安全安心を守る防災力の向上、村民の皆様にも耳を傾け、共生のまちの理念の下に、村民が主役のまちづくり。まさに、私はここかなと思うんです。そういう意味では突然の質問になりますけれども、この件については、決して待たはかからない。待たない。時間。もちろん簡単にできる代物ではないと思っておりますが、この辺、村長もいろいろとお時間がかかるかと思っておりますが、前向きなお言葉で結構ですから、お話しいただければありがたいなと。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいま教育長からも回答がござりますが、非常に多様性の社会、ダイバーシティとよく聞きますよね。そういう社会になっております。ですからいろんな思考、選択肢の多様、思考の多様、そして、いろんな行動の多様等がありますので。今、問答で気になりましたのは、その

ネットワークですか。それぞれの民間の機関、行政の機関、教育委員会、こういうネットワークをどう構築していくかということが非常に重要なことだと思います。今、山田議員の心配なさっていること。これは我々も当然、行政として心配でございます。学校でできないことを教育委員会、そして地域が関わっているいろいろなやっっていく。さらに、それで難しければ、また行政も加わってそれに関わっていく。そういう意味合いで、こういう教育力の向上、あるいは力になると思います。私は村の力は地域の力、また各種団体の力がそういうのを押し上げていくと思っておりますので、今おっしゃいました、どう関わっていくかといいますと、やはりネットワークの一員として行政も関わっていきたく思います。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。

時間は結構な時間を要するかと思いますけれども、この議場に福祉課長もいらっしゃいますので、ぜひとも一緒になって、できましたら我々議員も一緒に汗を流したいなと思っておりますので、ぜひともよろしく願います。

最後になりますが、この件でぜひとも言ってくださいというお話はなかったんですけれども、ちょっとこのことだけはお話しさせていただきますね。

前段でお話ししたことはたくさんあるんですが、私もこの件で何名か方の親御さんとお会いする時間がございまして、まだお会いして何回かしかならないんですけど、この親御さんが何をおっしゃるかなと思ったら、親子で幾度となく死にたいっていうこと。それをまだ私、お会いして何回しかならない方が、私もちょっと次の言葉が出てこなくてもらい泣きしちゃったんです。それで失礼なことも聞きましたが、先ほ

ど教育長のほうからソーシャルワーカーの方とか、スクールカウンセラーの方のお話をしましたけれども、私もちょっと返す言葉で、「スクールカウンセラーの方とか、ソーシャルワーカーさんにこんなお話ししましたか」と言ったら、「全くしていない」というんです。だからそういう面で、私も今この場で、このお母さんとお子さんがぜひ村長に言ってくれということをお願いしたのかなど。お話を聞いたらかなり葛藤されていて、どこに何を相談していったらいいのかなど。逆に相談してももう話を聞いてもらうだけで、全く解決が見つからない。そういうお話もされていて、ですから身近にそういう方がいらっしゃるのかなど。そういう面ではこういうこともございますので、また村長からお言葉をいただいているのか分かりませんが、この方が村長に託した言葉だなと私は受け止めていますので、ちょっとこの場を借りて今お話しさせてもらいましたけど、よかったら村長、励ましの言葉でもいただけましたら。突然の御指名、すみません。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

こういう命に関わることについて非常にセンシティブというのか、我々の精神的にも非常に細かい部分、琴線に触れるところがありますので、ある意味でこういうことについては専門家の相談を受けるとか、素人が逆に相談を受けてそれが逆効果になるとか、そういう部分もあり得ると思いますので、これは福祉課のほうで専門的な相談を受ける。資格を持った人たちもおりますので、そういう方々を活用してやっていきたい。私も経験がございまして、用地交渉の中で老人ホームに行ったら、老人ホームの七夕の短冊の中に「早く死にたい」というのがあったときは非常にショックでした。そういうことを解消するためには、やはり行政もそこに真剣

に向き合う必要があるかなと思っております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

突然の御指名で申し訳ございません。間違いなく伝えておきますので、ありがとうございます。

時間の関係でちょっと飛んでしまいますけれども、2番目の保育サービスの件でちょっと質問を先にさせていただきます。

いろいろと御回答いただきました。ちょっと飛んでしまいますが、4番目の保育施設の公募、解消されたかということで答弁いただきましたが、説明の中で待機児童が生じることが見込まれるという回答があったんですけれども、具体的にお答えできましたら。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

保育サービスについて、答弁書にもございますとおり、今年度、令和5年度の申込みについて、とりわけ1歳児の申込みが非常に多い状況にございます。各施設の定員数と比べてみましても乖離がある状況でございまして、現在入所調整をしている段階ではございますけれども、1歳児については確実に受け皿が足りないというところで、待機が発生する見込みとなっております。定員だけに限らず保育士が確保できないということで、定員枠を埋められない園も出てきておりますので、そういう状況から待機が見込まれるという状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。

それで次の質問であります、保育施設の公募で待機児童が解消されたということで、公募についての詳細を、お答えできる部分で説明いただけましたら。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

待機児童解消に向けて、我が村の待機の傾向といたしましては、0・1・2歳の待機が非常に多い状況がございました。それを踏まえまして、昨年子ども・子育て計画の見直しを行いまして、小規模保育施設、19名定員の0・1・2歳を受け入れる施設なんですけれども、そこを1園増やしましょうということでの回答をいただきましたので、それを踏まえまして村といたしましては、昨年末公募いたしまして、12月頭に2社の村内の認可外保育施設のほうから応募いただきまして、その選定を行った結果、そのまま村内の1事業者の方が採択されたということになります。その応募に当たっては、当初は令和6年4月1日までに開園ができる事業所を募集しておりましたけれども、今回採択いただいた事業所につきましては既に施設が整っているということで、今度の令和5年4月に受入れができるということでの採用となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。

ちょっと気になることが出てきまして、再質問になりますけれども、去る議会の答弁の中で認可化移行支援事業もその確保策の一つで考えると。そういう答弁がありました。それともう一つは、子ども会議の中で小規模保育園を増設すると。それで公募というお話がありました。この2点が若干どうなのかなという疑問が出て

きましたので、お答えできましたら。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

今回の小規模保育施設の募集に当たっては、希望があれば認可化移行支援を活用しての事業提案も可能ということで、各事業所のほうから令和5年度の認可化移行支援事業の採択に向けて、事前に意見を徴したところでございます。結果といたしまして、今回採択された事業所に関しましては、既に施設が整っているということがありましたので、認可化移行支援事業を活用せずに、そのまま令和5年4月に開園できるということでの事業となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

再度確認させてもらえればと思いますが、その認可化移行支援事業についての認識というか、見解というか、繰り返しになるか分かりませんが、事務方の皆さんのお考えを再度お聞かせいただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

認可外施設から認可施設に移行する際に活用できる補助金として、認可化移行支援という事業がございます。認可園になるためには、各市町村の判断にはなりますけれども、子ども・子育て計画において、認可施設をどれぐらい整備するという計画に基づいて、その中で認可外保育施設から認可化に移行する施設をどのように募集するかというのは各市町村の判断になるかと思えます。北中城村においては、今回小規模保育施設の公募を行うに当たって、認可化移行

支援事業を事前に県のほうとも協議して、活用できるような体制を取った上で公募を行いました。結果として、その事業は活用できなかったということではございますけれども、一日でも早く待機を解消するためには、今回の事業所の提案については有効であったかなと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

実をいいますと、私も以前担当をやっていたので、確認の意味でさせていただきましたけど。私の認識では、この認可化移行支援事業については課長が一番お分かりだと思いますけれども、指導監督基準を満たした保育施設を支援する認識であると私は理解してまして、それで担当課としては公正・公平が一番お考えになっているかと思いますが、認可化移行支援事業につきましては申すまでもなく、やはりお子さんの公費投入は随分違いますので、お子さんの平等という意味でこういう制度ができたのかなと。そういう意味ではぜひともと思いますが、今後も含めてちょっとその辺、一番は計画だと思いますけれども、お考え等の配慮でもいただきましたら。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

今後の見込みでございますが、先ほど答弁いたしましたとおり、保育士確保が課題にはなっておりますけれども、なお待機が発生する状況も見込まれております。次年度、令和5年度にまた、第3期の子ども・子育て計画に向けたニーズ調査を行ってまいりますので、その結果を踏まえて、北中城村は人口増加の傾向がございますので、さらなる保育施設の整備が必要であ

るかどうか、その辺の判断をした後に、その確保策の一つとして、認可化移行支援事業を導入するかについては検討になるかなと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

次の保育士確保の件と重なりますが、これも皆さんとも議論させてもらいたと思いますけれども、今はやはり保育士確保が大変だと。そういうことに一番担当課は難儀しているなど。先ほど言った県の指導監査基準もそうですし、あとは待機児童解消も、私はこれでもう解決、クリアするのではないかと。同時に、その保育士確保もそうですし、あとはちょっと私はこだわりたいんですけれども、やはり地元の方であるということ。その辺は再度お考えいただいて、これをやることによって子育て世代の皆さんが、一番公平・公正ではないんですけれども、もろ手を挙げて拍手を送ってくれるのではないかと。そういうことも言うまでもないし、子供さんの不均衡ではないんですけど、かなり認可、法人と認可外では雲泥の差ですので、そういう面ではその辺、もう一度お考えいただければありがたいなと思っておりますが、答弁は結構ですので、ぜひよろしく願います。

次に、これも予算委員会のほうでありましたが、認可外の公的な補助といいますか、その辺、今後なかなか予算が厳しい中で要求するのは酷かと思っておりますけれども、私的には担当課の答弁もいただいていたし、村長の答弁もいただいていたので、すぐには言いませんので、この辺、今後の御希望でも予定でも結構ですから、ぜひとも認可外の方に光を当てていただければなと思っておりますけれども、お答えいただけましたら。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

村長の答弁にもございましたが、認可外保育施設についても議員御指摘のように、子供たちの安全安心、それから平等にしっかりと保育を受けるための質の向上というのが非常に大切だろうと考えております。そのために活用できる補助金につきましては、我々といたしましても各園と相談しながら、ぜひ活用できるものは導入していければと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

たくさんあって申し訳ないんですが、村長もこの辺は御理解いただけないかなと思って、7番目の（仮称）保育所学童合同連絡協議会ですか、事務方の課長のほうから答弁いただいておりますけれども、この辺もお互い情報を共有する意味でも、私は時代の趨勢だと思っておりますので、繰り返しになりますが、皆さんで難儀しないで、難儀するんでしたら一緒に難儀しましょうよ。法人の方もそうですし、学童の皆さんもそうですし、認可外の方もいらっしゃると思っておりますので、その辺は御検討かと思っておりますが、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

村長のほうからも答弁がありました。まず学童と保育施設のそれぞれ持っている課題であるというのは若干異なる部分がございますので、一堂に会してという部分については、我々としては今現在考えていないということでお答えをしておりますけれども、各施設からのそういった情報共有の場が欲しいということであれば、

もちろんこちらとしては検討する考えはございますので、その辺についてはまた各施設とも意見を交換していきたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

お願いいたします。

最後になるかと思っておりますけれども、ちょっと飛んで飛んで、すみません。9番目の一番最後の（仮称）こども課新設の件ですが、これは村長になった後すぐおっしゃられましたので、すぐその新設に動くかなと思っていたんですけれども、最初の学校に行けない子供たちとの関係もございまして、これもいろいろと人事の面とか予算の面とかあるかと思っておりますが、真っ先にこっちに私は手をつけていただきたかったな。というのは、学校に行けない子供たちは、いろいろとお母さん方もそうですし、子供たちも、そういう面ではどこに何の相談に行ったらいいのかと。そういう面では大変お困りになっていると。それを解決することによって、恐らく担当課長が一番この辺は、今うなづいていただきましたので。ぜひとも早い時期に、（仮称）こども課を新設していただいて、一括してこちらのほうで解決できるようなその素地をつくっていただければと思っておりますが、時間とお金がかかると思っておりますけれども、村長のほうから御答弁していただけますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、その方向性で進めております。ただ、機構改革のほうで係を1つ増やすということでやまして、それから（仮称）こども課、そういうあたりの新設については次年度以降に実現できるように、令和5年度のほうで新しい係をつくって、さらに検討してまいります。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

よろしくをお願いします。

もう飛び飛びで最後になりますが、コロナの件で自分的には回答いただきました。コロナの件では一番担当の皆さんがお困りになっているかとは思いますが、一つだけ。ぜひとも情報を共有させていただきまして、それから繰り返しになりますけれども、難儀しないで自治会の皆さんもそうですし、社会福祉協議会の皆さんもそうですし、関係団体の皆さんとぜひとも情報を共有していただいて、村民の皆さんのための安全安心をぜひとも担保していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御質問の後遺症等については、その情報等がこちらのほうに出ておりませんので、今情報を共有したいということがございましたが、私どもが知り得る情報というのは、この件についてはございません。ただ、それ以外のことについての共有についてはやぶさかではございませんので、そのほうを御理解いただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 0時10分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

午前引き続き、一般質問を行います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

通告に従い、一般質問をいたします。

今回は少し項目別に5点ほど質問を考えまし

た。まずは婦人会、建築土木の業界、放棄車両、シルバー人材、最後に公営墓地等の順に質問を進めてまいりたいと思います。

1. 婦人会について。

新年度の3月議会においては若干多くなる点があるが、質問の傾向にありましたけれども、これから順次質問を進めていきたいと思っています。以前にも取り上げたが地域活動の中で婦人会活動は極めて大きな影響があると思います。

1. 村の婦人会（加入している婦人会）は幾つあるか。

2. 村として婦人会の活動をどう考えているか。

3. 婦人会の地域での活動をその地域ではどう評価されているか。

4. 地域懇談会は前政権時代から全く動きがないので地域懇談会を復活させて婦人会をテーマに議論してみてもどうか。

2. 村の建築土木等の業界について。

1. 前政権時代までは村内企業への発注状況は承知か。

2. 他自治体の企業から北中城村は草刈場とやゆされていたことを承知か。

3. 現在の建築、土木等の村内企業と村外企業の割合はいかがか。

4. 村内企業に発注すると心配だと評されていたが、今でもその考えは変わらないか。

5. 今後、村内企業に発注する考えはあるか。

3. 放棄車両等について。

この点も以前に取り上げたことだが、ごみ等の放棄は全村的に非常によくなったが、しかし放棄車両については依然として目につく。

1. 高速道路のバス停の近くにまだ何台か放棄車両がそのまま残っているように見える。

2. 放棄車両の移動についてはその後、努力はされたか。

4. シルバー人材について。

シルバー人材が動き始めて約1年ぐらいの経

過と見ているがその理解でよろしいか。

2. 現在会員は何名か。

3. その目標は達成されているか。

4. 需要と供給のバランスは取れ始めているか。つまり会員数と仕事の量であります。

5. シルバー人材の目標は高齢者の福祉の向上にあるが、その役目は果たしていると考えるか。

5. 公営墓地について。

1. 公営墓地はまだ必要と思うがその考えはあるか。

2. 駐車場の拡大。

3. お墓の増はということであります。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉義弘議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、婦人会についてでございます。北中城村婦人会については、喜舎場と仲順が字の婦人会として加入しております。

2番目の村として婦人会の活動をどう考えるかということですが、去る1月8日の成人式には新成人の要望に応え、給食で出されていた揚げパンの再現と提供を引き受けていただき、また、学校支援活動なども尽力いただき、村を支える大きな力だと考えております。

3番目の回答といたしまして、現在、組織されている字の婦人会の地域での評価については、調査を行っておりませんので分かりかねますが、各自治会活動の報告において各婦人会の活発な参加が確認できることから、地域においても重要な組織であると認識しております。

4番目の地域懇談会についてですが、地域懇談会は村の施策や地域の課題等を話し合う場であり、婦人会を特化した話合いは、地域懇談会の共通テーマにはなじむかどうか分かりませんが、地域からの要望があれば検討したいと思

います。

2点目の村の建築土木等の業界についてということですが、まず1番目の回答といたしまして、前政権時代の村内企業への発注状況についての御質問ですが、指名業者の選定に際しては工事内容や工事規模に応じた資格要件等を満足する必要があり、村外企業の参加もあり得ます。また、その結果として村外企業が受注することが多々あったものと理解しております。

2番目の回答といたしまして、他自治体の企業から草刈場とやゆされているとのことですが、直接話を聞いたことはなく、どのような意図であるかも含めて承知はしておりません。

3番目の回答といたしまして、現在の建築、土木等の村内企業と村外企業の割合について、令和3年度及び令和4年度（暫定）の受注実績としては、おおむね村内企業であると理解しています。

4と5の回答につきましては、村内企業に発注すると心配だと評されていたとのことについて、前村長がどのように考えていたのかは分かりませんが、前述したとおり適正な要件を満たす範囲において村内企業の優先活用を図っていく姿勢でございます。

3点目の放棄車両等について、1番目の回答といたしまして、令和3年度より当該敷地の放置車両について認知しており、過去には13台存在していたが、現在放置車両として4台認定しております。

2番目の回答といたしまして、敷地管理課である建設課と放置車両対応課である住民生活課において、定期的なパトロール及び警告文を貼り対応を行っております。

4点目のシルバー人材についてです。村シルバー人材センターは、令和4年3月に設立され1年を迎えます。

会員については、令和4年1月末現在の会員数は66名となっております。

3番目の質問から5番目の質問について、まとめて回答します。

村シルバー人材センターにつきましては、役員や事務局をはじめ関係者の方々におかれましては多大に御尽力いただいたことに感謝いたします。会員数、受注件数や金額ともに目標には届かないと見込まれておりますが、初年度の取組といたしましては、とても評価できるものと考えております。次年度からは現在の任意団体から一般社団法人への移行も準備されており、さらなる体制強化につながるものと考えております。今後も高齢者の社会参加を促進し、生きがいをづくりと福祉の向上へ寄与するものと期待し、村といたしましても支援してまいります。

5点目の公営墓地についてですが、1番目の回答といたしまして、令和4年度より公営墓地の供用開始を行っているので、需要があるのか見極めながら判断する必要があると思います。

2番目の駐車場の拡大についてですが、駐車場の拡大については、現段階では考えておりません。

それからお墓の増については、現状の公営墓地内には厳しい状況であります。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

まず、1番目の婦人会について質問を申し上げます。

婦人会について、以前にも取り上げてみたが、婦人会活動は地域活動の中で極めて大きな影響があるかと思えます。喜舎場でも婦人会活動はやはり大きな存在であります。

そこで質問をいたします。村婦人会は喜舎場と仲順だけのことですが、つい最近和仁屋と熱田が入っていましたが、その2か所が参加を取りやめておりますが、その理由はお分かりですか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

和仁屋と熱田の婦人会が村婦人会から抜けたということですが、正確な理由というのは承知しておりませんが、会員数の減少、あとそのリーダーである字の婦人会長の成り手がいないというふうに推測できます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

そのあたりをひとつ研究したり、もう一度調べ直して、その地域の皆さん方と話をし、コミュニケーションを取る。そういうことをやられているのであれば、決して村婦人会から抜けるということはないと思いますけれども、そのあたりの考えはありましたか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

これまで婦人会が解散というか、なくなった地域の婦人会の皆さんとのコミュニケーションというのは正直取れていないというのが実態なんですけれども、今後もし、例えば婦人会の皆さんとコミュニケーションを取ることによって結成であったり、あるいはほかのサポートが何かできるのであれば、話し合う場所をつくりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今回、婦人会について質問したいという動機の中の一つに、以前も私は質問したことがあるんです。そのときに教育委員会の生涯学習課は、「何とか一緒に行動してもらえませんか。あるいは考えてもらえませんか」と申し上げたときに、答弁が、ある意味高いところから見よう

な目線で見られる立場からすると、一緒に行動というか、あるいは自分たちが案を出してやるということは難しいかなという答弁でした。私にはそれはちょっと解せない部分があって、できたら何とか一緒に婦人会の皆さん方と、現在2か所あります。この2か所の皆さん方等も含めて、また地域の方々も含めて、生涯学習課と一緒に何か検討委員会のようなものをつくって話し合いを持ってないかどうか、それはどうですか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

婦人会につきましても、その会員数の減少とか、あるいは団体の廃止とかあちらこちら、本村に限らず、県内あるいは全国のほうでそういう話を聞きますけれども、実際その打開策というか、妙案がないのが現状だと思います。これについては働く女性の増加とか、あるいはライフスタイルの多様化でそういうものが影響しているのかなとは思いますが、婦人会に限らず、本村の各種団体はかなり、コロナも含めて、そのあたりから活動がちょっと弱まっているかなとは思っておりますので、そういった各種団体も、お互いがどうやったら向上できるかなというところで、村として関わるところがあれば、一緒にやっっていこうかなとは思っています。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今、課長の発言の中にもありましたけれども、私もそうかなと思うんですが、時代の流れとか、全国の流れとか、そういう要因が大きいのかなとも思っていますけれども、それはどうですか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

議員おっしゃるように、女性のライフスタイル

の変化とといいますか、昔でいえば男は働いて女は家を守るみたいなことがあったと思うんですけども、それ以外の女性の活躍も目覚ましいところでもありますので、ライフスタイルの変化ですね、これは世界的なものかなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今回の質問に当たっては、喜舎場が婦人会があるものですから質問してもいいのかなと思いましたが、やはり婦人会の存在は大きいんです。もう皆さん方も御承知かと思うんですが、婦人会がもし喜舎場になれば今の地域活動も少し停滞したのではないかと思います。そういう意味からすると、今ない地域がありますね。2か所だからあと12か所はないということだと思いますが、しかし、ない箇所でも相当地域では婦人会活動をやっているようですが、そのあたりは承知していますか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

各字で婦人会というような組織化されてはいないものの、あるいは子ども会とか、そういうお母さんたちが集まって字の行事等を手伝っているというところは承知しております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

もう一点、地域には婦人会はないけれども、しかし、その中に賛同して村に協力している人たちも結構いらっしやると聞いています。そのあたりの認識はありますか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

喜舎場区と仲順の字の婦人会として、これは今北中城村婦人会という組織になっていますけれども、その中に賛助会員ということで一緒に行動しているということは聞いております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

私もそういう意味からすると大きな心配はしていないけれども、やはり地域活動にとっては婦人会がどうしても必要だという組織に見えるんです。そういう意味で努力を惜しまないで一生懸命考えていただいて、何とか婦人会を増やす方法を考えてもらいたいなと思います。ない地域にはぜひまたお声をかけていただいて、あるいは婦人会と相談して生まれるような、派生するような形を取っていただければ幸いかなと思います。

先ほども申し上げましたが、婦人会の存在がいかにか大きいかと我々は身をもって知っているものですから、生涯学習課が担当だということもありまして、このあたりを真剣に考えていただければと思います。

次に行きたいと思います。

1月8日の新成人の要望に応え、給食で出された揚げパンの再現と提供を引き受けていただき、また、学校支援活動なども尽力いただき、村を支える大きな力と考えているとのことで地域の婦人会の仕事が増すこと、そのあたりについてはダブるかもしれませんが、考えていませんか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 1時49分 休憩

午後 1時49分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

議員おっしゃるように地域のほうでも、組織せずとも女性が地域においてかなり活躍して、大きい支えになっていると思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ありがとうございます。

それから、前政権時代から地域懇談会の動きは全く動いていないような感じがします。それを復活させて、そこで議題として取り上げてみてはどうかと。つまり、議題の中の一つとして婦人会だけに特化してやるのではなくて、その地域と皆さん方と、その中の一部として取り上げることはできませんか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

比嘉義弘議員の御質問にお答えします。地域懇談会の件なので、企画振興課が担当していますので。

まず、地域懇談会は、ここにも書いていますが、村のある程度の目玉的なもの。今はマイナンバーが普及しているとかという、村の全体に関わるものをまず村から報告して、意見を聞いて、その後に地域からの要望を受けて、それをまた回答していくという。その中で地域から婦人会の件について要望なり何かあれば、当然一緒に地域懇談会の中でやりますけれども、これに特化して、例えば喜舎場・仲順もある中で、その中で婦人会の話をしてちょっとずれてしまうので、やはり共有的なテーマとしてはちょっとなじまないのかなと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

そういうことであれば、ぜひ今ここにいらっ

しやる議員の皆さん方をお願いしたいのは、ぜひ地域の婦人会をテーマにして議論していただけないかと思います。

2番目に行きたいと思います。

村の建築土木等の業界について。これは世界ではなくて、業界についてということで質問いたします。

工事内容や工事規模に応じた資格要件等を満足する必要があり、そのために村外企業の参加もあり得るとのことで、結果として村外企業が受注することが多々あるが、最近では村内企業も受注することはありますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

当然その指名の中に入って、その中で競争いただく。その競争の結果として、村内・村外それぞれが受注する機会があるということになります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

実は私も商工会に当初からお世話になって、その中で建設業の皆さん方が常々不満を持っておられました。しかし、私は専門家ではないものですから、その内容は分かりませんでした。後で考えると、村内企業の建築土木業があまり受注に恵まれていないということだったと思いますが、ほとんど村外企業が、まあ、いろんな理由があると思います。規模の問題とか、あるいは内容の問題、技術の問題、そういうものがあると思いますが、そのことが少し足りなかったのかということで、あまり村内企業が利用されていない。受注する機会が少なかったということの愚痴があったことは企業の皆さんから聞けば分かると思いますけれども、そのあたりは

御承知ですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

私のほうにはそのような愚痴であるとか、受注ができなかったというようなお話を受けたことはございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ありがとうございます。

現在はどちらかというと、直接企業から耳にしますけれども、最近よく我が村内企業にも受注、発注があるということを知っています。そういう意味からすると、以前よりも発注が多くなったのかなと思います。

何でそうなったかということ、素人ながら考えると、これは長年いわゆる下請に甘んじていたけれども、下請の中でも技術を学んだのではないかと。技術とか、そういう知恵もつけたと思います。そういうことがあってからも相当努力をされて、村に対しての指名、あるいは発注の努力はされていたのではないかと思います、そのあたりの感触はどうですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

ここ数年いろいろ経験をされて、そういう実力をつけてきたということはあると思います。また、その発注の内容というものもその規模にもよりますので、ここ数年が比較的地元企業の枠にはまるような、資格要件としてはまるようなことが多かったのかなというようなことは考えられるということです。ただ、具体的に何かはどう変わったということではなくて、あくまでも今現状としての発注と村内企業の実力とがい

いようにバランスが取れてきているのかなという状況、そのように認識しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

課長、本当にありがとうございます。

先ほど草刈り場と申し上げましたけれども、これは村内企業が言ったのではなくて、村外企業のことが草刈り場になっていますねと。その意味がよく分からなかった。ということは、その草刈り場イコール、村外の企業に発注がたくさんあって、村内企業は少なかったのかなと。そういう意味合いだと思うのですが、草刈り場って聞いたことはないと言われていたようですが、そういう感触はありますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

直接そういう話を私も聞いたことはございませんし、ただ、村外だけで指名を組むとか、そういうのはほとんどないのかなと思います。あくまでも村内・村外混ざった中での指名競争があって、その結果として村外の受注が多々あったのかなというところでございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ありがとうございます。

毎年議会で皆さん方をお願いしているのは、村内企業優先発注ということでお願いしておりますので、また、我々もそれも決めてきましたので、ぜひ村内企業を大事にいただければと思います。

次に放棄車両について、以前もごみの問題と併せて放棄車両について質問をしましたが、特に高速バスの喜舎場バス停近くにはたくさんの車両、目に余るほどの放棄車両がありました。

今回13台から4台に減ったという努力がありましてすけれども、あと4台は残っていますけれども、それはなぜまだ残っているか御説明いただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

今現在北中城村内に、こちらの高速の近くだけではなくて、いろんなところにそういう放置車両がありますので、その辺を定期的にパトロールしながら、今回一応4台に対しては今警告を行っているところでございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ほかにもありませんかと。ここがちょっと目立つために、喜舎場のバス停が目立つために気が付くんですが、軽自動車ですから村の管轄ですよね。そういう意味からすると、前回の質問の中では9月までにはめどがつくというようなことがありましたけれども、手続は結構大変ですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

この放置車両については条例にのっとり、まず現場確認で2週間程度、そして警告を行って、そして次、警察への照会をかけます。そこからまた公告して半年ぐらいかけて、これでも見つからなければ廃棄物として認定してそういう手続を行いますけれども、今現在村内にある放置車両については、一応所有者も分かっております。そういう中で所有者にもそういう連絡等も行いながらやっていますが、なかなか今は進まないような状況でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

確かに車両番号もあるので持ち主は分かりますよね。そういう意味では意外とやりやすい処理かなと思います。

そのほかに目立つ地域とか場所とか、ありますか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

今村で放置車両として認定しているのが、北中城中学校付近、そして若松公園、そして徳洲会病院の駐車場の中にもあります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

その3か所は前回もありましたよね。たしか動いていないということで。ぜひそのあたりは早めに行動されてきれいにしたほうがよろしいかなと思いますが、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

やはり所有者も分かっておりますので、この所有者に早めの撤去を促しながらやっていますけれども、さらに、そういう中でどんどん増えてくるとまた手詰まりになってしまいますので、その辺は早めに対応していきたいと考えております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

確かに村民の中にはそういう神経質な方もいらっしゃるし、目立つと村が美しく見えないとおっしゃる方もいらっしゃるのです、ぜひそれは早めに処置されることを期待します。

ついでに一つ聞きますが、ごみ等の問題は今回こえませんが、ごみ等については問題

ありませんか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

不法投棄についても、もし村民からそういう電話等がありましたら、建設課等も含めて、早めに対応するように心がけております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

確かにごみ等については、あの怖い立て看板がありますよね。あれが活着しているのかなと思いますけれども、どうですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

そういう警告とか、看板等で普及啓発、その辺は効果が出ていると考えております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

よろしくをお願いします。

次は4番目にシルバー人材について質問いたします。

村のシルバー人材センターは、令和4年3月に設置され、約1年を迎えているようだが、私も会員になって少しずつ理解ができましたが、会員も66名のようだが、会員数の目標は何名ですか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

まず、お答えする前に答弁書において会員数、令和4年1月末と書いてございますけれども、令和5年の誤りでございました。おわびして訂正いたします。

会員の目標についてでございますが、当方といたしましては約100名を目指していたと認識

をしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

せんだって事務局長にお会いして、皆さん方の目標会員の数は何名かと聞いたら50名と聞いたんです。ところがせんだって100名ということだったので間違いなのかなと思いますけれども、その数字は100名でよろしいんですか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

会員の目標数については、何か明記して目標を定めていたというものではございませんので、あくまで当初の目標数として100という形を村としては認識していたところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今ちょっと聞こえなかったのですが、100名を目標にした、あるいはその前後を目標にしたということは、どういう意味からその目標数にしたか教えてください。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

この目標値設定については村が設定するものではございませんので、あくまでシルバー人材センターの立ち上げに際して、皆様方で決めたものだと認識をしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

確かにシルバー人材センターについては、コ

メントもあるようにうまく進んでいるような、途中経過ではあるけれども、そういう感じがします。我々も参加して、シルバー人材の目標というか、目的というか、単なる美化だけではなくて高齢者の福祉、幸せ、そういうものも実際目的に入っていて、それが達せられているのではないかと思います。私も年齢がその年齢になっているので会員になっていますけれども、若いときに話ができなかった、会話ができませんでした。今はそういう人たちと会って話ができるんです。これはシルバー人材に入ってこそ、そういう経験が得られたのかなと。同級生となかなか会えなかったけれども、そこで会うことによっていろんな昔話ができるという意味で福祉にも貢献しているのかなと思いますが、その感想はどうですか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

シルバー人材センターは就労だけではなくて、村長の答弁にもありましており、そういう相互交流も含めた会だと思しますので、そういう目的の一つかなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ぜひまた頑張ってくださいと思いますが、具体的に今度は入りたいと思います。

駐車場の問題ですが、この前のシルバーの仕事で分かったんですが、たまたまお墓の行事が3か所ありました。ところが3か所ではあるけれども、いわゆる駐車場がいっぱいだったんです。この調子でいくと、シーズンに入ったらとてもじゃないけど入れないなど。私一人ではなくてもう一人の方も言っていたので、今駐車場についてはあまり拡大は考えていないというこ

とですが、ぼちぼち考えたほうがいいと思うんですが、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時08分 休憩

午後 2時08分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

ただいま再質問でありました公営墓地の駐車場の件ですけれども、恐らく議員が見たときには、このとき地鎮祭と墓のお祝い、それが重なってそういう中で来客者の駐車場がなかったと思います。

今、公営墓地周辺にはそういう駐車場というスペースがないものですから、もし必要があれば、そういう中で周辺の公共施設、例えば植物資源化ヤード等を含めて検討していきたいと考えております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

議長、すみませんでした。シルバー人材の仕事の中にこういうことがあったので発言しましたけれども。

もう一つ聞きますけれども、需要と供給の問題、さっき言った会員のバランス等も含めていろいろ大変だと思いますが、需要と供給はまだだだと思いますけれども、そのあたりのことについては考えていますか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時09分 休憩

午後 2時09分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

需要と供給のバランスが取れているかという御質問に関しては、まだまだ立ち上がって1年目でございますので、受注できる業種というものもまだ限られている状況だと思います。そういう業種の幅を広げることによって、さらに受注できる枠が広がり、さらにはそれが会員の増にもつながると思っておりますので、今はまだ立ち上げの段階の1年目でございますので、これからだろうと認識をしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

確かに民間の仕事は意外と少ない。あるいは、開拓すればたくさん出てくるだろうと思いますが、これから可能性はあると思います。ただ、読谷村の場合にはどちらかというと、公的発注が非常に多いそうです。我が北中城村はそういう意味ではどうでしょうか。役所からの発注は多いと思いますか、それともまだこれから必要かと思いませんか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まず、公共の発注に対して受注できる体制が整えられているかという、いろんなクリアしなきゃいけない業務もございますので、その辺をまずクリアできる体制が整えられるかという部分、今現在まだそこをちゃんとクリアできない、それで発注に至っていない業務、行政からの業務等もございますので、そういうものを分析しながら、新たな法人化に向けた動きと併せて、さらに受注できる幅が拡大していければいいかなと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

もう一つ、予算の件ですが、ある程度バランスが取れて、村が関知しなくてもできるような状態になればいいんですが、それまでには大分時間がかかるということも聞いています。そういう中で補助についてはどう考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

令和5年度の予算につきましては約900万円余りと、さらには県の補助についても今事前協議を次年度の分も行っておりますので、ある程度それが見込まれれば、必要とする分の財政は確保できるかなと思っております。まだまだ会員数が66名ということで限られる中で、その中でしっかりと体制を整えていって、さらに業種の拡大によって規模が拡大できていければいいかなと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

公営墓地についても最後に出そうということでしたけれども、先ほど混乱してその中に紛れ込んで入りましたので、公営墓地についてはもう質問したと思っていますので、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

一般質問を続けます。

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

通告に従い、私から3点ほど一般質問を行います。

1. 陸上競技場について。

陸上競技場の建設について。本村には陸上競技場がなく、他の地域の施設を利用せざるを得ない状況もあり、村民から陸上競技場を造ってほしいという声が多く上がっています。昨年、PPP・PFIを活用した陸上競技場や災害時に防災拠点として活用施設もあるようです。本村でも今後、村民のニーズに踏まえて、PFI・PFIを活用し整備できる可能性があると思うがいかがでしょうか。

2. 施政方針について。

令和5年度の施政方針について。村長の施政方針に農業振興とありますが、今後の具体的な政策をお聞きしたい。

①農家さんは肥料などの物価高騰で経済的に厳しい状況にありますが、村政は農家さんに対する今後の支援対策はどのように考えていますか。

3. 熱田漁港の道路整備について。

前回も質問しましたが、白線の整備の進捗状況を伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

屋良議員の御質問にお答えいたします。

1番目の陸上競技場についてですが、陸上競技場の建設については、過去に東海岸地域において野球場などを含む複合施設が検討されておりましたが、災害への対処や事業費、土地の面積など様々な要因により現在のしおさい公苑の整備にとどまっております。本村の地形は起伏に富み大規模な施設を建設する場合の検討が限られることから以降検討がなされておられません。近年PPPやPFIなど民間資本を活用しスポーツを核としたエリアマネジメントが行われておりますが、求められる多機能かつ高収益となる施設建設にはさらに大規模な計画が必要となり、周辺に沖縄県総合運動公園など類似施設が多くある本村においては、民間参入を促すには

多くの企業から御意見をいただく必要があると思います。

2番目の農業振興についてですが、農家は肥料などの物価高騰で経済的に厳しい状況であると。村政は農家に対する今後の支援対策ということです。

現在、肥料価格高騰に対する村から農家への直接的な補助制度はありません。

今年度はコロナ交付金を活用して、肥料価格の上昇分を補填する制度の導入を検討しておりましたが、上昇額分の証明、確認が困難であることから、村単独での実施は見送っております。現在国からJAを通して農家へ費用増加分に対する補助金が支給される制度がありますので、相談いただいた場合にはそちらを案内しております。

村独自の支援方策としては、それぞれ交付要件や補助率等に違いはありますが、農薬購入、農業施設（簡易パイプハウス等）、農業資材（農業用ビニール等）について予算措置をしているところです。

また、一括交付金を活用したパイプハウスの導入に係る経費に対する補助金のほか、新規就農者に対しては、農業経営の安定を図るため一定期間事業費（生活費）に対する補助を継続的に実施してまいります。

専門的な助言を必要として要望される農家に対しては、営農指導員2名の配置を計画しており生産量の拡大について支援してまいります。

ほかに、間接的な支援方策といたしましては、さとうきび生産振興対策協議会やJA総合生産部会（野菜・花卉・果樹）等に対して補助金を交付し活動を後押しいたします。

農産物の出荷先の確保については、村アンテナショップおさい市場を農家にとっての安定した販路として活用していただけるよう、指定管理者とともに取り組んでまいります。

3番目の熱田漁港の道路整備についてですが、

熱田漁港の道路の区画線については、県において次年度の予算で計上されていると聞いております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、順に従って質問をいたします。

陸上競技場の建設について複合施設を検討されたが、以後検討されていないと答弁がありますが、今後また検討されるお考えはありますか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

社会体育施設の担当が生涯学習課となっておりますので、私のほうで御質問にお答えさせていただきます。

現在のところ、その具体的な計画等はありませんけれども、やはり非常に大きな施設でございますので、多額の財政措置が必要だと思っております。それで国のほうとしてもそういう支援をする場合には、例えば学校施設を改善して民間に開放するというようなことも必要だと。あるいは、民間活力を導入して収益性を上げなさいというようなところもありますので、こういうところも含めて検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、検討すると回答がありましたので、私から提案をいたします。

私、この間高知競輪場に行ってまいりまして、高知競輪場の施設はバンクと自転車競技場が一体化になっていまして、中に陸上競技場が入ってまいりましてバンク、自転車競技場があります。

下のほうには駐車場が約800台。場所がないと

の回答でしたので場所等、駐車場の確保も要らないと思いますが、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

これまでの検討の中においては、やはり北中城村は非常に起伏に富んだ地形で、平らな土地の広域な面積がなかったことから、これまで場所の問題が一番大きいというところで検討が途絶えたところもありますけれども、そういう高さでカバーできるというのであれば、それも検討の余地があるのかなと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ぜひよろしく願いいたします。

あと、Park-PFIを活用したらどうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

様々な見地から検討できればと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ぜひ調査し、検討よろしく願いいたします。

村長に伺います。村長は、村長選のときに公約で、「総合運動公園の整備を」とありましたが、その整備はどうなっていますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

北中城村の航空写真から大体2ヘクタール以上上回るような用地が必要と。そして、私たちの北中城村というところは、先ほど生涯学習課

長からもありましたが、起伏に富んだ地形。そしてもう一つ、いろいろ土地利用の制度が厳しい環境にあると。そういうところでハード部分の担当課のほうに、陸上競技場はどこに設置したらいいのか、適当な箇所があるのかどうか。そういうことを今検討してくれと申し上げているところで、具体的にどこに造る、どうして造るという話合いは持ち得ておりません。ただ、候補地として数か所挙げてくれないかということで話しかけているところでございます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ぜひともPPP・PFI、Park-PFIをうまく活用して、公約にも掲げていた総合運動公園の整備をぜひ実現してもらいたいと思います。

では、次に移りたいと思います。

施政方針で今後の農家の支援について伺います。農家の支援について、これまで支援をありがとうございます。答弁に生産量の拡大について支援してまいりたいとありますが、具体的にどのような支援ですか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

私のほうからお答えさせていただきます。

生産量の増加、特に農産物につきましては、季節ごとにその適した生産時期等もございますので、これからの季節に応じた、または需要、結局買ってくれる方がいっぱいいらっしゃる時期、これも品目によって、季節によって変わったりしますので、こういうものを見越した上で、私どもの課には営農指導員が2名、今年度も配属されているんですけども、次年度も配属予定であります。彼らに毎日各農家を巡回してもらって、こういう逆に売れる野菜を効率よく生

産していただけるような指導をもって、生産力の拡大につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ありがとうございます。

では、3年目を迎えるしおさい市場の売上げはどうなっていますか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

現在しおさい市場は、指定管理に移行しまして2年目が3月で完了しようとしておりますので、2年目の実績につきましてはまだ結果として出ていないんですけれども、2年前ですか、令和2年度のときのアンテナショップの生産物の取扱高と、指定管理に移って概略なんですけど、約3倍の取引額となっております。現在指定管理を民間業者に委託したということもございまして、販路の拡大等に力を入れていただいて、逆に取り扱える量自体の拡大も現在懸命に取り組んでいただいているところでございます。それをもちまして、農家への生産意欲の拡大にもつながっているものと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

私も頻繁にしおさい市場をよく利用しているんです。しおさい市場に午前中行くと野菜が山積みになっていまして、聞いてみると収納場所がない。今日も確認しに行きましたが、冷蔵庫はあるんですが、冷蔵庫の中もいっぱいだと。外と中にもう野菜が入らない状態になっていますので、その辺の対処の考えはありますか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

現在のしおさい市場は、議員の皆様方は御存じのとおり、平成27年ですか、アンテナショップとして再立ち上げたときから施設の大きさは変わっておりません。また、中における設備に関しても、冷蔵庫、冷凍庫とかの更新はそれぞれ必要なときにやってきてはいたものの、やはり経年劣化しているということも見受けられます。先ほど申し上げたとおり、取扱高が2倍、3倍になってきたので、大変施設としては手狭になっているというのを、私ども担当課としても実感しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、今後納品した野菜を収納する場所が必要だと思いますが、その拡大の方向性はありますか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

所管課といたしましては、施政方針にもありますとおり、できましたら拡大、拡充、こういうものに取り組んでいきたいという要望はございます。ただし、村の費用のみで対応するというのは費用的に難しいであろうということも実感しております。そのために国からの補助メニュー等も含めて、こういう予算措置をちゃんとやっていけるようなものを、メニュー探しも含めて今後取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、小さい八百屋さんも収納場所としてコンテナ冷蔵庫やプレハブ冷蔵庫を完備しています。これから夏に行くにつれて梅雨、台風等も来ます。保管場所、収納場所がないと農家さんも納品できなくなってしまうので、ぜひプレハブ冷蔵庫かコンテナ冷蔵庫を拡大のために、しおさい市場の空いているところに置いてもらいたいと提案しますが、どうですか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

昨年度より、こういう拡大・拡充の費用を含めて調査いたしているところでございます。今年度もできましたら予算としていただきたいということで財政部局、あと村長、副村長にもお願いしてまいりましたけれども、なかなかそのあたりの調整が難しいということで、実際今はまだ認められていない状態です。今後、令和4年度分の決算後ぐらいにおきまして、再度可能かどうかも含めて協議してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、村長に伺います。

村内の農家さんは高齢化していく中で、農家さんの負担軽減のために、しおさい市場の空いている場所に冷蔵庫をぜひ完備してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これまでしおさい市場について、かなり公共投資をしております。そして、当初は300万円から400万円ぐらいでしたか、それでまた3年

間で3,000万円、昨年度は1,300万円という補助金を出しておりますので、ただ、これ以上の負担となりますと以前の委託との、逆に指定管理をして高くなったというのものもあるものですから、そこは特定財源等も考えながら、ここに投資するかどうかについては検討させていただきます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

農家さんも高齢化していくために、負担軽減のためにぜひとも。あと、若手の事業継承者を増やしていくためにぜひとも。納品が多くなれば農家さんの収入も増えるわけなんです。ぜひとも今後若手が事業継承していく中で、また農家をやりたい、農家をやってみたいという方が増えていくために、ぜひとも拡大・拡充のほうをよろしくお願いいたします。

では、次の熱田漁港の道路整備について伺います。

県において決算度の予算で計上されているとありますが、いつ頃行われる予定か分かりますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

具体的にいつ実施するという、そこまでの情報は今現在得られておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

今の状態ですと白線がない状態で、優先であるべき道が優先ではない。事故ったときに保険が両方折半になる状態になっていますので、至急いつ頃行われるか聞いて、ぜひとも早急に対応してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず、白線が切れて見づらくなって、もともとの主線がよく分からないということなんですけれども、それはその状況に応じてきちんと運転マナーを守っていただく。安全運転を取っていただくというのがまず基本であると考えます。それを踏まえての対応になってくるということですので、個人個人がその現状に応じてしっかり安全マナーを守っていただきたいというところでございます。

それともう一点、そもそもここは県管理のところですので、我々がどうしなさいという話、我々はあくまでも村民の代表として県に要望をしているという立場ですので、それを我々が圧力をかけろとか、早くやれとかいうことは、そもそも好ましくない。あくまでも要望として、早めにお願ひしますという立場になっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ありがとうございます。

ぜひともさらなる要望を出して、早急にできるように申請していただければありがたいと思っています。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時35分 休憩

午後 2時53分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

本3月定例議会における一般質問も、私で最後となりました。それでは、通告に従いまして2点、一般質問をいたします。

1点目は、役場庁舎敷地内（県道側）の植栽についてです。

県道に沿う北中城村本庁舎・水道庁舎の役場敷地内（現在水道庁舎駐車場敷地、村歌の碑等置かれた花壇）に例えば北中城村のシンボルである村の花ランや村の木であるリュウキュウコクタンをもっと増やして植えるとか、村の花木であるブーゲンビレアなどを植えて、うるおいのある役場環境をつくってはどうか。村民や来客者を歓迎する雰囲気の花と緑でおもてなししたいものです。

村の出版物やパンフレット等に目をやると、緑豊かな北中城村、豊かな緑に包まれた村、緑あふれる由緒ある文化村などと銘打っています。これらのキャッチフレーズを踏まえ、役場庁舎周辺を花と緑で植栽しませんか。村長の所見を伺います。

2点目に、40人学級と教師の働き方改革についてです。

この件は県内2紙、琉球新報社、沖縄タイムス社も大々的に取り上げ、「先生が足りない」、「教員不足なぜ」と連続的に取り上げておりました。県民が注目しております。そこで本村はどうなっているのでしょうか、お聞きします。

イ、本村の各小中学校の学年クラスで現在1クラス35人を超える学級はありますか。現状の詳細を問います。

ロ、新年度（令和5年度）予想で1クラス35人を超える学級はありますか。

ハ、現在各小中学校のクラス担任の充足率は、何%ですか。詳細をお尋ねします。

ニ、正教諭と臨時任用職員の数を教えてください。

ホ、教師の働き方改革で北中城村独自の取組はありますか。

へ、村で療養を取っていらっしゃる教諭はおりますか。(人数でお答えをお願いします)

○議長(比嘉義彦)

村長。

○村長(比嘉孝則)

喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

1番目の役場庁舎敷地内(県道側)の植栽についてでございます。役場のイメージアップにもつながり大変よい考えだと思います。ただ、惜しむらくは建築最中とか、あるいは設計の段階、そのあたりぐらいで提案いただければもっと安くできたのではないかなと思います。

2番目の40人学級と教師の働き方改革については、教育委員会のほうで回答します。

○議長(比嘉義彦)

教育長。

○教育長(徳村永盛)

喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

40人学級と教師の働き方改革のイについてですが、本村内の1クラス35人を超える学級については、中学校で4学級ございます。

次にロの新年度予想で1クラス35人を超えるクラスは、新学期に向け、県からの教職員等の内示を受けまして、各学校の学校長が学級編制及び校内人事を進めているところで、今後も令和5年度スタートに当たって、学級担任未配置とならないよう県と調整を図ってまいります。

次にハの現時点での小中学校のクラス担任の充足率は、100%でございます。

次にニの正教諭と臨時任用職員の数についてでございますが、2行目の合計71名を85名に、訂正をお願いいたします。

現在の小学校の本務教職員は56名で、中学校が29名、そして合計85名となっております。

また、臨時的任用教職員は、小学校で15名、中学校で11名の合計26名となっております。

次にホの村独自の働き方改革についてでございますが、校務支援ソフトの導入や出退勤システムの導入などによるICTを活用した支援と、村雇用の教育相談員や特別支援教育支援員等の人材の配置による支援がございます。

次にへの療養を取っている教職員について、現時点で休職している教職員は9名となっております。

以上で説明を終わります。

○議長(比嘉義彦)

喜屋武すま子議員。

○10番(喜屋武すま子議員)

すみません、再質問をする前に、今教育長のほうで訂正がありましたが、ちょっと見逃したので、再度人数のところをお願いしてよろしいですか。ニのところだったと思いますけれども、お願いします。

○議長(比嘉義彦)

合計85名に訂正をお願いしますということで。

喜屋武すま子議員。

○10番(喜屋武すま子議員)

それでは、1点目について伺います。

まず、質問1点目の役場庁舎敷地内の植栽について、私の質問は植栽における方法論を質問しております。

当局の答弁は、役場のイメージアップにつながり大変よい考えだと思いますと答弁しておりますけれども、これはどういうことなのでしょう。非常に複雑な気持ちです。やると言っているのか、やらないと言っているのか。これは答弁をもうちょっと工夫したらどうかと、私個人は思っています。議会というのは論点を明確にして議論をする場所ですので、この答弁は適切でしょうか。役場のイメージアップにつながり大変よい考えだと思いますとおっしゃっていますが、それをフレンドリーに言ったのか、あるいは私の質問について対応していかないとい

うことなのか、お答えをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これについては、その問題を受けて大まかな概略図を描くと。そして、それに沿ってまた整備を図るということを考えているようですので、ただ、総務課としましては、これから前向きにそれについては検討いたしますということではあるんですが、まずは予算等の確保も今はございませんので、ただ、現段階でできることについては概略図とかそういうのを描けるということで、基本的には前向きに考えているつもりではございます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

私はどういう解釈をしていいか、本当に戸惑いました。ありがとうございます。

こちらのほうはいろいろ例えば地中下で何かを埋めてあるとかあるかもしれません。もしかして電線が通っているとか、あるいは水道の排水管が通っているものも一部にあるかもしれないけれども、根を張るスペースが狭くなるおそれもある。横に根が行くものとか、あるいは縦に行くものとか、いろいろあるんですね。確かに水道庁舎のところはコンクリートが敷かれて難しいということもあるかもしれませんが、でも大きな鉢だと私の家でも大きな鉢に実はパイヤを植えているんです。だから、やはり工夫次第でできると思いますし、役場の中には営農指導員とか、あるいは建築士とか、いろんな視点を持ったいろんな技師とか技術屋がいるわけですから、そういう人たちの頭脳も結集して工夫してやっていただけないか。全部ではなくて困難なところは、もちろんそれはやらなくていいんですけれども、花と緑で北中城村のイメージアップをするためにも、そして、村民が来て

花があるとうれしいんですね。人間というのはつい笑っちゃう。だから、そういう喜びも感じて、「役場に来ればお花も見られるね、いいね」とか、そういうのにもつながるし、私たちが行く先々、いろんな行政視察をしていても花と緑を結構植えている庁舎もあるんですね。この前、久米島に行きました。久米島では、久米島の高校生が久米島の空港のほうにたくさん鉢に、小さな鉢ですけれども、これにいっぱい花を植えて、いろんな花を植えて、もう本当にうれしいし、高校生も村に参加したというのがあるって、そこにちゃんと久米島高校って書いてあったんですね。この作品のところに。巨大な空港道路の道向かいにありまして、私も高校生たちが村にも参加していく、あるいは希望が持てる。空港に行けば自分たちの作品があるということで、それも一つの喜びになるし、例えば木を植えるにしても、こういう木を植えたい、こういう花を植えたいといった場合、村民に募集すれば恐らく来るでしょう。また、沖縄県の緑化推進協会からも、各字が役場を通して花をいただいていますよね。そういうところを利用するとか、草木などは村民に呼びかければ、皆さんが選定して「こういう花がいい、これが適切だ」と言えば、恐らく寄附する人も出てくると思うんですね。やはり自分の作品が役所のほうに植えられるというのは、村民にとっても非常にうれしいことなんですね。

また、北中城のほうではEMを活用したものを各公民に配っておりますので、それを活用して庭園を造ったりすれば、役所のSDGsの啓発にもつながると思います。それで役場のいろんな、さっき言われたような技師とか技術屋とか指導員とかがおりますので、その人たちの頭脳を使ってうのおいのある役場を形成していただけないかと思っておりますので、再度村長の御答弁をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

喜屋武すま子議員の御質問にお答えします。

今おっしゃられたとおり、公共施設が花と緑で豊かに飾られているというところは、非常に北中城村として好評を得ているようです。例えば中央公民館。中央公民館は木もしっかり剪定されていて、あるいは花もしっかり植えられて、中央公民館の植栽については大変いい評判を受けています。役場のほうは、今所管課の職員の方に、技術を持っている職員の方にその打診をしてみた。ただ、ちゃんと技術的にそれが可能なかということもありますので、ただ、今現在においては、提案のあったポットとか、そういうあたりでも対応できるのではないかと。もしそういうことであればフラワーポットとか、そういうのを整備して飾ると。植栽が可能なかということのも、まだそこは難しいところもあるので、必ずしもそれが植栽できるかどうかは分かりませんので、そこも確認しながらの植栽ということになるはずです。ですから、今のものについては簡易的なポットとか、そういうことは可能ですので、そのように今進めていこうと思っています。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

大変ありがとうございます。

いろんな作業の仕方があると思うんですね。こどもの国などに行けば分かるけど、斜面を利用してとか、あるいは三角形にしてそこに花をいっぱい植えるとか、沖縄市の運動公園に行ってもやり方がいろいろありますので、ぜひ研究なさって前向きにやっていただきたいと思いません。よろしくをお願いします。

それでは、次に教育委員会のほうに移りたいと思います。

イですが、本村の中学校で1クラス35人学級

を超えるのは4学級あるというお話でした。昨日の一般質問の平安山和美議員への答弁で明らかになりましたけれども、35人を超えるのは中学3年時の5組のうち1組が38人、3組が36人、4組が37人、そして5組が37人となっているという教育委員会の答弁でした。

沖縄県では小学校1年、2年時は30人、そして小学校3年から中学校3年までは35人を上限とした少人数学級を平成4年度にも実施されております。北中城村の場合だと、中学3年生ということで高校受験も控えていて、5学級のうち4学級は35人を超えているということなので、担任になった先生も大変だったと思うんですけども、幸いにも3年生は先週卒業式を迎えられて担任の先生もほっとしたのではなかろうかと考えております。

これは一応県のほうでは35人ということでやっているんですけども、北中城村の場合は3年生の4学級が増えたという、これは5クラスにしる6クラスにしる大変厳しいということもあったかと思うんですが、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

学校校舎の建築上は6クラスしっかり造られております。ただ、昨日の答弁にもありましたように、特別支援学級の増、特別支援学級で特に情緒のお子さんたちの対応を考えると、学級配置の数が少し足りなくなってきたというところもありました。やはり通常クラスと特殊のクラスがあまり近いと授業が全く成立しない状況もあったということから鑑みて、とりあえず3年生は学力もしっかりついていますので、少人数をせず、特殊学級に充てたというのが大きな理由になっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

分かりました。

次に口についてです。令和5年度のスタートに当たって、学級担任未配置とならないよう県と調整を図っているとのことですが、人数の確定というんですか、内示というのはいつ頃を予定されているのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

今年度中は3月24日付、これで一応確定でございますが、正式な確定になると4月になってからでございます。4月6日を予定しています。そこまでは調整がずっと続くようなイメージで、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

これは35人学級にとどめてほしいんですけれども、いろいろ各市町村の教育長も大変だと思ひますが、ぜひそこら辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

教育長、何かこれについて所見はございませうか。例えばこれは中頭教育事務所などで調整しているのか。どこら辺で調整、本庁なのか、またその内示という新聞紙上には管理職しか載りませぬので、私たち教員一人一人というのはほとんど分らないんですね。ちょうど教育委員会の皆さんのニュースみたいなものがあって、そこから出てくる転任とか昇任とか、あるいは異動とかって出てくるんですけれども、その時点では教員というのは分らないんですね。管理職は確かに新聞にも出てくるから分かるんですが、そこら辺も含めて教育長のお考えという

んですか、説明があればお願ひしたいと思ひます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

すま子議員の御質問にお答えいたします。

まず、教職員の異動内示については、県のほうが内示をいたします。もちろん私たちは中頭管内にありますので、中頭教育事務所を通して、私たちは各市町村への内示、そして私たちが各学校への内示をするという流れにはなります。そして、今議員がおっしゃっていますように、この教職員不足というのは全国的な問題というんでしょうか、そういう形になっております。ですから、教職員が過不足したときはどうするかということで、新聞報道でも県の教育長からの方針についての答弁もあって、新聞報道にもありますように、まず、年度途中にもありましたように、担任がいなくて二クラス畳んだとか、それから特別支援学級においても、特別支援学級の担任がいなくて複合的な学級にしたとか、そういういろんな形があり、それが当然そのことに対しては、その対応は違うのではないかとということも私たちは考えました。

本村は、今現在100%充足していて、欠員が生じたことは幸いにもなかったのがよかったなと思ひていますが、中頭管内でその話があったときに、4月の最初の入学式、始業式のときに担任がないということはどうしても避けないといけない部分であると。今、すま子議員がおっしゃったように、この40人学級の増になる部分については、昨日もありましたように少人数学級になったことで、非常に教育的な効果が出てきている部分もあります。それも私たちは十分分かっていて理解も示していますが、県のほうも。ただし、4月のスタートの時点で学級担任がいないということと少人数がまだいいということの、もう本当に天秤にかけるわけではな

いですが、子供たちにとってどれが一番この時期のときにベストかという部分のところで、県の教育長の方針があるように、もしかすると40人学級もあり得ますということで、私たちが事務所を通して連絡が行っています。

先ほど指導主事のほうから答弁がありましたように、日々その部分の調整をしていて、もちろん学級担任も含めて全て100%充足した形で新年度のスタートが切れるようにということで本当に県の、それから中頭教育事務所の人事の担当者は日々奔走して、過去に臨任をした人たち、それから言葉的にはあれかもしれませんが、免許は持っているけど教職員に就かなかった人たちにも研修会を県のほうは設けて、日々教職員の掘り起こしといいたいまいしょうか、そのように尽力していますので、そういう形で迎えられるのが一番ベストかなと思っています。

現状はそういう状況でありますので、先生方が不足している。その不足している理由については、それぞれで私たち教育行政を預かっている身も、それから地域の皆さん、保護者の皆さんについても、そのように十分理解をして示してほしいという願いはあります。先生方がいないからとかそういうことではなくて、それをどうやってカバーしていくかということについて尽力している部分については、県のほうも十分理解していただきたいと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

現実問題としては、そう対応せざるを得ないかと思っています。

実をいいますと、この教員不足についてですけども、琉球新報の2月25日付の新聞トップにあります、「教員正規割合減81% 全国最低増員追いつかず」となっております、教員が100%であっても、またその中身というのが

大事かと思うんですね。そこに正規の職員がいるか、先生方がいるか、あるいは臨任がいるかということのも大きな問題だと思います。教員不足があつてそういうことになってしまっているんですが、教育を受ける権利からしても、また先生方の雇用の安定からしても、やはり精神的に臨任だといつも不安なんですよ。ずっとそこに5年間いられるかという話にもなるので、臨任だからどこかに二、三年で行くとか、あるいは産休代替で来るとかという先生もいらっしゃるんで、本当に臨任の方はかわいそうなんですよ。

この新聞を見ますと、これは2022年の5月1日なんですが、「教員正規割合減81% 全国平均増員追いつかず」「沖縄県内の公立小中学校教員の2022年5月1日時点の正規率（定数に占める正規雇用の割合）は81.2%で、全国平均の92.2%を11ポイント下回り、全国で最も低いことが文部科学省の調査で24日、分かった。少なくとも10年間、全国最低の正規率が続いている。県は特別支援学級の増加を要因に挙げる。採用試験倍率が全国比で高い傾向にある一方、配置数が少ない教員定数の影響があるとみられ、教員不足の構造的な問題が数値に表れている」とあるんですね。だから、これは今に始まったことではなくて、前からこれはもうあるわけなんですよ。これはもう10年間になると言われているんですが、残念な結果ではあるんですけども、でも、現実には私たちは向き合わないと思うんじゃないかなと思うんですね。教育行政をする立場からすれば、そういう状況を書かれております。

現在本村においては、正規教員と臨時教員の数が先ほど述べられておりましたが、臨時的任用職員が小学校が15人、中学校で11人、合計26人となっております。正規・非正規の配置割合というのは何%になるんですか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

学校ごとに、北中城小学校本務教員が、教員数37名に対して25名ですので、67.6%。そして島袋小学校、21名の職員のうち18名が本務職員ですので、85.7%。そして北中城中学校、33名の職員のうち22名が本務教員で、66.7%の比率となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

これは北中城村にとどまらず、県内ではそういう現象が起きていると思うんだけど、東京都などは100%超えていますよね。それはもう異例のことだとは思いますが、やはりそうあってほしいと願っております。

教員不足の要因については、昨日教育委員会からも比嘉正志議員の一般質問のほうにも答弁がありました。その要因は、教職員の担う職務の内容の多忙化と複雑化と、それから退職者の増加、特別支援学級の増加や教員を志望する学生の減少、教員免許は取得したものの、教育者以外の仕事に就くということの成り手不足が原因であると言われていたということなんですけれども、これまでに沖縄県が引き延ばしというんでしょうか、それに対応しないというか、財政の問題もあろうかと思うんですが、第一義的には、これまで十分に正職員を採用してこなかったところにあるのかなと私は考えておりますけれども、教育委員会のほうはどうお考えでしょうか。私は第一義はそれじゃないかと考えておりますけれども、今問題が起こっているのも、沖縄県が採用してこなかったというか、人材の問題とかいろいろあったかもしれないけれども、お金の問題、予算の問題とか、正規を100%採用しなかったというのがあるんですが、

教育委員会の所感をお聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

所感とおっしゃっていますが、私ども市町村教育委員会には採用するであったり、そういう権限は全くございませんので、もちろん新聞報道等にあるように、議員がおっしゃるとおりであるかもしれませんが、私どもとしても権限はないということよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

次に、ホについてお聞きしたいとお思います。

村独自の働き方改革について、そちらのほうで答弁なさっておりますけれども、校務支援システムの導入とか、出勤とか退勤のシステムの導入によるICTを活用した支援と、それから村雇用の教育相談員とか、特別支援相談員等の人材の配置による支援があるということで、教育委員会内でも学校内でもかなり努力はなさっているということは認めます。

そのほかに何か改善するものはないでしょうか。あるいは今考えている、これから考えようとしていることがあったらお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

教育委員会として今後ということですが、これまでの体制、支援をそのまま維持するというのと、学校では私どもが配付している教員用のタブレット、校務用と授業用ということでもありますので、それを活用して教材研究がスムーズにいくとか、それにより時間短縮が図れるとか、そういうところは今後の活用次第ではどん

どん校務の改善につながっていくのかなと考えております。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

今の答弁のように、またそちらのほうも進めてほしいと思います。

実は先生方の働き方改革、それから非常に学校の中で忙しくて、子供たちとなかなか会話する時間もない、先生方ともお話しする時間がない。この前女性教員の方が、あまりにも話もできない。職員室に行こうとしたらすぐ時間になって行けないと。トイレに行こうとしたら、同僚と話そうとしてもなかなか話せないという状況のお話をなさっておりました。

それで一応参考になるのかなと思っているんですけども、今全国的に日課表の見直しということで下校時を早めに上げて、その数時間を確保したいということ、これが午前中の5時間授業ということ。これは栃木県の萱橋小学校なんですけど、それを試みているんですね。1人当たり月20時間程度まで時間外勤務を縮減したと。

そしてもう一つの学校は、静岡県の菊川市立小学校で午前中5時間授業を変更することにより、放課後に余裕が生まれ、教材研究をする時間が確保された。教職員がおおむね20分程度早く退庁することができるというのがあるんですね。

私、また宜野湾市立小学校で試みている資料もいただきましたので、ぜひこういうのも参考にして、そういう時間の使い方、配分の仕方とか、そうしたら先生方が休憩の10分間を取ればトイレにも行けるし、先生方と話もできる。それから教務室まで行くこともできるということで、ある方がこれを研究していて、自分の学校にも取り入れようという教諭がおりましたけれども。よければ、後ほど資料もまたコピーして

いただければと思います。

そういうことも全国的に広がっていているということもありますので、そういう時間の割り振りについて、見直しについて、日課表ですか、それも検討していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

日課表に関しましては、学校長が責任を持って作成するというございます。ただ、中頭地区の校長会であったり、県校長会などでも既に今の議員おっしゃるような日課表も工夫する必要がないですかという話も実際にどんどん出てきております。それで学校長がいろいろ工夫を凝らしながら日課表を作成したり、あるいは村の学力向上推進員でも始業時間を守るということで、今度は終わりの時間もしっかり守るという授業のプランニング自体もしっかり研究を進めていくというところで学力向上推進を図っておりますので、そういう工夫を積み重ねて、いいものができればいいのかなと考えております。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

ぜひこの提案についてもお考えになっていただきたいと思います。

次に行きます。

あと、へについてですが、療養を取っている教職員について、現在休職している方が9名いらっしゃるということなんですけど、この方たちは別として、これまで療養を取った教職員もいたのかなと思うんですけども、こういう方たちの中で学校にもう帰ってこないで退職したという事例などもあるのででしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

手元にちょっと資料がないんですが、振り返っても、本村ではこれまではそういう事例は聞いたことがございません。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

せっかく就職して、また療養を取られて辞めたという教員もいらっしゃるということを知ったので、北中城村にはそういう方はいないということに安心しております。

2月8日の沖縄タイムスの記事によると、記者が病休を取った方にインタビューをしているんですけども、この方はどうしてなのかといいますと、何でもできなければと自分を追い込み、不安だったと。同じ学年を持つ教師とうまくいかず体調を崩したという方もいたということがあるんですね。自分の思っていたことが言えなかった。あと別の方は、意見を言ったら否定され、気力がなくなったという方もいたようです。このインタビューの中でですね。だから、職場の中で大変皆さん、校長しかり、教頭しかり、各担任しかりで、本当に右往左往しながら、その非常にせわしい中でお仕事をして、子供にもなかなか向き合えないということがあるので。でも、それでも教師と学校長、教頭と一緒にスクラムを組んで、できるだけ話ができるように、忙しい中でもやってほしいんですけども。

ある校長は、療養を取られた人が初めて悩んでいることを知ったということもあったようです。だから、そういうことにならないためには、やはり職場は共感力だと思うんですね。相手の気持ちを分かって、今どういうことに悩んでいるのか。やはり観察するその観察力というんですか、それも必要かと思ひますし、お互いを思いやるという心も、せわしい中そうしなさいと

いうのも非常に難しいかもしれません。もしかしてね。自分のことで精いっぱいとか、これをこなさないと今日うちに帰れないとか、そういうこともあって、そういう環境の中で先生方はお仕事をしていますので、それでもやはり時間を持たせて子供たちと話し合う時間を学校の中では設けてほしいし、子供たちも不安になるでしょうし、先生が忙しいから話するのも控えるということもあると思うので、先生たちが子供一人一人と向き合える学校の教育環境を整えていただきたいと思ひますし、これから教員を目指す学生たちに希望の持てる、希望を与えられる教育環境整備をしてほしいなと思ひますが、最後に教育長の見解、あるいは指導主事でもよろしいですので、その見解を伺いたいと思ひます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

すま子議員の御質問にお答えします。

今の質問については、学校全体、教育行政全体の体制の問題と、また、それぞれの個々の学校の中における教職員体制の両方のことについてお聞きしているのかなというふうに思ひ、どちらのほうかなと考へていたものですから。

学校の中においては学校長、管理職である校長、教頭、それからミドルリーダーの教務主任とか、そういう学校の主になる皆さん方の会議もござひます。その中において、それぞれの学年の状況であつたり、それから一人一人の職員への気配りであつたり、そういうところを、特に管理者においては一人一人の健康状態のチェック。昨日もありましたが、勤怠状況であるとか、ストレスチェックであるとか、そういう部分も含めて、学校の管理者は子供たちの学力であつたり、人間的な教育の向上のためのそういう経営手腕もそうですが、やはり職員一人一人が元気でないと学校、子供たちが育たないとい

う根底がありますので、その辺については、やはり校長会等においても校長先生方、特に管理職の役割はそこもあります。一人一人、教職員の成り手が少ない理由はどこにあるのかというところも、私たち一人一人の現場にいる教職員、行政にいる私たちももっと真摯に考えて、その対応に努めていかないといけないのかなと思っています。

昔ながら、私も長年教員をやってきましたが、やはり私たちの時代も子供のためなら何でもやる。そういう雰囲気、先ほどの自分の本音がなかなか言えないというところも、そういう風土が根強くあって、そうではなくて、やはり一個人の、ある意味でいうと働き手であると。健全に長く自分の体、それから自分の家庭も顧みることができるような職場体制が築けると、また明日頑張ろうとか、そのように先生方がなってくれる学校を私たち教育委員会としても支援してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

北中城村のほうは、いろんなスポーツの面でも学力の面では非常にいい成果を出しておりますので、また子供たちがもっともっと健やかに元気でできるように、先生方と子供たちが本当に身近に感じて話せるその時間、会話ができる時間というのを大いに設けてほしいと考えておりますので、どうも御答弁ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって一般質問は全て終了しますが、議員の皆さん、そして執行部の皆さん、大変お疲れさまでした。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時40分 散会

令和5年第1回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 3 月 3 日						
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場						
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和5年3月24日 午前10時03分			議 長	比 嘉 義 彦	
	閉 会	令和5年3月24日 午後0時02分			議 長	比 嘉 義 彦	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 号	氏 名		出 席 等 別	議 席 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太		出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春		出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟		出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志		出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美		出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功		出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉		出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	7 番 議 員			伊 集 守 吉			
	8 番 議 員			大 城 律 也			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長			比 嘉 直 也			
	議 事 係 長			仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則		教 育 長	徳 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁		教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦		生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一		建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子		農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二		健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲		学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹					
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二					
議 事 日 程	別 紙 の と お り						

議事日程第6号

令和5年3月24日（金曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第15号	令和5年度北中城村一般会計予算について	委員長報告、質疑、 討論、決定
2	議案第16号	令和5年度北中城村国民健康保険特別会計予算について	〃
3	議案第17号	令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について	〃
4	議案第18号	令和5年度北中城村水道事業会計予算について	〃
5	議案第19号	令和5年度北中城村下水道事業会計予算について	〃
6	同意第1号	北中城村教育委員会委員の任命について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
7	発議第1号	北中城村議会の個人情報保護に関する条例の制定について	〃
8	決議第1号	閉会中の議員派遣に関する決議について	即 決
9		閉会中の継続審査及び調査の申し出	

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時03分）

日程第1．議案第15号 令和5年度北中城村一般会計予算について

○議長（比嘉義彦）

日程第1．議案第15号 令和5年度北中城村一般会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

一般会計予算審査特別委員長。

○一般会計予算審査特別委員長（喜屋武すま子議員）

それでは、文書を読み上げて報告に代えたいと思います。

議案第15号 令和5年度北中城村一般会計予算について。

令和5年3月6日、本委員会に付託されました議案第15号 令和5年度北中城村一般会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、3月7日、3月9日、3月10日、3月13日、3月20日、3月22日、3月23日に開催し、全委員出席の下審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長及び担当職員が出席しました。

質疑の主なものとそれに対する答弁について御報告申し上げます。

歳入、1款2項1目、固定資産税現年課税分が対前年度比で4,677万8,000円増額になっている主な理由はとの質疑に対し、令和3年度に固定資産税の評価替えを行ったが、新型コロナ特例措置により課税標準額が据え置かれた。令和4年度は新型コロナ特例措置が適用外となり税収増の実績見込みから予算増額となったとの答弁。

1款4項1目1節、村たばこ税が対前年度比で1,258万4,000円増額になっている理由はとの質疑に対し、令和4年度の売渡本数が昨年度と比較し増加する見込みであることから、令和5年度においても同様に推移すると見込んでおり増額となっているとの答弁。

16款1項2目1節、公園使用料の内訳はとの質疑に対し、公園使用料の歳入153万1,890円は、過年度の実績を基に算定しており、その内訳は若松公園約23万2,000円、しおさい公苑約117万5,000円、渡口多目的広場約10万1,000円のほか、電柱占用料金約2万3,000円となっているとの答弁。

16款2項5目1節、一般廃棄物処理手数料が対前年度比で97万7,000円の減額になっている理由はとの質疑に対し、一般廃棄物処理手数料2,084万円について、当時の予算計上時の指定ごみ袋販売数を鑑み次年度の歳入を積算している。令和2年度から令和3年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の状況から、片付けや断捨離等を行う家庭が増えその分指定ごみ袋販売数が増加していた。令和5年度計上については、当時の予算計上時までの村内における指定ごみ袋販売数は、前年度と比較して販売数が落ちており、実績をベースに積算した結果、歳入額の減となったとの答弁。

18款2項2目3節、シルバー人材センターの県補助金が1,000円になっている理由はとの質疑に対し、当該補助金は令和4年3月に設立された北中城村シルバー人材センターの運営に係る県補助金である。同補助金について県へ事前協議を済ませているが、補助額を含め未確定であったので、当初予算編成においては費目存置として計上し、県の交付決定をもって補正予算として計上していくとの答弁。

18款2項7目1節、沖縄振興特別推進交付金が対前年度比で4,524万1,000円の増額になっている理由はとの質疑に対し、新規事業として地

域通貨を活用した観光消費促進事業において観光振興基本計画策定を予定しており、交付金ベースで約1,200万円の増額となっている。また継続事業においても、事業の進捗を踏まえたキャンプ瑞慶覧返還地区等跡地利用推進事業が約700万円の増額、屋宜原地区避難道路整備事業が約1,700万円の増額となり、加えて北中城まつり活性化事業において、警備及びシャトルバス運行委託に係る経費として約300万円の増額、営農支援強化事業におけるパイプハウス施設整備補助に係る経費として約550万円の増額となったことが主な理由との答弁。

歳出、2款1項1目18節、総合事務組合負担金1億22万5,000円の積算内容はとの質疑に対し、沖縄県市町村総合事務組合負担金については、特別職、一般職、会計年度任用職員フルタイムの退職手当負担金を計上している。具体的な算定根拠は、各職員区分の年間給料総額に事務組合で定めた率を乗じて算出された額で、特別職636万8,400円、一般職9,112万6,660円、会計年度任用職員フルタイム272万9,502円、合計1億22万5,000円となっているとの答弁。

2款1項3目11節、窓口収納手数料が増加の理由はとの質疑に対し、マイナス金利政策等の影響で経営が厳しい金融機関は、経営改善を図るための手段として、公金の取扱いについて見直しが行われており、これまで免除されていた振替手数料を徴することとなったため、前年度比で783万円の増となっている。役務費内訳窓口収納等手数料82万5,000円、振込手数料782万5,000円となっているとの答弁。

2款1項13目14節、防犯灯設置工事費の設置件数はとの質疑に対し、既設電柱への添架の場合（灯具設置）で4灯程度、建柱含みの場合は1灯程度となるとの答弁。

2款1項14目18節、琉米歴史研究会寄贈資料整理負担金の内容はとの質疑に対し、令和4年度より実施している琉米歴史研究会から寄贈さ

れた資料整理事業。本事業は、両村協議により中城村が実施主体となって事業を進めることになったため、北中城村は同事業に対する負担金を支払う。（積算根拠）中城村は一括交付金を活用しており、中城負担割合の半分を北中城村が負担する。負担内訳として国費が8割、交付金が0.5割、中城村負担が1.5割で、金額が国費2,425万5,000円。中城村負担分454万8,000円。中城村負担分の半分の227万4,000円が北中城村負担。総事業費の内訳として会計年度任用職員4名にかかる報酬、期末手当、交通費等、資料デジタル化委託料約1,500万円との答弁。北中城村に関する資料はどれくらいあるのかとの質疑に対し、まだ確定していないが、写真として見れるものが十数点、ネガについては振り分けができてなく、フィルムについては本村の物の報告は受けていないとの答弁。令和5年度以降の事業計画はどうなっているかとの質疑に対し、この事業は令和8年度まで整理作業を行う。その中で情報収集目的で、令和4年に行ったような展示会を予定しているとの答弁。今後、資料の維持管理費についてはどうなっているかとの質疑に対し、維持管理費については、これから両村で覚書を交わして、細かいことも協議していくことを話し合っているとの答弁。協議があつての負担金支払いだと考えるが、まだ協議できてない理由はとの質疑に対し、資料が膨大で、保管方法、展示の仕方等、まだ話を詰めきれてない状況との答弁。

3款1項1目12節、生活困窮者支援等のための地域づくり事業委託料の内容はとの質疑に対し、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の国庫補助を活用し、地域における共助の取組を活性化させ地域福祉の推進を図ることを目的とし、令和4年度は村社会福祉協議会へ委託し実施していた。5年度当初予算においては当該委託料として609万2,000円を計上している。財源は国庫補助上限基準額に対する2分の1として

225万5,000円を充てている。具体的な事業内容は、コーディネーターを配置しボランティアの育成や支援、公民館等で実施している生き生きふれあい会・お茶のみサロン、防災をはじめとした各種講演会等の実施、心配ごと相談等の事業の実施を計画しているとの答弁。

同じく3款1項1目12節、障害者等の活動支援及び居場所づくり事業委託料の内容はとの質疑に対し、字渡口に所在する村地域ゆいまーる創造館において、障がい者が誰でも気軽に利用できるよう居場所の運営に係る事業となっており、委託料として715万6,000円を予算計上している。なお、今年度は同施設の指定管理者である北中城村社会福祉協議会へ事業委託し実施している。具体的な事業内容は、福祉サービス等につながっていない障がいのある方へ、地域活動支援センターあざみと連携し通いによる生活リズムの確立や、各種福祉サービスへのつなぎの役割を担う事業であるとの答弁。

3款1項3目10節、消耗品費（美寿きたなかぐすく）の内容はとの質疑に対し、美寿きたなかぐすくの事業については、国の市区町村別生命表において女性長寿日本一となったことを機に、県内外への本村観光PRを中心に活動し、元気で生きがいを持ち村民に健康長寿の目指すべきシンボルとしてその役割を担っている。当該予算の21万1,000円については、美寿の選出に伴う記念盾や活動に必要な消耗品を購入する予算であるとの答弁。

3款1項3目12節、敬老会イベント委託料の内容はとの質疑に対し、当該委託料については、毎年9月に開催していた村敬老会が新型コロナウイルス感染症の流行により開催できなかったことから、令和4年度は開催方法を見直し、村長ほかビデオメッセージを上映するなど感染対策に配慮し実施した。令和5年度においても、なおコロナの影響下にあることが予測されることから従来の集合型の敬老会を変更し実施する

ことを想定し、委託料として40万円を予算計上しているとの答弁。

3款1項3目12節、第9次高齢者保健福祉計画策定業務委託料の内容はとの質疑に対し、老人福祉法に基づく老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画で、3年に一度策定が義務づけられる沖縄県介護保険広域連合が策定する介護保険事業計画と一体の計画として策定されるものである。委託料として394万5,000円を計上している。具体的には、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査等を踏まえ第9次計画を策定するものであるとの答弁。

3款1項3目17節、老人デイサービスセンターしおさい運動訓練装置、機械器具備品の内容はとの質疑に対し、当該備品購入費については、字美崎に所在する老人デイサービスセンターしおさいのパワーリハビリ健康器具の更新に係る予算として、備品購入費365万6,000円を計上している。現在の設備は平成16年に供用を開始し老朽化のため器具の更新が必要な状況となっている。整備内容は、高齢者向け仕様のレッグプレス、ローイングエルゴメーター、アブダクションの各1台、計3台の機器の更新を想定しているとの答弁。

3款1項3目18節、北中城村シルバー人材センター運営補助金の内容はとの質疑に対し、昨年3月に設立されたシルバー人材センターの運営に係る補助金として969万7,000円を計上している。令和4年度の当初予算と比較し約230万円の増額となっている。主な内容としましては、事務局常勤職2名に加え嘱託職の増員、燃料費等消耗品、機械等修繕費等となっているとの答弁。

3款1項5目12節、食の自立支援事業委託料の内容はとの質疑に対し、独居や高齢者のみ世帯等に配食サービスを提供し、ヘルパー等による安否確認を行う事業となっている。委託料として1,444万3,000円を計上しているとの答弁。

具体的な内容としては、1日1回利用者自宅へ夕食を手渡しすることを基本とし、ヘルパー等による声かけにより御本人の様子を確認する事業となっている。利用料として1食当たり400円となっているとの答弁。

3款1項8目12節、ペアレントプログラム事業委託料の内容はとの質疑に対し、子育てに難しさを感じる保護者に対して、子供の行動の理解の仕方を学び子育てに自信を持ち、仲間づくりを目指して取り組む事業である。委託料として15万2,000円を計上している。委託内容としては、全6回シリーズのプログラム講師2名に係る派遣委託料となっているとの答弁。

同じく3款1項8目12節、障害者福祉行動計画策定業務委託料の内容はとの質疑に対し、障害者基本法に基づく市町村障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的に策定する業務である。委託料として367万4,000円を計上している。具体的には、障がい児・者を取り巻く諸課題を把握するためアンケートやヒアリング調査をし、その結果を踏まえ計画を策定するとの答弁。

3款2項2目10節、医薬材料費（新型コロナウイルス対策）の内容はとの質疑に対し、村立喜舎場保育所における新型コロナウイルス感染症対策に係る医薬材料費として81万6,000円を計上しているとの答弁。コロナ対策に係る当該経費については、財源として県より次年度においても対策費の補助を継続する旨の連絡を受けており、施設内の消毒に係る経費を予算計上しているとの答弁。

3款2項2目18節、保育士確保対策事業補助金の内容はとの質疑に対し、認可保育施設に対して保育士確保のための補助金として765万4,000円を計上している。財源は9割の県補助を充てている。令和5年度の事業内容としては、保育士の業務負担を軽減するため年休取得代替

及び休憩代替に係る保育士の雇用費用を助成する保育士負担軽減促進事業、保育士の確保のため県外から誘致した保育士の引っ越し費用等を助成する県外保育士誘致支援事業となっている。いずれの事業においても村内施設より希望を徴し予算計上しているとの答弁。

3款2項2目18節、新すこやか保育事業補助金の内容はとの質疑に対し、認可外保育施設における児童の処遇を向上するための事業の補助金として240万円を計上している。財源は、県の一括交付金事業として行われる認可外保育施設保育サービス向上事業補助金として9割を充てている。補助内容として、認可外保育施設における給食費、児童の健康診断費、賠償責任保険料、調理員の検便検査費用の助成となっているとの答弁。

同じく3款2項2目18節、認可外保育施設研修事業補助金の内容はとの質疑に対し、認可外保育施設における保育に必要な用具の充実等を支援することにより入所児童の処遇向上及び保育の質の向上を図るための事業の補助金として228万円を計上している。財源は、県の一括交付金事業として行われる認可外保育施設保育サービス向上事業補助金として9割を充てているとの答弁。

3款2項4目18節、放課後児童健全育成事業内容はとの質疑に対し、当該補助金8,178万6,000円については、村内の放課後児童クラブ（いわゆる学童クラブ）の運営に対する補助である。また同じく放課後健全育成事業360万円については、村内の学童クラブに新型コロナウイルス感染症に係る補助金であり、臨時的に交付される補助であるため予算の説明を分けて計上している。放課後児童健全育成事業に係る財源として国・県ともに3分の1の補助を充てているとの答弁。

4款1項3目19節、出産・子育て応援交付金の内容はとの質疑に対し、令和4年12月補正で

予算措置した新規事業である。全ての妊婦・子育て家庭が、安心して出産・子育てができる環境整備をする一体化実施事業であり、親子手帳を発行する妊娠届出時から出生届出後の面談までの伴走型相談支援の充実と出産応援ギフトとして親子手帳交付時に保健師等と面談実施後の5万円ギフト支給及び出生届出から約2か月後の2か月児訪問までの面談実施後に5万円ギフト支給する子育て応援ギフトとなっている。令和5年度の対象者は、出産ギフト5万円×165人＝825万円、子育てギフト5万円×165人＝825万円、合計で1,650万円であるとの答弁。

4款2項1目12節、資源ごみヤード移設業務委託料の内容と移設先等はその質疑に対し、現在使用している資源ごみヤードは北中城高校入り口付近にあるが、令和5年7月頃から建設課で、渡口護岸の改修工事を予定、その際に工事業者が現在のヤードを使用するため、資源ごみヤードに設置している既存のコンテナの移設費用となっている。移設先は、高速道路の喜舎場トンネル付近の村有地を予定しているとの答弁。

4款2項1目17節、資源ごみ収集車両購入費、1トントラックの購入めどはその質疑に対し、資源ごみ収集車両購入費327万1,000円は、資源ごみ収集車の老朽化により修繕の頻度が多く、収集業務に支障を来すことから、車両購入の予算である。令和4年度は仕様においてダンプを考慮していたことから、年度内に納車できないことも踏まえ、仕様も含めて納車までの時間も要するため、現在、1トントラックを取り扱っている業者へ、随時各社へ見積りの依頼を行いたいとの答弁。

4款2項1目18節、中城村北中城村清掃組合負担金が対前年度比で2,407万4,000円増額になっている理由はその質疑に対し、中城村北中城村清掃事務組合負担金増の主な要因として、電力市況の悪化や電力需給逼迫等の様々な理由で電力調達価格が高騰し、令和5年度清掃事務組

合においても4割増しの電気料金を見込んでいることと、薬品原材料費の高騰から負担金の増額となっているとの答弁。

5款1項3目18節、負担金（地域おこし企業人）の活動内容はその質疑に対し、地域活性化企業人の業務活動については、村が計画している農を活かした健康・福祉の里づくり事業に民間企業で培ったノウハウを活かしてもらう目的で、総務省の地域活性化起業人プログラム制度を活用し民間企業職員を外向という形で受け入れている。先述した事業計画は「農住・農福・食農・農観」連携による健康長寿の村づくりを推進するもので、再生資源を活用した農産物生産などを一連の施設でパッケージ化して展開していくことを目指している。令和3年度4年度までの活動としては、同計画全般について従事してもらっており、特に地元自治会及び住民向けの事業説明や先進地視察調査などの情報収集を含め、第二段階整備事業に関する補助メニューの調査や琉球大学と北中城村で実施した連携講座も担当してもらった。令和5年度についても、同業務内容を継続して実施してもらおうと考えているとの答弁。

6款1項2目18節、北中城まつり活性化委員会補助金が対前年度比で305万6,000円増額になっている理由はその質疑に対し、主な増額理由は、まつり会場と臨時駐車場を結ぶシャトルバスの増便に係る大型バスチャーター費の増額とまつり会場周辺の交通誘導をこれまで動員を行ってきたが、ピーク時に車両が会場周辺に殺到し、危険を伴うことから、来場者等の安全面を考慮し、雑踏警備員の配置を検討しておりその分の増額となっているとの答弁。

6款1項3目12節、観光誘客プロモーション事業委託料の内容はその質疑に対し、観光案内所の運営業務が365日、北中城村観光ポータルサイトきたぽやSNS等での観光情報や特産品の発信、観光イベント実施によるプロモーション

ン活動、ビックデータ収集、分析による観光動向調査、観光ガイドを養成し観光ポータルサイトきたポでガイドと観光客とのマッチングサイトを構築、ツーリズムEXPOジャパン2023大阪府への出展との答弁。

6款1項3目12節、ウエルネスリゾートツーリズム推進事業委託料の内容はとの質疑に対し、城ヨガ、がんじゅうフラ等のウエルネスイベントの開催を年2回実施予定、味噌づくり、酵素ジュースづくり等のウエルネスワークショップを年5回実施予定、5月に東京ビッグサイトで開催される国際ウエルネスツーリズムEXPOへの出展を暮らしの発酵ライフスタイルリゾートとの共同出展との答弁。

6款1項3目12節、地域通貨を活用した観光消費促進事業委託料の内容はとの質疑に対し、村内宿泊施設での宿泊客への地域通貨事業、それを宿泊施設でチャージされた地域通貨が村内店舗でどう消費されたかを集計分析する事業、また北中城村観光振興基本計画の見直し事業の3本を一括事業として予定していたが、当初予算では観光振興基本計画見直しのみ予算化をされているとの答弁。

7款2項2目12節、村道仲順屋宜原線予備設計業務の内容はとの質疑に対し、今年度実施中の概略設計に引き続き、具体的な検討を行うため、現地測量、国道取付部を含む予備設計、大型構造物が想定される箇所の土質調査（ボーリング等）等を想定しているとの答弁。

9款1項2目1節、産業医報酬の内容（人数）はとの質疑に対し、村立小中学校における産業医で1名の医師に委嘱しているとの答弁。

9款1項2目18節、北中城村校務研究会補助金の内容はとの質疑に対し、北中城村校務研究会補助金は、学校運営上の諸問題について研究し、村教育の充実発展を図ることを目的に、村立幼小中学校の校長・教頭及び教育委員会指導主事で構成する研究会への補助金となっている

との答弁。

9款1項2目18節、検定受験料補助金の内容はとの質疑に対し、検定受験料補助金は、村立小中学校の児童生徒に対し、英検・英検ジュニア・漢字能力検定・数学技能検定の受験料を半額補助するものであるとの答弁。

9款2項1目1節、学校事務用務員、特別支援員、学習支援員、コンピュータ指導員、学習・教育相談支援員の会計年度任用職員の人数はとの質疑に対し、各種会計年度任用職員の配置予定は、学校事務用務員及び学習支援員は、各学校1名の合計2名ずつ、特別支援員は北中城小学校7名・島袋小学校4名合計11名、コンピュータ指導員及び学習教育相談支援員は各1名となっているとの答弁。

同じく9款2項1目1節、スクールバス運行業務会計年度任用職員の報酬が対前年度比で387万9,000円減額になっている理由はとの質疑に対し、12節の運行委託料と併せて御説明する。令和5年9月、2学期から運行予定の小学校遠方地域への登校時バス運行を実施するに当たり、継続的に安定的な事業運営を行うため、運転手業務を民間へ委託することから、スクールバス運転手の報酬については7か月分減額し、委託費を新たに計上しているとの答弁。

9款2項1目10節、修繕費（児童用情報端末）の内容はとの質疑に対し、GIGAスクール構想に基づき令和2年度に整備した児童1人1台のタブレット（iPad）が故障等した場合の修繕費用であるとの答弁。

9款2項1目12節、学校施設維持管理（剪定・除草・営繕）業務委託2件の内容はとの質疑に対し、学校敷地内の剪定や除草、また軽易な修繕等を委託する経費で、北中城小学校・島袋小学校それぞれ50万円計上しているとの答弁。

9款2項1目12節、小学校スクールバス運行委託料の内容はとの質疑に対し、小学校スクールバス3台分の運行前後の車両点検、小学校登

下校運行3回、幼稚園登下校運行2回に係る経費として、月額118万8,000円税込みの7か月分で831万6,000円となっているとの答弁。

9款2項2目19節、要保護児童、準要保護児童、小学校の人数はとの質疑に対し、令和5年3月1日時点で、要保護4名、準要保護281名の児童が認定されているとの答弁。

9款3項1目1節、学校事務用務員・特別支援員・学習支援員の会計年度任用職員の人数はとの質疑に対し、各種会計年度任用職員の配置予定は、学校事務用務員及び学習支援員は1名、特別支援員は4名となっているとの答弁。

9款3項2目19節、要保護生徒、準要保護生徒の人数（中学校）はとの質疑に対し、令和5年3月1日時点で、要保護2名、準要保護156名の生徒が認定されているとの答弁。

9款5項1目7節、学校部活動地域移行外部指導員報償費の内容はとの質疑に対して、学校部活動の地域移行の取組として、部活動指導員の導入を順次進めていくための報償費。令和5年度においては、補助金交付の決定を受け正式な人数が確定するが、まずは先行して5部活動の指導員確保を目指す。積算根拠として、時給及び労働時間数については国庫補助の上限を適用。補助金は国1/3（56万円）、県1/3（56万円）、村1/3（56万円）、1,600円×6時間×年35週×5人で168万円との答弁。

9款5項1目12節、海外短期留学先視察委託料の内容はとの質疑に対し、海外短期留学補助事業の令和5年の事業再開に向け、沖縄県内海外短期留学実行委員会4市村（南城市、中城村、北中城村、東村）合同で視察に行くための費用。本事業受託事業者に一括して委託するものであるが、留学先での教育の環境、留学時のカリキュラム、大学の受入れ態勢や現地での移動、緊急時における対策など留学参加者の安全を確保するため改めて4市村で確認するもの。積算根拠として、現地コーディネーター費用40万5,000

円が2名、移動費用17万1,000円、航空運賃28万2,000円、宿泊費用14万3,000円、食費10万8,000円、海外保険1万円。宿泊費用、食費については、特別旅費で計上せず委託に含めているとの答弁。

9款5項1目18節、中学生・高校生海外短期留学補助金が対前年度比で214万4,000円の増額になっている理由はとの質疑に対し、近年の円安と燃料の高騰により事業費が増大による増額。214万4,000円のうち、受益者負担分150万円が含まれており、実質は64万4,000円の増額。受益者負担分については、これまで参加者が直接受託事業者へ支払っていたが、今年度からは受益者負担分は役場に支払い、補助金と合わせて受託事業者へ支払う仕組みに変更し、参加者、役場、事業者の三者が分かりやすいように仕組みを変更する。受益者負担分は、歳入23款3項2目1節に計上。近年の円安と燃料の高騰により事業費が増大になったことによる増額との答弁。

同じく9款5項1目18節、まちなか留学事業補助金の内容はとの質疑に対し、沖縄県内の外国籍家族へショートホームステイを行う事業。令和5年度においては、ショートステイ以外にロゲイニング事業（英語を活用して地域を巡り地域を学習しながら英語を学ぶ）を実施する計画。本事業は沖縄県内海外短期留学実行委員会において、コロナ感染症によって実施できなくなった短期留学の代替事業として、昨年、試験的に実施してみたショートステイプログラムが非常に有意義であったと好評であったことから、短期留学以外にも実践の英語学習が体験できる事業として計画。事業費6万3,250円（1泊2日×2回、多文化共生・国際文化学習、地域探索）との答弁。

9款5項2目14節、中央公民館空調整備工事の内容はとの質疑に対し、北中城村立中央公民館ホールの空調の新設、取り付ける事業。中央

公民館ホールの空調は経年劣化による不具合が頻発し、機器が古いことから部品の製造が終了し、一部装置の修繕不可が出ている。令和4年度に同公民館のロビーや調理室、図書室、和室を集中管理から個別管理へと切り替えており、ホールについても同様に切り替える。夏季を迎える前に工事を終えるには4月から事業に取りかかる必要があるが、一般財源を前提としているが、補助金の活用については、令和4年度同様、創生交付金が継続する場合、執行後での決定が可能であるとのことで財政係と調整している。内訳として、パッケージエアコン（天吊形）16キロワット×6台413万5,000円、その他電源工事156万5,000円、諸経費30万円、消費税60万円との答弁。

9款6項1目12節、学校施設開放事業施錠業務委託料の内容はとの質疑に対し、村立小中学校3校の学校開放事業における体育館等施設の施錠（鍵閉め）管理を北中城村シルバー人材センターに委託する業務委託。令和4年度については開錠（鍵開け）と施錠（鍵閉め）の両方を北中城村シルバー人材センターに委託し実施しているが、開錠については、部活顧問とシルバー人材センターとの鍵の引継ぎ事務が発生していたため、教員の負担軽減をするべく、令和4年度内でリモート開錠が可能となるよう予約システムの導入と体育館等施設ドアの改修を行い、シルバー人材センターへの委託は施錠のみとして経費の軽減を図る。業務内容は施錠だけでなく戸締り確認、消灯確認、利用者の退出確認など施設の確認作業も担っている。内訳として1校当たり800円×3校×4回×52週との答弁。

以上で質疑を終結後、上間堅治委員より2件の修正案があり、2款1項14目18節、琉米歴史研究会寄贈資料整理負担金227万4,000円減額し、13款1項1目、予備費を227万4,000円増額する修正案と9款2項1目12節、小学校スクールバス運行委託料831万6,000円減額し、9款2項1

目1節、報酬を831万6,000円増額する修正案が提出された。

2款1項14目18節、琉米歴史研究会寄贈資料整理負担金227万4,000円減額、13款1項1目、予備費227万4,000円増額の修正案提案理由として、琉米歴史研究会寄贈資料整理負担金については、当局の聞き取りで今後村のメリットと今後の支出について全く見通せないことや、維持管理費用についても明確な回答がない中での支出は賢明ではない。

よって今後の資料活用を含めた計画、維持管理費を明確にし、全てが解決した後に補正での対応をしていただきたいとの説明があった。

9款2項1目12節、小学校スクールバス運行委託料831万6,000円減額、9款2項1目1節、報酬831万6,000円増額の修正案提案理由として、スクールバス運行委託料については、担当課の委託する理由はバスの安全運行であるが、委託にした場合高齢ドライバー派遣の問題があり一概に委託にした場合バスの安全運行ができるか危惧も残る。それ以上に危惧されるのが幼稚園の不審者対応である。現在、緊急対応は運転手も関わっており委託になると職員の負担が増し、幼稚園に対しての安全安心への責任についてどのように行うのか議会として十分に考慮しないといけない。さらに、予算面についても村民サービスは低下し負担軽減ではなく増額である。さらには村民の雇用を守る立場からしても到底受け入れられない。運行の安全安心、幼稚園の安全安心、また村民の雇用が担保されたことを確認してからでも遅くはないとの説明があった。

2款1項14目18節、琉米歴史研究会寄贈資料整理負担金227万4,000円減額し、13款1項1目、予備費を227万4,000円増額する修正案の採決を行った結果、賛成多数により可決となった。

9款2項1目12節、小学校スクールバス運行委託料831万6,000円減額し、9款2項1目1節、報酬を831万6,000円増額する修正案の採決を行

った結果、賛成少数により否決となった。

その後、可決となった修正案を除く原案について採決を行った結果、賛成多数により、原案が可決された。

以上であります。

○議長（比嘉義彦）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

まず、原案に賛成の発言を許します。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

令和5年度北中城村一般会計予算の原案に賛成の立場で討論を行います。

2款1項14目18節、琉米歴史研究会寄贈資料整理負担金については、予算審査特別委員会で多くの質疑と答弁がありました。懸念事項も指摘をされていることは私も承知をしております。

しかし、私が原案に賛成する理由は、寄贈者と中城村及び北中城村の三者で寄贈契約書が交わされている点であります。契約書の中で、寄贈条件第2条で寄贈資料の劣化等を防ぐためデジタル作業を行うこと、また信義則第9条に、民法第1条第2項の規定に基づき、この契約を信義に従い誠実に履行しなければならないとあります。すなわち、履行しなければ契約違反、民法違反に問われる可能性があります。日頃より法令遵守の下、運営を行っているのが行政です。議会は予算審議に当たってもこの点を考慮に入れて判断すべきと考えます。

それから修正案提案理由として、補正での対

応を求めています。本来我々議会はできる限り補正回数を減らすことを執行当局に求める立場であります。補正予算での対応を求めることは好ましいことではないと考えます。

以上のことから、私は原案に賛成をいたします。

○議長（比嘉義彦）

次に修正案に賛成者の発言を許します。

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

修正案に対する賛成討論を行います。

琉球歴史研究会寄贈資料整理負担については、中城村との寄贈資料の維持管理や寄贈資料の使用料、保管方法、展示の仕方など両村で協議すべき事項がまだまだ多くあり、現段階においては時期尚早である。改めてしっかりと両村で協議し、協議事項を明確にしてから事業を展開した対応が望ましいと考えます。

最後にしっかりと協議事項を明確に示していただくことを要望し、修正案賛成討論を終わります。

○議長（比嘉義彦）

ほかに討論ありませんか。

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

それでは一般会計予算、原案に賛成の立場で討論いたします。

私は、孝則村長の施政方針に賛同する者として、村民の皆さんと御一緒に孝則村長を支える一人としてここに述べさせていただきます。

まず冒頭、本事業に直接間接を問わず今日まで汗を流していただいた皆様に敬意を表したいと思っております。私たちのふるさと、平和で人と緑が輝く健康長寿と文化の村を希求する北中城村にとりまして、一番望ましいことは何でしょうか。

さきの悲惨な大戦で20万有余の皆様の尊い人命が失われました事実、そして私たちのふるさ

とであります沖縄が焦土と化しました忌まわしい過去がありました。私たちが住む守礼の国琉球をはじめ、昨今の世界情勢が物語るとおり、現代を生きる私たちに平和の尊さを先人の皆様が問いかけているのではないのでしょうか。

御承知のとおり、昔守礼の国琉球を知る生き字引の皆様にはもう時間がありません。本事業を本村が中断させてしまうことに有形・無形の失うものは大きいものとならないのでしょうか。ほかに最善の選択肢はないものでしょうかと大変危惧するところでございます。私たちが現在住む守礼の国琉球の先人の生きた証として、歴史的に貴重な文献の数々が日の目を見ることなく眠ってしまわないのでしょうか。

先人の時代から中城村の皆さんとも、そして私たちが共有しておりました、現在も共有していることと思います。今後の信頼関係はどうなることか大変危惧されます。ただ単に北中城村、中城村という一自治体の文献に限ることなく、守礼の国琉球にとって有形・無形の財産が現在を生きる私たちへの指針となって後世の子や孫たちへの平和の継承となる文献の数々が埋もれてしまわないのでしょうか。私たち守礼の国の先人の生きた証に対する裏切りとならないのでしょうか。いま一度ここで立ち止まって、後世の子や孫たちに負の遺産を継承することにならないのでしょうか。皆さんと一緒に考えていきたいものであります。

皆さんに問いかけさせていただきまして、原案に賛成の立場で討論いたします。

以上。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

令和5年度北中城村一般会計予算、琉米歴史研究会寄贈資料整理負担金の原案修正に対して、賛成の立場で討論いたします。

この琉米歴史研究会寄贈資料整理負担金につ

いてですが、これまでの予算質疑の中で約1万5,000点もの映像資料、写真資料があるということでした。その中で北中城村に関わる資料が十数点しかないという事実を知った中で、果たして全体的な文化的な価値があると思いますが、北中城村に関わる資料が極めて少ないということを見ると、この事業はですね、資料も含めて県立公文書館に寄贈すべきであり、事業そのものも県がやるべきものではないかというふうに考えております。

先ほど来、賛成、反対の意見がありますが、資料に対する文化的価値はあると思っています。ただしかし、中身の問題であります。議会は予算執行に当たり慎重審議が大前提であります。そういう意味で、契約書も含めていまだ解決できていない懸案事項をしっかりと審議する必要が私はあると思っています。そういう意味では慎重審議こそが我々議会と住民との信頼関係を築くものでありますので、いま一度検討する必要があると思っています。

そういう意味で、村当局が仮にこの事業を進めたいのであれば、両村にとって不利益にならないように、いまだ決まっていない協議事項をしっかりと進め、この事業の文化的価値や有益性など村民利益にかなう説得力のある根拠を示す必要があると思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 令和5年度北中城村一般会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は修正です。

まず、委員会の修正案について採決します。

委員会の修正案について賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（比嘉義彦）

起立多数です。したがって委員会の修正案は可決されました。

次にただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

この採決は起立によって行います。

修正部分を除く原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（比嘉義彦）

起立多数です。したがって修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第16号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計予算について

○議長（比嘉義彦）

日程第2．議案第16号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）

議案第16号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計予算について。

令和5年3月6日、本委員会に付託されました議案第16号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては3月8日、13日、20日に全員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入、6款1項1目、保険給付費等交付金が対前年度比で4,177万9,000円の減額になっている理由はとの質疑に対し、普通交付金分4,064万円の減額は、令和4年度の保険給付費の実績から計上している。令和4年度は令和3年度より実績が落ちたことによる減額。特別交付金分113万9,000円の減額は内訳として、保険者努力支援202万6,000円の増、県2号繰入金3万5,000円の増、特定健診負担金30万5,000円の増であるが、特別調整交付金が349万5,000円の減によるものとの答弁。

10款1項1目3節、未就学児均等割保険税繰入金の内容はとの質疑に対し、未就学児保険税軽減対象者数が318人で未就学児均等割保険税繰入金は、159万1,742円となっている。内訳（割合）は、国分（1/2）79万5,871円、県分（1/4）39万7,935円、村分（1/4）39万7,936円との答弁。

歳出、1款1項1目12節、次期国保総合システム業務更改委託料の内容はとの質疑に対し、全国国保連合会の次期国保総合システムに対応するための買い替えて、業務アプリケーション設定済みの状態で納品される。1台23万9,660円×5台で119万8,300円、消費税11万9,830円の合計131万8,130円との答弁。

1款3項1目、運営協議会の内容は（人数、構成、協議内容）との質疑に対し、委員は6名で、被保険者を代表する委員2名、保険医又は保険薬剤師を代表する委員2名、公益を代表する委員2名、任期は3年。内容としては保険給付、保険税、その他国保事業運営に関する重要な事項について審議を行うとの答弁。

2款2項1目18節、一般被保険者高額療養費の内容は（主な病種等）との質疑に対し、令和4年度の病種別で高額順に、透析3,226万2,000円、悪性腫瘍2,548万3,000円、精神疾患2,249万2,000円、心疾患1,803万1,000円、脳疾患1,443万7,000円との答弁。

6款1項1目13節、保健事業費、使用料及び賃借料の内容は（保健事業ツール使用料、マルチマーカ―使用料、地図情報システム使用料及び賃借料）との質疑に対し、保健事業ツール使用料及びマルチマーカ―使用料については、保健師及び管理栄養士が健診の結果を分析・加工に活用しているPCソフトになっている。これまで、保健事業ツールについては無償提供されていたが、有料化となったため新たに予算措置している。マルチマーカ―については、これまでバージョンアップにかかる手数料として、役務費に予算措置していたが、使用料契約に変更されることになり、予算を組み替えて使用料に予算措置している。地図情報システムについては、主に健診未受診者の訪問勧奨に活用しているシステムで、管理台帳からゼンリン地図にダイレクトで表示されるソフト（L-MAP）になっている。本契約については、本ソフトがインストールされたPCを賃借する形態で、賃借料に計上しているとの答弁。

以上で質疑を終結しまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（比嘉義彦）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第16号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。議案第16号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3．議案第17号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（比嘉義彦）

日程第3．議案第17号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）

議案第17号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について。

令和5年3月6日、本委員会に付託されました議案第17号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては3月8日、13日、20日に全員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入、1款1項、後期高齢者医療被保険者の人数と対前年度比はどうなっているかとの質疑に対し、75歳以上被保険者の人数と対前年度比

の推移として、令和元年度平均人数が1,882人、令和2年度平均人数が対前年度比25人増の1,907人、令和3年度平均人数が対前年度比4人減の1,903人、令和4年度平均人数が対前年度比33人増の1,936人となっているとの答弁。

歳出、3款1項1目22節、過誤納金還付金60万円の内訳はとの質疑に対し、過誤納金還付金が発生する内容として、死亡、転出、所得更生、生活保護開始で、60万円の計上金額は令和4年度実績見込み額となっているとの答弁。

以上で質疑を終結しまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（比嘉義彦）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第17号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。議案第17号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

日程第4．議案第18号 令和5年度北中城村水道事業会計予算について

○議長（比嘉義彦）

日程第4．議案第18号 令和5年度北中城村水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（大城律也議員）

議案第18号 令和5年度北中城村水道事業会計予算について。

令和5年3月6日、本委員会に付託されました議案第18号 令和5年度北中城村水道事業会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては3月8日、14日、20日、22日に全員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

収入、1款1項3目3節、基地給水業務手数料が対前年度比513万6,000円の減額の理由はとの質疑に対し、基地給水業務手数料について、昭和50年12月27日付、四市町村協定書により、本村が事務局として事務手続を行うことになったため関係市町村の基地から収納する水道料金相当額に対し事務手続負担率を5%として徴収しておりましたが、平成元年度から消費税が課税されたことにより、本村が消費税を四市町村

分まとめて算出し確定申告を行い、消費税還付をまとめて受けて関係市町村へ配分する事務が増えたため、平成3年10月以降、7%に改定合意していた。その後、税理士の意見を参考に、各々で申告することが本来の事務処理であると協議した上、新年度協定改定を行い、5%へ改めることによる差額によるものとの答弁。

1款5項1目1節、国庫補助金455万円の内訳はとの質疑に対し、平成25年度から令和10年度までの第5次拡張計画に基づき、喜舎場ポンプ場の機械類及び喜舎場・仲順配水池の、電機・機械・計装設備の更新設計に係る国庫補助金である。来年度から残事業と耐震化事業工事に入る予定であるとの答弁。

支出、1款1項3目1節、給料が対前年度比352万5,000円の増額の理由はとの質疑に対し、給料が増額した要因として、昨年度休職していた職員の復職によるものであるとの答弁。給与費明細書の特別職5人についてはとの質疑に対し、第5次拡張計画の再評価に伴う水道施設整備事業再評価監視委員報酬である。令和4年度再評価監視委員会を予定しているが、年度を超えた場合も考慮して費用弁償、報酬も併せて計上してある。地方公営企業の会計規程、勘定科目表を参考にしますと「報酬」は臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬、「給料」は職員の本給、「手当」は職員の扶養、期末、勤勉手当等の諸手当とされているとの答弁。

1款1項3目1節、時間外勤務手当の内容はとの質疑に対し、土曜日、日曜日、祝祭日の閉庁日における毎日の簡易水質検査のための採水や経年劣化、事故による漏水等による緊急時対応による手当となっているとの答弁。

1款1項3目8節、普通旅費・特別旅費140万4,000円の内訳はとの質疑に対し、普通旅費（県内研修）9万6,000円、特別旅費（県外研修）130万8,000円を計上してあります。県内研修は、事務技術担当者会議、水道技術管理者資

格取得講習会（実務研修）などである。県外研修は、日本水道協会主催の研修で、主な内容は、水道基礎講座、配管設計講習会、水道技術者資格取得講習会（学科講習会）などで今年度も1名の研修参加を予定している。職員の人事異動でも支障がないように対応しているとの答弁。資格を持っている職員数はとの質疑に対し、現在役場内の技術資格者は7人で、課に1人在籍しているとの答弁。

1款1項1目1節、北中城村配水管改良工事等3,500万円の内容はとの質疑に対し、県道81号線宜野湾北中城線道路改良工事に伴う水道管移設工事及び和仁屋、渡口地区の既設埋設鋼管材の経年劣化による村内配水管改良工事であるとの答弁。

1款1項1目2節、消火栓（新設・改良）費工事負担金140万円の内訳はとの質疑に対し、県道81号線宜野湾北中城線道路改良工事に伴う消火栓移設設置工事及び村内配水管改良工事による消火栓設置工事で2か所予定しているとの答弁。基準のエリア内に新たな消火栓設置は可能かとの質疑に対し、中城北中城消防組合から要望があれば、協議の下考慮できるとの答弁。

1款1項4目1節、和仁屋・渡口地内配水管改良工事設計業務は耐震化の対応になっているかとの質疑に対し、当該箇所の配水管は、材質が鋼管で腐食による赤水及び漏水が確認されたこともあることから、管の敷設替えを行うための設計業務であり、地震による地盤の動きに対して柔軟に対応できるような伸縮性と離脱防止機能を有した継手構造になっているポリエチレン管へ変更するものであるとの答弁。老朽化した既設配水管の状況はとの質疑に対し、耐用年数が40年経過した箇所は5.6キロメートル残っているため、第5次拡張計画において耐震対応を優先しているとの答弁。

以上で質疑を終結しまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきも

のと決定いたしました。

○議長（比嘉義彦）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 令和5年度北中城村水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第18号 令和5年度北中城村水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。議案第18号 令和5年度北中城村水道事業会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5．議案第19号 令和5年度北中城村下水道事業会計予算について

○議長（比嘉義彦）

日程第5．議案第19号 令和5年度北中城村下水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（大城律也議員）

議案第19号 令和5年度北中城村下水道事業

会計予算について。

令和5年3月6日、本委員会に付託されました議案第19号 令和5年度北中城村下水道事業会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては3月8日、14日、20日、22日に全員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

収入、1款3項1目1節、国庫補助金1億5,000万円の内訳はとの質疑に対し、下水道の整備促進を図るため、令和5年度から予定している地方創生汚水処理施設整備推進交付金であり、令和3年度に新たに創設された交付金である。屋宜原地区、島袋地区、安谷屋地区等の工事及び磁気探査と現場技術業務に充当するための交付金となっているとの答弁。今後の整備計画についてはとの質疑に対し、前年度の見直しも含めて、人口の集中する地域を優先に汚水ます等、令和8年度までの実施計画を立てているとの答弁。

1款4項1目1節、県補助金が対前年度比3,024万円減額の理由はとの質疑に対し、沖縄振興公共投資交付金の県からの配分が昨年度に比べ1,224万円減額となったことによるものと、昨年度予定していた5号調整池整備に係る物件移転補償費1,800万円の減によるものであるとの答弁。

支出、1款1項1目6節、台風時発電機使用料等の内容はとの質疑に対し、台風時発電機使用料については、台風等における停電時によるマンホールポンプ運転のための発電機賃借料110万円と、5号仮設調整池のアパート代替駐車場の賃借料60万円及びパソコン賃借料9万円となっている。なお、昨年度は、台風時等における発電機使用料は発生していないとの答弁。発電機を購入してはどうかとの質疑に対し、維

持管理、移動時の対応と資機材関係保管場所の確保が難しい。緊急時の資機材確保について業者との協定を検討するとの答弁。

1 款 1 項 1 目 13 節、工事費の各工事の発注箇所はとの質疑に対し、公共下水道屋宜原污水枝線工事を 2 工区、島袋污水枝線工事を 3 工区と、安谷屋污水枝線工事を 1 工区、和仁屋污水枝線工事を 1 工区予定している。生活環境に十分配慮して 4 月から 5 月に全て発注を予定しているとの答弁。島袋地区で住宅 30 棟ほどの建設予定地がある。先行して下水道枝線工事を進める考えはないかとの質疑に対し、今年度認可変更で、今までの整備計画の中で令和 6 年度以降を計画している。工事箇所については、配付しました図面に示すとおり、地方創生污水处理施設整備推進交付金と沖縄振興公共投資交付金を活用した整備を予定しているとの答弁。

以上で質疑を終結しまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（比嘉義彦）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 19 号 令和 5 年度北中城村下水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第 19 号 令和 5 年度北中城村下水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。議案第 19 号 令和 5 年度北中城村下水道事業会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 6. 同意第 1 号 北中城村教育委員会委員の任命について

○議長（比嘉義彦）

日程第 6. 同意第 1 号 北中城村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

同意第 1 号

北中城村教育委員会委員の任命について

北中城村教育委員会委員に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住 所 北中城村字美崎
氏 名 安谷屋 建
生年月日 昭和31年生

令和5年3月24日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

北中城村教育委員 大屋みゆき 氏の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、令和5年4月1日付けで教育委員を任命するため。

御本人の略歴等につきましては、別紙を添付してございますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

す。

これから同意第1号 北中城村教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。同意第1号 北中城村教育委員会委員の任命については同意することに決定されました。

日程第7. 発議第1号 北中城村議会の個人情報保護に関する条例の制定について

○議長（比嘉義彦）

日程第7. 発議第1号 北中城村議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは、読み上げて発議とします。

発議第 1 号

北中城村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 5 年 3 月 24 日

北中城村議会議長 比 嘉 義 彦 殿

提案者

北中城村議会議員

上 間 堅 治

賛成者

北中城村議会議員

比 嘉 義 弘

喜屋武 すま子

大 城 律 也

伊 集 守 吉

(提案理由)

令和 5 年 4 月 1 日に施行される改正個人情報保護法により、官民の個人情報保護制度が統合されることに伴い、議会独自の条例を制定する必要があるためこの条例を提案する。

○北中城村議会の個人情報の保護に関する条例 (案)

目次

第 1 章 総則 (第 1 条～第 3 条)

第 2 章 個人情報の取扱い (第 4 条～第 16 条)

第 3 章 個人情報ファイル (第 17 条)

第 4 章 開示、訂正及び利用停止等

第 1 節 開示 (第 18 条～第 30 条)

第 2 節 訂正 (第 31 条～第 37 条)

第 3 節 利用停止 (第 38 条～第 43 条)

第 4 節 審査請求 (第 44 条～第 46 条)

第5章 雑則（第47条～第52条）

第6章 罰則（第53条～第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、北中城村議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（1） 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

（2） 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

（1） 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

（2） 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会（の事務局）の職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、北中城村情報公開条例（平成16年条例第15号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1項第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記載されているものに限る。

- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

（1） 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

（2） 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

（3） 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（4） 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の実事と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- （1） 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- （2） 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- （1） 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- （2） 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- （3） 村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価委員会、公営企業管理者若しくは消防長、村が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- （4） 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会（の事務局）の特定の（課）又は職員に

限るものとする。

- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

- 第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者

に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

- (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止等

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（情報公開条例第2条に規定する情報を除く。）又は情報公開条例第7条に規定する情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特

定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないとされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日

以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
- 2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

第30条 第28条第1項に規定する文書等の閲覧は無料とする。

2 第28条第1項に規定する文書等の交付を行う場合における当該写しの作成に要する費用の額は、日本工業規格A列3版若しくは4版又はB列4版若しくは5版の用紙を用いた場合は、白黒片面1枚10円、カラー片面1枚50円とする。その他の場合は実費相当額を負担するものとする。ただし、議長は、公益又は公共の利益のため必要があると認めるときは、当該実費を免除し、又は減額することができる。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足り

る事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から15日以内にならなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が必要な各号のいずれかに該当するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。
(利用停止請求の手續)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審査手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、北中城村情報公開条例(平成16年北中城村条例第15号)第19条に規定する北中城村情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審議会への諮問）

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、第45条に規定する審査会に諮問することができる。

（施行状況の公表）

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイ

ル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、北中城村の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 次に掲げる者に係る廃止前の北中城村個人情報保護条例（平成16年条例第16号）（以下「旧条例」という。）第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- （1） この条例の施行の際現に旧条例第2条第6号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取り扱いに従事していた者
- （2） この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取り扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第13条、第22条、第29条の規定による請求がなされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び中止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- （1） この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- （2） 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第1号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三

者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、村の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

6 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号 北中城村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。発議第1号 北中城村議会の個人情報の保護に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第8. 決議第1号 閉会中の議員派遣に関する決議について

○議長（比嘉義彦）

日程第8. 決議第1号 閉会中の議員派遣に関する決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

決議第1号

閉会中の議員派遣に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年3月24日

北中城村議会議長 比 嘉 義 彦 殿

提案者

北中城村議会議員

上 間 堅 治

賛成者

北中城村議会議員

比 嘉 義 弘

喜屋武 すま子

大 城 律 也

伊 集 守 吉

閉会中の議員派遣に関する決議について

本議会は閉会中に、下記の諸研修会へ議員派遣することを決議する。

記

1. 沖縄県町村議会議長会主催による議員研修会
(令和5年度沖縄県町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
2. 中部地区町村議会議長会主催による議員研修会
(令和5年度中部地区町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
3. 全国市町村研修財団が実施する市町村議会議員向け研修会
研修科目 : 議会議員研修
期 間 : 令和5年5月8日から5月12日まで
場 所 : 全国市町村国際文化研修所
4. 本村議会主催による議員研修会
(令和5年度中に開催される諸研修会等)

令和5年3月24日

沖縄県中頭郡北中城村議会

以上です。

○議長（比嘉義彦）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第1号 閉会中の議員派遣に関する決議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。決議第1号 閉会中の議員派遣に関する決議については原案のとおり可決されました。

次にお諮りします。ただいま可決された閉会中の議員の派遣に関する決議の内容について及び日程等に変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思えますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。日程変更等を要するときの取扱いは議長に一任されました。

日程第9. 閉会中の継続審査及び調査の申し出

○議長（比嘉義彦）

日程第9. 閉会中の継続審査及び調査の申し出の件を議題とします。

総務厚生常任委員長、建設文教常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。したがって委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位、そして執行部の皆様には長い会期中、熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年第1回北中城村議会議
定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午後 0時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署
名する。

北中城村議会

議 長 比 嘉 義 彦

署名議員 伊 集 守 吉

署名議員 大 城 律 也